

平成 24 年

# 小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成24年  
 小樽市議会 第1回定例会 会期及び会議日程

会期 2月22日～3月14日（22日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月22日（水）	提案説明	
23日（木）	休 会	
24日（金）	”	
25日（土）	”	
26日（日）	”	
27日（月）	会派代表質問	
28日（火）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問	
29日（水）	一般質問	
3月 1日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
2日（金）	”	”（総務所管）
3日（土）	”	
4日（日）	”	
5日（月）	”	予算特別委員会（経済所管）
6日（火）	”	”（厚生所管）
7日（水）	”	”（建設所管）
8日（木）	”	”（総括質疑）
9日（金）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
10日（土）	”	
11日（日）	”	
12日（月）	”	学校適正配置等調査特別委員会
13日（火）	”	
14日（水）	討論・採決等	

平成24年  
第1回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 2月22日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第53号	3
	○市長提案説明（議1～52）	3
	○教育行政執行方針 教育長	13
	○提案説明（議53 小貫議員）	16
	採 決（議16）	17
1	日程第3 休会の決定	17
1	散 会	18

○ 2月27日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	19
1	欠席議員	19
1	出席説明員	19
1	議事参与事務局職員	20
1	開 議	21
1	会議録署名議員の指名	21
1	日程第1 議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第53号	21
	○会派代表質問 前田議員	21
	○会派代表質問 北野議員	43
1	散 会	62

○ 2月28日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	63
1	欠席議員	63
1	出席説明員	63
1	議事参与事務局職員	64
1	開 議	65
1	会議録署名議員の指名	65
1	日程第1 議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第53号	65
	○会派代表質問 高橋議員	65
	○会派代表質問 斎藤（博）議員	84
	○会派代表質問 成田議員	102
	○無所属議員の質疑及び一般質問 久末議員	113
1	散 会	114

○ 2月29日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	117
1	欠席議員	117
1	出席説明員	117
1	議事参与事務局職員	118
1	開 議	119
1	会議録署名議員の指名	119
1	理事者から発言の申出	119
1	日程第1 議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第53号	119
	○一般質問 中島議員	119
	○一般質問 安齋議員	124
	○一般質問 新谷議員	130
	○一般質問 千葉議員	139
	○一般質問 中村議員	149
	○一般質問 山田議員	152
	○一般質問 佐々木（秩）議員	163
	予算特別委員会設置・付託	170
	常任委員会付託	170
1	日程第2 請願・陳情	171
	予算特別委員会付託	171
	学校適正配置等調査特別委員会付託	171

	常任委員会付託	171
1	日程第3    休会の決定	171
1	散    会	171

○    3月14日（水曜日）    第5日目

1	出席議員	173
1	欠席議員	173
1	出席説明員	173
1	議事参与事務局職員	174
1	開    議	175
1	会議録署名議員の指名	175
1	日程第1    議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第53号並びに請願及び陳情 並びに調査	175
	予算特別委員長報告	175
	議案第1号及び第26号修正案の趣旨説明（新谷議員）	182
○討	論    川畑議員	183
○討	論    安斎議員	185
採	決	186
	総務常任委員長報告	188
○討	論    小貫議員	189
○討	論    斎藤（博）議員	190
採	決	191
	経済常任委員長報告	192
○討	論    北野議員	193
採	決	194
	厚生常任委員長報告	194
○討	論    川畑議員	196
採	決	196
	建設常任委員長報告	196
採	決	198
	学校適正配置等調査特別委員長報告	198
○討	論    小貫議員	200
採	決	200
1	日程第2    議案第54号	200
	○市長提案説明（議54）	201

採 決	201
1 日程第3 意見書案第1号ないし第11号	201
○提案説明 (意1～3 新谷議員)	201
○討 論 林下議員	202
○討 論 中島議員	203
採 決	205
1 閉 会	205

## 議事事件一覧表

議案

議案	案	第 1 号	号	平成24年度小樽市一般会計予算
議案	案	第 2 号	号	平成24年度小樽市一般会計予算に対する修正案
議案	案	第 3 号	号	平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	案	第 4 号	号	平成24年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	案	第 5 号	号	平成24年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	案	第 6 号	号	平成24年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	案	第 7 号	号	平成24年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案	案	第 8 号	号	平成24年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	案	第 9 号	号	平成24年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	案	第 10 号	号	平成24年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	案	第 11 号	号	平成24年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案	案	第 12 号	号	平成24年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案	案	第 13 号	号	平成24年度小樽市病院事業会計予算
議案	案	第 14 号	号	平成24年度小樽市水道事業会計予算
議案	案	第 15 号	号	平成24年度小樽市下水道事業会計予算
議案	案	第 16 号	号	平成24年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	案	第 17 号	号	平成23年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 18 号	号	平成23年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 19 号	号	平成23年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	案	第 20 号	号	平成23年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案	第 21 号	号	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 22 号	号	平成23年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 23 号	号	平成23年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案	案	第 24 号	号	平成23年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案	第 25 号	号	平成23年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案	第 26 号	号	平成23年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	案	第 27 号	号	小樽市職員倫理条例案
議案	案	第 28 号	号	小樽市職員倫理条例案に対する修正案
議案	案	第 29 号	号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 30 号	号	小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 31 号	号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 32 号	号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 33 号	号	小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 34 号	号	小樽市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 35 号	号	小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 36 号	号	小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 37 号	号	小樽市興行場法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 38 号	号	小樽市理容師法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 39 号	号	小樽市美容師法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 40 号	号	小樽市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 41 号	号	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 42 号	号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 43 号	号	小樽市屋外広告物条例案
議案	案	第 44 号	号	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 45 号	号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 46 号	号	市立小樽図書館条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 47 号	号	小樽市総合博物館条例等の一部を改正する条例案
議案	案	第 48 号	号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 49 号	号	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 50 号	号	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案	案	第 51 号	号	市道路線の認定について
議案	案	第 52 号	号	市道路線の変更について
議案	案	第 53 号	号	工事請負変更契約について
議案	案	第 54 号	号	工事請負変更契約について
議案	案	第 55 号	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第 56 号	号	人権擁護委員候補者の推薦について

意見書案

意見書案第1号	衆議院の比例定数削減に反対する意見書（案）
意見書案第2号	消費税増税に反対する意見書（案）
意見書案第3号	政党助成制度の廃止を求める意見書（案）
意見書案第4号	確実かつ実効的な「障害者総合福祉法」（仮称）の制定を求める意見書（案）
意見書案第5号	泊原発1、2号機の再稼働に関する意見書（案）
意見書案第6号	安心できる介護保険制度に関する意見書（案）
意見書案第7号	若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書（案）
意見書案第8号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）
意見書案第9号	基礎自治体への権限移譲に関する支援策の充実を求める意見書（案）
意見書案第10号	こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）
意見書案第11号	年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書

請願

請願第1号	国民健康保険料の引下げ方について
-------	------------------

陳情

陳情第291号	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について
陳情第292号	小樽市職員倫理条例案の見直し方について
陳情第293号	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について
陳情第294号～第308号	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について

## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

#### 前田議員（２月２７日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 平成２３年度決算見込みについて
- 3 新年度予算について
- 4 防災について
- 5 産業振興について
- 6 福祉について
- 7 新市立病院について
- 8 小樽ジャンクションについて
- 9 教育について
- 10 その他

#### 北野議員（２月２７日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
  - (1) 財政の現状について
    - ア 他会計からの借入れに関して
    - イ わが党の指摘に関して
    - ウ 財政の現状認識
    - エ 新健全化計画について
  - (2) 新年度予算に関して
    - ア 市税収入について
    - イ 歳出について
    - ウ 石狩湾新港管理組合負担金について
- 2 議案第９号介護保険事業特別会計予算について
  - (1) 特別養護老人ホームについて
  - (2) 第５期介護保険事業計画について
  - (3) 定期巡回・随時対応型サービスについて
  - (4) 介護保険料について
  - (5) 保険料の仕組みについて
  - (6) 市独自の利用料減免について
  - (7) 介護従事者の処遇改善について
- 3 「空き家等の適正管理に関する条例」制定について
- 4 その他

**高橋議員（２月２８日１番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 行政改革について
- 3 経済問題について
  - (1) 若年者雇用対策と企業誘致について
  - (2) 旧丸井今井小樽店と旧小樽グランドホテルについて
  - (3) 日本海側拠点港について
  - (4) 第3号ふ頭基部について
- 4 市立病院問題について
- 5 最終処分場について
- 6 教育問題について
  - (1) 小樽市文化芸術振興条例について
  - (2) 教職員のメンタルヘルスについて
  - (3) 学校図書館の整備について
- 7 その他

**斎藤（博）議員（２月２８日２番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 予算編成方針について
- 2 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ延長について
- 3 新・市民プールについて
- 4 官製ワーキングプア対策について
- 5 原発防災対策等について
- 6 自治基本条例について
- 7 その他

**成田議員（２月２８日３番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新市立病院について
- 2 財政問題について
- 3 廃棄物関連について
- 4 夜間急病センターについて
- 5 防災・減災について
- 6 教育問題について
- 7 その他

○無所属議員の質疑及び一般質問

久末議員（２月２８日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市道豊井道線について
- 2 祝津川の溢水対策について
- 3 その他

○一般質問

中島議員（２月２９日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市営住宅の家賃減免について
- 2 おたる運河ロードレースについて
- 3 その他

安斎議員（２月２９日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 稲一再開発ビルについて
- 2 市民共調の街づくりについて
- 3 公共施設の耐震化（安心・安全なまちづくり）について
- 4 駅前広場について
- 5 教育力と学力の向上について
- 6 食育について
- 7 その他

新谷議員（２月２９日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 孤立死防止対策について
- 2 防災について
- 3 その他

**千葉議員（２月２９日４番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 防災の取組について
- 2 少子化対策における不妊治療支援について
- 3 生活保護制度について
- 4 発達障がい児支援策について
- 5 その他

**中村議員（２月２９日５番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 災害拠点病院としての機能について
- 2 市と新市立病院の連携による予防医学について
- 3 ヘリポート設置計画について
- 4 日本海側拠点港の選定を受けて
  - (1) 3港連携による協議会について
  - (2) 第3号ふ頭整備までの間の大型クルーズ客船受入れについて
  - (3) 計画実現に向けた、国への働きかけについて
- 5 その他

**山田議員（２月２９日６番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 行政コスト
- 2 ふるさと納税
- 3 消防団の通信手段
- 4 水族館の運営
- 5 独居老人見守りと自殺予防
- 6 ごみ減量と地域活動
- 7 空き家の適正管理と免震建物
- 8 武道実習と英語教育
- 9 その他

**佐々木（秩）議員（２月２９日７番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 「子どもの権利条約」の基本理念に沿った取組について
- 2 小樽市に残るアスベスト対策について
- 3 その他

平成24年  
第1回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成24年2月22日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之				
教	育	長	上	林	猛	水	道	局	長	原	田	憲	男			
総	務	部	長	迫	俊	産	業	港	湾	部	長	工	藤	裕	司	
産	業	港	湾	部	参	生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一	
医	療	保	険	部	長	福	祉	部	長	三	浦	波	人			
保	健	所	長	秋	野	建	設	部	長	飯	田	俊	哉			
会	計	管	理	者	石	消	防	長	柿	崎	隆	幸				
病	院	局	管	理	者	教	育	部	長	山	村	幹	雄			
病	院	局	管	理	者	総	務	部	総	務	課	長	中	田	克	浩
病	院	局	管	理	者	財	政	部	財	政	課	長	黒	澤	政	之
病	院	局	管	理	者	財	政	部	財	政	課	長	黒	澤	政	之

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠 一  
庶務係 長 伝里 純 也  
調査係 長 沼田 晃 司  
書 記 佐藤 誠  
書 記 高野 香 織

事務局 次長 佐藤 正 樹  
議事係 長 中村 弘 二  
書 記 相澤 幸  
書 記 柳谷 昌 和

**開会 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、平成24年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆行議員、中島麗子議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月14日までの22日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第53号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第52号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 平成24年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるに先立ち、新年度に向けた市政執行の所信の一端と主要施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

私が市長に就任して以来、既に9か月の時が流れました。瞬く間に過ぎたこの日々の中で、市役所の各職場はもとより、市民の皆さんが日常利用する公共施設などを小まめに回るなど、私自身みずから現場に赴き、市政の課題を肌で感じました。小樽市長として、この歴史のある13万都市のかじ取り役の責任がいかに重いものであるかを強く感じ入ったところであります。

私の就任後、第2回定例会におきまして、「市民の皆さんと行政が協働し、市民力を生かした『活力あるおたる』の創造を目指し、市政運営やまちづくりを進めていく」との決意を申し上げました。新年度に臨む今、この大きな目標をより強く意識し、私の第二のふるさととも言える、愛するこのまち「小樽」の発展のために、民間での経験を生かし、現場主義、実践主義を貫く思いを新たにしたいと考えています。

さて、昨年3月に発生し、未曾有の大災害となった「東日本大震災」は、自然の持つ破壊力のすさまじさを、日本はもとより世界の人々の脳裏に焼きつけました。ここに、被災地の一日も早い復興と、今年こそは平穏な年であることを強く願うものであります。

こうした中、国内景気は、海外経済の減速や円高の影響で国内企業の輸出、生産が頭打ちとなっており、1月16日に日本銀行が公表した地域経済報告を見ますと、北海道は「持ち直しの動きが一服し、横ばい圏内で推移している」とされるなど、総じて足踏み感を強めているように思われます。

ただ、さきに報道がなされておりましたが、本道におきましても、百貨店をはじめ初売りの盛況ぶりなどを見ますと、厳しい出来事が多かった昨年から消費者に「心機一転」気分が芽生えているようであり、このような消費行動の変化が幅広い業種の売上げを押し上げて、震災からの復興につながってほしいと考えているところであります。

去る1月24日、第180回通常国会が開会いたしました。今、国政は、重大な局面を迎えております。それは、一刻の猶予も許されない震災復興関連対策のほか、「社会保障と税の一体改革」など、莫大な財源を要する諸々の課題に、政府がどのような処方せんを示し、どのように国民の理解を得ていくのか、

正念場を迎えているわけであります。言うまでもなく、地方自治体の財政や行政運営にも極めて大きな影響を及ぼすものでありますことから、十分議論を尽くした上で、最善の政策方針の決定を強く望むものであります。

本市におきましても、多くの難しい行政課題を抱えておりますことから、市民のだれもが将来に明るい希望を持てるよう、先見性とスピード感を持って、着実な市政運営を進めていかなければなりません。このため、まずは、次の二つの政策分野について、重点的な展開を図ってまいります。

一つ目といたしましては、「防災対策」であります。

東日本大震災の発生は、災害への備えと危機管理の大切さを再認識させられる出来事となりました。市民の皆さんが安全に安心して暮らせるよう、地震・津波対策や風水害対策の充実を図ることが最優先の課題であるものと認識し、防災体制の強化に取り組んでまいります。

震災発生を教訓とし、昨年「津波ハザードマップ」の策定に取り組んでまいりましたが、3月下旬から、このマップを避難が必要な沿岸地域の世帯に配布いたします。

なお、今回のマップは、現行の津波浸水予測図に基づいて作成するものでありますので、北海道から新たな予測図が示された後には、マップの内容を改訂し、改めて全世帯に配布する予定であります。あわせて、地域の自主防災組織の育成など、市民と一体となった体制づくりを進めるほか、津波避難計画を盛り込んだ地域防災計画を見直すなど、防災対策に万全を期してまいります。

一方、このたびの震災における被災地での対応状況などから、避難所のあり方が問われております。そのため、本市におきましても、全市的に避難所の機能強化を進めるため、必要な備蓄用品を計画的に配備するほか、災害対策本部となる市役所と各避難所間の円滑な通信手段を確保していくため、「防災行政デジタル無線」について、来年度の早い時期に整備を終え、緊急時の情報連絡体制を確保してまいります。

さらに、火災や災害に迅速かつ的確に対応するため、高機能消防指令センターや消防救急無線のデジタル化を進めることにより、通信連絡網の安定的な確保を図ってまいります。

また、災害に強いまちづくりの面からは、市立病院の統合新築、小・中学校校舎の耐震補強のほか、上下水道施設の耐震化などを進めていくとともに、大雨による河川のはんらん、浸水被害を未然に防止するため、銭函地区の河川防災事業などにも取り組んでまいります。

二つ目としましては、地域経済の活性化に向けた「経済・雇用対策」であります。

人口減少、少子高齢化が進行する中、本市経済は低迷を続けており、本年に入ってから、建設業の破産、水産加工会社の民事再生法適用申請などが相次ぐなど、これまで経済を牽引してきた多くの中小企業にとって厳しい経営環境が続いております。

都市に活力とにぎわいを生み、生活を支え、まちを明るく、魅力あふれるものとしていくためには、このような状況を乗り越え、地域経済を活性化させることが不可欠であり、今の小樽にとって最も重要なことであると認識しているところであります。

まず、観光につきましては、震災の影響があった昨年を除き、増加傾向にある外国人観光客に対するさらなる「おもてなし」と誘客を目指します。

市内に3か所ある観光案内所のうち、運河プラザの観光案内所を英語、中国語、韓国語の3か国語に対応可能な「国際インフォメーションセンター」として整備し、外国人観光客の利便性向上を図ります。さらに、日本政府観光局の「ビジット・ジャパン案内所」としての登録も視野に入れながら、外国人観光客によりきめ細かなサービスを提供するとともに、観光情報発信やニーズ把握の拠点としての機能強化を進めていきます。

また、ニセコ地区と共同で中国からの旅行会社やマスコミを招聘し、スポーツ観光フォーラムを開催するなどし、国内観光客を含め小樽の好感度や知名度のアップにつなげてまいります。

昨年、小樽港は、伏木富山港、舞鶴港とともに「外航クルーズ機能に係る日本海側拠点港」に選定されました。今後は、3港で「環日本海クルーズ推進協議会」を設立し、連携してクルーズ客船の寄港促進に向けた誘致活動を推進してまいります。また、ハード面では、大型クルーズ客船への当面の対応を含め、老朽化が進んでいる勝納ふ頭の岸壁改良工事などを進めます。

また、本市の経済を支える中小企業の振興としましては、地場製品のブランド力を高めるため、消費者ニーズなどの情報収集、既存商品の検証とブラッシュアップ、さらには新たな商品開発や販路開拓までの一連のステップを専門家が総合的にサポートしていく「小樽ブランド力推進事業」を立ち上げます。また、本市の大切な地域資源である「小樽ガラス」について、市内への一層の浸透を目指し、小学生の卒業記念としてガラス製品製作体験といった事業も実施してまいります。

一方、東アジア圏に販路開拓を進める企業に対しましては、通関手続費用への助成のほか、海外見本市への出展などの取組に引き続き支援をしてまいります。

企業誘致につきましては、私みずからが首都圏に赴き、新たな事業展開を検討する企業などを対象に「企業立地トップセミナー」を開催いたします。

雇用対策といたしましては、昨年に引き続き、「重点分野雇用創造事業」や「市独自の雇用対策事業」の実施により、新たに100名程度の雇用を創出するほか、高等学校の1、2年生を対象に市内企業への就職促進を図るため、就職活動の実践力向上を目指す「高校生就職スキルアップ支援事業」を実施してまいります。

最後に、昨年、議員提案により条例化された「住宅リフォーム助成事業」につきましては、安全・安心で快適な住環境の整備を目指し、住宅の改修、環境負荷の低減や省エネルギー化を進めるとともに、市内産業の活性化を図ってまいります。

次に、平成24年度予算編成に当たっての基本的な考え方を説明申し上げます。

本市の財政は引き続き厳しい状況にありますことから、「選択と集中」の視点に立って、事業の厳選に引き続き取り組むこととし、最優先課題であります財政の健全化を念頭に置いて予算を編成したところであります。この間、歳入の確保や経費の節減を基本とし、庁内におきまして徹底的に議論を重ねたところであります。

財政構造の面から申し上げますと、本市の一般会計は、平成22年度決算におきまして、累積赤字は解消したものの、一方では、基金や他会計などからの借入残高が年々増加しており、赤字体質であることに変わりはありません。そのため、一步踏み込んだ次のステップとして、他会計などからの借入に依存した財政構造を改めていかなければ、今後も市民サービスの向上や新たな財政需要への十分な対応ができない状況が続くことになります。このような財政構造から一日も早く脱却するため、平成24年度当初予算におきましては、他会計からの新たな借入れは行わずに予算編成を行うこととしたところであります。

しかしながら、景気の低迷や固定資産税の評価替えなどにより、市税収入が大幅に落ち込む中であって、「子どものための手当経費」では、国と地方の負担割合の見直しや特例交付金の廃止により市の負担が増加したほか、医療費など社会保障関係費の自然増もあって、一般会計全体としましては、平成23年度から大幅な収支改善には至らなかったところであります。

その結果、約8億円の財源不足が生じる状況となり、財政調整基金の活用だけでは、財源不足の解消が図られなかったことから、やむを得ず、予算執行が冬場となる除雪費に係る1億5,000万円の計上を

留保することで、収支の均衡を図ったところであります。

なお、この計上を留保した除雪費につきましては、今後、一定程度発生が見込まれる前年度繰越金や予算執行段階で生じる入札差金などによって財源を捻出するなどし、対応してまいりたいと考えております。

次に、新年度から実施してまいります主な施策・事業の概要について、「第6次小樽市総合計画」の「5つのまちづくりのテーマ」の体系に沿って説明申し上げます。

まず、五つのテーマの1点目、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）」の分野についてであります。小樽市の未来を担う子供たちが健やかに育っていくとともに、みずから学び、みずから考え行動する力など、確かな学力の向上に向けた取組を促進いたします。また、市民だれもが文化・芸術などに親しみ、豊かで潤いに満ちた市民生活を送ることのできるよう努めてまいります。

なお、教育行政全体の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明いたしますので、予算面から主なものに絞って申し上げます。

学校教育では、中学校教職員用にパソコンを集中配備するほか、学校情報ネットワーク環境の計画的な整備を進めてまいります。

大型事業としましては、学校再編の着実な推進とあわせて小・中学校の耐震化に引き続き取り組むとともに、新学校給食共同調理場について、平成25年度の供用開始を目指し、今年度中に実施設計を終え、新年度から建設工事に着手してまいります。

社会教育では、放課後児童クラブのうち、これまで小学校4年生までの受入れとしていた特別支援学級に在籍する児童などについて、新年度から体制の整備を図る中で、新たに6年生まで受入れを延長いたします。

また、近年、観光関連施設としても重要度が高まっている美術館や、旧日本郵船小樽支店の老朽箇所、総合博物館の鉄道施設の改修も手がけてまいります。

2点目は、「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）」の分野についてであります。

少子高齢化が進む中で、市民の皆さんが生き生きと充実した生活を送り、末永く本市で暮らしていけるよう、高齢者の方々などをまち全体で支える体制づくりや、安心して子供を生み育てることのできる環境整備などを進めてまいります。

地域福祉としましては、平成22年度に小樽市社会福祉協議会が開設した「小樽・北しりべし成年後見センター」の相談件数が年々増加していることから、こうしたニーズにきめ細やかに対応していくため、担当職員を増員するなど、体制強化に向けた取組を支援いたします。

障害者福祉におきましては、抜本的な制度の見直しまでの当面の措置として、平成22年12月にいわゆる「つなぎ法」が公布されたことから、本市におきましても、これまで所要の対応を行ってまいりました。本年4月1日からは、さらに相談支援の充実が図られることなどに伴い、体制強化等の関連する経費を計上いたしました。

また、障害者自立支援法や介護保険法では対象とならない難病を持つ方々に、車いすなどの用具を給付する事業も、新規施策として実施してまいります。

子育て支援としましては、子ども手当が「子どものための手当」として支給対象などが変更となることに伴い、所要額を計上したほか、昨年、新たにスタートした「ファミリーサポートセンター事業」を引き続き推進していくこととし、子育て中の方々のニーズにこたえてまいります。

また、「奥沢保育所」につきましては、昭和47年に建設され、老朽化が著しいことから、平成26年

度の供用開始を目指し、実施設計や測量調査を実施してまいります。

保健衛生の関連施策としましては、市民の皆さんの健康を守っていくため、法定接種化が検討されている子宮頸がん等のワクチンについて、さらに来年度末まで延長し実施してまいります。

地域医療の面からは、新夜間急病センターの移転改築にあわせ、救急医療についての認識を深めていただくため、市民向けセミナーなどを開催してまいります。

また、北後志圏における周産期医療体制の維持・継続を図るため、関係医療機関に対し、引き続き財政支援を行い、地域医療の確保とあわせて、安心して子供を生み育てる環境づくりを進めてまいります。

次は、3点目、「安全で快適な住みよいまち（生活基盤）」の分野についてであります。

市民生活に欠くことのできない、上下水道、道路・交通網などの社会資本整備、公営住宅、消防・防災設備などにつきましては、老朽化した施設の更新や適正な維持・管理などにより、市民サービスの向上に努めてまいります。

全道でもいち早く供用が開始され、普及率の高い上下水道につきましては、老朽化が進んでいることから、耐震化とあわせて配水管や終末処理場など関連施設の計画的な整備を進めます。

また、市内135の橋梁について、修繕・かけ替えなどの対応策を検討し、必要な維持・管理を実施していくため、2か年で「長寿命化修繕計画」を策定いたします。

市営住宅につきましては、引き続きオタモイ住宅4号棟の本体工事を行うとともに、北海道から譲渡される予定の道営住宅若竹団地1号棟の耐震補強及び改修工事に着手するほか、老朽化した市営住宅の改修等を行います。

市街地整備としましては、観光客の回遊性の向上のほか、市民の憩いの場の創出を目指し、平成22年度から着手している「旧国鉄手宮線整備事業」について、平成24年度は、用地買収や実施設計に係る経費を計上し、整備を進めてまいります。

北海道新幹線の札幌延伸につきましては、政府与党が昨年12月26日、早ければ本年度中にその他未着工の2区間を含め、同時着工する方針を確認いたしました。未着工区間が整備されれば、東京－札幌間の鉄道の移動時間が大幅に短縮されることから、観光客の増加を含め、大きな経済効果が生まれると考えられます。

今後は、並行在来線経営分離後の課題など地域交通のあり方について、しっかりと議論していくことはもとより、地域活性化の切り札とすべく、北海道をはじめ関係する市町村と連携を密にしながら、1年でも早い札幌延伸の実現を目指してまいります。

次に、4点目、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）」についてであります。

厳しい経済状況が続く中、地域の活性化に向け、「経済・雇用対策」として観光や中小企業の振興に取り組んでいくほか、港湾の整備、水産業や商店街の振興などについても、積極的な施策展開を図ってまいります。

小樽港につきましては、近年の港湾を取り巻く環境の変化や取扱貨物などの動向を踏まえ、今後の港湾空間の活用方法や港湾整備のあり方などについて、検討していく必要があります。このため、クルーズ客船誘致の取組とあわせ、平成27年度をめどに港湾計画の改訂を進めていくこととし、まず第3号ふ頭及び周辺の再開発計画の作成に向け必要な経費を計上いたしました。

水産業につきましては、若手漁業後継者の育成が進む忍路漁港地区におきまして、漁港盤備や藻場造成事業を実施し、漁業就業環境の改善を図ってまいります。

また、塩谷地区の水質保全や良質な漁業環境の改善を目的とした「水産環境整備事業」も引き続き実

施してまいります。

本市の商店街は、人口減少や消費の多様化などにより、大変厳しい状況にあります。このため、中心商店街の活性化に向けた取組を支援する「にぎわう商店街づくり支援事業」と、市内の各市場や周辺商店街などが実施する販売促進やイベント事業などを支援する「商店街活性化支援事業」、さらには「空き店舗対策支援事業」などにより、商店街の振興に取り組んでまいります。

まちづくりのテーマの最後5点目は、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）」についてであります。

長い海岸線や起伏に富んだ地形などの美しい自然環境、これらと調和する歴史的な遺産と生活空間は、小樽が誇る財産であります。私たちは、これらの財産、資源を後世にしっかり引き継いでいかなければなりません。

平成22年度に制定した「小樽市環境基本条例」では、その推進方針となる「環境基本計画」の策定を規定しておりますことから、平成27年度の計画施行・公表を目指し、所要額を計上いたしました。

また、地球温暖化防止や再生可能エネルギーなど環境保全への関心を高めていくため、北海道ガスの寄附金を活用し、小学生を対象に環境関連施設の見学会や、再生可能エネルギー体験学習にかかわる取組もスタートしてまいります。

一方、桃内の廃棄物処分場につきましては、昨年行った地質調査結果などを基に、次期処分場の規模、施設のあり方を検討することとし、「次期廃棄物最終処分場検討業務費」を計上したところであります。

次に、その他の施策について説明申し上げます。

本市では、大正11年8月1日に札幌市など5市とともに北海道で初めて市制を施行して以来、本年で90周年を迎えることとなります。このため、本年8月1日には市民センター・マリンホールにおきまして記念式典を開催するほか、11月には90周年記念公開番組としてNHK-B S放送の番組収録を行います。また、この記念事業の一環として、文学館・美術館において特別展を開催してまいります。

市民サービスの向上の面からは、「戸籍事務の電算化」に取り組んでまいります。

既に多くの自治体が戸籍事務の電算化を実施しておりますが、本市におきましても、平成26年度のシステム稼働を目指してデータベース化に取り組み、事務の効率化や証明書発行のスピードアップを図ってまいります。

また、高齢化や核家族化が進展していく中で、納骨ができず、やむを得ず自宅で保管されている方々などのため、市営中央墓地に合同墓を整備し、本年10月から供用を開始いたします。

市民との協働、市民参加の市政運営の面からは、本市におきましても、少子高齢化が進展する中で、これまでコミュニティの中核として地域活動を支えてきた町会が担い手不足に陥っているほか、財政面でも厳しい状況となっております。このため、総連合町会への助成を拡大し、地域課題の解決などに向け、町会の自主的・自発的な取組を支援してまいります。

最後に、地域主権改革に関連した小樽市の取組について申し上げます。

平成19年4月にスタートしたいわゆる第2期の分権改革は、地域主権改革関連三法の成立、地域主権戦略の閣議決定のほか、第1次と第2次の地域主権改革一括法の成立など、住民に身近な行政は地域みずからの判断と責任で実行できる地域社会づくりが、少しずつではありますが、進みつつあると認識しております。

このうち、昨年公布された地域主権改革一括法は、自治体の義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大などを目的とするものであり、関係政省令の改正状況などを見ながら順次対応を図っていくものであることから、まずは関係分として、旅館業法などいわゆる生活衛生関係営業六法や、図書館法など

に関連する条例について必要な改正を行い、本年4月1日から円滑な対応を図ってまいります。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第15号までの平成24年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、本市の平成24年度一般会計予算の主なものについて、前年度との比較で説明申し上げますが、平成23年度当初予算は「骨格予算」でありましたので、政策的経費などを盛り込んだ第2回定例会補正後の予算との比較とさせていただきます。

まず、歳入についてであります。市税では、景気の低迷や固定資産税の評価替えなどにより大幅な減収が見込まれるため、5.4パーセント、7億5,940万円の減収を見込みました。

地方交付税につきましては、地方財政計画上の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、4.7パーセント、8億6,100万円の増と見込みました。

また、歳出の主なものについて、経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、人件費が2.3パーセントの減、扶助費が子どものための手当の減などにより1.4パーセント減となったことなどにより、合計で1.6パーセントの減となり、歳出合計に占める割合は、前年度を0.5ポイント下回る58.6パーセントと見込みました。

行政経費では、昨年の統一地方選挙費の減などにより2.6パーセントの減、建設事業費につきましては、新学校給食共同調理場建設事業や高機能消防指令センター整備事業の実施などに伴い、50.3パーセントの大幅な増となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、保育所緊急整備事業費補助金など臨時的な補助金の減などにより3.9パーセントの減、維持補修費につきましては、除雪費の一部計上留保などにより13.8パーセントの減、繰出金につきましては、介護保険事業や後期高齢者医療事業分が増となりましたが、下水道事業や病院事業分が減となり、総額では3.9パーセントの減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、1人当たり医療費の増などにより、保険給付費が2.5パーセント増の129億7,267万円となるほか、後期高齢者支援金も10.8パーセント増の16億2,810万円となりましたが、歳入で前期高齢者交付金や共同事業交付金の増が見込まれることから、保険料の予算総額は1.6パーセント減の27億6,880万円となりました。

介護保険事業では、3年に1度の計画の策定に伴い、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案し算定した結果、保険給付費は4.8パーセント増の129億1,083万円、介護予防推進のための地域支援事業費は1.5パーセント増の2億56万円となりました。保険料につきましては、介護給付費準備基金の取崩しを実施し、21.5パーセント増の24億3,819万円と見込みました。

後期高齢者医療事業におきましては、事務費5,207万円、保険料15億993万円及び低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金4億2,507万円を事業の実施主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」へ支出するものであり、前年度に比べ1億2,258万円の増となっております。これはシステム機器の更改に伴う負担金の増や、保険料率の改定及び被保険者数の自然増に伴い、徴収する保険料及び保険料軽減分が増となったためであります。

病院事業につきましては、一般会計から交付税措置分を含むルール分として13億1,548万円、公立病院特例償元金償還分として2億6,854万円のほか、やむを得ない措置として平成24年度の収支不足に対する財政支援分としての6,072万円を合わせ16億4,474万円を繰り入れることとし、引き続き経営改善に努めてまいります。

また、新市立病院の関連経費として建設費28億9,536万円を計上し、平成26年度の開院を目指して本体工事に着手いたします。今後とも後志二次医療圏の基幹病院として、質の高い医療サービスを市民に提供し、公立病院としての役割を担ってまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管の更新を進めるとともに、豊倉浄水場や配水池の老朽化した施設の更新を行うほか、清風ヶ丘配水槽の移設工事を引き続き実施してまいります。また、平成23年度に廃止を決定した奥沢ダムの跡地利用につきましては、創設水道であったことを後世に伝えるとともに、市民に親しまれる施設となるよう検討してまいります。資金収支の見通しは、平成24年度末におきましても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営を行うとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、銭函地区における污水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成24年度末におきましても引き続き資金余剰となる見込みであります。今後の事業運営に当たりましても、効率的な経営の下、健全な運営を確保するため、一層の企業努力に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業会計につきましては、平成23年度と比べて瓦れき類等の搬入量が増加しており、営業収益は増となりますが、燃料費の増加などにより営業費用も増となりますことから、平成24年度の収益的収支におきましては、損失が見込まれます。

以上の結果、平成24年度の財政規模は、一般会計では565億4,652万2,000円、特別会計合計では357億5,751万4,000円、企業会計合計では252億7,221万5,000円、全会計合計では1,175億7,625万1,000円となり、前年度予算と比較いたしますと一般会計は0.8パーセントの減、特別会計は4.6パーセント、企業会計は7.3パーセントそれぞれ増となり、全会計では2.5パーセントの増となりました。

また、財政の健全化に向けた新たな計画につきましては、本定例会で示す予定でありましたが、先ほど申し上げましたように、市税収入の落ち込みが予想を大きく上回り、また本市におきましても各種医療費をはじめとした社会保障関係費の自然増には相当なものがありますが、「社会保障と税の一体改革」の先行きなど国の動向が不透明な状況の中にあって、中・長期的な収支を見通すことが難しい状況となりました。

ただし、このままでは、平成25年度予算におきましても、平成24年度と同程度あるいはそれを上回る財源不足が見込まれます。

そのため、平成24年度の早い段階から、改めて事務事業の見直しによる事業の厳選、選択や、平成25年度が見直し時期となる使用料・手数料の検討に着手し、行財政改革を加速しなければならないと考えております。

このような課題を整理し、計画をどのように組み立てるか、いま一度練り直す必要がありますことから、今議会への提出は見合わせることにいたしました。

次に、議案第16号から議案第25号までの平成23年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第16号につきましては、除雪費において不足が見込まれるため、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第17号から議案第25号までの主なものとしましては、一般会計では、まず歳出におきまして国の補正予算に関連して、防災行政デジタル無線整備事業費及び小・中学校校舎等の増築や耐震補強及び大規模改造事業費を繰越明許費として計上するとともに、子ども手当経費及び石狩湾新港管理組合負担金の減額や退職手当の増額を計上したほか、所要の補正を計上いたしました。

歳入におきましては、市税、地方消費税交付金及び繰入金を減額し、市債について増額計上したほか、

所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに8億6,866万8,000円の増となり、財政規模は593億7,086万円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業及び介護保険事業では、それぞれ保険給付費の増額等に伴う所要の補正を計上し、病院事業では退職給与金の増などを、水道事業では奥沢ダム廃止に伴う費用及び退職給与金の増などを、また下水道事業では退職給与金の増に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第26号から議案第52号までについて説明申し上げますが、議案第33号から議案第38号及び議案第42号から議案第45号までにつきましては、いずれも地域主権一括法による関係法律等の一部改正に伴うものであります。

議案第26号職員倫理条例案につきましては、平成23年10月に策定した小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策に基づき、再発防止策の一環として法令遵守徹底の観点から新規に条例を制定するものであります。

議案第27号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、行政職給料表適用者の給料月額について、附則別表の適用による独自削減にかえ、職務の級に応じた減額率による独自削減を実施するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第28号市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に関し、雑損控除額等に係る東日本大震災による災害関連支出の対象期間を延長する規定を整備し、均等割税率の特例について定め、及び分離課税にかかわる所得割額の特例を廃止するとともに、税源移譲に伴う市たばこ税の税率を改定するものであります。

議案第30号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、登録原票の写し等の交付に係る手数料を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第31号知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第32号こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、障害者自立支援法等の一部改正に伴い、こども発達支援センターの行う事業を児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害児相談支援とするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号旅館業法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、旅館業法の一部改正等に伴い、旅館業の衛生上必要な措置、施設の構造設備の基準等について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、公衆浴場法の一部改正に伴い、公衆浴場の設置場所の配置の基準、衛生上必要な措置の基準等について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第35号興行場法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、興行場法の一部改正に伴い、興行場の設置の場所及び構造設備の基準並びに営業者の講ずべき衛生に必要な措置の基準について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第36号理容師法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、理容師法の一部改正等に伴い、理容業の衛生上必要な措置の基準等について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第37号美容師法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、美容師法の一部改正等に伴い、美容業の衛生上必要な措置の基準等について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第38号クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、クリーニング業法の一部改正に伴い、営業者の講ずべき措置の基準について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第39号墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案につきましては、合同墓の設置に伴い、新たに使用料を設定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第40号介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、平成24年度から平成26年度までの保険料率を定めるものであります。

議案第41号屋外広告物条例案につきましては、北海道からの権限移譲に伴い、屋外広告物についての必要な規制を設けることにより、小樽らしい良好な都市景観の形成を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第42号小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案につきましては、景観法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第43号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、公営住宅法の一部改正に伴い、同法において廃止される入居者資格にかかわる同居親族要件を、現行の入居者資格を継続するため条例に規定するものであり、また、あわせて道営住宅若竹団地1号棟及び3号棟の事業主体を北海道から小樽市に変更し、両棟を市営住宅とするほか、所要の改正を行うものであります。

議案第44号市立小樽図書館条例の一部を改正する条例案につきましては、図書館法の一部改正に伴い、協議会委員の任命の基準について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第45号総合博物館条例等の一部を改正する条例案につきましては、博物館法の一部改正に伴い、協議会委員等の任命の基準について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第46号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に係る経過措置を設けるものであります。

議案第47号消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮きぶた付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料を設定するものであります。

議案第48号過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、計画の一部を変更するものであります。

議案第49号市道路線の認定につきましては、幸東22号線ほか5路線を認定するものであります。

議案第50号市道路線の変更につきましては、桜8号線の終点及び和宇尻中央線の起点をそれぞれ変更するものであります。

議案第51号工事請負変更契約につきましては、長橋中学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第52号工事請負変更契約につきましては、桜町中学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横田久俊）** 次に、教育長から平成24年度小樽市教育行政執行方針について、報告したいと

の申出がありますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

(上林 猛教育長登壇) (拍手)

**○教育長(上林 猛)** 平成24年度小樽市教育行政執行方針を申し上げます。

初めに、昨年3月11日の東日本大震災は、その規模の大きさと被災者の多さに衝撃を受けましたし、その後の災害からの復旧活動を通して、人と人とのかかわり方や自然とのかかわりについて見詰め直すきっかけを与えてくれました。私たちは、この災害から学んだ多くのことをこの国の将来を担う子供たちに伝えていかなければならないと思っています。

昨年6月、教育長に就任以来、多くの現場に足を運び、多くの方々の声に耳を傾け、小樽の教育の現状把握に努めてまいりましたが、市教委や学校などに組織的な取組や情報の伝達に課題があること、前例踏襲の体質があることなどを感じました。

一方で、小樽は、教育関係施設や文化遺産、自然環境に恵まれていること、また教育、芸術、文化、スポーツ等の各分野で学識経験者や専門家等のマンパワーが豊富であることなど、他の地域に比して優位性があることも感じました。

平成24年度の教育行政の執行に当たっては、これらの認識を踏まえ、校長をはじめ教職員との意思の疎通を積極的に図ること、各関係機関との情報交流や連携・協力を図ること、民間の組織・団体の活動状況の把握とその活用を図ることなどに十分意を配り、小樽の教育活性化に努めてまいります。

以下、平成24年度、小樽市教育委員会の重点施策について説明いたします。

本市の教育行政は、学校教育と社会教育の二つの大きな柱で構成されておりますので、まず学校教育について申し上げます。

学校教育の重点施策の第1点目は、「学力の向上」であります。

学力の向上に向けて、これまで教育委員会では、教職員を対象にした各種研修会の開催や研究資料等の作成、ティーム・ティーチングや退職教員等の外部人材を活用した授業、家庭における生活習慣の定着に向けた保護者への啓発などを行ってまいりましたが、平成23年度の学力等調査において、本市の小学生は全道平均とほぼ同様、中学生は全道平均より低いという状況で、依然として課題があり、平成24年度には、これまでの取組に加え、新たに次の四つの取組を行います。

一つ目は、あらゆる学習の基盤となる「言語」の能力を高める取組についてであります。

学力等調査の結果から、「文章を丁寧にかつ正確に読むことや筋道を立てて書くこと」などの基礎的な能力の育成に課題がありますことから、これまで各学校で行っている「朝読書」や「読み聞かせ」に加え「音読」を取り入れるとともに、道立図書館や市立図書館の連携・協力を受け、学校図書館の活動を促進し、児童・生徒の「読書習慣」の定着を目指します。

二つ目は、教員の指導力向上に向けた新たな取組についてであります。

学力の向上には、教員の指導力の向上が極めて大切なことでもありますので、これまでの研修に加え、本市の小学校で使用している新しい国語の教科書の編集に携わった講師を招聘し、教科書のねらい等についての講演を通し、国語の授業改善を図るための「国語科研修講座」、また「算数・数学」の授業の中で子供の学力に応じた授業の進め方を学ぶための「習熟度別学習指導研修講座」、さらに先進的な教育実践を行っている県を視察し、その成果を「模擬授業」を通して学ぶ「授業改善実践講座」を開設し、質の高い実践的な研修を行います。

三つ目は、各種学力検査等の実施についてであります。

児童・生徒に確かな学力を確実に身につけさせるためには、客観的なデータや指標に基づき各学校が組織的に授業改善に取り組み、授業の質を高めることが重要です。

教育委員会では、児童・生徒の学習内容の定着状況を把握するためのCRT・NRTの学力検査の活用を拡大するとともに、学習の基盤である生徒指導を充実させるためのアセスという検査を全校で取り組めるよう、研修会を開催してまいります。

四つ目は、平成24年度全国学力・学習状況調査への参加であります。

文部科学省は、平成24年度に全国一斉の学力・学習状況調査を行うこととしており、本市としては、各学校において蓄積されたデータに基づき指導方法の工夫・改善を継続的に行うことが必要であると考えており、これまでの国語、算数・数学に理科を加え、全小・中学校が参加することとしました。

次に、学校教育の重点施策の第2点目は、教育環境の整備についてであります。

環境整備の一つ目は、「学校情報ネットワーク環境整備事業」についてであります。

この事業は、市内小・中学校に光回線及び新サーバシステムを導入することと、中学校の校内LANの構築を行うものであります。

この整備を行うことで、通信の高速化によりコンピュータを活用した授業の展開のスピードアップ、教職員の校務事務の省力化、校内の情報共有化、高度なセキュリティの確保などの効果が得られるものと考えております。

二つ目は、学校再編の着実な推進についてであります。

学校再編は、平成21年に策定した「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」に基づき進めており、量徳小学校は平成24年4月に潮見台小学校、花園小学校と統合するため、過日、閉校式をとり行ったところであります。

また、若竹小学校につきましては、平成25年4月に潮見台小学校、桜小学校と統合することとし、現在、関係校で組織する統合協議会で話し合いを行っております。

平成24年度は、塩谷・長橋地区の中学校、手宮地区の3小学校、山手地区の小学校において地区別懇談会での協議を継続し、統合の時期や統合協議会の設置に向け、議論を重ねてまいります。

三つ目は、学校の耐震化など施設の整備についてであります。

学校の耐震化など施設の整備は、学校再編計画に合わせて行うこととしており、平成24年度には、若竹小学校と統合する桜小学校の耐震補強工事に係る実施設計、花園小学校、長橋中学校、桜町中学校では、平成23年度に引き続き耐震補強工事及び大規模改造工事を行います。

また、老朽化の著しい手宮小学校の統合改築に係る実施設計、測量調査、地質調査を行うとともに、緑小学校敷地と隣接する公園敷地の測量調査を行います。

四つ目は、新・学校給食共同調理場の建設事業についてであります。

平成23年度に基本設計・実施設計を終え、平成24年度は建設工事に着手することとし、平成25年8月の供用開始を目指します。

五つ目は、学校の防災管理についてであります。

東日本大震災は津波による被害が甚大であったことから、各学校では立地条件等を考慮した「学校安全計画」や「対処要領(危機管理マニュアル)」の見直しを進めるとともに、地震や津波を想定した防災教育や避難訓練を行ってまいります。

次に、学校教育の重点施策の第3点目は、特別支援教育の充実についてであります。

初めに、特別支援教育支援員の増員についてであります。通常の学級に在籍しているLDやADHDなどの障害のある児童・生徒を支援するため配置している支援員を5名増員し20名とし、支援体制の

充実を図ります。

また、障害のある児童の放課後児童クラブへの受入れは、これまで4年生までとしていましたが、平成24年度から6年生まで拡大いたします。受入れに当たっては、市内6ブロックの拠点校方式とすることとし、平成24年度は、5年生の希望者が見込まれる二つの拠点校で行う予定であります。

なお、放課後児童クラブ事業に関連し、土曜日通年開設校の拡大についてであります。量徳小学校の閉校に伴い、平成24年度から新たに花園小学校、潮見台小学校、奥沢小学校を通年開設校とします。

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

第1点目は、本市の市制施行90周年記念事業についてであります。

「文学館」では、小樽潮陵高校の校歌の作詞者でもある作家岡田三郎に焦点を当てた特別展「岡田三郎と庁立小樽中学校」を開催します。

「総合博物館」では、「小樽が市になったころ～図書館が見た市の歩み～」と題し、図書館と連携して、図書館郷土資料室の資料や新聞資料と総合博物館収蔵資料から、当時の小樽の風俗を中心とした最盛期の小樽を紹介する企画展を開催いたします。

また、幌内鉄道全線開通130周年を記念して、総合博物館が旧手宮線の起点にあることから、JR・三笠鉄道記念館と連携して企画展「石炭と鉄道～幌内鉄道全通130年～」を開催いたします。

さらに、旧手宮線沿線の「文学館」と「美術館」において、2館の共同企画展として「銀河鉄道の夜～KAGAYA幻想の世界～」を開催いたします。

第2点目は、図書館と小・中学校が連携して行う三つの事業についてであります。

一つ目は、小・中学校の学校図書館を支援する事業として、学校のリクエストにこたえ、100冊の本を貸し出す「スクールライブラリー便」事業で、平成24年度はモデル事業としてスタートします。

二つ目は、「小樽っ子の大好きな30冊」と題して、小・中学生に「今まで読んだ本の中で一番好きな本」のアンケートをとり、それを冊子にして各学校に配布し、児童・生徒に本に興味・関心を持ってもらおうとする事業であります。

三つ目は、「児童図書リサイクル事業」と題して、家庭に眠る不要な児童図書の寄贈を市民に呼びかけ、一斉に持ち寄ってもらうイベントを企画し、集まった本を学校巡回文庫などに活用する、市民との共同事業として取り組もうとするものであります。

第3点目は、市民スポーツの振興についてであります。

平成24年度は、教育委員会が主催している「水泳教室」を市内中心部の民間事業者に業務委託して実施することとし、市民サービスの向上を図ります。

また、新・市民プール整備事業については、引き続き市長部局と連携し、適地の検討を行います。

次に、本市の代表的な景観である運河やその周辺を巡る第24回「おたる運河ロードレース大会」をスポーツ関係団体のほか観光関係団体にもPRしながら、市内外の参加者が楽しめる大会といたします。

最後に、一昨年行われた教職員の勤務に関する会計検査院の検査で、不適切な勤務の実態が指摘されたことは、まことに遺憾なことであります。教職員が法令を遵守し、公務員としての使命と責任を自覚し、学校教育に対する信頼を得られるよう、なお一層、服務規律の徹底を図ってまいります。

以上、平成24年度の教育行政を執行するに当たっての重点施策とねらいについて説明申し上げます。市民の皆様並びに議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

**○議長（横田久俊）** 次に、議案第53号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

**○7番(小貫 元議員)** 提案者を代表し、議案第53号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

小樽港要覧によりますと、1872年、色内村に石造埠頭を築造したとあります。それから140年、歴史ある小樽港は、北海道経済発展の一翼を担ってきた商業港です。

ところが、1961年にアメリカ軍巡洋艦セントポールが入港して以来、昨年までに82隻の外国軍艦が入港しています。

1990年代の初めには、多くのアメリカ海軍海洋調査船が入港し、その結果を報告しています。それによりますと、「小樽港は天然の港で、北、西、南側を山で囲まれている。東側は三つの防波堤が守っている。さらに、飛行場については、小樽に最も近い商業空港は札幌から南東におよそ50マイル離れたところにある千歳空港で、車で2時間かかる。小樽にはヘリポートはない。さらには、多くのクラブやバーでアメリカ人の入場を拒否された。また、バーの日本人女性は、アメリカ人が入っていくと決まっていなくなった」このように、ほかにもたくさんありますが、こうして調査が重ねられ、1997年に空母インディペンデンスが小樽に入港します。このことから、アメリカ軍が親善・友好と言いながら、調査を重ね、有事に備えて小樽港を軍港化していくこと、このことが目的であることは明らかです。

次に、世界の核廃絶を求める昨年1年を追っていきたいと思います。

昨年5月、インドネシアのヌサドゥアで開かれた第16回非同盟諸国外相会議は、核兵器の全面廃絶に関する声明を採択、6月にはカザフスタンのアスタナで、イスラム諸国協力機構外相会議も核兵器完全廃絶を求める決議を採択しました。

10月の国連創立記念日には、潘基文事務総長が「核兵器のない世界は具体的に可能なのだ。70億の人が平和で安全に暮らせるよう、その夢を現実にしよう」このように述べました。

11月には、国際赤十字運動の最高決定機関で4年に1度開かれる赤十字国際会議が行われ、「核廃絶に向けて努力を」と題する決議を採択しました。この決議は、核兵器の使用が人類にはかり知れない被害をもたらすと強調し、すべての国に対し、核兵器が二度と使用されないことを保障する。法的拘束力のある国際協定を通じて核兵器の使用を禁止し、完全に廃絶するために交渉を行うように求めています。

12月には、ベネズエラのカラカスで開かれた中南米カリブ海諸国共同体設立首脳会議は、核兵器をどのように廃絶するかを話し合う国際会議を緊急に開催するよう呼びかける特別声明を採択しました。

同じく12月の第66回国連総会は、核軍縮に関する決議を採択。そのうちマレーシアなどが提出した核兵器禁止条約の交渉開始を求めた決議は、130か国の賛成で採択されました。

このように、核兵器と人類は共存できない、そういう被爆者の思いにこたえて、今、世界で核兵器の廃絶を求める動きが大きく広がっています。

その一方で、一つの国の核兵器が対抗する国の核開発の誘因になっていることは、2万発にも上る今の核兵器の現状がはっきりと証明しています。人類は、この悪循環から抜け出さなければなりません。そのためにはどうすればいいのか。日本の場合、核のない日本を現実のものにするには、日本をアメリカの核戦争の計画に縛りつけ、そのアジアの最前線の基地にしている核密約の鎖を断ち切ることが必要です。

1958年の日米安保条約の改定交渉で問題になったことの一つに、日本は独立国であるという体裁を整えるために持ち出したのが、日本の基地利用について事前協議の制度を設けることでした。旧安保条約の下では、アメリカが核兵器を持ち込むことも、基地を戦争に使用することもアメリカの勝手でした。この歯止めをつくれれば独立国としてのあかしとなる、そのために大事なことは、日本政府と相談するという事前協議の制度を設けようということにしました。しかし、アメリカは、そんなこと一々相談して

いられない、アメリカが勝手にやれる道を見つけ出すことが核心の一つとなりました。

そして交わされたのが、「討論記録」と呼ばれるものです。この文書は、岸首相と藤山外相との間で完全に合意したとマッカーサー大使はアメリカ政府に報告しています。名称は討論記録としていますが、条約そのものです。広辞苑で条約について調べると「国家間の合意で、法的拘束力をもつもの」とあります。1960年1月、藤山外相とこの文書を取り交わした三つの文書に、藤山氏はF、マッカーサーはMという頭文字で署名し、これを秘密文書として扱うことまで約束し合いました。ですから、紛れもなく、討論記録など三つの文書が日米両国政府が結んだ秘密条約になります。この密約には、事前協議にかけるのは核兵器の持込み（イントロダクション）だけで、核を積んだ軍用機や軍艦の立ち寄り、通過（エントリー）は事前協議にはならないとなっています。討論記録の存在を政府の調査でも認めざるを得なくなり、核密約をめぐる事実が明らかになりました。

しかし、この密約が廃棄されていない今、事前協議なしにアメリカの艦船が日本に入ってくるができます。そして、この権利を行使するのはアメリカであって、日本が核密約をどんな解釈しようが、アメリカはこの権利を行使し続けます。

ということは、この状態を解消するには、核密約を廃棄し、アメリカのこの権利を奪わなければなりません。核密約が廃棄された場合、日本に就航するアメリカの艦船は次の二つの方法をとらなければなりません。一つは、日本政府に申し入れて事前協議の申入れをする道、もう一つは、自分は核兵器を持っていないという非核証明を関係機関に提出する道です。

非核三原則がある国に入ろうとすれば証明なしには入れない、このことが核密約が廃棄されれば実現できます。しかし、核密約は現に存在し、事前協議が空文化している日本では、核兵器を小樽港に持ち込ませない道は、非核証明書の提出、これしかありません。

本年1月14日、小樽市も加盟している平和市長会議の第1回国内加盟都市会議が開かれました。北海道からは北広島市だけが参加しています。そこでの総括文書の最後には、このように記載されています。「私たちは、核兵器を廃絶し、戦争のない平和な世界を実現するために、共に行動していくことをここに宣言する」。

29年前、北海道内の市の中で、いち早く核兵器廃絶平和都市宣言をこの小樽市が行ったように、非核港湾条例も同様に平和を願う市民の立場に立ち、また平和を願う日本国民の運動を後押しするものです。

皆さんの御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** ただいま上程中の案件のうち、議案第16号については先議することといたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月23日から2月26日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 2時22分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 **横 田 久 俊**

議員 **酒 井 隆 行**

議員 **中 島 麗 子**

平成24年  
第1回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成24年2月27日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭
水	道	局	原	田	憲	男	総	務	部	長	迫	俊
財	政	部	白	岩	宏	産	業	港	湾	部	長	工
産	業	港	湾	部	参	事	鈴	木	勇	三	生	活
医	療	保	險	部	長	渡	邊	功	福	祉	部	長
保	健	所	秋	野	恵	美	子	建	設	部	長	飯
会	計	管	理	者	石	崎	留	子	消	防	長	柿
病	院	局	小	山	秀	昭	教	育	部	長	山	村
経	営	管	理	部	長	渡	辺	章	総	務	部	総
総	務	部	企	画	政	策	室	長	中	田	克	浩
財	政	部	財	政	課	長	黒	澤	政	之		

**議事参与事務局職員**

事務局長	佐藤誠一
庶務係長	伝里純也
調査係長	沼田晃司
書記	木戸智恵子
書記	柳谷昌和

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	佐藤誠
書記	高野香織

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、安斎哲也議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第53号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**○27番（前田清貴議員）** 平成24年第1回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長、教育長及び関係理事者に質問します。

現在、欧州では、ソブリン問題が発生し、ギリシャに続き危険水準にあるとされるスペイン、イタリアの国債も下落、ユーロ圏の景気後退が世界経済を圧迫する構図が鮮明になってきました。加えて、核開発疑惑が強まるイランに対する制裁強化措置としてイラン産原油の輸入を7月から禁止するとしたアメリカ、欧州の決定に反発したイランは、ホルムズ海峡の封鎖をほのめかしてアメリカなどとらみ合いを続け、緊張が高まっています。実際にホルムズ海峡が封鎖されると、日本で使用される原油の87パーセントがとまることとなり、日本に及ぼす経済的影響ははかり知れません。

日本では、昨年3月11日に発生した東日本大震災から、まもなく1年を迎えようとしています。いまだ被災地では、政府の初動措置の迷走もあり、次から次と問題が発生し、ここに来てようやく復興庁も設置され、中・長期的な復旧・復興が始まりました。被災者が一日も早く被災前の生活に戻れますよう願っています。

このような中、日本経済は全体的に緩やかに回復しつつあると言われていています。しかし、北海道では、「特需一服 再び悪化」との見出しが示すように、その傾向は一向に見えません。とりわけ本市の経済は、いまだ停滞から脱しきれず、厳しい実態が続いています。

一方、本市の財政状況は、行政改革などで好転しつつあるものの、市税の減収、滞納増に加え少子高齢化による扶助費などの増加がとまらず、これを他会計からの借入れで賄うなど、依然として厳しい財政状況にあります。

我が党は、昨年4月の市長選挙において、中松新市政実現に向け政策を協議し、選挙戦を戦いました。中松市長が掲げた選挙公約とマニフェストは、市長を支持・推薦した我が党にとっても実現しなければならぬ最重要課題です。このため、市長と議会が車の両輪となりまちづくりを進めることはもとより、地方分権型社会に対応した自立する本市の将来像を明らかにしてまちづくりの方向を示すことが極めて重要と考えており、この立場から質問を進めてまいります。もって、本市の市政運営に当たっては、山積する諸課題を着実に解決し、将来にわたって安定した市民サービスの提供が可能となる政策、施策が求められています。

以下、通告に沿って質問をさせていただきます。

まず、財政について質問します。

さきの総選挙で誕生した民主党政権は、素人大臣などの問題発言が相次ぎ、更迭、辞任を繰り返し、政権2年半で総理が鳩山、菅、そして野田首相と3人も交代するなど、国民の期待を裏切り、あげくの果てに掲げた公約、マニフェストをことごとく破棄し、まるで正反対の政策を実行しようとしています。今や民主党政権は国民の支持率も下がり、政権は末期状態となっています。

このような状況の中、野田首相が特に力を入れて実現しようとしているのは、消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革です。市民生活はもとより、地方財政にとっても大きな影響を及ぼすものでありますので関連してお聞きます。

野田首相は、諸課題解決に向け消費増税に強い意欲を示し、実現に向け決意表明されました。実現には野党の協力はもとより、国民の理解を得られるかが最大の焦点となります。政府与党は、既に消費税率を平成26年4月から8パーセント、平成27年10月から10パーセントまで引き上げる一体改革大綱素案をまとめています。

「欧州のソブリン問題、円高と海外経済のスローダウンの影響が、日本はもとより北海道にも波及してくる」と、日本銀行札幌支店長は、さきの講演会で話されていました。北海道財務局は、昨年10月、11月、12月期の道内業種・業態別経済動向について、「厳しい状況にあるものの緩やかな持ち直しの動きが見られる」として、前期の判断と同じく道内経済の動向について据え置きました。消費増税は、タイミングとして、震災の復旧・復興、そして低迷した内需拡大に水を差す愚策であることは、過去の経験から明らかです。

次に、固定資産税・都市計画税について質問します。

平成24年度は、固定資産税収入などに影響を及ぼす固定資産評価替えの年度と認識しています。評価替えによる影響額と今後の動向についてお聞かせください。

次に、平成23年度決算見込みについて質問します。

本市の一般会計決算は、平成20年度から単年度で黒字決算となり、平成22年度にはこれまでの累積赤字を解消しました。しかし、実態は他会計からの借入れの積み重ねにより黒字化された決算内容であり、さらなる試練が求められるところです。

そこで、今年度も残すところあと1か月余りとなりました。平成23年度の各会計の決算見込みについてお聞かせください。

あわせて、地方公共団体財政健全化法で求められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率など、各指標について平成23年度決算見込みで試算するとどのような数値になるか、お聞かせください。

次に、新年度予算に関連して質問します。

平成23年度一般会計決算は黒字の見込みのようですが、実際には他会計からの借入れで賄い、厳しい財政状況であることに変わりはありません。このような状況の中、新年度予算は中松市長にとって市長選挙後初となる通年を通しての本格的な予算編成となります。新年度予算編成に伴う説明では、これまでのように財源不足分を他会計からの借入れで賄うことはやめるとのことですので、予算編成では大変な御苦労があったものと推測いたします。そのような状況の中、限られた予算で市民サービスの低下を招かないよう、できる限り市民要望にこたえていきたいとの思いを新年度予算から読み取ることができます。

そこで、新年度予算を見ますと、一般会計では予算規模は約565億5,000万円、前年比マイナス0.8パーセント、約4億4,000万円のマイナス予算となりました。また、特別会計の予算規模では約357億6,000万円、前年比プラス4.6パーセントの約15億8,000万円の増額、同じく、企業会計の予算規模では約252億7,000万円、前年比プラス7.3パーセント、新病院関連予算約28億9,500万円が含まれており約17億2,000万円の増額となり、全会計では約1,175億8,000万円、前年比プラス2.5パーセントの約28億6,000万円の増額となっています。

また、一般会計の収支状況を見ましても、一般財源収入は約342億円、前年比マイナス0.5パーセン

トの約1億8,000万円の減額、また歳出に必要な一般財源は約349億8,000万円、前年比マイナス1.7パーセントの約6億2,000万円の減額となり、管理経費の節減、企業会計の経営健全化などを着実に実行したとしても、財源対策前の財源不足は約7億8,000万円となっています。新年度予算編成では、他会計からの借入れは行わないこととしたため、財源不足の対策として財政調整基金の取崩しで約6億3,000万円、除雪費一部計上留保で約1億5,000万円の財源を確保し、収支均衡予算とした苦肉の予算編成と見受けられます。

そこで、予算編成に当たり、何点か質問します。

まず、この厳しい財政状況の下、公約実現などに向け、どのような点に配慮し、どのような点に重点を置いて予算編成されたのか、お聞かせください。

次に、他会計からの借入れをやめた理由と当初予算以降の補正予算編成に及ぼす影響及び再度の借入れの可能性についてお聞きします。

平成23年度までの借入金は今後返済していく必要があると考えますが、他会計、基金、それぞれの累積残高及びその償還計画と償還原資についてお聞きします。

また、借入れをやめることで、市長公約実現に向けた影響と市民サービス低下を招くことはあつてはならないことと考えます。特に、除雪費の一部経費約1億5,000万円の計上を留保しています。今冬は除雪費約9億5,000万円の予算に対して本定例会で2億円の補正予算を計上しています。実態を考えると、つじつまが合いません。不足分の原資調達はどうするのか、お聞きします。

次に、平成24年度末見込みの市債残高1,025億7,000万円のうち、一番高い借入利率と全会計の年間支払利息額は幾らになっているのか、また今後、借換えによる利息軽減は見込めないのか、お聞きします。

平成22年度決算で歳入歳出とも甘い見積りで生じた黒字決算と批判されていますが、新年度予算編成ではそのような批判を受けることがないのか、お聞きします。

次に、東日本大震災に関連して質問します。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震は、大津波を伴い、とうとい人命を失うなど、東日本地域に未曾有の被害をもたらしました。地域経済はもとより、日本、北海道、そして小樽に与えた影響ははかり知れません。

死者、行方不明者の中には、公務中に殉職された消防団員254名が含まれています。ちなみに、今回の震災で自治体消防の消防士の死者、行方不明者は3県で27名、警察官は3県警で30名でした。いかに消防団が地域に密着し活動しているかが、その殉職者数を比較しても明らかだと思います。

東日本大震災当日、これら消防団員は、消防団の本分である地域の人命と財産を守るため、日ごろ積み重ねた訓練を生かし、津波が押し寄せる中、各自自治体の消防計画などに基づいて防潮堤の水門閉鎖、避難誘導などに手順どおり持ち場で配置につき活動したと思います。しかし、100年に1度と言われる今回の震災は、想像を超える津波を伴い、これら消防団員の善意を一瞬にしてのみ込み、殉職することとなりました。

そこで、お聞きします。

今回の震災の教訓を踏まえ、本市消防計画の中の消防団の位置づけや消防団員の服務規程など、消防計画の見直しや修正など検討が必要と考えます。消防庁や道などから通達、指導などはあったのでしょうか、お聞かせください。

また、消防計画の見直しを検討しておられたら、その項目と見直し内容について具体的にお聞かせください。

あわせて、自治体消防についても殉職者が出ていますので、同じく見直しについてお聞きします。

次に、本市の防災計画について質問します。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域ばかりではなく、他の自治体に地震・津波対策など、さまざまな形で経験と防災対策の教訓を与えました。そこで、災害対策基本法に基づき、政府は防災基本計画を昨年12月に津波対策を強化する修正をしています。並行して、地域防災計画の見直しが行われることになっています。

小樽市は、東西に細長く、海岸線は総延長58キロメートル、市域面積243.30平方キロメートルを有する起伏を帯びた土地で形成されています。このような地形から、海拔ゼロメートル地帯も市内に多く点在しています。

私は、先日、財団法人全国市町村研修財団が主催する市町村議会議員特別セミナーを受講する機会を得ました。講義の内容は、「災害に強いまちづくり」です。今回の震災では、津波によって多くの犠牲者が出ていますが、これは避難開始のきっかけに生死を分ける要因があったようです。つまり、大きな揺れで津波が来ると思った人たちはいち早く避難して無事だったのに対して、避難勧告などを聞いてから避難した人たちは多くの方が亡くなりました。また、避難開始まで何をしていたかの分析では、地震後、即避難、テレビ、ラジオなどで情報を確認した人たちの多くが無事だったのに対して、家族や知人の安否を確認しに職場から自宅に戻った人たちが多く犠牲になったようです。

今回の震災で得られた教訓は、大きな揺れを感じたらすぐに避難することが大切で、津波は来ないだろうと思込むのは危険です。ラジオや携帯電話など情報入手、連絡手段を確保するため持っていくものを事前に準備しておき、高いところへ逃げ、忘れ物をしてもとりに帰らないことなどです。

本市は、これまで地震の揺れを感じても軽微で、水害、津波、土砂崩れについても比較的小規模な災害が発生している程度で、大きな災害は経験していません。しかし、災害はいつやってくるかわかりません。一般的に市民の持っている防災知識といえば、避難訓練、消火訓練、懐中電灯など単にどこかで見聞きしたことを断片的に知っている程度にすぎません。肝心なことは地域住民の確かな防災意識向上と、その知識や経験を実際に災害が発生した場合、初期の行動にどう生かせるかが重要なこととなります。

そこで、何点かお聞きします。

本市が地域住民に期待する防災意識と組織のあり方について、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

また、今回の大震災を受け、政府は新たな国の指針を策定するとともに、防災基本計画の修正をしています。本市も今回の震災を受け、現在の地域防災計画を見直すとのことですが、見直しを行う項目とその内容、見直しに伴う新たな施策、支出などはあるのでしょうか、お聞かせください。

3・11大震災の経験、教訓から、見えていないものを市民に見せる、これがハザードマップの大切な役割とされています。市内には多くの市民が居住しています。市民と観光客がわかりやすく、優しいハザードマップが必要と考えます。現在、本市は津波ハザードマップを製作しておりますが、指針と進捗状況についてお聞かせください。

次に、産業振興に関連して質問します。

本市の事業所数の推移を事業所統計で比較すると、昭和56年の9,458事業所をピークに、平成8年の8,176事業所、平成11年の7,722事業所、平成13年の7,503事業所、平成16年の7,005事業所、平成18年の6,577事業所と、減少の一途をたどっています。ピーク時の事業所数と直近の事業所数を比較すると、マイナス30パーセント、事業所数で2,881事業所が減少しています。平成8年から平成18年ま

での直近10年間を比較しても、マイナス20パーセント、1,599事業所が減少するなど、一貫して右肩下がりの実態が続いています。従業者数も平成8年の6万4,307人から平成18年の5万4,316人と、直近10年間を比較しても9,991人、約1万人の従業者数が減少しています。事業所数の減少は即小樽市の人口減少に直結します。

そこで、直近10年間の各産業別事業所の減少要因と背景についてどう分析され、押さえられていますか。最近の傾向とあわせ、お聞かせください。

特に、私が購読している調査専門誌の検証では、廃業の要因は最近の傾向として後継者不在が大きな理由に挙げられています。北海道は、47都道府県単位で後継者不在率は71.8パーセント、第8位にランクされています。ちなみに、後継者不在率最下位は、和歌山県の37.3パーセントです。あわせて、本市の各産業別事業所の後継者不在率について把握していたらお聞かせください。

また、事業所の後継者不在が原因の廃業を食いとめるため、本市がこれまでにとられてきた施策と効果についてお聞かせください。

一方、起業者育成も重要です。これまでの施策と効果、直近5年間の新設法人数についてお聞きします。

次に、中小企業振興に関連して質問します。

中小企業金融円滑化法が平成25年3月までの1年間延長されることと決定しました。同法は、金融機関に対して事業所への貸付条件の緩和を求める制度です。経済活動停滞により、道内でも平成21年12月の同法施行以来、多くの事業所が同制度を利用しているとお聞きします。

市内では、2月に入り、建設業、ガラス製品製造業の倒産、水産食料品製造業の民事再生法申請などが相次いでおり、厳しい経営実態が表面化しています。

そこで、市内金融機関への同制度申請件数と実行件数について、産業別に分け、金額もあわせ、お聞きします。

あわせて、本市新年度中小企業等融資制度と中小企業金融円滑化法1年延長との整合性及び同融資制度作成に当たり配慮された点についてお聞かせください。

次に、公設青果地方卸売市場について質問します。

本市の公設青果地方卸売市場は、昭和48年の開設以来、今日に至るまで生鮮食料品の安定供給を支えてきました。この間、数度の卸売市場法の改正、人口減少、流通形態の変化、量販店の進出などで、同市場の取扱量と取扱金額はピーク時の2分の1以下に減少するなど、大変厳しい経営環境にあります。同時に、卸売業者である樽一小樽中央青果株式会社も、平成14年から6年連続の赤字経営が続き、大変厳しい経営を強いられているとお聞きします。本市はこの樽一青果の経営支援策として、市場使用料を平成17年度から平成19年度まで2分の1、50パーセント減免、平成20年度からは10分の9、90パーセント減免して経営支援を行い、樽一青果の経営が改善してきていることは承知をしています。

そこで、お聞きします。

現在、樽一青果の経営状況はどのようになっているのか、直近5年間の決算内容と経営改善策などについてお聞かせください。

また、同じく直近5年間の同市場の取扱量と取扱金額、卸売市場使用料及び施設使用料の使用料収入と減免額及び減免額の総額についてお聞かせください。

また、これら減免に伴う青果物卸売市場事業特別会計に占める一般会計からの繰入金額と繰入金総額、平成24年度の一般会計からの繰入金額についてお聞かせください。

あわせて、これまでの費用対効果について検証とあわせ、お聞かせください。

この項最後に、中松市長は銀行の元支店長です。仮に現役の銀行支店長なら、このような会社をどのように経営指導を行い、経営改善に導きますか。

また、今後の市場の動向、方針、方策についてお聞かせください。

次に、稲一再開発ビルについて質問します。

同ビルは、昭和63年4月、同地域にあったデパートやホテルを取り壊し、跡地の再開発を目的に設立した小樽開発株式会社が130億円をかけて建設し、平成2年にオープンした大型商業ビルです。オープンと同時に旧丸井今井小樽店、旧小樽グランドホテル、さらには平成3年に丸井マルサのオープン、テナントとの相乗効果と相まって、飲食店街をはじめ周辺商店街は大いにぎわいました。しかし、平成17年10月に旧丸井今井小樽店が撤退、さらに平成21年2月には旧小樽グランドホテルが営業を休止、同時に入居していたテナントなどが次々と撤退し、本体である小樽開発株式会社が経営悪化、平成22年4月に破産申請、同ビルと地域周辺は機能不全に陥り、現在に至っています。

この間、債権者による競売が申し立てられ、平成23年4月には最低価格6億2,195万円で競売にかけられましたが、不売に終わりました。同年8月には、前回の半値3億1,089万円で再度競売にかけられましたが、不売に終わり、手続上最後の競売となった平成24年2月2日の入札にも応札者は現れず、競売は不売となりました。その後、2月10日期限の特別売却に回されましたが、買手は現れず、競売での売却はなくなり、あとは管財人による任意売却に頼ることとなりました。

そこで、合計3回の競売が不売に終わったことについて、本市が把握している理由をお聞かせください。

また、特に障害となっているのは何でしょうか。

また、その中に本市がかかわっている案件はないのでしょうか。

さらには、同ビルの固定資産税・都市計画税の賦課状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

この項の最後ですが、民と民の問題に行政は介入しないとの基本的な立場は理解しています。しかし、同ビルの早期問題解決には、再開発を支援してきた市の役割は欠かせないものがあります。同地域振興に向けたまちづくりと同ビルの活用について、一定の方針、方策など本市の考え方をこの際示す必要があると思いますので、お聞かせください。

次に、福祉に関連して質問します。

1月20日、札幌市内の賃貸住宅で女性2人の遺体が発見され、その後の調べで、この部屋に住む40代の姉妹とわかりました。また、妹には知的障害があったことが確認されています。姉妹は、料金の滞納でガスや電気の供給をとめられ、年末の紅白歌合戦も見られずに、近くの人に相談することもなく、寂しくこの世を後にしました。この間、姉は、区役所に生活保護申請などの相談に訪れていたようですが、書類など煩雑な手続が必要だったため手間取り、生活保護支給までには至らなかったようです。今回の悲しい出来事の背景には、地域の無関心と本当に生活支援が必要な相談者なのかどうかの本質を見極める眼力の不足と、相談者の家庭訪問などその後の追跡調査を怠り、実態を確認しなかったことが悲劇につながった要因だと言われています。

そこで、お聞きします。

本市の生活保護申請に係る調査や審査の流れ、また相談員及び担当者としての能力や素養の基準、職員育成についてお聞かせください。

また、今回の事件は、生活保護申請など手続の煩雑さに加え、相談者のその後の追跡調査や実態確認を怠ったことが要因の一つと考えられています。

そこで、本市の生活保護申請などに係る相談件数と内容及び申請受理件数と保護開始件数について、直近5年間の状況についてお聞かせください。

あわせて、生活保護世帯の保護開始後の実態調査や相談者の追跡調査、実態確認について、実情どのように行っているのか、お聞かせください。

また、道は、今回の事件を受けて市町村に対して、地域住民らと連携して、高齢者や障害者など要援護者の見守り体制を強化するよう通知を出したとお聞きします。これを受けて、福祉サービスを利用していないため生活実態を把握できていない要援護者の調査を各市において実施しています。本市でも、同事件を受けて知的障害者の生活実態について調査するとしています。

そこで、本市の実態把握に向けた調査項目の内容について、また調査終了後の施策についてお聞かせください。

次に、新市立病院に関連して質問します。

新市立病院の基本設計の概要を見ますと、免震構造とヘリポートを備えた地下1階、地上7階建て、建築面積7,325平方メートル、延べ床面積2万9,850平方メートル、鉄骨鉄筋コンクリートづくりの病床数388床、診療科目23科、駐車場250台を収容する高度医療と近代医療設備を備えた総合病院です。

昨年の第4回定例会で示された資料によると、その概算事業費は137億5,000万円となっておりますが、新市立病院建設に向け重要なのは財源の確保です。

そこで、新市立病院建設には病院事業債と過疎債を併用するとのことですが、病院事業債と過疎債の違いと調達の見通しについてお聞かせください。

また、建設費など事業費総額に占める起債の比率について、数値と金額を示し、お聞かせください。

あわせて、起債の償還計画についてお聞かせください。

次に、今回の新市立病院建設の入札では、本市の建設に係る発注では初めてとなる総合評価落札方式の条件付一般競争入札を採用することとなっています。

まず、総合評価落札方式とはどのような入札方式なのか、その概要と今回の入札で特に特徴的なところがあればお聞かせください。

また、価格以外の評価項目、配点などを審査した総合評価委員の委員と委員長、審査項目と審査基準及び配点などの概要についてお聞かせください。

また、本体工事に係る各入札公告は1月19日に公示され、2月8日参加表明締切り、必要書類の受渡し期間も過ぎ、入札参加資格の審査結果通知も2月15日で終わり、3月5日入札執行、3月6日落札者公表の工程となっております。あとは、各工事の入札と落札者公表を待つばかりですが、今回の新市立病院建設は、市内での資材購入などの経済波及効果に加え、市内企業に与える経験と技術力向上などを考えますと、本市に及ぼす費用対効果は大きなものがあると思います。その推測する波及効果など、どのようにとらえておられるのか、お聞かせください。

次に、現病院と新病院に関連して質問します。

平成23年10月17日、小樽市立病院経営改革評価委員会から提出された小樽市立病院経営改革プラン平成22年度評価報告書の中で指摘された医師不足による医業収支の悪化により、現改革プランの最終的な達成は難しい、また起債を実行するための医業収支未達分を補てんする繰入金増額によって、経常収支比率は改善されているが、これは改革プランの成果として評価することはできないなど厳しい指摘を受けたことから、平成24年2月、小樽市立病院改革プランの改定版提出につながったものと認識しています。

そこで、現病院経営の中で指摘されている医業収益に占める職員給与費の割合など、改善を求められ

ている指摘事項と改善策、計画値と今年度決算見込みとの差異について、指標など数値を交え、お聞かせください。

また、評価委員会からの指摘では、一般会計からの繰入金が毎年多額になっており、経常収支比率は改善されているが、改革プランの成果としては評価することはできないと報告されています。

病院事業会計への平成23年度一般会計からの繰入額と平成24年度予算編成に係る一般会計からの繰入額についてお聞かせください。

また、このような報告を受けて起債申請に影響はないのか、お聞かせください。

次に、並木病院局長は、平成21年4月の就任以来、現市立小樽病院の経営と新市立病院に係る多くの論文を寄稿されています。寄稿内容は、御自身のこれまでの医師としての経験や体験談、本市が抱える医療問題と医療環境整備の必要性、あわせて現市立小樽病院が抱える問題解決に向けた決意と新市立病院開院に向けた抱負だったと思います。

そこで、病院局長が認識している現市立小樽病院が抱える問題と新市立病院に持ち込んでほしいと思っておられる問題の主なものは何でしょうか。

また、医業収益と医業費用のバランスや減価償却費を考慮しつつ、年間医業収益の最低ライン確保と医師確保に向けた決意についてお聞かせください。

新市立病院は平成26年度開院予定ですが、小樽市民の期待にこたえる理想の病院像をどのように描いておられるのか、並木病院局長の開院に向けた決意についてお聞かせください。

次に、北海道横断自動車道、余市－小樽間の小樽ジャンクションについて質問します。

我が党は、平成20年第1回定例会の代表質問及び平成22年第1回定例会の一般質問で、この問題を取り上げた経緯があります。質問趣旨は、道路開通後、広域的な連携、交流の活性化、観光振興、防災など本市活性化のため重要な役割を期待する一方、余市方面から進入した車両の朝里での市内へ接続する道路がないことが判明したことから、小樽市中心部にアクセスできるフル規格での小樽ジャンクションの整備を強く求めたものでした。市長が先頭に立って、商工会議所、観光協会など関係諸団体と一丸となってオール小樽で関係当局と交渉し、その実現に向け要請していく考えはないか質問しています。当時の山田市長は、我が党の再質問に、余市まで整備される段階ではフルジャンクションの建設は無理かもしれないが、将来に向けて「利用地については取得していきたいというふうには聞いております」と御答弁しています。

そこで、確認します。小樽ジャンクションの道路用地は、フルジャンクション分が取得される予定なのかお聞かせください。

また、昨年の改選後、小樽市と小樽市議会、小樽商工会議所三者は、国土交通省など関係機関を訪れ、同道路の小樽ジャンクションのフルジャンクションでの整備実現方について要望書を提出しています。その後、陳情に対して何らかの回答や動きはあったのでしょうか。再度の陳情は考えていないのか、実現の見込みもあわせ、お聞かせください。

この項最後に、道路用地取得の進捗率と新年度工事予定、また供用開始見込みについてお聞かせください。

質問も最後の項となります。教育に関連していくつか質問します。

我が党は、平成20年第1回定例会での代表質問、平成22年第1回定例会での一般質問などで、当時の教育長に、教育行政に係る主要な施策、方針について、教育委員会がみずから市長提案とは別に新年度に当たり本会議場で行うべきだと再三申し上げてまいりました。結果、我が党の思いを教育委員会が受け止め、平成23年第2回定例会で小樽市議会初の教育長による教育行政執行方針の説明が実現したこ

とは記憶に新しいところです。

そこで、教育長が平成23年度教育行政執行方針説明の中で述べられたことについて何点かお聞きします。

まず、「学力向上検討委員会」を設置し、分析を各学校の改善プランに活用すると述べられています。取組状況と学力の向上に向けた成果についてお聞かせください。

また、昨年度、全国学力・学習状況調査で本市が全国的に見て下位に位置していることに触れ、学力向上には授業改善を進めるとともに、家庭での学習習慣の確立が不可欠と述べられています。改善策とその成果について、教育長が期待した効果に比べてどうであったのか、検証結果をお聞かせください。

あわせて、平成24年度から中学校で新学習指導要領が全面実施されることから、授業力を向上させるため教職員向けに研修会を実施するとしていました。その市教委主催の教員研修日数及び研修内容と期待する効果についてお聞かせください。

また、平成23年度全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査結果について、道は平成22年度を下回らない方向で公表するとしています。本市の公表する範囲と内容についてお聞かせください。

次に、平成24年度の教育行政に係る執行方針の説明をお聞きしました。新年度の施策は、前年度に引き続き、学力の向上に向けた教職員の指導力向上、全国学力・学習状況調査への参加、教育環境の整備、特別支援教育の充実とスポーツ振興などであります。

前年度の施策、家庭における生活習慣の定着に向けた保護者への啓発などの継続と、新年度は、学力向上に向け、文章を丁寧にかつ正確に読む、筋道を立てて書く、読書習慣の定着を目指すなどと、一般的な教育方針が豊富にうたわれています。教育長が就任される前の学力向上に向けた教育方針との差異について、お聞かせください。

また、教職員の指導力向上に向けた取組と各種講座の開催、全国学力・学習状況調査への参加、体力向上への取組、武道の授業など豊富な教育方針を消化するためには、従前以上の教職員と外部指導者の協力体制は欠かせません。現状と今後の方向性についてお聞かせください。

あわせて、教職員の指導力不足の判断基準と実態についてお聞かせください。

次に、新・市民プールについて質問します。

新・市民プールについては、総合計画の前期実施計画において、実施設計の着手が掲載されているほか、各定例会において市民からの陳情が行われているとともに、これまでも何回か議会議論となっております。

そこで、中松市長にお聞きしますが、前市長在任中に策定された第6次小樽市総合計画について、すべてとは申しませんが、基本的に踏襲する方針と受け取ってよろしいでしょうか、確認いたします。

次に、新・市民プールの建設に向けた進捗状況についてお聞きします。

さきの定例会などにおきまして、教育委員会からは、駐車場を含め約5,000平方メートル程度の敷地が必要であり、適地を検討しているなどの御答弁があったものと記憶しております。

そこで、教育長にお聞きしますが、第6次小樽市総合計画の計画満了は平成30年度となっておりますことから、この計画期間も含め、現在の新・市民プールに関する取組状況と今後の進め方についてお聞かせください。

次に、本市の学校行事における小・中学校での国旗掲揚、国歌斉唱の実施率は、道内他都市と比較しても異常に低い状態が長く続いてきました。しかし、教育委員会の根気強い取組と努力が実り、現在100パーセントに近い実施率が保たれ、隔世の感があります。しかし、まだ一部の学校では国旗・国歌の取

扱いについて統一されておらず、乱れが散見されます。

時節柄、学校では、式の準備や国歌の歌唱指導が学習指導要領に沿って実施されていることと思います。そこで、教育長の同準備に向けた指示と国歌の歌唱指導実態について、具体的にお聞かせください。

加えて、国を思い国を敬うことは、教育の基本と思います。卒業式と入学式の時期を迎え、公教育現場における国旗・国歌の取扱いに関する教育長の見解について、あわせて学習指導要領に基づいた教育方針と教育長が目指す教育との整合性についてお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 前田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政についてお尋ねがありました。

まず、固定資産の評価替えによる影響についてであります。平成24年度は平成23年度当初予算に比べて固定資産税と都市計画税を合わせまして、現年課税分で8.2パーセント、約5億6,000万円の減となっております。

次に、今後の動向についてであります。家屋につきましては平成24年度の評価替えの価格が平成26年度まで据え置かれますが、土地の価格が下落傾向にあることから、今後も減少傾向が続くものと考えております。

次に、平成23年度決算見込みについて何点かお尋ねがありました。

初めに、各会計の決算見込みについてであります。まず一般会計につきましては、このたび提案いたしました最終補正予算において収支は均衡しておりますことから、今後、例年どおり一定程度の歳出における不用額を見込むことができるので、現時点で黒字は確保できるものと見込んでおります。

一方、特別会計と企業会計のうち、国民健康保険事業につきましては、最終補正予算において8,000万円程度の収支不足が生じており、黒字の確保に向けては今後の調整交付金や医療費の動向に大きく左右されることとなりますが、残された期間、徴収率の向上などに最大限努めてまいります。その他の会計につきましては、現段階において黒字あるいは資金剰余が生じるものと見込んでおります。

次に、いわゆる財政健全化法に基づく各指標の平成23年度決算見込みに基づく試算についてであります。まず一般会計等を対象とする実質赤字比率につきましては、対象となる会計が現時点においてすべて黒字と見込まれますことから、昨年度に引き続き比率は算出されないものと考えております。

また、全会計を対象とする連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険事業において現時点で収支不足が見込まれますが、水道事業など他会計の資金剰余金の見込みがこの収支不足額を上回っておりますことから、同じく比率は算出されないものと考えております。

なお、実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、その算出に詳細な決算分析が必要となりますことから現時点での試算は困難であります。昨年度から大幅な増減は生じないものと推測しております。

次に、新年度予算につきまして何点かお尋ねがありました。

初めに、平成24年度の予算編成に当たり、公約の実現に向け配慮した点などについてであります。平成24年度は私が市長となって初めての当初予算編成となりましたが、本市におきましても多くの難しい課題を抱えておりますことから、私の七つの重点公約の実現を目指す中、市民のだれもが将来に明る

い希望を持てるよう、先見性とスピード感を持って着実に市政運営を進めなければならないと強く認識したところであります。

そのため、まず重要視いたしましたのは、東日本大震災を踏まえた防災対策と地域経済の活性化に向けた経済・雇用対策であり、これらの施策を重点的に展開するため、限られた予算の中ではありますが、国や道などの施策とも呼応しながら、可能な限り予算に計上し、平成23年度から切れ目のない執行に努めてまいりたいと考えたところであります。

また、その一方で事業の厳選にも引き続き取り組み、最優先課題である財政の健全化を念頭に置いたところでありますが、第6次小樽市総合計画に沿ったさまざまな施策についてはできる限り予算に盛り込み、市民の皆さんの要望にこたえるよう努めたところであります。

次に、他会計からの新たな借入れをやめた理由と今後の予算編成に与える影響などについてであります。他会計からの借入れによる財源対策につきましては、財政調整基金などの残高がない中で、多額の累積赤字を解消しつつ歳入と歳出のバランスをとるため、やむを得ない措置として行ってきたものであります。その結果、累積赤字の解消は図られたものの、一方では借入残高が年々増加しており、依然として赤字体質の解消には至っておりません。

そのため、今後は次のステップとして他会計などからの借入れに依存した財政構造を改めていかなければ、今後も市民サービスの向上や新たな財政需要への十分な対応ができないことから、このような財政構造から一日も早く脱却するためにも、平成24年度は他会計からの新たな借入れは行わずに一般会計予算を編成したところであります。

なお、今後の補正予算への影響などについてであります。現時点で平成23年度決算は黒字の見込みであり、一定程度の繰越金が見込まれますので、この繰越金や予算執行段階で生じる入札差金などを財源として活用したいと考えておりますが、年間を通した財政運営の結果、最終的に収支不足が見込まれ、他会計で資金剰余が見込まれるような場合には、双方において返済方法などを協議の上、借入れを行うこともあり得るかと考えております。

次に、他会計と基金からの借入金の残高、償還計画及び償還財源についてであります。平成23年度末の他会計からの借入残高は、今年度借入予定額を含め約39億300万円となる見込みであります。同じく基金からの借入残高は約19億5,300万円となり、合計で約58億5,600万円となる見込みであります。それぞれの借入金につきましては、借入時に償還計画を立てており、その計画に基づいて償還することとしておりますが、完済するのは他会計及び基金借入金のいずれも平成38年度を予定しております。なお、償還財源は、各年度の一般財源となります。

次に、当初予算に計上を留保した除雪費の追加とその財源についてであります。除雪費の所要額につきましては、その年の冬期間の気温や降雪状況によって変動があり、例えば平成18年度は8億円程度でしたが、昨年度及び今年度においては、基本額の約9億5,000万円では不足し、2億円を追加したところであります。

平成24年度につきましては、当初予算に約8億円を計上しておりますが、冬期間の降雪の状況などを見極めた上で適切に対応したいと考えており、不足が生じる場合には、今後、一定程度見込まれる繰越金の活用や各種事業の執行段階で生じる入札差金などを執行保留とすることで、必要な財源を確保してまいりたいと考えております。

次に、市債の借入利率と支払利息及び借換えによる利息の軽減についてであります。まず現在残高のある市債のうち借入利率の一番高いものは、昭和59年に病院事業会計で借り入れた市債で7.1パーセントとなっておりますが、これは借換えを行うと政府資金による新たな借入れができなくなり、当時予

定していた新病院建設の資金調達に支障が生じることから、借換えを行わなかったことによるものであります。

また、平成24年度予算における全会計の支払利息額は19億1,947万円であり、今後の市債の借換えにつきましても平成24年度に下水道事業会計において予定している約4,745万円で、その利息軽減による財政効果は約572万円を見込んでおります。

次に、平成22年度決算の黒字は予算の見積りが甘かったためと批判されているが、新年度予算編成ではそのようなことがないのかとお尋ねについてであります。まず平成22年度の黒字の要因となった不用額について述べさせていただきますと、今日の行政に求められているのは、事務の効率化や節約に努めた上で市民へのサービスの向上を目指すことであり、その節約などの結果として生じた予算の執行残は批判されるものではない、このように考えております。

しかしながら、不用額は予算計上額に比して執行額が少ないことが原因でありますことから、新年度予算の編成に当たりましては、通年において多額の不用額が生じている経費を精査するなど、歳入歳出全般において、より適正な予算の見積りに努めたところであります。

次に、東日本大震災に関連して何点か御質問がありました。

初めに、消防庁や道からの通達や指導についてであります。本年2月1日付けで総務省消防庁から通知があり、消防団にあっては大規模災害時における活動と安全対策の推進、地域コミュニケーションの核としての役割等も踏まえ、消防計画を見直す場合には地域の実情に応じ、装備や資機材、訓練等の事項を記載するよう指導がありました。

次に、消防団に係る消防計画の見直し項目については、消防団員が行う津波の監視体制であります。見直し内容は、地震が発生し津波注意報などが発表された場合、潮位を測定する地区情報責任者や海面潮位測定者をあらかじめ定めており、海岸付近において監視活動を行うこととしておりましたが、東日本大震災では海岸線にいた消防団員が津波により多数犠牲になったことから、消防団員の安全確保を考え、安全に監視できる高台で活動することといたしました。

次に、常備消防に係る消防計画の見直し項目は、小樽市警防業務規程第25条第2項に基づく非常配備基準の津波の監視場所についてです。見直し内容は、消防団と同様に、津波監視活動時の安全を確保するため、監視場所を各地域の海面監視ができる高台に変更いたしました。

次に、本市が地域住民に期待する防災意識と組織のあり方についてですが、大規模な災害が発生した場合には地域全体が被害を受けている可能性が高くなります。住民一人一人がふだんから備えを行うとともに、災害発生時にみずからを守るために適切な行動をとる自助が必要となります。また、災害発生時にいまだ公的救援が十分でないときであっても、自主防災組織などの近隣地域の人々による組織的活動としての共助は大きな力を発揮します。自助や共助は、防災の地域力とも言えるもので、災害時の初期段階での被害を抑えるのに効果を発揮するものと考えております。

次に、地域防災計画の見直しについてですが、東日本大震災を受け、長い海岸線を有する本市においては、津波対策を早急に進める必要があると考えております。このため、地域防災計画において津波避難計画の策定を中心に見直しを行う予定で、北海道が作成した津波浸水予測を基に津波の際の初動体制、津波に関する情報の収集、伝達や避難体制の整備、津波対策の教育、啓発、津波避難訓練の実施などについて新たに計画に盛り込むこととしております。

また、これらに伴う新たな施策としては、津波ハザードマップの作成、防災行政無線の整備のほか津波避難所への物資の配備や、標高を表示した避難所表示板の設置を5年計画で行ってまいりたいと考えております。

次に、津波ハザードマップの作成に当たっての考え方と進捗状況についてですが、このハザードマップは、北海道が作成した津波浸水予測に基づき市内の浸水地域を表示するとともに、沿岸地区における標高を5メートルごとに色分けして表示したもので、避難対象となる方々が避難路や避難場所を考える際の目安として、また各地域での避難計画作成の参考となることを目指し、作成するものです。なお、このハザードマップについては、今月末に完成、納品の予定であります。

次に、産業振興について何点か御質問がありました。

まず、事業所数減少の要因と背景についてであります。事業所・企業統計調査では減少要因などの調査は行っていませんが、民間の調査会社が平成12年から23年まで道内で休廃業又は解散した企業数の集計を公表しております。その概要によりますと、平成16年から休廃業又は解散した企業数が倒産の数を上回る現象が顕著になっており、平成23年には倒産数の3.6倍になっており、本市のデータは公表されていないものの、道内の状況と同様の傾向にあるものと考えており、倒産数を大きく上回る休廃業又は解散した企業数があるものにとらえております。

次に、後継者不足についてであります。本市における後継者不在率については把握していませんが、後継者育成に関連した事業として、平成21年度から「地域工芸職人後継者育成及び需要開拓支援事業」として職人の後継者育成を目的とした事業を行っており、技術を学んで独立する方や新たな製作体験メニューを展開するグループの動きも出ており、後継者育成の芽が育っているものと感じております。

また、平成22年度に実施した異業種交流推進事業で、事業継承をテーマとした講演会を行っており、市内企業の中に事業継承の理解が深まりつつあるものと考えております。

次に、起業家育成についてであります。平成21年度から経営の基本などを学ぶ小樽商人（あきんど）塾の開講や、中小企業大学校旭川校の研修受講への助成を行っており、現在までに商人塾には68名が参加し、受講助成は4名が受けております。これらの方々のうち8名が起業し、このうち商業起業家支援事業を利用して空き店舗へ出店している方は7名となっており、起業家育成の研修と家賃助成の両面で起業の促進につながるよう支援してきたところであります。

また、本市で把握している直近5年間の新設法人数については、平成19年度157件、平成20年度153件、平成21年度125件、平成22年度140件、平成23年度は今年1月末までで112件となっております。

次に、中小企業金融円滑化法についてであります。まず、この法律に基づく市内の申請件数や金額については公表されておませんが、道内の状況については、昨年末、北海道財務局から公表されております。その概要は、同法の施行日から平成23年9月末までの中小企業者に対する実行件数が延べ5万5,135件、金額は約1兆2,288億円となっており、産業別には分類されておられません。

また、本市の融資制度と中小企業金融円滑化法の延長との整合性等についてであります。本市の制度融資の利用者から貸付条件の変更等の申出があった場合には、これまでも法の趣旨に基づき条件変更に応じており、今後も同様に対応してまいりたい、このように思っております。

次に、公設青果地方卸売市場について何点か御質問がありました。

まず、樽一小樽中央青果の直近5年間の決算内容についてですが、平成18年度及び19年度については大幅な赤字を計上しましたが、平成20年度以降は3期連続の黒字となっております。

この間の経営改善策については、平成17年10月より丸果札幌青果の経営支援を受けるとともに、市や仲卸人など市場関係者も連携して支援を行う中、経費削減や販路の拡大など経営改善に取り組んできたところでありますが、需要の低迷による売上げの減少、取引形態の変化などの影響から厳しい経営状況が続いております。

次に、市場の取扱量などについてですが、まず取扱量と取扱金額については、平成18年度は1万7,761

トン、38億500万円、平成19年度は1万4,875トン、33億5,500万円、平成20年度は1万4,281トン、31億800万円、平成21年度は1万3,963トン、29億3,500万円、平成22年度は1万2,235トン、28億5,200万円となっております。

また、卸売市場使用料と施設使用料を合わせた使用料収入については、平成18年度は2,371万円、平成19年度は2,287万円、平成20年度は1,178万円、平成21年度は1,208万円、平成22年度は1,198万円であり、その間の減免額は平成18年度は1,492万円、平成19年度は1,402万円、平成20年度は2,434万円、平成21年度は2,348万円、平成22年度は2,315万円となっており、5年間の減免総額は9,990万円となっております。

次に、一般会計からの繰入金についてですが、平成18年度は1,600万円、平成19年度は1,169万円、平成20年度は2,133万円、平成21年度は4,073万円、平成22年度は2,103万円となっており、5年間の一般会計からの繰入金の総額は1億1,077万円であり、平成24年度の一般会計からの繰入金は1,399万円を計上しております。

次に、費用対効果についてですが、平成19年度には大手仲卸人の営業停止が発生し大幅な赤字となったものの、平成20年度以降については黒字経営を続けており、市民生活に欠かすことのできない青果物を安定的に供給するための社会インフラとしての役割を維持することに寄与しているものと考えております。

次に、経営指導についてですが、経費全般の見直しや組織体制の見直しによる財務体質の健全化に加え、新たな産地や販売先の開拓など営業強化にスピード感を持って取り組むことなどが考えられます。

次に、今後の市場の動向、方針、方策についてですが、昨今の卸売市場を取り巻く状況は食生活の変化や流通形態の多様化などにより急速に変化し、さらに人口減少や高齢化の進行による消費の減少が続いており、今後の地方卸売市場の運営は厳しい状態が続くものと認識しております。今後の方針、方策については、昨年12月、北海道において平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とする第9次北海道卸売市場整備計画を策定し、市場活性化への取組をスタートしたところであります。この計画を踏まえ、北海道や北海道市場協会などの関係団体からの指導・助言を受け、卸売業者や仲卸人など市場関係者と協力しながら、地域における生鮮食料品の流通における基幹的なインフラとして、公共的な役割を今後も引き続き果たしてまいりたいと考えております。

次に、稲一再開発ビルについてお尋ねがありました。

まず、競売が成立しなかった理由についてであります。建物が共有名義であることや地権者の権利関係など課題が多いためと把握しており、そのような権利関係の複雑さが障害となっているものと考えております。なお、市が同ビル敷地内のアトリウム部分の土地を所有し小樽開発株式会社に賃貸しておりますが、このことは本件の競売の障害にはならないものと破産管財人からお聞きしております。

次に、固定資産税・都市計画税の賦課状況についてであります。札幌地方裁判所では本物件の競売に当たり、入札期間に限り期間入札の公告に平成21年度の固定資産税及び都市計画税としてそれぞれ具体的な数値が掲載されておりましたが、賦課状況については、地方税法第22条で規定しております保護する秘密に該当するため、控えさせていただきます。

次に、周辺地域の振興に向けたまちづくりと同ビルの活用についてであります。本市中心3商店街の中央に位置し、観光集客ゾーンの堺町通りや花園の飲食店街に近接している同ビルを再生させ、商業機能を中心とした、にぎわいのあるまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。このことから、商工会議所などの経済団体とも連携し、再生に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、福祉について何点がお尋ねがありました。

まず、生活保護申請に係る調査や審査の流れについてであります。申請は福祉部相談室で受け付けており、相談員が聞き取りを行い、生活が困窮していると判断した場合は、本人の意思を確認した上で申請を受理しております。生活保護の申請が受理されますと、ケースワーカーが担当者となり、その方の世帯や収入、資産の状況などについて調査を行い、生活保護受給の基準を満たしているかどうかの確認、決裁を経て生活保護の可否が決定されます。

また、相談員につきましては特段の基準はありませんが、担当者、いわゆるケースワーカーにつきましては社会福祉主事の資格のある職員を配置するようにしており、資格がない者が配置となった場合には通信教育によりその資格を取らせております。これらの職員の育成につきましては、毎月実務に関する職場内研修などにより能力の向上を図っているところであります。

次に、本市の生活保護申請などに係る直近5年間の傾向についてであります。平成18年度では相談件数1,218件、申請受理件数478件、開始件数は442件、平成22年度では相談件数1,041件、申請受理件数494件、開始件数は446件となっており、この5年間で相談件数ではやや減少の傾向が見られるものの、それ以外につきましては、ほぼ横ばいで推移しております。

また、この間の主な相談内容といたしましては、生活保護の制度についての説明を聞きたいという相談や、失業や離婚などによる今後の生活が不安であるとの相談などであります。

次に、生活保護世帯や相談者の実態調査などについてであります。まず生活保護世帯につきましては、担当ケースワーカーが定期的な訪問を行い、生活状況の確認など実態の把握に努めております。

また、生活保護の申請に至らなかった相談者につきましては、その後の追跡調査や実態調査はしておりませんが、地区の民生委員に相談内容について報告するとともに、その方が困窮した際には再度市への相談について民生委員からも助言をしていただくよう依頼しているところであります。

次に、福祉サービスの利用をしていない知的障害者の実態把握に向けた調査項目と内容についてであります。18歳以上の福祉サービスを利用されていない知的障害者の方で、単身や2人世帯など緊急性が高いと思われる方を対象として、経済的に困窮していないかという観点から、収入や食事の状況など、社会的に孤立していないかという観点から、相談する人や緊急時に支援をしてくれる人がいるかなど、このほか健康状態として御本人や御家族の病院の受診状況などについてお聞きするもので、実態把握のための訪問調査を始めたところであります。

また、調査終了後の施策といたしましては、安心して在宅生活を送れるよう、高齢者見守りネットワークや民生委員などの連携をより一層強化して、見守り体制の充実を図るほか、相談支援事業所などとも連携し、御本人が希望されるサービス利用に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽ジャンクションについて何点か質問がありました。

初めに、道路用地の取得についてですが、東日本高速道路株式会社からの説明では、小樽ジャンクションのフルジャンクション分も含め4車線分を取得すると聞いております。

次に、昨年8月に行いました小樽ジャンクションのフル整備の要望につきましては、具体的な回答は来ておりません。しかし、大規模な災害時の緊急避難路や輸送路として、また後志地域から小樽市内への急患搬送路として、その必要性と公共性は極めて高いものと考えておりますので、フルジャンクションの実現に向けて、今後とも国や関係機関に対し強く働きかけていきたいと考えております。

次に、道路用地の取得率や工事予定などについてですが、東日本高速道路株式会社によりますと、道路用地の取得率は現在約60パーセントであり、工事につきましては今年度は工事用の進入路整備を進めていますが、来年度からは本線の本格的な工事が始まる予定で、平成30年度の供用開始に向け、事業が

順調に進んでいると聞いております。

次に、第6次小樽市総合計画についての認識についてであります。この総合計画は新たなまちづくりの指針として、市民など多くの皆さんの御意見を取り入れて策定し、平成21年度からスタートしたところであります。

現在、本市においては、この総合計画で体系づけた生涯学習や市民福祉など、まちづくり五つのテーマの考え方に沿って行政運営を進めているところでありますので、行政の継続性の観点も踏まえ、今後とも総合計画を基本としながら、私の公約との整合性などを図りつつ、本市のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 病院局長。

**○病院局長（並木昭義）** 前田議員の新市立病院についての御質問にお答えいたします。

最初に、新市立病院建設の財源である起債についてのお尋ねがありました。

まず、病院事業債と過疎債の違いについてであります。病院事業債は、従前から毎年の医療機器整備などに借り入れてきたものであります。過疎債は、平成22年度に小樽市が過疎地域に指定されたことにより借入れが可能となったものであります。最も大きな違いは、それぞれの起債の返済に対する国からの交付税措置の割合で、病院事業債の22.5パーセントに対し過疎債は70パーセントと、過疎債は大変有利な起債であります。

資金調達の見通しにつきましては、平成23年度の起債については許可済みであり、3月末に借入れを行う予定であります。平成24年度につきましても、例年どおりですと4月末から5月初めごろに起債計画書等を北海道に提出し、10月から11月ごろに許可を受け、年度末に借り入れていく予定であります。

次に、事業費総額に占める起債比率等であります。事業費は、今後、入札等により変わりますが、現時点では事業費総額137億5,000万円に対する起債総額は126億370万円と試算しており、比率は約91.7パーセントになります。

償還計画につきましては、償還期間は平成24年度から平成56年度までの33年間で、償還額は現在の利率で試算しますと元利合わせて合計で約155億円になると考えております。このうち約46パーセントに当たる約71億円が交付税措置されるため、一般会計約26億円と病院事業会計約58億円を合わせた市の実質的な負担は約84億円になるものと考えております。

次に、建設工事の入札方式についてお尋ねがありました。

新市立病院本体工事の入札方式として採用した総合評価落札方式は、通常の入札が価格のみで落札者が決定されるのに対して、価格以外の要素として工事実績や地域貢献などの技術提案をあわせて評価して落札者を決定する方式であります。この方式は、価格面と建物の品質確保の両方において総合的にすぐれた施工者を決定することができる方式であり、新市立病院のような大型の建設工事においては発注者にとって大きなメリットがあることから、近年、他都市の市立病院の発注に取り入れられてきておりますが、本市では初めて採用するものであります。

また、価格以外の評価項目として今回の特徴となっておりますのは、建物の品質に大きく影響する主任技術者の実績と地域貢献度の提案に大きく配点し、特に地元への下請工事の発注や建築資材等の調達に重点を置き、市内への経済波及効果を期待しております。

次に、総合評価委員会と審査項目などについてのお尋ねがありました。

まず、総合評価委員会の構成は副市長を委員長とし、構成員は総務部長、財務部長、産業港湾部長、建設部長、建設部次長の6人としたところであります。

次に、評価項目やその配点についてであります。評価項目は企業の施工実績や主任技術者の実績のほか地元企業の活用など10項目とし、その配点は主任技術者の実績や地域貢献度に大きなウエートを置いたものとなっております。なお、評価項目などは、地方自治法の規定に基づき中立公正の立場の2名の学識経験者から意見を聞き、妥当性を認識した後、病院局として決定したものであります。

次に、建設工事がもたらす波及効果などについてであります。新市立病院の建設工事は、建設主体工事のほか4件の本体工事で約88億円という大規模な事業であります。建設事業はさまざまな業種が関連することから、建設関連の企業をはじめ飲食等の消費効果も含め市内経済への直接、間接的な波及効果は大変大きなものになるものと期待しております。また、市内の企業は共同企業体の構成員としてや下請企業として工事に参加することで、大規模工事の実績取得に加え、大手建設業者の施工技術を習得することなども期待できることから、各企業の技術力向上にも役立つものと期待しております。

次に、改革プラン平成22年度評価報告書に関してのお尋ねがありました。

現病院経営の中で改善を求められている主な指摘事項は医業収支比率、職員給与比率などの指標で、いずれも平成22年度決算では入院外来収益が当初策定した改革プランの計画値を下回ったために、計画目標を達成できていない項目であります。これらを平成23年度の当初計画と決算見込みで比較しますと、医業収支比率は計画値98.3パーセント、決算見込み90.3パーセント、職員給与比率は計画値50.3パーセント、決算見込みが58.0パーセントで、平成23年度においてもやはり当初計画の目標は下回る見込みであります。

改革プランの最終的な目標は、新市立病院の起債の条件である平成25年度の地方財政法上の資金不足の解消であります。この目標の達成のために、医師確保に全力を尽くすことは無論、平成24年度DPC請求実施後の医薬品の後発品の推進や新たな診療報酬項目の取得などにより収入の増加を図り、一方で両病院の職員の適正配置や職員給与費の独自削減の継続、修繕費等の節減などを実施して支出の減額に努めるなど、多方面からできる限りの収支の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、一般会計繰入金についてであります。

まず、繰入額につきましては、平成23年度決算見込額は17億4,400万円、平成24年度の予算額は16億4,500万円となります。

次に、平成22年度評価報告書で指摘された内容が起債申請に影響することはないかということであり、この件につきましては、新市立病院起債の条件が平成25年度末での地方財政法上の資金不足の解消でありますので、今回改正した改革プランを確実に実行し、今後の起債申請に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、現病院が抱えている問題と新市立病院に持ち込んでならない問題は何かというお尋ねがありました。

市立病院の統合に向けて現病院が抱えている問題ですが、やはり設立からの歴史的な背景、診療及び運営内容が異なる二つの病院を一つに統合することに起因する職員の意識の違いや、病院の人材不足による診療体制の停滞化が挙げられると考えております。

私が今年の新年のあいさつで職員に強調したことは、新市立病院の建設に着手する今、新市立病院の統合、診療、運営が円滑に行われるよう、新市立病院の機能にふさわしいシステム、人事の構築が必要であるということ述べました。すなわち、二つの病院が単に一つになるということではなく、時代の要請に応じる新しい病院をつくり上げ、そこで職員は気持ちを新たに生き生きと働くことが大切であるということであり、そして、その実現のためには、新市立病院開院までのこの2年間に新市立病院に必要なシステムの構築、人材育成に向けて取り組む覚悟を述べ、職員の意識改革と積極的な行動を求

めたところであります。

次に、新市立病院が開院した場合の医業収支などを考慮した年間医業収益の確保の最低ラインと医師確保に向けた決意についてお尋ねがありました。

新市立病院が開院した当初は、主に医療機器の減価償却費が大きく、減価償却後の収支均衡は難しいものと考えております。これは他の自治体病院においても共通して見られる傾向であります。そのため、当面は減価償却費を除いた実質的な資金収支のバランスをとることが目標となります。収入面で申し上げますと、新市立病院開院効果、駐車場の増設などにより最低でも現病院での患者数を上回ることによって現状以上の収入が確保できるものと期待しています。支出面においては、これまで何度も申し上げているとおり、二つの市立病院が統合されることで人員体制及び医療機器などの非効率性が解消されることにより、相当の経費の削減が図られ、建設にかかわる起債の返還を賄えると考えております。そのため、新病院では、収支均衡を保ち、一般会計からの財源支援に頼らない健全なる病院経営ができるものと期待しております。

そのためにも、これまで以上に積極的に医師確保をする必要があります。前回の第4回定例会でも話しましたが、新市立病院建設が始まることは医師確保にとっても追い風となりましたので、両病院の院長ともどもこれまで以上に積極的に医師招聘と広報活動に取り組み、一人でも多くのいい医師を新市立病院に招聘できるよう努力してまいります。

最後に、小樽市民が新市立病院に期待する理想の病院像を踏まえた新市立病院開院に向けた決意についてお尋ねがありました。

新市立病院の設計の特徴として、一つ目に利用しやすく快適な病院であること、二つ目として安全で安心な病院であること、三つ目として環境に配慮した病院であること、四つ目として医療環境の変化に対応した病院であることの四つを特徴として設計に取り組んでおります。

小樽市民が期待する理想の病院とは、まさにこの四つの特徴を実現する病院であり、小樽・後志地域医療を統括する中心的な役割を果たす施設として特徴を十分に発揮し進展していくことであります。そうすることで新市立病院は小樽のシンボリック建物となり、市民に安心・安全、信頼、幸福をもたらし、小樽の発展に大いに貢献することが期待できるものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 前田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、各学校の改善プランの取組と成果についてであります。

各学校では、学力向上検討委員会で作成した報告書を基に、自校の課題を踏まえた1年間の取組を示した改善プランを作成しています。このプランには、例えば文章で相手にわかりやすく伝えることを重視した国語の授業実践や、小数や分数の四則計算の定着に向けた算数のドリル学習の継続的な実施など、学力向上に向けた取組のスケジュールや改善方策が示されております。

自校の学力調査などの結果を基に改善プランを作成することで、教員の学力に対する意識が高まり、全学年で学力の定着度を把握するために行うCRTやNRTの学力検査を実施する学校が大幅に増加いたしました。また、学力調査で無回答率が高かったことや家庭学習の定着が不十分であるという結果を踏まえて、長期休業中や放課後の補充学習をほとんどの学校で取り組むようになりました。

次に、授業改善に向けた取組と家庭での学習習慣の確立についてであります。教育委員会では、他の人の授業を見て教員一人一人が自分の授業を振り返って学び、学校全体で組織的に授業改善を図ることが大切であると考えておまして、平成23年度も公開研究会の開催や研修会への参加を促進してまい

りました。各学校における公開研究会は、昨年より2校多い19校で開催され、他校の教員も広く参加する中で延べ550名の教員が授業を参観し、協議をしております。

また、教育委員会では、国語の授業を参観し効果的な指導方法を学ぶ「これからの学習指導」などの研修会を52回開催し、延べ1,223名の教職員の参加があり、昨年度と比較して講座数が4講座、参加数が187名増えております。さらに、学力向上には指導方法の工夫・改善が求められておりますことから、ティーム・ティーチングや退職教員などの外部人材を活用した授業に指導主事が訪問をし、指導・助言を行うなど、今後とも公開研究会の積極的な開催を奨励するとともに、研修会の参加については、学校として課題を明確にし、組織的に行うよう働きかけてまいります。

次に、家庭での学習習慣の確立につきましては、これまで各学校では家庭学習の仕方などの手引を作成、配布し、保護者会などで説明をしたり、学校だよりやホームページに掲載したりするなどの取組を行っております。

また、教育委員会では、学年に応じた家庭学習時間の設定や携帯電話の正しい利用方法などの啓発を行ってまいりました。本市では、家庭学習を全くしない子供たちの割合が全道・全国に比べて依然として高いことに課題がありますことから、今後、家庭での音読の推奨や学校図書館を活用した読書活動を推進し、読書習慣の定着を図るなど家庭での学習習慣の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会主催の研修会についてであります。平成23年度は全52講座を行っており、研修日数が延べ56日間となっております。教員向けの講座といたしましては、授業研究を通して子供たちの学力の向上を図る効果を目指した「これからの学習指導」ほか7講座、それから豊かな心をはぐくむ指導の充実の効果を目指した「道徳教育研修講座」ほか9講座、それから安全に配慮した柔道の指導を通して健やかな体の育成の効果を目指した「武道研修講座」ほか6講座、携帯電話やインターネットのトラブル防止の効果を目指した「情報モラル教育研修講座」ほか6講座、小学校向けの学習支援ソフトの効果的な活用を目指した「コンピュータを活用した授業実践講座」ほか3講座などとなっております。また、管理職としての資質能力向上の効果を目指した「夏季管理職研修会」ほか7講座、初任者の授業力向上の効果を目指した「初任者学校間交流」ほか6講座、そのほかに教員の生徒指導力向上の効果を目指した「生徒指導教育講演会」を開催しております。

次に、平成23年度の学力等調査に係る本市の結果の公表についてでございますが、教育委員会では本調査の結果は保護者や地域の方々にはしっかりと説明し、課題などを共有することが大切であると考えております。北海道教育委員会が来月上旬には全道の管内別の結果を公表すると聞いておりますので、本市といたしましては、その内容を踏まえ、児童・生徒の学力や学習の状況を全道と比較してわかりやすく示すとともに、学校で取り組む指導改善のポイントや家庭学習の定着を図る具体例を盛り込むなど、昨年度よりも踏み込んだ内容にしたいと考えております。

次に、平成24年度の教育行政執行方針と私が就任する前の方針との相違についてでございますが、これまでと大きな違いは、まずは教育行政執行方針として私自身の考え方やその年度の重点施策、予算の主なものを議会の場で説明できるようになり、報道などを通して広く市民の皆様にお知らせできるようになったことでもあります。これまで教育委員会では、5か年の中期的な学校教育推進計画2次計画に基づき各般の事業を年度ごとに行ってまいりましたが、その内容は議会や教育関係者に資料を配布することで周知をしていたため、その年度に取り組むべき施策が市民にはわかりづらいものとなっていたと思っております。今後とも教育委員会といたしましては、毎年議会で教育行政執行方針を報告し、その年度に取り組む重点を明らかにしながら、市民にわかりやすい教育行政を執行してまいりたいと考えております。

次に、外部指導者活用の現状と今後の方向性についてでございますが、各学校では音楽の伝統楽器の学習における琴の指導、能楽の体験、キャリア教育における職業体験学習、部活動やスキー学習、絵本の読み聞かせなど、すべての小・中学校でさまざまな教育活動に外部指導者を活用しております。

さらに、教育委員会では、小樽の子供たちの学力向上のため、市内小・中学校で行っている放課後や長期休業中の学習サポートに小樽商科大学の学生の派遣をお願いするため、現在、大学側と協定を結ぶ準備を進めているところでございます。教育委員会としましては、平成24年度の教育行政執行方針でも述べましたとおり、本市は専門家や学識経験者などマンパワーに恵まれているということもありますので、今後、一層外部人材の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、教員の指導力不足の判定基準と実態についてでございますが、教育委員会として指導力不足の教員とは児童・生徒の教育指導や学級経営などがうまくできない教員という認識をしており、これらの教員については校長や保護者からの相談などを通じて把握しておりますが、平成22年度には子供への不適切な言動、児童・生徒の評価に関する苦情、いじめへの不十分な対応、学級経営や教科指導などの相談が十数件寄せられております。

教育委員会といたしましては、これらの相談について早急な事実確認と対応を学校に求めるとともに、各学校の教員の日々の教育活動を細かに把握することや、組織的な取組を行うことなどについて校長会議を通じ指導をしているところでございます。

次に、新・市民プール整備事業についてであります。教育委員会といたしましては、引き続きプール建設用地の確保について検討しているところでありますが、平成24年度の予算編成に当たり本市の財政が大変厳しい状況にあると認識しておりますので、今後の進め方については市長部局と十分協議しなければならぬものと考えております。

次に、国旗・国歌の適切な実施に向けた教育委員会の指導内容と各学校における国歌の歌唱指導の状況についてでございますが、教育委員会では学習指導要領に基づき適切に国旗・国歌に係る指導を行うこと、国旗は出席者の目に触れる場所に自然な形で掲揚すること、国歌は教育課程に適切に位置づけ、子供の発達の段階に応じた指導を行い、式の中で実際に歌唱されるよう指導すること、直接子供の指導に当たる教職員が国歌斉唱時に起立することは社会通念上当然であることなどについて、校長会議や学校訪問で機会あるごとに指導をしております。

また、国歌の歌唱指導の状況については、小学校では音楽の年間指導計画に位置づけて取り組んでおり、小・中学校ともに入学式や卒業式等の儀式的行事の練習の場面で式の流れに合わせた練習を行い、市内すべての小・中学校で適切に指導されております。

次に、公教育の現場における国旗・国歌の取扱いについての私の見解であります。私としては、児童・生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てることは大切であると考えており、このことを指導する教員には、教育公務員としての責任の下、適切に対応することが求められているものと考えております。入学式や卒業式などにおいてこの意義を踏まえ、学習指導要領の定めるところにより、国旗・国歌を適切に実施されるよう各学校への指導を徹底してまいります。

最後に、学習指導要領と私が目指す教育方針についてですが、学習指導要領は教育の機会均等と全国的に一定の教育水準を確保する観点から国が定めているものであり、市内の各学校では、学習指導要領に基づいた教育課程を編成し、確かな学力の育成などの教育活動を展開しております。

私としては、本市における全国学力・学習状況調査のこれまでの結果や議会での議論、保護者や市民からの学力向上を求める声などを総合的に勘案し、小樽の学力の向上は喫緊の課題であると認識したも

のであります。したがいまして、平成24年度の教育行政執行方針においても、学力向上を重点施策の第1番目と位置づけ、教員の指導力の向上と家庭学習習慣の定着を大きな柱に、全力を挙げて取り組んでまいります。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 27番、前田清貴議員。

**○27番(前田清貴議員)** 何点か再質問をさせていただきます。

初めに、後継者不在の関係を聞きました。それで、調査していないということなのですが、していなかったのであればいたし方ないですが、できれば調査していただいて、後継者育成などの施策に生かしてもらえればよかったと、こう思っております。

それで、やはりこれだけを調査するというのは大変だと思いますので、何かの商業的なアンケートを実施する際、その中に一行入れてもらえればいいわけでございますから、ぜひそういったことも調査をして、今後のそういった不在率の低下を抑える、そういったことと同時に後継者育成、これらの部分にこういったアンケート調査を生かしてもらいたいというのが1点です。

それと、稲一再開発ビルですが、これは市長公約の中にも結構うたっているのですよ。七つの重点公約の中に大きく2番目ぐらいにうたっているのです。

それで、市長に当選されてからもう1年近くたつのですが、競売ということもありましたけれども、この1年間、市長が公約に掲げられたのでありますから、やはり何か水面下で、固有名詞は出さなくて結構ですけれども、具体的にこうやって動いたのだということを市民にお聞かせいただければと思いますので、何か具体的に取り組んだのであればお聞かせください。

あと、ちょっと聞き逃していたかもしれませんが、市として、今と同じことになるのですが、解決に向けてリーダーシップ的なものをもってと質問していたのですけれども、その辺の答弁がなかったと、ただ商工会議所とうんぬんと、何かそのようなことで他力本願的に聞こえたのですけれども、その辺をもう少しお聞かせください。

それとあと、新市立病院の関係ですが、お話しできないものもあるようでございますけれども、約137億5,000万円を投じるわけですから、波及効果はどのようなものがあるのだということを聞いているのですけれども、大変大きなものがあると、ただそれだけなので、やはり、基本的には数字をある程度答えていただかないと、ただ大きなものがあるというだけでは、それはあまりにもアバウトすぎるのではないのかと思います。

それともう一つ、これも同じようなことで、年間医業収益の最低ラインはということで聞いているのですが、今の病院より多くなるとの答弁です。少なくなったら大変なのですけれども、この辺についてもやはりきちんと、病院が計画どおり機能したらこの程度の医業収益はないといけないと、やはり人件費などいろいろのものを支払っていかなければならないわけですから、そういったことははっきり示していただいて、恐らくつかまえているとは思いますが、やはりこれも今より多くなるという答弁ではちょっとアバウトすぎるのではないのかというのが一つです。

それと、教育長にお聞きするのですけれども、プールの問題ですが財源が大変厳しいということですから、それで伺いました。平成30年度までに建設できるのかというようなニュアンスのことを聞いているのですけれども、そのお答えが計画どおりいくようにも聞こえましたけれども、30年度までには完成させると、こういうような御答弁はできないのでしょうか。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 私から稲一再開発の問題について答弁させていただいて、あとは担当部長から答弁をさせていただきたいと思います。

先ほども稲一再開発の問題については前田議員の御質問にお答えいたしましたけれども、やはり本市中心の3商店街の中心であるということと、それから、にぎわいのあるまちづくりということからいうと、何としても稲一再開発に向けては私としても本当に取り組んでいきたいというふうに思っております。

私が就任いたしましたから幾つかお話がありましたけれども、それぞれいろいろな事情の中でなかなか実現に至っていないということでございます。競売の問題については議員の御質問のおり終わったわけでありまして、これから任意売却に向けてやはり取り組んでいきたいと、このように思っているところですので、御理解をいただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（工藤裕司） 後継者不足の調査につきましては、今後、何らかの形で調査ができるよう検討をさせていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 病院局経営管理部長。

○経営管理部長（小山秀昭） 新市立病院建設の経済効果でございますが、具体的に入札の後どれぐらいの下請が出るか、これは資料で話したいと思っておりますが、それまでは控えさせていただきます。

ただ、飲食等の効果は、例えば砂川市は市立病院建設のときに調べたようですが、そのときに約5億円あったということでございますので、本市の場合はもう少しあるのではないかと考えております。

それと、新市立病院の医業収益でございますが、基本的には今より上回ると考えておりますが、計画でそれほど大きく人数を増やすとか、そういうことはしたくありませんので、今は現状の患者数、それと単価で計画をつくっているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 新・市民プールのことでございますけれども、繰り返しになりますが、現在、用地について検討を進めているところでございまして、なるべく早くめどを立てたいというふうに考えておりますが、今後の進め方については、市の全体の財政のこともございますので、市長部局と協議を行いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

○27番（前田清貴議員） 再々質問をいたします。

市長にお伺いしますが、稲一再開発のビルの問題ですが、任意売却になったということで、そういう活用策に向けて逆に市長のリーダーシップが重要になってくるのではないかと思います。だから、競売の場合は介入できない部分があるのでしょうかけれども、任意売却になれば今度はいろいろな話が出てそこで入っていけるわけですから、市長のいろいろな経験、過去の経歴を十二分に発揮していただいて、一日も早くあの辺をにぎやかにしてもらいたいということで、花園の皆さんがそう言っておりますので、よろしく願います。

それと、教育委員会に伺いますが、新・市民プールを平成30年度までに建設できるのかを聞いたのですが、そのことについて明確にお答えにならなかったのですが、場合によっては30年度から先へ延びるという可能性もあるというふうに受けとったのですが、それでよろしいのですか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 前田議員の再々質問にお答えしたいと思います。議員がおっしゃるように稲一再開発については一日も早く報告できるめどが立てられるよう努力してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 再度の御質問ですが、第6次総合計画の範囲ということで、前期計画に位置づけられておりますので、基本的には平成30年度までというふうには考えてはございますが、その進め方については市長部局と協議をしてまいりたいというふうには考えています。

○議長（横田久俊） 前田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時25分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して質問します。

最初に、財政問題です。

財政の現状について伺います。

新年度予算編成に当たって、他会計からの借入れは行わないこととなりました。しかし、新年度予算編成を行うに当たって、平成23年度と同じように収支不足が生じ、予算編成において努力したけれども、大幅な収支改善に至らず、約8億円の収支不足を埋めることになりました。2月22日の提案説明で市長が述べているように、予算執行が来年1月以降になる除雪費を1億5,000万円留保して、収支均衡を図ったとのこと。私は身内とはいえ、いつまでも他会計からの借入れを行うことには賛成できません。累積赤字が解消したのですから、当然のことと考えています。

そこで伺いますが、2月14日の記者会見で、市長は、他会計からの借入れは財政健全化法では赤字だということになっていないが、この借入れが赤字とみなされるようになった場合、大変な問題になると述べていますが、この問題は小樽市にとって身につまされる問題でもありました。一般会計からの病院事業会計への長年の貸付け、事実上の赤字転がしが、夕張問題をきっかけに国によって病院の累積赤字としてカウントすべきということになり、病院事業会計の累積赤字が一挙に44億円になり、返済不能の不良債務に転化し、その後の病院事業会計はもとより、一般会計をも圧迫する深刻な問題を引き起こしたことは御承知のとおりです。国の動きの中で、この他会計からの借入れが財政健全化法の下でも、赤字としてカウントされるような動きがあるのか説明をしてください。

我が党は、小樽市の財政が累積赤字を克服したとはいえ、まだまだ危機的な状況にあるとの認識で、

この1月12日に市長に対し、新年度予算編成に当たっての申入れを行いました。この席上、「予算編成に当たって他会計からの借入れは行わないとのことだが、昨年度と同じように収支不足が生じていることは知られているところだ。どのように歳入を確保するかであるが、市税も前年度比落ち込むことは明らかで、交付税の大幅な伸びも期待できない。歳出では、病院建設費、学校耐震化、新学校給食共同調理場建設などが予定されていると聞く。このような中で、収支の均衡を図るために市民要求を抑えることがあってはならない。特に、国の社会保障と税の一体改革で医療、年金の大改悪が進められようとしているとき、なおさらである」と指摘しましたが、これらの指摘を検討したのか説明を求めます。

小樽市の財政の現状の認識についてですが、財政健全化法では、他会計からの借入れは借金としては計上されません。しかし、借金は借金です。59億円にも及ぶ他会計からの借入金を、仮に借金としてカウントしたらどうということになるか。小樽市の平成22年度の標準財政規模は330億円、他会計からの借入金の残高は23年度末見込みで59億円とのことですから、仮にこの59億円を財政健全化法に基づいて試算すれば、実質赤字比率は17.87パーセントとなり、早期健全化判断基準を超えることになります。四つの健全化判断基準の一つでも早期健全化判断基準を超えれば、市長は、財政健全化計画を議会の議決を経て定めなければなりません。財政健全化法では、他会計からの借入れは借金として計上しなくてもいいことになっていますが、小樽市の財政の現状は、実質的には財政再生団体の一手手前であり、市長も記者会見で、財政再生団体まであと7億円だ、だから収支均衡の予算を編成しなければならない旨述べていますが、この認識で新年度予算編成を行ったのは当然と考えます。しかし、そういう認識であれば、なぜ市民の反対があり、議会でも疑惑が指摘された新学校給食共同調理場を、ほぼ全額借金で建設しようとするのか、また石狩湾新港管理組合負担金を計上したのか疑問です。説明してください。

新しい財政健全化計画策定に関して伺います。

三位一体改革で生じた累積赤字を前倒して解消したとき、次の新財政健全化計画は平成24年第1回定例会に提出すると説明していました。ところが、市長は、第1回定例会に向けた議案説明に続き、2月22日の提案説明でも、本定例会への提出を見送ることにしたと、その理由も説明されました。その理由について質問させていただきます。

第1に、市税収入の落ち込みが予想を大きく上回ったことを挙げていますが、何を根拠にそう述べたのか、詳しく説明してください。

第2に、「『社会保障と税の一体改革』の先行きなど国の動向が不透明な状況の中にあって、中・長期的な収支を見通すことが難しい状況となりました」と述べていることについてです。何が不安要素で計画の立てようがないのか、具体的によくわかりません。わかるように説明してください。

これまでの財政健全化計画は、初年度の収支均衡が確保できれば、それをベースに収支計画をつくっていたのではないのでしょうか。歳入歳出で計画に狂いが出てきたら、収支計画を見直してきたはずですが。ところが、今回は、社会保障と税の一体改革の先行きなど、国の動向が不透明だから計画を立てられないとのこと。地方自治体が健全化計画を立てられないほど、民主党政権のやり方は先行き不透明なのか、これまでの経験に照らして説明をしてください。

第3に、その他にも注目すべき課題を説明した上で、このような課題を整理し、計画をどのように組み立てるか、いま一度練り直す必要がありますことから、今議会への提出は見合わせたことについてです。計画をいま一度練り直す必要があるから本定例会への提出を見合わせたとのことですが、計画原案の構想はどう組み立てていたのか説明をしてください。

第4に、しかし、小樽市の財政は累積赤字を解消したとはいえ、依然深刻です。この現状を踏まえれば、新健全化計画を急いで作成する必要があるのではないのでしょうか。新健全化計画策定はいつになる

のか説明をしてください。

第5に、新しい財政健全化計画の名称に関してですが、小樽市はこれまで財政健全化計画という名称で計画を策定したことがありましたが、財政健全化法が施行され、健全化計画は四つの財政健全化判断基準の一つでも早期健全化判断基準を超えれば、市長は健全化計画という名称の計画を策定することが義務づけられました。このことを考えると、市長が今予定している新しい健全化計画の名称は、財政健全化法と区別した名称にしたほうがわかりやすいと考えますが、見解をお聞かせください。

新年度予算に関して伺います。

歳入の市税収入に関してです。歳入の基本の一つである市税の動向について、三位一体改革以降どのような変遷をたどって現在に至っているか、また、今後の見通しにも触れて説明してください。

その際、平成19年度に所得税の個人市民税への税源移譲が行われ、個人市民税が若干伸びていますが、それも平成20年度をピークにまた減少に転じました。この税源移譲の際、課税所得金額が、それまで200万円以下が税率3パーセント、200万円を超え700万円以下が8パーセント、700万円を超える人が10パーセントと、税率が3段階に区分され、所得の多い人ほど税率が高く設定されていました。ところが、平成19年度から、課税所得金額に関係なく一律6パーセントと、低所得者に重く、所得の高い人には有利にされました。いくら所得税の個人市民税への税源移譲があったとしても、先ほど触れたように、その個人市民税も減少し始めました。市長はこの減少理由は何であると認識しているかお聞かせください。

市税収入の今後の安定的確保、増収のために、現状を踏まえた市長の対策は何かをお聞かせください。

東洋水産の冷蔵庫、石狩湾新港の北海道電力のLNG火力発電所の進出など、固定資産税などの新たな市税収入が見込まれますが、これを含めた今後の増収が見込まれる要素があれば説明をしてください。

次に、歳出について。

除雪予算を例年より1億5,000万円少なく計上していますが、これはあくまで収支を合わせるための形式計上とのことです。今後、補正で例年どおりの予算は確保する、財源をどうするかについても説明がありました。山田勝麿前市長の平成16年度の予算編成で、19億円もの空財源で収支を合わせ、この19億円は空財源であることを公表して、全国で大きな話題となり、マスコミの取材を集中的に受けたことがありました。これは、当時の政府が三位一体改革と称して地方交付税を大幅に削減した政府への抗議の意味もありました。中松市長の今回の予算編成は、収支の均衡を図る上では堅実で現実的というか、常識路線との印象を受けます。これ以外の選択肢はなかったのか、検討の経過にも触れて説明してください。

次に、歳入が確保されないなら、収支のバランスをとるために歳出削減を図るのは当然のことです。先ほど中松市長の今回の予算編成は、収支の均衡を図る上では堅実で現実的と言いましたが、例外なものがあります。新学校給食共同調理場建設です。この計画は、現在の小樽市の財政の現状に照らしても、財政規模からいっても無理があります。新市立病院建設は地域医療の上から必要とされるのに反して、新学校給食共同調理場建設には大義がありません。反対が多く、市民の合意が得られておりません。

この影響を受け、多くの市民が待ち望んでいる新・市民プール建設が、総合計画の前期計画に位置づけられているにもかかわらず、土地探しを理由に後回しにされています。詳しくは、先ほど教育長が答弁したとおりです。

現在の二つの共同調理場は、耐震診断もしていないとのこと。急いで耐震化と改修を図り、新学校給食共同調理場建設は見送ることを要求し、答弁を求めるものです。その理由は、先ほど指摘した財政の深刻な状況、また本来、学校給食は自校方式を基本にすべきことからいって、共同調理場方式、しかも

運営を民間委託にするに至っては言語道断で、認められないのは当然です。市長と教育長の答弁を求めます。

次は、石狩湾新港管理組合負担金に関連してです。

石狩湾新港管理組合負担金、3億5,789万6,000円が計上されています。基本的なことですが、この負担金は何でしょう。なぜこの金額となるのか、詳しく説明を求めます。

石狩湾新港では、平成26年に次期港湾計画改訂が予定されています。この点で重大なのが、これまで新港の静穏度は、石狩湾新港の約5キロメートルの沖合の海底に設置されている海象計からの波高、波の高さ、波向、波の向きなどから静穏度を分析、算定しておりました。

ところが、一昨年3月の貨物船ドンフォン号の座礁で、海象計からのケーブルが損傷し、データがとれなくなったままになっています。

問題なのは、平成26年策定予定の次期港湾計画の静穏度を、新港から一番近いとはいえ、留萌港の沖に埋められている海象計のデータを使って算定しようとしていることです。平成9年の港湾計画改訂のときは、直近5か年間の海象計からのデータを使い、静穏度の測定をしたとのこと。その分析結果から、マイナス14メートルバースの静穏度が確保されないから、北防波堤の沖合に延長850メートルの島防波堤（北）を計画いたしました。その後も新港の海象計で切れ目なく測定していたからこそ、平成14年から5か年間の測定で新港の風向きに重大な変化が現れ、平成9年の改訂計画で新たに計画した島防波堤（北）の計画では、静穏度は保たれないとして、現在の北防波堤延伸と防波堤（島外）が計画されたのではなかったでしょうか。新港の海象計を使わず、留萌港の海象計を使って次期港湾計画の静穏度を測定しようとしていることに関して、市長の見解を求めるものです。

こういう経過の中で、新港のマイナス14メートルバースでの静穏度が確保されているのかどうか、石狩湾新港管理組合議会でも議論の焦点となっています。御承知のように静穏度とは、港内の安全確保のため、波高、波の高さが0.5メートル未満の日数が年間97.5パーセント以上をいいます。

平成18年から昨年12月まで、104隻のチップを積んだ大型船3万トンから5万トンクラスが入港しています。しかし、管理者の言うように静穏度が確保されていないとの説明にもかかわらず、荷役作業には一切支障がありません。それどころか、荷役作業に支障があることを実証しようとして、事もあろうに500トン未満の小型船でマイナス14メートルバースで荷役作業をしたことも何回かありましたが、皮肉なことに一度もこの小型船の荷役作業にも支障はありませんでした。私がこのことを指摘したら、とうとうその後、マイナス14メートルバースに小型船を着けることはさすがにやめたようです。

我が党は、仮に静穏度が確保されていなくとも、荷役作業に何の支障もないのだから、各母体の財政が好転してからでもいいのではないかと提案しています。また、マイナス14メートル岸壁で、波高が0.5メートル以上になるかどうか、目視で測定せよとも要求しています。国民の貴重な税金120億円を投入するのですから、慎重な上にも慎重な対応が求められるのは当然です。この私の主張は、市長も承知しているはず。にもかかわらず、平成24年度予算、北防波堤延伸工事に同意したのか、見解を求めるものです。

次に、マイナス14メートルバースの問題点について伺います。

新港では静穏度が確保されていない岸壁はマイナス14メートル岸壁だけとの説明です。ここは、公共埠頭とはいえ、チップを取り扱う王子特殊紙株式会社、この会社は王子製紙100パーセント出資の子会社ですが、この事実上の専用でチップ船は年間、現在20隻前後、一番多いときで平成20年に25隻です。岸壁使用料だけでは借金を返済できず、母体である北海道、小樽市、石狩市の負担となっています。この負担は、平成22年度決算までで幾らか、平成23年度予算の使用料で、起債償還が終わるまで推計

したら母体負担は幾らになりますか。また、小樽市の負担は幾らになるのか説明してください。

さらに公共埠頭とはいえ、事実上同社の専用となっている事実から、本来は公共埠頭ではなく、専用埠頭として王子特殊紙株式会社に建設させるべきでした。王子特殊紙株式会社に対して、使用料のほか適正な額を負担させよというのが我が党の主張です。市長の見解はいかがでしょうか。

議案第9号介護保険事業特別会計予算について尋ねます。

最初は、特別養護老人ホームの増設を求めて質問します。小樽市の特別養護老人ホームの待機者数は、昨年7月時点で832人、そのうち在宅の待機者は308人です。しかし、小樽市の第5期介護保険事業計画では、特別養護老人ホームの増設計画はありません。今後3年間、このまま入所希望者を待機させるつもりでしょうか。待機者のうち、特に緊急度の高い在宅で要介護4、5、また認知症の方はどれくらいおられるのか、その他在宅の待機者の介護度別人数と、待機者の抜本対策について、市長の見解を伺います。

次に、第5期介護保険事業計画の事業内容についてです。

第5期計画で新設される介護予防・日常生活支援総合事業については、本市は検討中ということですが、要支援者を介護サービスから切り離し、別枠の総合事業の対象にしようとするものです。サービスの質を担保する基準がないため、安上がりな事業になりかねません。自治体ごとの取組になりますから、地域ごとに違い、高齢者が受けるサービスに格差が出てくる心配があります。介護保険事業費抑制を目的にした自治体負担の総合事業はきっぱりとやめ、従来どおりできるのですから、そうすべきではないでしょうか。市長の見解を伺います。

次に、定期巡回・随時対応型サービス等についてです。

定期巡回・随時対応型サービスは、現在、モデルケースで実施して、この業者が第5期計画の新設事業者になる方針と聞いています。実施に当たっては、これまで利用していた生活援助などの併用は認められず、定期巡回として1日5回程度の訪問時に、20分程度のサービス時間内におさめるそうです。従来の利用していたサービスをやめて成り立つのか、本来なら、これまでのサービスに加えて定期巡回の必要な場合、追加して利用できるようにすべきです。従来のサービスを打ち切ることが前提では、利用する人は少なくなるのではないのでしょうか。この点は、どのように考えておられますか。

また、厚生労働省は、日常生活圏域をおおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域として、具体的に中学校区、人口1万人程度としています。計画では事業所は1か所ですが、本市のように東西に長い地形で、冬期間の道路状況では30分以内に随時対応できるのか、夜間の業者も含めて人員確保はできるのか、実施の見通しについてお聞かせください。事業所の体制が確立できるのかも心配です。初めての取組として、市としても支援と協力が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、訪問介護サービスは、これまで30分以上60分未満が今度は45分未満と、15分の時間削減ですが、必要なサービスを提供することができるのか、15分削減にした経過について詳しく説明してください。

次は、介護保険料についてです。

小樽市の第4期保険料は、基準月額で4,387円でした。第3期までの介護給付費準備基金総額6億円余りを保険料引下げに充ててきましたが、それでも全国平均の4,160円を上回るものでした。第5期保険料は5,460円と、月額1,073円の値上げです。保険料引下げに使える介護給付費準備基金残額は幾らで、保険料引下げに幾ら投入したかお聞かせください。

また、北海道に設置されている財政安定化基金の総額は144億円と伺っています。今回、国は、保険料引下げのために、その取崩しを認めています。小樽市の額は幾らで、どれくらいの引下げのための取

崩しになるのか説明をしてください。

また、北海道と国の分も含めて取り崩して、保険料引下げに充てるべきと考えますが、もしそうなった場合はさらに幾ら引下げになるのか現在の見通しと、全額取り崩したとき保険料をさらに幾ら引き下げることができるのか、お聞かせください。介護保険料が合わせてどれくらい引下げになるか、お聞かせください。

介護保険制度は、介護サービスを利用すればするほど保険料が高くなる仕組みです。しかし、年金は今後2年間で2.5パーセント削減するとのことで、これ以上保険料が引き上げられれば年金者は生活ができなくなります。保険料を天引きされている高齢者の8割が現在サービスを利用しておらず、中には利用したくても利用料が払えず、サービスを控えている高齢者もたくさんおられます。痛ましい限りです。都道府県の財政安定化基金は、国・道の分も全額保険料引下げに充てるよう、北海道と国に求めてください。そして、直ちに、これが無理なときは、一般会計から補てんしても、何としても月額5,000円を超えない保険料にさせていただきたい。見解を伺います。

我が党は、この2月7日に「消費税増税ストップ！社会保障充実、財政危機打開の提言」を発表しました。この中で介護保険事業費に占める国庫負担の割合が全国平均25パーセントにすぎないことを指摘し、この国庫負担の引上げを求めて、軽度者からのサービス取り上げをやめさせることを提案しています。特別養護老人ホームを計画的に増設し、待機者をなくす、低所得者の利用料を無料にする、国の制度として、保険料の減額免除制度をつくらせるために全力を尽くすことを呼びかけています。より根本的には、国庫負担を5割に引き上げて、介護の利用料を無料にすることを目指しています。提言に関する市長の見解をお聞かせください。

次に、介護保険料の市独自の利用料減免についてお聞きします。

現在、本市では、訪問介護サービス利用者に対して、市民税非課税などの条件で利用料の4分の1を減額しています。平成22年度の利用実績は74件で85万1,835円でした。今回の介護保険料の大幅な引上げで、必要なサービスが利用できなくなる心配があります。現在でも、在宅サービス利用者の限度額利用実態は三、四割にすぎません。利用できる半分も使っていません。利用料減免の対象を通所介護も対象にして、減額を2分の1に引き上げるなど対策が必要です。市長の心温まる決断を求めるものです。見解をお聞かせください。

介護保険の最後に、介護従事者の処遇改善を求めて質問します。

今回、介護職員の給与引上げのために、介護報酬2パーセント上乘せしたといいますが、これが賃金改善に結びつくかどうか。介護報酬全体は1.2パーセントの引上げですが、サービス内容や条件で一律反映されるわけではありませんから、報酬が上がらないのに賃上げができるとは考えられません。小樽市が実施した介護従事者処遇状況等調査結果では、市内194事業所の実態が報告されていますが、全体3,200人のうち1年間で600人がやめて、850人が採用されるという実態です。退職者の3分の2が3年未満で、採用の半分は介護労働が初めてとのことです。給与改善の取組では、介護報酬改定による改善実施は28.4パーセント、処遇改善交付金による給与改善は84.6パーセントですから、交付金の効果は大きいものです。しかし、職員給与改善のために交付金支給という方法が続けられないことは明らかです。今回の介護報酬の上乗せによる効果を確認するため、市の対策をお聞かせください。

最後に、空き家等の適正管理に関する条例の制定を求め、質問します。

この冬の寒波と大雪で、道内では岩見沢市が自衛隊に災害出動を要請するなどの被害が出ています。東北の日本海側でも、雪害が連日のように報道されています。小樽市でも除雪予算2億1,000万円の補正が必要となるなど、その影響は広範囲にわたっています。小樽市でも、空き家の屋根からの落雪の危

険などの苦情が寄せられています。

1月31日のテレビ朝日の報道ステーションでも、この冬の大雪で倒壊のおそれのある空き家のことが報道されました。この中で、秋田県大仙市では、空き家の雪の崩落を食い止めようと、空き家等の適正管理に関する条例を制定、臨時職員10人を雇用して空き家マップをつくり、所有者に雪おろしや解体の勧告が行えるようになったと紹介されておりました。調べてみましたら、大仙市では、昨年の大雪で屋根に大雪が積もったまま放置されている空き家の崩落や、倒壊を心配した苦情や相談が1月から2月にかけて83件もあり、所有者に連絡しても連絡がとれず、市が費用を負担して業者に雪おろしを依頼したケースが3件、市職員やボランティアによる危険箇所の排雪や雪おろしをしたケースが10件あったとのことです。また、同市は、市内の自治会を通じて空き家の管理に関するアンケート調査を行った結果、1,273軒の空き家が確認され、そのうち倒壊の危険があると思われる空き家は153軒あったとのことです。しかし、同市は、アンケートの回収率が80パーセントだったため、この1月から3月にかけて、県の緊急雇用創出臨時対策基金を活用して、10人の臨時職員を雇用して空き家の実態調査を行っています。大仙市は、平成23年12月議会で「空き家等の適正管理に関する条例」を提案し、可決され、この1月1日から施行しています。この条例を適用し、本年1月27日に空き家の所有者に建物の解体を勧告しました。同条例では、空き家が危険な状態にあると認められるときは、市長が所有者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができ、それに応じないときは所有者の氏名、住所を公表し、さらに市の命令に従わず著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法によって代執行も行い、その費用を所有者に請求するというものです。

市長に伺います。小樽市における空き家の実態をどう把握しているのか。空き家の対応は建設部と消防本部で行っていると聞いていますが、市民の安全・安心を市政の基本とする中松市長としては、どう対応しようとしているのかお聞かせください。

道内はもとより全国で、空き家等の適正管理に関する条例を制定している自治体はどこか。また、その制定に向けて動き出している自治体はどこか。

次に、条例制定している自治体で、危険な空き家との定義はどのような内容かお知らせください。

また、雇用創出に位置づけている自治体はどこかについてもお答えください。

小樽市において（仮称）空き家等の適正管理に関する条例を制定することを提案しますが、市長の見解をお聞かせください。

再質問を留保して、終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、本市の一般会計における他会計借入金について、財政健全化法上の赤字とみなされるような動きがあるのかのお尋ねについてであります。現時点では国にそのような動きはありません。しかしながら、他会計や基金からの借入残高は、今年度借入予定額を含めると、平成23年度末には58億5,600万円となる見込みであり、財政運営の健全性の確保の観点から早急に改善を図らなければならないと考え、平成24年度予算から新たな借入れは行わないこととしたところであります。

次に、予算編成に当たり、市民要求を抑えることがあってはならないとの指摘についてであります。

平成24年度は私が市長となって初めての当初予算編成となりましたが、本市におきましても多くの難しい課題を抱えておりますことから、私の七つの重点公約の実現を目指す中、市民のだれもが将来に明るい希望を持てるよう、先見性とスピード感を持って着実に市政運営を進めなければならないと強く認識したところであります。

そのため、まず重要視いたしましたのは、東日本大震災を踏まえた防災対策と地域経済の活性化に向けた経済・雇用対策であり、これらの施策を重点的に展開するため、限られた予算の中ではありますが、国や道などの施策とも呼応しながら可能な限り予算に計上し、平成23年度から切れ目のない執行に努めてまいりたいと考えたところであります。

また、その一方で、事業の厳選にも引き続き取り組み、最優先課題である財政の健全化を念頭に置いたところでありますが、第6次小樽市総合計画に沿ったさまざまな施策については、できる限り予算に盛り込み、市民の皆さんの要望にこたえるよう努めたところであります。

次に、財政状況が厳しい中、新学校給食共同調理場を起債により建設する理由と石狩湾新港管理組合負担金を予算計上した理由についてであります。まず新学校給食共同調理場につきましては、現在2か所ある施設とも老朽化が進んでいることや、児童・生徒数の将来的な減少傾向を踏まえ、新たな施設を建設するものであり、その財源につきましては、世代間の負担の公平という観点から、市債としたものであります。

また、石狩湾新港管理組合負担金につきましては、石狩湾新港を核とする広大な地域を最大限活用することで、本市の産業構造の強化や税収増による自主財源の確保を目的に組合に参画しており、それらに伴う負担金を計上したものであります。これらの事業はいずれも本市の行政運営上必要であると判断し、平成24年度予算に計上したところであります。

次に、新たな財政健全化計画について、今定例会への提出を見送ったことに関して何点かお尋ねがありました。

まず、市税収入の落ち込みが予想を大きく上回ったとした根拠についてであります。計画策定のための収支見通しを試算していく中で、市税収入につきましては、近年の収入状況から減少傾向は続くものと見込んでおりましたが、新年度予算に当たっての見積りを行ったところ、特に平成24年度に評価替えを行う固定資産税と都市計画税について、予想を超えて落ち込む予算となったものであります。

次に、中・長期的な収支を見通すことが困難となった要因についてであります。社会保障と税の一体改革の具体的な内容について正式に示されたのは、今年17日に閣議決定された大綱であり、この大綱が出される以前は、消費税率や消費税の国と地方の配分割合、また社会保障に係る地方負担の割合などが明確ではない中で、地方消費税交付金や地方交付税の動向など、本市財政にとって影響の大きい要素が不透明であるため、中・長期的な収支を見通すことが難しいと判断したものであります。

次に、新たな財政健全化計画を策定できなかった理由であります。これまで平成18年2月に財政再建推進プラン実施計画、平成19年3月には財政健全化計画を策定し、各計画の目標達成のために財政健全化に向けた取組を進めてきたところであります。いずれの計画も国から策定が義務づけられたもので、大きな累積赤字を抱える中、財政再建推進プラン実施計画では財政再建団体への転落を回避すること、財政健全化計画では累積赤字の解消を計画の目標としてまいりました。今後策定しようとする新たな財政健全化計画では、累積赤字を解消した現在、再び赤字団体に転落することは何としても回避しなければならず、今後数年間の収支を見通す中にあることは、その具体的な内容が示されていなかった社会保障と税の一体改革による歳入歳出に及ぼす影響は少なくないと予想されたこと、また平成24年度同様、平成25年度予算編成においても財源不足が見込まれる状況にあり、改めて事務事業の見直しを行うことな

どにより、歳入歳出ともに抜本的な見直しをした上でなければならないと考え、現時点での計画策定を見送ったものであります。

次に、計画原案の構想はどう組み立てたのかのお尋ねであります。平成24年度予算編成に入る前までは、平成23年度予算をベースとして、その時点で見込むことができた歳入や事業費を積み重ね、収支を試算する作業を行ってまいりました。この時点では、平成24、25年度には財源不足が生じるため、職員給与の独自削減や経費の節減など、これまでの財政健全化に向けた取組の継続を前提としながら、今年度に積み立てた財政調整基金の活用と、金額を圧縮した他会計からの借入れを行うことにより、収支の均衡は可能なものと見込んでいたところであります。平成26年度以後におきましては、単年度収支の赤字が見込まれる年度はあるものの、他会計からの新たな借入れは徐々に解消しながら累積赤字は生じない見通しを立てていたものであります。

次に、新たな財政健全化計画の策定期間についてであります。平成24年度予算編成では他会計からの新たな借入れを行わないこととし、歳入確保と経費節減の努力を行いましたが、財政調整基金の活用だけでは財源不足の解消ができず、一部予算の計上を留保しなければならなかった状況を考慮しますと、平成25年度以降の予算編成においても、相当の困難が伴うものと考えております。財源不足を解消し、今後の中・長期的な収支を見通した新たな財政健全化計画の策定は必要であると考えており、このため平成24年度の早い段階から、改めて事務事業の見直しによる事業の厳選・選択や使用料・手数料の見直しの準備を進め、できるだけ早期に策定するよう努力してまいりたいと考えております。

次に、新たな財政健全化計画の名称についてであります。新たな計画では、毎年度の予算編成時において、他会計からの借入れに頼ることなく財源不足の解消を図り、一般会計が本来の意味での収支バランスをとることが目標になるものと考えており、今後の計画の内容を詰めていく中で、ふさわしい計画名称を検討していきたいと考えております。

次に、新年度予算に関して、初めに三位一体改革以降の市税の動向についてであります。国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲がなされた結果、本市では、平成19年度の市税収入額151億円から平成20年度は153億1,000万円と、2億1,000万円の増収となりましたが、これをピークに翌21年度は145億2,000万円、22年度は142億5,000万円と下がり続け、23年度ではさらに3億円減の139億5,000万円になるものと見込んでおります。

また、今後の見通しであります。人口減少や景気低迷が続く中にありましては、今後も市税の減少傾向が続くものと考えております。

次に、税源移譲以降の個人市民税の主な減収理由についてであります。人口減少に歯止めがかからないことから、納税義務者数が減少していることや、景気低迷が続く企業収益が低下しているため、個人所得が伸びていないことによるものと考えております。

次に、市税の確保、増収対策についてであります。何よりも個人所得の増と企業収益の増や設備投資の増加なくしては、市税収入全体の増加につながらないため、地域経済の活性化に向けて中小企業の振興や地場産業の活性化のほか、企業誘致など、経済・雇用対策の推進に努めてまいります。

次に、今後の市税の増収要素についてであります。新たに銭函地区に操業予定の企業があることから、今後、固定資産税などの増収に寄与するものと期待しております。

次に、一般会計の収支均衡を図る手法の選択肢についてであります。過去には予算上の収支均衡を図るため、歳入の諸収入を形式計上したことは私も承知しておりますが、平成24年度の収支不足額はその当時ほど多額ではなく、また23年度決算において黒字による一定程度の繰越金も見込まれますことから、この収支不足額は年度内での解消が可能であると判断し、除雪費の一部を計上留保とすることで収

支の均衡を図ったところであります。

次に、新学校給食共同調理場の建設は見送るべきとのことですが、新共同調理場の建設については、第6次総合計画でも位置づけており、平成23年第1回定例会において土地取得費の予算議決、第2回定例会では土地取得議案などの議決をいただき、現在、施設の基本・実施設計を行っております。これらの経過を踏まえ、新共同調理場の建設事業費を平成24年度予算に計上したところであります。

次に、石狩湾新港管理組合負担金に関連して何点か御質問がありました。

まず、石狩湾新港管理組合負担金は、管理組合の管理的経費や、防波堤などの整備に係る港湾建設費、公債費、特別会計への繰出金などの歳出予算から入港料などの使用料や国庫支出金、組合債などの歳入予算を差し引いた歳入不足分を管理組合の構成団体に負担するものです。平成24年度予算の歳出については、総務費が約3億7,500万円、港湾建設費が約7億600万円、公債費が約12億1,800万円、特別会計への繰出金が約4億9,500万円などにより、歳出の合計は約28億370万7,000円となっております。歳入については、使用料が約4,700万円、国庫支出金が約9,500万円、組合債が約4億5,800万円などにより、歳入不足額である負担金が21億4,738万円であり、小樽市の負担金は、この6分の1の3億5,789万6,000円となっております。

次に、静穏度の算定についてですが、管理組合は静穏度の算定には、近傍の海象データから算出する方法のほか、気象データを基に数値シミュレーションによる解析で算出する方法や、これまで本港で観測された海象計のデータを基に算出する方法なども考えられるため、今後、本港の現況が的確に再現できる手法を慎重に検討したいとしており、次期港湾計画における静穏度は最適な手法で算定されるものと考えております。

次に、北防波堤の延伸工事に市が同意したことについてですが、西地区のマイナス14メートル岸壁において、現況の静穏度が国の基準値である97.5パーセントを確保できていないことから、北防波堤の延伸を行うもので、管理組合は港内の船舶の航行や停泊、荷役作業の安全性を確保する上で必要な工事として考えており、市としても同意したものです。

次に、西地区マイナス14メートル岸壁に係る母体負担についてですが、西地区整備事業に係る公債費から岸壁使用料を差し引いた額を母体負担として算出すると、平成22年度決算までで約16億6,700万円になっていると聞いております。また、今後の岸壁使用料が平成23年度予算額で推移し、起債償還が終わる平成42年度までの母体負担を試算すると約61億1,300万円となり、このうち小樽市の負担は約10億1,900万円になると聞いております。

次に、王子特殊紙株式会社の負担についてですが、管理組合は、西地区のマイナス14メートル岸壁が公共埠頭で、一般の交通の利便の増進などを図るための港湾施設であることから、王子特殊紙株式会社に使用料以外の負担を求める考えはないとしております。市としても、公共岸壁として広く利用されることが必要であり、今後も管理組合に対し、大型船舶の利用が想定される企業に対しポートセールスを行うよう要請してまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業特別会計予算について何点かお尋ねがありました。

まず、特別養護老人ホームの待機者についてであります。在宅で要介護4の方は31人、要介護5の方は15人となっております。また、認知症の方は各施設で入所判断会議の都度、その状況を調査することになっておりますので、全体の待機者の身体状況等は把握できておりません。

次に、在宅の待機者の介護度別人数は、要介護1が96人、要介護2が92人、要介護3が74人となっております。

なお、待機者の抜本対策については、3月に29人分の小規模特別養護老人ホームが開設の運びとなり、

さらに平成22年度、特別養護老人ホーム5施設の退所による入れ替わりが105名あることから、抜本対策までには至らないものの、在宅重度者の方を中心に、一定程度の待機者の解消が図られるものと考えております。

次に、第5期介護保険事業計画に係る総合事業についてであります。この事業の実施に当たっては、行政、ボランティア、NPO、町内会など関係機関・団体が一体となって取り組むこととなりますが、本市では基盤体制が整っておりませんので、第5期計画では先進市の事業効果などを検証し、方向性を見定めてまいりたいと考えております。

次に、定期巡回・随時対応型サービスについて何点かお尋ねがありました。

まず、従来のサービスとの併用についてであります。本サービスの提供は、食事や薬の介助、排尿、排便、体位変換などの身体介護が中心となり、デイサービスやショートステイなどのサービスは併用できるものの、生活援助は併用できないこととなっております。本サービスを利用する方は、介護と看護を一体的に必要とする重度者を想定しており、平成24年度には40人の利用を計画しております。

次に、随時の対応や事業所の人員確保についてであります。モデル事業では、冬期間であるため、随時対応が可能な時間を考慮し、桃内から蘭島方面と銭函地区を対象地域外としておりますが、4月からは随時対応のみの委託も可能なことから、事業所と協議してまいりたいと考えております。

また、夜間の就業を含めた人員確保についてであります。モデル事業を委託した事業所は訪問看護事業所として既に24時間体制を整えていることから、夜間についての就業については特に問題はなく、人員確保についても当面对応は可能なものと考えております。

次に、市としての支援と協力についてであります。利用者確保のため、医療機関や事業所などに対して、事業の周知に努めているところであり、本格実施となる4月までには問題点を整理した上で、事業所の体制強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、訪問介護サービスの算定が15分削減になった経過についてですが、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、より多くの利用者へのサービスの提供を可能とする観点から、実態に即した見直しが提案され、その後、介護報酬改定に結びついたものと承知しております。

次に、介護保険料についてお尋ねがありました。

まず、介護給付費準備基金についてであります。平成23年度末の介護給付費準備基金の残高は約4,000万円を見込んでおり、第5期では、そのうち約1,500万円を保険料の引下げに充てることとしております。

次に、財政安定化基金の小樽市の額については、積立額が約1億7,000万円、取崩し額は約1億1,000万円で、積立額の約65パーセントに当たります。

また、北海道と国の取崩し分の見通しについてであります。北海道は特別養護老人ホームの施設整備の助成拡充や認知症支援対策のための市民後見人養成などに充てることになっております。一方、国の使途については、現時点で明らかになっておりませんので、今後、情報収集に努めてまいります。仮に北海道と国の分を全額保険料に充てた場合の引下げ額は、月額約170円となります。

次に、保険料の仕組みについてのお尋ねであります。国、北海道の財政安定化基金を保険料の引下げに充てることについては、昨年10月に北海道市長会から北海道に対し、北海道介護保険財政安定化基金の取崩しの必要性についての意見書を提出しておりますが、先ほどお答えしたとおり、北海道では特別養護老人ホームの施設整備等に充てることになっております。

また、一般会計からの補てんについては、国、北海道からの取崩しの交付が見込めない以上、本市の厳しい財政状況から難しいものと考えております。

次に、提言に関する見解についてであります。国の負担割合を引き上げることについては、毎年、全国市長会から国に対し、介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25パーセントを確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化することを要望しております。いずれにいたしましても、高齢者が安心して必要かつ適切なサービスが受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市独自の利用料減免の拡大等についてであります。社会福祉法人に限り認められている利用者減免を、本市では民間事業所の訪問介護においても一般会計の負担で行っていることから、事業拡大については本市の財政状況から難しいものと考えております。

次に、介護従事者の処遇改善についてお尋ねがありました。介護報酬の上乗せによる効果を確実にするための市の対策についてであります。介護職員処遇改善加算については、事前に処遇改善計画書を作成し、市又は道へ届け出るようになっており、市及び道は、この計画書を審査するとともに、年度終了後に実績報告書を点検し、加算による介護報酬が確実に処遇改善に充てられているか確認いたします。また、事業所に対する説明会を開催し、介護職員処遇改善加算の利用促進と適正な実施について周知を図ることとしております。

次に、空き家等の適正管理に関する条例について何点か御質問がありました。

まず、本市における空き家の実態についてであります。消防本部が年2回実施している空き家調査では、昨年の11月末現在で312軒の空き家を確認しており、その内訳は管理良好家屋が226軒、管理不良家屋が50軒、倒壊危険家屋が36軒となっております。

次に、空き家への対応についてであります。これまでも建設部や消防本部が危険な空き家の所有者の把握に努め、指導の結果、解体など改善策が講じられたケースもあります。市としては、引き続き所有者の把握に努め、所有者が判明した空き家については、危険防止の対策について助言や指導を粘り強く行ってまいります。また、危険防止のため、空き家の適正な管理について、広報などを通じ市民へ周知してまいりたいと考えております。

次に、空き家等の適正管理に関する条例を制定している自治体についてですが、制定している自治体は都道府県では和歌山県、市町村では平成22年7月に全国で最初に制定した埼玉県の所沢市をはじめ、秋田県の大仙市や横手市、島根県の松江市など全国17の自治体で制定が進んでおり、今後も山形県の酒田市や東京都の豊島区など10以上の市区町が制定を準備、検討していると聞いております。道内においては、滝川市が本年4月から施行する予定であり、室蘭市も制定に向けて検討していると伺っております。

次に、条例を制定している自治体の危険な空き家の定義についてですが、秋田県大仙市の事例でいうと、老朽化や台風等の自然災害により、建物等が倒壊し又は建物等の建築資材が飛散、剥落することにより人の生命、身体、財産に害を及ぼすおそれのある状態や不特定の者に建物等に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態などにある空き家と定義しております。

次に、空き家対策に係る事業を雇用創出に位置づけている自治体についてですが、愛媛県の新居浜市や東京都の北区、秋田県の由利本荘市などが空き家の実態調査などを雇用創出事業として実施しております。

次に、空き家等の適正管理に関する条例制定の提案に対する見解ですが、倒壊のおそれなど危険な状態にある空き家が全国的に問題となってきており、道内においても、冬の落雪等の危険から他都市などで条例制定の動きが見られます。本市は、現在、後志管内の町村と小樽開発建設部、後志総合振興局のほか、建築士会後志支部などの関係団体で構成する「廃屋・空き家対策検討会」に参画し、その中で条例の研究も含めた空き家対策について検討を行っておりますので、その検討結果を踏まえ、また他都市

の状況も参考にしながら条例の制定について判断してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 北野議員の御質問にお答えいたします。

現在の共同調理場の耐震化や改修についてでございますが、新光共同調理場が築後38年、オタモイ共同調理場が築後43年を経過し、いずれの施設も老朽化が著しいことや、改修では学校給食衛生管理基準を満たすことが困難であること、さらには今後の児童・生徒数が減少する見込みであることなどから統合新築することとして、平成23年度に土地を取得し、現在、施設の基本・実施設計を行っております。

これらの経過を踏まえ、教育委員会としては、平成24年度予算に新共同調理場の建設事業費の予算計上をお願いしたところでございます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 22番、北野義紀議員。

**○22番(北野義紀議員)** 質問の範囲が広いので、絞って再質問させていただきます。

最初に、介護保険について伺いますが、市長の御答弁を聞いていたら、市民の置かれている深刻な実態をあまりにも知らなすぎるとの印象を私は受けました。

そこで伺いますが、市長がなぜそういうふうになっているかというふうに御答弁を聞きながら考えたのですが、第5期介護保険事業計画策定に向けた住民の実態要望調査を、昨年4月から7月に行われているわけですが、対象者数の割に回答があまりにも少なすぎるといことが、市長が実態を把握できない要因ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

次に、この調査で日常生活圏域ニーズ調査というのがありますけれども、これは先ほど御答弁にもありましたとおり、在宅の要支援、要介護なしから要介護2以下の人を対象にして、その中から無作為に抽出していますが、対象人数の総数は何人で、昨年の調査で回答した方の人数は何人か、その割合は何パーセントですか。

また、同じく、高齢者一般調査も行っておりますけれども、これも抽出で行っていますから、対象者は何人で回答者は何人か、回答率は何パーセントか、これはまず市長の政治姿勢にもかかわることなので、最初に御答弁をお伺いします。

次に、第5期計画で新設される日常生活支援総合事業についてでありますけれども、第5期計画の中で唯一小樽市として選択できる数少ない一つがこの事業です。要支援者を介護サービスから切り離し、第5期計画で新設されるこの事業の対象とすれば、サービスの質を担保する基準がないわけですから、本市の財政の現状から受けるサービスが他の財政力のある都市に比べて安上がりというか、非常に劣悪にならざるを得ないのではないかというふうに思うわけです。だから、国のこういう介護保険事業費の抑制を目的にした自治体負担となる日常生活支援総合事業ではなくて、従来どおりの制度でやったらいいかがでしょうか。お答えください。

次に、定期巡回・随時対応型サービスについてでありますけれども、本質問で指摘をしたように、非常に心配な点があります。15分の時間短縮は、聞くところによると、この1月25日に決まったということですから、予算の中に反映することは困難であったと思うのです。しかし、その前から政府の動きは関係者の間では知れ渡っていたわけですから、仮に時間短縮となった場合はどうするのか、対策を検討してしかるべきではなかったかと思うのです。事業者の中には、これでは従来のサービスは受けられる給付も不可能になるという認識も持っておられるようです。こういう事業者に、これが行われたらどういことになるのか、また特に弊害がどこで出るのかということ、なぜ直接聞き取り調査をされなかった

のかということについて、そのわけを説明してください。

そして次は、独自減免の問題ですが、本市では二つの独自減免が行われています。介護保険料の独自減免と訪問介護利用者負担の助成です。平成18年度から22年度決算まで5か年間、本市の負担額の変遷について説明してください。そして、その該当人数についてもお知らせください。これが介護保険についてです。

次に、新年度予算についてでありますけれども、御答弁を聞いていて、市長がいろいろおっしゃっていますけれども、おやりになることを見れば、市長の市財政の認識というのは本当に危機的な状況にあるのかということが隔々まで徹底していないのではないかと、事業をやることについては都合よく合わせているのではないかとこのように思うのです。

それで、結局23年度の現計予算の大筋で見ますと、歳入では市税が約2億9,900万円減、地方交付税が約3億6,700万円の減、歳出では人件費が約4億9,800万円の増と、歳入の占める割合が1番目と2番目に大きいのが大幅に減っています。その落ち込みを他会計からの借入れ約8億8,000万円でカバーしている。歳入の落ち込みを借金で穴埋めするというのは最悪のことなのです。これを地でいっているのです。だから、そういう危険な状態にあるのですということであれば、先ほど指摘した点については、借金でこれからずっとやるからということが理由になるのかということなのです。だから、この点は財政問題に絞ってお答えいただきたい。

歳入の基本である市税の落ち込みについて御答弁がありましたけれども、市税の安定的確保、増収のための対策については具体的には触れられませんが、それどころか減っていくのではないかと、こういう御答弁でありました。

それで、平成18年度以降の市内の法人数の推移と赤字で法人税割を負担しない法人数の割合を説明してください。市長が言うのは、恐らく個人市民税もそうですけれども、法人税についてもやはりうまくこれからいくというふうには、増収になるとは思っていないと思うのです。芳しくないなら、その対策を立てなければならぬと思いますが、その対策はいかがでしょうか。

それから、新学校給食共同調理場のことですが、これは市長が財政の深刻さを本当に腹からわかっているのだろうかというふうに疑問を持つ一つなのです。これは教育長も答えていただきたいのですが、まず、現在の共同調理場は安全基準が満たされないとのことですが、改修すれば満たされるのではないかと私は思うのです。それから、かかるお金もわずかですみます。それから、児童・生徒の数が減っていているから新しくしなければならぬと言うけれども、生徒数の割合でいうと、今、規模の大きい調理場が二つあるわけですから、これが生徒がずっと減っていくのなら、どちらかに集積するなどして、現行で必要な改修をすれば間に合うし、耐震化もすれば間に合うのではないですか。なぜそういうことをしないで、子供が減っていくから二つある調理場を合併しなければならぬという理由になるのですか。話が逆さまではないかと思うのですが、もう一度この点についてはお答えください。

先ほどの質問で言ったように、新共同調理場については意見があるわけですから、議会で反対があり、保護者の間にも、昨年の岩見沢市のように食中毒があった場合に、1か所の調理場だったら子供の給食対応ができるのかという心配もあるのです。まして市が直接責任を負うわけではない民間に委託したら、なおさらのことだと思うのです。ですから、私はこういう点で、こういう事業をやるのは、この財政状況の中で控えるべきだというふうに思うのです。先ほど前田議員への答弁で、平成30年度までに新・市民プールを建設するために、その手だてを市長部局と相談するというふうにおっしゃっているけれども、しかし、その期間は学校適正配置計画で既にもう関係の予算がだんだん大きくなる、金額がかさんでくるのです。学校の建替えというようなことが入ってきたらプールどころではなくなるのではないですか、

あなた方から言わせれば。だから、そういうことにならざるを得ないから、今、調理場をやめて先に新・市民プールの建設をやったらいかがですかというふうに聞いているので、もう一度お答えください。

新年度予算の最後に、石狩湾新港にかかわってでありますけれども、まずマイナス14メートルバースは240億円の金をかけて公共バースとして建設したとのこと。何の貨物が取り扱われるかといったら、石炭、それからチップ、石炭に木材ですね、それから水産品だったのです、大きいのは。ところが、石炭は、北電は今、石炭の火力発電所はやらないということで、先日、ごく最近の管理組合議会で北電は、言ってみれば進出しないだろうという趣旨の答弁をしているのです。あとどこが石炭を扱うのかといったら、個々の事業所で石炭を原料に火力発電をやっているところに、新港の14メートルバースを使っていると、こんなことを言い出しているのです、不可能なことを。水産品はもう3万トン級以上の大型船で運んでこないで、小型船でどんどん入っているのです。だから、当初計画した公共バースのチップ以外は、取扱不可能になっているのですよ、今、全く見通しが無いのです。そういうことを初めから指摘をして専用埠頭をつくれというのをしゃにむに税金で、ほかの貨物も扱うからと公共事業でやったではないですか。使用料で返済するのだと。

だから、先ほどの答弁を聞いていたら、61億1,000万円も管理者負担が出るのです。本市は10億円負担するのです。前にも指摘したけれども、何で王子製紙のためにこの財政が緩くない小樽から10億円の借金のつけ回しをやらなければならないのだと言っているのです。こういう大企業奉仕が露骨にやられているから、今、経営内容が良好な王子特殊紙株式会社に使用料のほかに一定額を適正に負担させて、母体の負担がないように、判断のミスなので、自治体の責任ではありませんから、自治体に負担かけることは絶対やってはならないと言っているのです。こういうことを25年以上も借金払いにけるわけですから、これを含んでの管理組合負担金ですから、市長はこれを認めていくということなのか、お答えください。

次に、静穏度です。

市長の御答弁は、管理組合議会で私の質問に対する管理者の答弁そのままなのです。その答弁に疑問があるから具体的に聞いたわけで、そういう答弁を繰り返されても何の意味もないです。

まず、静穏度の場合、石狩湾新港の入り口の少し沖合に海象計というのが海底に置かれていて、そこから波の高さ、波の向きをはかって、そして海底ケーブルで送るのです。これを毎日やっているのです。そこで、石狩湾新港で風の向きが変わったと、これは重大な変化だということで、港湾計画の改訂までやって防波堤の延長を決めたわけです。それを今度、一昨年3月に貨物船が座礁して、ずっと風で流されてきて岸のほうまで来たのです。沖合50メートルぐらいまで来たのです。それで、自力で脱出できなくて、サルベージ船に牽引されて出たのですけれども、そのときにケーブルを切断しているのです。何でそれを修復しないのだと言ったら、その船会社に、今、弁償を求めていると。ところが話がうまくいかないということで、平成26年の港湾計画改訂では、海象計の計算は直前5年だから平成21年の1月から平成25年の12月までのデータでやらなければならない、間に合わないのです、もう丸2年やっていないのだから。いつ、船会社が修理するかわからないと。私は自分の責任で修理して港の安全確保するのが筋ではないのかと言ったけれども、できるだけ早く船会社と交渉すると開発局が言うからということで全然当てにならない。こういうことで、留萌沖にある海象計のデータを使って、どうやってやるのですか。そんなことが、もしできるのなら、新港の沖合にわざわざ高い金をかけて、海象計を置いておく必要はないです。どこか近所に、北海道にも日本海側に1か所あれば、それを使っていろいろコンピュータでやるのだったら、そうやったほうが経費節減になるのではないですか。そういうことができないから、要所要所に海象計を配置しているのではないですか。こういうことは全く考慮

しないで管理者の答えをそのまま私に言うというのはちょっと失礼ではないですか。市長だって、私が管理組合で質問しているのを聞いているはずですよ。副市長だって聞いているでしょう、目の前で。何で聞いているのに同じこと答えさせるのですか。失礼ですよ。

だから、こういうことについて私は納得できないから、石狩湾新港には反対だけれども、しかし、港の安全を守る上で最小限のことはやるべきです。そういうこともきちんとやらないで、何が安全かと。市長の言う安心・安全というのは決して市民の暮らしだけではなくてこういうことも含めてのことだと思うので、再度答弁してください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 私のほうから、北野議員の再質問の新年度予算について答弁させていただき、あとはそれぞれ担当部長から答弁させていただきたいと思います。

まず、新年度予算を組むに当たって、他会計あるいは基金の借入れが約58億5,600万円ということは先ほど答弁をさせていただいたとおりであります。そういった中で、現在、財政健全化法の中では、本件については赤字という形で見られているわけではありませんけれども、しかし当市の財政規模からいうと、やはり累積赤字が66億円になると財政再生団体というようなことになるわけでありますので、何としてもそれは避けなければいけないというのが私の気持ちでございます。私自身、出身が夕張市でございますし、夕張にはまだ親もおりますし、夕張に行ったときに財政再生団体になったらどういふことなのかということは私の目で見ておりますので、本市がそういうことには絶対なつてはいけな、こういう強い思いでこの平成24年度の新年度の予算をやったところであります。

危機意識が足りないのではないかというようなお話もありましたけれども、私は大変強い危機意識を持ちながら、この予算編成に取り組んだつもりでありますし、税金の問題等を含めて、やはり企業誘致を含めて、何としても税収増に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

それから、何度もどういふでありますけれども、この24年度の予算を組むに当たって、防災の問題、それから経済・雇用ということで、話をさせていただきました。経済・雇用というのは、やはりそれぞれの企業が元気を出していただいて税金を納めていただく、こういうことが第一だろうというふうに思って新年度の予算に取り組んできたところでございますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 副市長。

**○副市長（貞村英之）** 北野議員の再質問にお答えいたします。

石狩湾新港の海象計の静穏度の件ですが、確かに今、新港の海象計が壊れて近傍のデータからということですが、近傍になると、瀬棚港と留萌港しかないということは聞いております。北野議員が言われることはもっともで、近いところからデータをとるとするのは当たり前のことだと思います。ただ、ない部分は、近傍のデータから推測せざるを得ないということは、それもいたし方がないのかなと思えます。調べてみますと、海の波というのが、日本海、近くの波を計算しますと、地形ですとか風とかで大体は推測できるのですが、言われるとおりの正確なものではないというのが私も同じ意見だと思っております。

つについては、本市としましても、石狩湾新港管理組合にも強く要望して、緊急に取り替えるように要望するしかないわけでございますが、国の答えは先ほど言われたとおり、国の持ち物ですから、壊したところに請求、損害賠償を求めるのだということでございますが、早く海象計を直していただいて正確な

データをはかれるよう要望していきたいと思っております。

また、新港のバースのことですが、確かに王子製紙の船が多く入っているということですが、公共的にバースをつくって、本市もそれを負担しているわけですから、港湾計画の中でつくったバースでございまして、今後も使用料を充てて来年分はルールどおり払っていくということで御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 財政部長。

**○財政部長(白岩 宏)** 北野議員の市税に関する再質問にお答えいたします。

平成18年度以降の法人数、赤字法人の関係でございますが、18年度では法人数が4,007法人、うち赤字法人が2,660、率としまして66.4パーセント、19年度は3,932法人のうち赤字法人が2,637法人で率としますと67.1パーセント、20年度につきましては3,890法人のうち赤字法人が2,687法人で率としまして69.1パーセント、21年度では3,820法人のうち赤字法人が2,767法人、率としまして72.4パーセント、22年度では3,732法人のうち赤字法人が2,669法人として率としましては71.5パーセント、このように率としましては、年々赤字法人の占める割合が高くなっているような状況でございます。

それと、もう一点、御質問のありました、法人税割の増収対策についてなのですが、これといった特効的な部分というか、すぐに増収になるようなものはなかなか厳しい部分があるのですが、やはり大きいのは景気回復による企業収益の増加、このようなものがあって初めて法人税割が増収につながるのかと思っております。

したがって、私どもとしましては、今後、円高対策なり東日本大震災の復興需要と、これらのものの国の景気対策によるほか、本市独自としましても、やはり地域経済の活性化に向けまして中小企業の振興や地場産業の活性化、企業立地の促進、このようなものに一層努めて増収の確保、増収を図っていきたくと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 医療保険部長。

**○医療保険部長(渡邊 功)** 介護保険関係について幾つか御質問がありましたので、順にお答えいたします。

最初に、日常生活圏域ニーズ調査並びに高齢者一般調査について、回答件数があまり少ないのでよく状況が把握できていないのではないのかというようなことがございましたけれども、日常生活の圏域調査につきましては、先行するモデル事業、この中でサンプル数1,000件というのが最も多い部分でありましたので、本市も1,000件ということで実施しております。日常生活圏域ニーズ調査につきましては、対象世帯数、対象者は1,000人、回答者は940人、回答率が94パーセントというふうになってございます。また、高齢者の一般調査につきましても対象者数は1,000人、回答者は690人、回答率が69パーセントというふうになっております。

次に、総合事業につきまして、きっぱりとやめて従来どおりのサービスでというお話でした。先ほど市長答弁にもありましたけれども、第5期では計画の中にこの事業を位置づけてはおりませんで、従来どおりのサービスで第5期は進む、その中で検討をしていくというような形でございます。

次に、訪問介護サービスの15分間の削減について、対策の検討が遅いのではないかというお話でしたけれども、情報自体はある程度早く入ってございましたけれども、正式に決定しましたのが1月25日の報酬改定ということで、既に決定したものを知ったという状況がありまして、このほかにもデイサービスの時間変更などもありますので、この部分の対応につきましては、これからという状況となっております。

それから最後に、訪問介護の利用助成についての実績のお尋ねがございました。過去5年間ということで、平成18年度、申請者数が82件、金額減免額が123万3,175円、19年度が72件、金額87万6,967円、平成20年度86件、金額71万5,685円、平成21年度83件、金額が90万2,583円、平成22年度は74件、金額が85万1,835円となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 共同調理場についての再度の御質問でございますが、それぞれの改修で足りるのではないかとということでございますが、現在、新光共同調理場の面積は約1,300平方メートルございます。調理数が6,100食をつくっております。それから、オタモイ共同調理場は、面積が約560平方メートル、食数で言うと2,100食をつくっておりますが、文部科学省が示す学校給食衛生管理基準によりますと、汚染、非汚染作業区域を分けなさいと、それぞれの区分ごとに部屋をとりなさい、又は前室をとりなさい、それから調理のスペースをあけなさい、それから保冷庫、調理機器のスペース、こういうことが事細かに規定されておまして、それで言いますと、新共同調理場の面積を現在3,500平方メートルということで、1日当たり9,000食を想定して設計しておりますので、そういう割合で言うと、それぞれの新光共同調理場、オタモイ共同調理場が1,300平方メートルと560平方メートルですから、新基準を満たすことは今の面積では不可能だと、そういう意味で改修では基準を満たすことはできない、こういう前提の下に9,000食を想定して、現在3,500平方メートルで基準を満たす施設ということで実施設計、基本設計を進めている状況でございますので、それぞれの1,300平方メートルあるいは560平方メートルの面積で改修ということでの基準を満たすことは難しいと、こういうふうに答弁をしたものでございます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 22番、北野義紀議員。

**○22番(北野義紀議員)** 最初に、教育長、教育委員会に伺いますが、再答弁を聞いたのですが、文部科学省の学校給食衛生管理基準というのは、小樽の共同調理場ができた後にできたのでしょうか。だから、そのとき基準を満たしていないところに対しては、どういうふうにしなさいという指導があったと思うのですが、それとの関連で今まで何をやっていたのかということの説明してください。

それから、市長に伺いますけれども、今、医療保険部長がお答えになったように、平成22年度で380万円余りと、介護保険料の独自減免はあまりにも少ないのです。しかし、訪問介護利用者負担の助成は、たった85万円ですよ。その85万円で4分の1の助成だから、これを一挙に半分、2分の1にと、先ほど本質問で言いましたけれども、一気にそこまでいなくても、計画的に助成額を引き上げていくということは可能だし、同じく介護保険料の独自減免でも金額がわずかですから、そういうことをやるのが温かい市政ということなのです。市長がかわってみんな期待しているのですから、前と同じような態度をとられたのなら、何のために市長がかわったのかということになるのですよ。市長の決断にかかっているから、この程度のことは中松市長ならやっていたのではないかと期待して聞いたのに、あまりにもそっけない答弁ですね。だから、これはもう一度、今の財政状況の中でも可能な、財源的に可能だから私は言っているのです。いかがですか。

それから、副市長に伺いますが、いろいろ言って、管理者には同意すると。しかし一方では、私の言うことも無理からぬことだと。つじつまの合わない答弁をしているのですよ。それで、伺いますが、国土交通省港湾局監修の「港湾の施設の技術上の基準・同解説」という上下の本があります。この中に、静穏度のことが詳しく書かれているのです。近間からとってやれということは、どこにも書いていない

のだけれども、どこに書いてあるのですか。一番近いのは、瀬棚港ではなくて留萌港ですから、恐らく留萌港のデータを使うと思うのですが、どこにそんなこと書いてあるのですか。関係のところをコピーしたら3ページありますけれども、どこにも故障した場合はそれを使えなどとは書いていないけれども、どこを引用したのですか。

それと、静穏度は、波の高さや波の向きばかりでなくて、港内の障害物、水深あるいは水深も急激に深くなっているところ、あるいは浅くなっているところと、いろいろあるのです。そういうことを全部シミュレーションしてやれと書いてあるから、時間がないからここに書いてある詳しいことは繰り返しませんけれども、こんなことは港湾にかかわる人はみんな知っているはずなのです。だから、私は、簡単に近傍の留萌港のデータを使って、あれこれやって、石狩湾新港に近いデータにしますなんて、そんなことをやらないで、国の責任で修理して、船会社に弁償を求めればいいのですよ。何でそういうふうに言わないのかと。そういうふうにしろと言っても言わないのですよ。船会社の対応は恐らく国がやっていると思うので、見通しがいいから近傍のデータを使ってやると答えていると思うのですよ。それだったら、いつまでも新港の海象計のデータは壊れたままということになるのですよ。それを前提にして静穏度をやるというのは、科学性に欠けるのではないですかということを知っているのです。この点は、副市長、もう一度お答えください。

それから、市長に伺いますが、先ほど財政部長から法人市民税にかかわって赤字の法人がどれくらいあるか、パーセントで答えて、平成20年度までは大体60パーセント台だったのです、赤字の法人ですね。ところが、21年度、22年度では、70パーセント台に増えているのです、大台に乗ってきているわけですね。ですから、ここに対して先ほど言ったように、市長は元気になってもらって雇用と税金で貢献してもらおうと言うけれども、大もとのところがはっきりしないで市長がいくらそういうことを言っても、それは市税の増収にはつながっていかないというふう思うので、このあたりはどう考えておられるか、ここを御答弁いただきたいというふう思うのです。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（渡邊 功） 北野議員の再々質問にお答えいたします。

訪問介護利用者負担の助成のことでお話がありました。

（「それは市長に聞いたの。市長の政治判断なのです。何で部長が答えるのですか」と呼ぶ者あり）

○医療保険部長（渡邊 功） 制度の中身のほうも説明して。

（「いや、中身ではなくて。今のは全部わかっているのです。市長の判断なのだから、市長に答えてくださいと言っているのに、どうして部長が答えるのですか」と呼ぶ者あり）

○医療保険部長（渡邊 功） 一応お答えしてよろしいですか。

○議長（横田久俊） いいです。

○医療保険部長（渡邊 功） まず、訪問介護利用助成につきましては、そもそも利用負担額自体が少ないという部分、また本来は社会福祉法人減免、これとのかかわり合いを持つサービスであります。したがって、訪問介護の部分だけを4分の1から2分の1の助成という形になりますと、他のサービスとのバランスもさらに検討が必要ということから、課題が結構あるのではないかとこのように考えております。

○議長（横田久俊） 市長、いかがですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） ただいま部長が答弁したとおりでございますので、御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 北野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、海象計の件ですが、近傍のデータをとりなさいとは確かに書いていないと思います。データとしては近くの港のデータが一番近いのかと、ないところはそこでとるしかないのかという趣旨で答えたところでありますが、海象計のことについては、たしかベトナム船と聞いているのですが、なかなか交渉がうまくいっていないことも聞いております。ただ、一義的には国が、言われるとおりに代執行すれば足りるものと私も思っておりますが、我々といしましては、やはり海象計を早急に直すように求めていきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

それともう一点、財政部長答弁の赤字法人が増えている点とこれからの安定的な財政確保ということですが、おっしゃるとおりシミュレーションしても税収は減っております。その後、税収をどのように上げていくかという、上げるのはちょっと難しいのかと思いますが、やれることはやはり企業誘致、我々が今までやっている地域の活性化、そういうものを地道に積み上げていって、税収確保していくしかないというのが見解でございますので、御理解を願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 共同調理場の学校給食衛生管理基準とのかかわりでございますけれども、現有の施設の中で極力管理基準を満たす努力をしてきているということで、すべてを満たさないまでも、この基準に照らしてできることは改善してきているということで対応してきておまして、この機会に基準を満たす施設の中で安全・安心な給食の提供をできるだけ早く子供たちにしてあげたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 以上をもって本日の会派代表質問を終了し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時18分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 秋 元 智 憲

議員 安 斎 哲 也

平成24年  
第1回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成24年2月28日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭
水	道	局	原	田	憲	男	総	務	部	長	迫	俊
財	政	部	白	岩	宏	産	業	港	湾	部	長	工
産	業	港	湾	部	参	事	鈴	木	勇	三	生	活
医	療	保	險	部	長	渡	邊	功	福	祉	部	長
保	健	所	秋	野	恵	美	子	建	設	部	長	飯
会	計	管	理	者	石	崎	留	子	消	防	長	柿
病	院	局	小	山	秀	昭	教	育	部	長	山	村
経	営	管	理	部	長	渡	辺	章	総	務	部	総
総	務	部	企	画	政	策	室	長	中	田	克	浩
財	政	部	財	政	課	長	黒	澤	政	之		

議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠一  
庶務係長 伝里 純也  
調査係長 沼田 晃司  
書記 木戸 智恵子  
書記 柳谷 昌和

事務局次長 佐藤 正樹  
議事係長 中村 弘二  
書記 相澤 幸  
書記 佐藤 誠  
書記 高野 香織

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第53号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**○10番（高橋克幸議員）** 平成24年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、財政問題であります。

平成24年度の予算案が編成され、収支均衡予算を目指して努力されてきたことと思います。内容については、23年度と同様に厳しい財政状況であると考えます。24年度の予算編成に当たり、どのような考え方で取り組んでこられたのか、市長の見解を伺います。

歳入についてであります。

大きな項目である市税、地方交付税の増減が予算編成に重大な影響を与えます。平成23年度との比較では、地方交付税が対前年度比で約8.5億円の増額であり、臨時財政対策債はあまり変化がなく前年比約0.1億円で、合計約8.6億円の増額となりましたが、市税では対前年度比で約7.6億円の減額となっており、平成9年度をピークに減収傾向がとまらない状況であります。この市税減少の内容と要因についてお示してください。

また、今後の市税収入の動向が懸念されるところであります。今後の見通しも含めお答えください。

さらに、滞納改善策や市税の増収対策について、どのように検討され実施していくのか、具体的にお答えください。

財源対策では、23年度は財源不足額の約72パーセントを他会計からの借入れで補っておりましたが、平成24年度については、財政健全化の観点から他会計からの新たな借入れを行わないとの方針の下、財政調整基金の活用と歳出予算の一部計上留保により、収支均衡予算が編成できたことは評価できることとあります。ただ、懸念される点として、脆弱な財政構造を考えると、どうしても財源対策については常に視野に入れておかなければならないという点がありますので、今後の考え方も含め見解を伺います。

もう一点心配することは、平成23年度の決算についてであります。

除雪費の増額等が懸念されるところであります。何とか黒字の色が見えそうな感触を持っているということでもありますけれども、現在の状況での主な内容と決算見直しをお示してください。

歳出についてであります。

経費別の項目を確認しますと、建設事業費を除いて、すべて対前年度比で減額であります。金額的には各経費総額の数パーセントではありますが、減額の要因と考え方についてお示してください。

公債費については、建設事業費の増減により後年度の歳出に大きな影響が考えられる項目であります。公債費と起債の関係、バランスについて念頭に置いた中で、政治的な判断の下、選択される建設事業は優先順位が求められるところでもありますけれども、今回の予算編成の中で、どのような考え方で事業費を算出されたのか、お示してください。

繰出金については、これまで繰出基準を明確にするとともに、その基準に当てはめて支出されてきま

した。今後、大きな変動は少ないと思いますが、繰出基準の見直しや今後の考え方について見解を伺います。

財政健全化計画についてですが、現状では、計画策定に必要な数値が想定できないので難しいとのことでありました。ただ、今後、5年から10年程度のスパンの中で、シミュレーションに必要な財政データの整理と必要な前提条件についてどのように検討されているのか、見解を伺います。

また、今後の財政健全化計画を策定する上で、さらなる選択と集中という政治的判断が必要になると考えますが、市長の見解を伺います。

次に、行政改革についてであります。

平成18年に、財政再建推進プラン実施計画が策定され、財政改革とともに行政改革が行われてまいりました。財政再建については、行政改革も含め、昨年まで一定程度の結果が出されましたが、小樽の社会状況を考えるとき、市民の目線に立ったさらなる改革の必要性があると考えます。今後の行政改革について、どのように検討されているのか、市長の見解を伺います。

将来の本市にとって重要な課題の一つに、人材育成があります。近年、価値観の多様化や市民ニーズの変化など、地方行政を取り巻く環境が大きく変わってきている中で、これらに対応するためにさらなる意識改革により、一層の市職員の資質の向上が求められています。この点について、これまでどのように行われてきたのか、また今後どのような考え方で人材育成を具体的に進めていくのか、お答えください。

次に、人事評価制度についてであります。

能力や業績を合理的に反映し、努力した者が報われる適正な評価により、職員の士気高揚と創意工夫を促し、最少の人員による効果的なマンパワーが発揮できるように、公正かつ客観的な評価ができる人事評価制度の早期策定が必要と考えます。また、適材適所の人事配置のための自己申告制度の検討も含め、職員の意欲や努力の結果が反映された人材登用を目指すべきと思いますが、人事評価制度の認識と今後の考え方についてお示しください。

次に、事務事業評価システムについてであります。

事務事業について、時代の変化や価値観の多様性の影響から、見直しや検討が適時必要となってまいりました。そのような観点から、他都市では、市民の参加を含めた評価制度として、市民に少しでも理解を得る努力が行われております。本市でも検討が進んでいるようでありますけれども、この事務事業評価システムについて、現在の進捗状況と課題や問題点、今後の予定や考え方についてお示しください。

次に、若年者雇用対策と企業誘致についてであります。

リーマンショック以降、就職状況は超氷河期と言われております。そういう中であっても、就職先があれば、小樽に残って働きたいと願う若者は多く存在すると思います。また、若者の定着は、今後の人口問題をはじめ、本市にとって大きな課題の一つであります。

まず、本市の新規学卒者の就職状況ですが、高校卒業者の地元就職数や率、そして特徴的内容も含め、お示しください。

就職活動の中で、就職希望者側と求人側の意向が一致しないケースが少なからず見受けられるようでありますけれども、これに対する対策や地元企業の求人増対策についてはどのように検討、実施されてきたのか、その内容と状況についてお示しください。

雇用する地元企業の対策の検討も必要と考えます。地元企業の活性化は、雇用だけではなく、先ほども述べたように、人口問題をはじめ本市の税収の関係からも重要な問題であります。日本全体が厳しい経済環境の中、本市でも、採用したくても現状では余裕がないと答える企業は少なくありません。「も

のづくりの小樽」と言われた時代もありますが、技術の継承、世代交代、そして技術はあっても販路拡大ができないなど、さまざまな課題を抱えている状況が見られます。地場企業へのこ入れが大きな課題の一つと考えます。簡単な特効薬があるとは思えませんが、小さなことからでも中長期のスパンでの着実な経済対策の推進が必要であります。これらの課題について、過去には産学官の検討も行われたようでありすけれども、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、企業誘致についてであります。

企業誘致は、雇用や税収の確保だけでなく、地域経済全体に刺激を与え、人口増加を含めた多くの波及効果が期待できるものと認識しております。今回の重点施策でも掲げられておりますけれども、企業立地トップセミナーを東京において開催し、市長が主体になって首都圏企業に対してセミナーを行うことで期待しております。このトップセミナーについてであります。何をもちってプレゼンテーションをするのが問題であります。優遇制度である企業立地の促進のための小樽市企業立地促進条例の説明は当然として、どのように小樽をセールスしていくのか、セミナーの主な内容と考え方についてお示してください。

また、今回のセミナーでの見込みはどのように考えられているのかも、あわせてお答えください。

さらに、今後、どのように企業立地を推進していくのか、人材の育成も含め見解を伺います。

次に、旧丸井今井小樽店と旧小樽グランドホテルの問題についてであります。

丸井今井小樽店が撤退したのは2005年で、今年で7年目になります。また、小樽グランドホテルが閉館したのは2009年で、4年目を迎えようとしている現状であります。この問題は、中心市街地のまちづくりの観点からも大きな課題となっており、この間、議会の中でも議論になってきたところであります。

さて、2月11日の北海道新聞によりますと、「札幌地裁は、3回目の競売が不調に終わったため、競売手続を停止する見通しで、小樽開発株式会社の破産管財人による任意売却にゆだねられる」との報道がありました。

この複合商業ビルの課題点として大きく2点あると、以前の議論からも認識をしております。1点目は、小樽開発株式会社が抱える金融債務の処理について、2点目は、この施設の共同名義者全員の合意を取りつける必要があることなどであります。この複合商業ビルについては、これまでどのような経過になっているのか、また今後の課題や問題点とともに、今後の見通しも含めてお示してください。

いずれにしても、再開発で中心市街地の活性化を図ってきたことを考えるとき、これらの進展結果は直接この地域の再活性化に大きく影響があるため、一日も早く跡利用の解決が求められているところであります。これらの問題について、改めて市長の見解を伺います。

次に、日本海側拠点港についてであります。

昨年、国土交通省より、日本海側拠点港として小樽港も選定されました。項目は、外航クルーズであります。提出した計画書によりますと、小樽港の特徴として、国内外のクルーズ客船寄港回数は、2008年から道内1位、北海道観光の海の玄関として観光を大きくアピールしておりました。

また、計画の目的では、「小樽港・伏木富山港・京都舞鶴港が背後地域にある観光資源のポテンシャルの高さを最大限に活用し、連携して対岸諸国発のクルーズ客船の誘致など環日本海クルーズの振興を図る」とありました。

計画の内容では、「クルーズ拠点港としての国際競争力の強化」について、寄港地のホスピタリティーの向上、観光メニューの創出、乗客・乗員との交流事業の企画についての項目がりましたが、それぞれどのように検討されているのか、お示してください。

また、これらについての現状と課題をどのようにとらえているのか、さらに現状を踏まえつつ小樽観光の新たな視点も必要と考えますが、どのように検討されているのかお答えください。

3港連携によるクルーズ客船誘致の取組みでは、環日本海クルーズ推進協議会の設立、同ブランド化の推進、マーケティングの共同調査について、それぞれどのように考えられているのか、スケジュールと内容についてお示しください。

既存施設の有効利用については、C I Qに対応しインターネット環境などを備えた屋内施設をクルーズ客船岸壁背後の既存上屋内に整備するとなっておりますけれども、どのように検討されているのか、見解を伺います。

また、将来的な第3号ふ頭16番岸壁を有効活用したクルーズ客船用の岸壁整備について、長寿命化の整備も含め、今後どのように進めていく考えなのか、見解を伺います。

次に、第3号ふ頭基部の整備についてであります。

小樽港将来ビジョンの中で、まちづくりとの連携の項では、「物流・産業機能との調和を図りながら、歴史、文化、水辺の景観を生かし、個性を発揮した新たな港湾景観を創出し、市民や来訪者にとって魅力ある港湾空間の形成を目指します」とあります。

第3号ふ頭基部の様相は、以前から比較しますと、法務局や合同庁舎が新しくなり、前面道路が改修され、このあたりの雰囲気は大きく変わった印象を受けます。

そこで、まちづくりの観点から言えば、先ほどの「市民や来訪者にとって魅力ある港湾空間の形成」という考え方や小樽運河に近いという立地条件を考えると、さまざまな検討が必要であると考え、これまで質問し、議論してきました。以前の市長の御答弁では、この基部の総合的な観点からの整備の基本的な考え方は示されましたが、具体的な内容については、今後の検討ということでありました。

日本海側拠点港として小樽港が選定されたことや、観光都市宣言をしたまち・小樽という観点からも、この第3号ふ頭基部の整備は重要であり、総合的な整備計画を策定するとともに、スピード感を持ってできることから実施することを要望いたしますが、今後のスケジュールも含め見解を伺います。

また、相当老朽化した港湾室の庁舎の改修・改築の問題や、港湾合同庁舎跡地の多目的広場について、小樽らしさを表すための必要な整備について、先ほどの観点からどのように考えられているのか、今後の課題や問題点も含め見解を伺います。

次に、市立病院問題についてであります。

3月に、新築工事の入札、着工が報告されました。いよいよ実質的な新市立病院建設がスタートするところでありますが、改めて新市立病院の目指す医療内容や役割、小樽の医療環境の中での位置づけについてお示しください。

また、新市立病院建設の進捗状況が見えるような工夫を、ホームページなどを活用して、わかりやすい情報発信を要望いたしますが、見解を伺います。

次に、医師確保についてであります。

先ほども述べましたが、いよいよ入札、着工と進む予定であります。医師や病院スタッフも、さらにモチベーションが上がってくるものと思います。以前から、医師確保に向けて精力的に動かれている並木局長や各病院長におかれましても、一段と力が入る材料ができたのではないかと推察いたします。

また、医師確保は収入増に直結するため、病院経営の重要課題の一つであります。

そこで伺いますが、現状と今後の医師確保に向けてどのように検討されているのか、また看護師確保も含めて見解を伺います。

次に、統合の準備についてであります。

二つの病院を一つに統合するという事で、以前からカルテを含めた医療情報の統一や運営体制、人的・物的についてさまざまな検討を進められてきたことと思います。新市立病院開設に向けて、それらについてどのように検討されてきたのか、主な内容と今後の予定やスケジュール、そして課題や問題点についてお示してください。

以前、会派で視察した病院では、医療情報システムの稼働準備期間として、職員研修も含め約6か月を要したとのことであります。いずれにしても、これらについて早期の準備が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、小樽市全体の医療問題についてであります。

新市立病院建設も含め、再編・ネットワーク化協議会では、公的病院や医師会との間でさまざまな協議が行われてきました。

今後の小樽市全体の医療環境は、医師不足や看護師の確保の問題など、抱えている問題認識は共通しているものと考えます。現在ある医療財産を保持するとともに、役割分担や病院間での協力体制をはじめ、高齢化が進む小樽の医療をどのように考えていくのかということが大きな課題であり、先ほど述べたように、今後は同じテーブルでの具体的な協議が必要であります。そういう中であって、市立病院の持つ役割は重要と考えますが、これらについてどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

次に、最終処分場についてであります。

最終処分場の問題について、これまで何回か質問をしてみました。直近では、昨年年第3回定例会の一般質問で伺いましたが、最終処分場の埋立容量の算定のため、現地測量を実施中であり、具体的な内容は測量後ということでありました。

さて、今回出されたその調査結果について何点か伺います。

まず、調査項目と、参考とした環境省の「最終処分場残余容量算定マニュアル」について、主な内容をお示してください。

次に、埋立実績についてであります。

本市では、平成16年に埋立容量を実測しており、推計値との差は約3パーセントという近似値が確認され、これを根拠として本市の換算率は、東京都清掃局が使用している体積換算係数を使用しております。

昨年年第3回定例会で、埋立実績の推計値を質問いたしました。答弁では、「受入れ重量から換算した容量は、一般廃棄物が51万4,000立方メートル、産業廃棄物が7万7,000立方メートル、土砂等が24万7,000立方メートルで、合計83万8,000立方メートルとなっております。その結果、推計値による残容量は10万3,000立方メートルとなりますので、今後、おおむね5年程度の埋立てが可能と推計されます」とありました。

今回行われた調査結果についてですが、以前の平成16年に出された調査結果と大きく差異があると認識しております。先ほど述べましたが、算定の推計値と比較して、調査結果はどのようになったのか、全体埋立容量に対し埋立実績は幾らだったのか、推計値との違いについて考えられる理由はどのようなものがあるのか、お示してください。

今回の調査結果を考えると、町会との協定についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、次期最終処分場についてであります。

次期最終処分場候補地の想定条件ではありますが、以前の答弁では、現焼却施設にできるだけ近いことが望ましいこと、また地質の面で、地表近くに岩盤がなく、地下水位が高くないことなどが挙げられて

います。候補地として有力視されている現処分場の上流区域について、昨年、ボーリング調査が行われましたが、調査項目と調査結果についてお示してください。

また、調査結果を踏まえた上で、候補地対策について、今後どのように考えられていくのか、課題や問題点も含めお答えください。

さらに、次期最終処分場建設までのスケジュールや、規模についての考え方も含めてお示してください。

次に、小樽市文化芸術振興条例についてであります。

この条例は、平成18年第1回定例会において、公明党小樽市議会議員団として条例案を議員提案し、可決され、その後、条例が制定されたものであります。これは、「21世紀の我が国のあるべき姿は、文化芸術立国である」との我が党の提唱により、2001年12月に成立した文化芸術振興基本法を受けて、本市における文化・芸術振興のための施策の基本を定めるものであり、基本法成立後、苫小牧市などに続いて道内3番目の条例となりました。

まず、この条例について、どのように認識されているのか、改めて教育長の見解を伺います。

さて、条例制定後5年が経過しましたが、文化・芸術関係の施策に当たって、条例制定の効果についてお示してください。

次に、小樽市文化芸術振興基本計画が平成20年3月に策定され、計画期間は平成30年3月までとなっております。この基本計画と、上位計画である第6次総合計画との関係性や整合性について、どのようになっているのか、お示してください。

また、この基本計画に基づいて、次のステップである実施計画はいつごろ策定されるのか、主な施策はどのように考えられているのか、内容も含め、お答えください。

第6次総合計画の前期実施計画の中で、「まちづくり5つのテーマ」として、文化・芸術の項目があります。(1)文化芸術活動の振興、(2)発表や鑑賞機会の充実、(3)文化財などの保護と活用の3点であります。主な事業内容と予算額、進捗状況についてお示してください。

アーティスト・バンクについては、市のホームページに掲載され、個別のホームページにもリンクされており、わかりやすいとの意見も伺っているところであります。総合計画の中では、数値で具体的な目標が掲げられておりますけれども、目標達成に向けてどのように考えられているのか、具体的な施策も含め、お答えください。

また、登録されている方からは、どのような意見・要望が出されているのか、その対応も含めお示してください。

各所管の施設について、整備の充実や利用料の減免など、利用者にとって使いよい施設としての見直しや、総合的な判断に立った工夫や運営はどのように実施されているのか、お示してください。

次に、文化芸術振興基金の状況についてですが、この5年間、どのように基金の運営、活用が実施されてきたのか、また基金の歳入については社会情勢の影響が大きいと考えますが、今後の課題や問題点についてお答えください。

次に、教職員のメンタルヘルスについてであります。

最近の教職員は、社会情勢の変化とともに児童・生徒や保護者の多様化した価値観について、いろいろな局面で対応しなければならないことが多くなっているように思います。また、少子化によって生徒数が減少し、その関連で仕事量の増大と多忙による余裕喪失感、ストレスの増大とともに精神疾患が増えている状況にあると思います。

教職員の病気休職者数の推移についてであります。文部科学省が公表した資料によりますと、平成13年度と平成22年度との比較では、在職者数が減少している中で、病気休職者数は5,200人から8,660

人、率で167パーセントであり、そのうち精神疾患による休職者数は2,503人から5,407人、率で216パーセントであり、大幅な増加傾向を示しております。このような全国の状況の中で本市の状況はどのようなになっているのか、同様の比較でお答えください。

また、その主な要因と傾向についてお示ください。

さらに、このような状況についてどのように認識されているのか、教育長の見解を伺います。

さて、最近では、学校に対し無理難題を押しつける権利主張型の問題がマスコミでも取り扱われておりますけれども、自分の経験として、以前、教職員の友人や知人がいろいろなことから休職したことで相談があったことや後年になって知らされたことがありました。その当時は、明確な対応や対策がなかったのかもしれませんが。また、当時の上司や学校長の対応、相談の受け止め方にも問題があったのかもしれませんが。今となってはわかりませんが、いずれもこの友人、知人については残念な結果だっただけに重く受け止めなければならないと思っております。

現在、メンタルヘルスについて、各学校の対応、教育委員会の対応と、それぞれの具体的な対策について、どのようなになっているのかお示ください。

また、現状の課題と今後の考え方についてお答えください。

最後に、学校図書館の整備についてであります。

学校図書館は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってまいりました。

また、昨年度から、言語力の育成をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書館の役割はこれまで以上に増してきている状況にあります。また、学校図書館法第2条では学校の設備として定義されており、同法第3条には設置義務が規定されております。

まず、学校図書館について、どのように認識されているのか、教育長の見解を伺います。

さて、昨年6月に文部科学省が公表した平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果によりますと、学校図書館は、人的・物的両面にわたり、整備において少なからず課題を抱えていることが明らかになりました。内容として、人的な面では、11学級以下の小・中学校のうち、司書教諭の発令を実施している学校が2割程度と極めて低い状態であることや、学校図書館担当職員不在の小・中学校が半数以上に達するなどの問題があります。一方、物的な面については、小・中学校における図書整備の目標である学校図書館図書標準を達成した小・中学校の割合が、平成21年度末現在で5割程度にとどまっております。また、新学習指導要領に、各教科での活用が盛り込まれた新聞の配備状況についても、小学校では約6校に1校、中学校では約7校に1校しか配備されていない実態が確認されました。

これまでも学校図書館は、その本来の役割の大きさや重要さにもかかわらず、人的・物的な面での整備が行き届いていないため、必ずしも十分な活用をされていないことがたびたび指摘されてまいりました。児童・生徒の読書運動を推進し、言語力の育成を図っていくためには、積極的に活用したくなるような学校図書館の整備に取り組む必要があると思います。

そこで伺いますが、本市の現状は、これらと比較してどのようなになっているのか、内容と傾向性をお示ください。

また、課題や問題点と今後の考え方についてお答えください。

以前、私は、中学校のPTA役員として、学校図書館についてさまざまな協議をしたことがありました。それは、学校図書館について、地域の協力と地域開放についてでありました。当時、開かれた学校の議論が行われていた時期でもあり、また閉校になった学校から多くの本の提供を受け入れた時期と重なっていたこともありました。そのような中で、学校を中心に整理が進められ、図書館が拡充し、券囲

気が大きく変わったことを思い出します。そのときに、今後の展望として、さらなる学校図書館の充実と地域の協力を得ながら、地域への開放とともに地域的図書館の考え方も含め検討できないだろうかという話を話し合っていました。

現在、市内の小・中学校では、適正配置計画の実施に向け協議が進められていることを考えますと、学校図書館の充実と地域のかかわり方について検討するよい機会になるのではないかと考えますが、これらについて、教育委員会としてどのように考えられているのか、見解を伺います。

また、現状の課題や問題点及び今後の方向性も含め、お示しください。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、平成24年度の予算編成に当たっての考え方についてであります。平成24年度は私が市長となって初めての当初予算編成となりましたが、本市におきましても多くの難しい課題を抱えておりますことから、私の「7つの重点公約」の実現を目指す中、市民のだれもが将来に明るい希望も持てるよう、先見性とスピード感を持って着実に市政運営を進めなければならないと強く認識したところであります。

そのため、まず重要視いたしましたのは、東日本大震災を踏まえた防災対策と地域経済の活性化に向けた経済・雇用対策であり、これらの施策を重点的に展開するため、限られた予算の中ではありますが、国や道などの施策とも呼応しながら、可能な限り予算に計上し、平成23年度から切れ目のない執行に努めてまいりたいと考えたところであります。

また、その一方で、事業の厳選にも引き続き取り組み、最優先課題である財政の健全化を念頭に置いたところであります。第6次小樽市総合計画に沿ったさまざまな施策については、できる限り予算に盛り込み、市民の皆さんの要望にこたえるよう努めたところであります。

次に、市税減少の内容や今後の動向についてであります。平成24年度予算での市税の主な減少につきましては、個人市民税が人口減少に伴う納税義務者数の減や個人所得の落ち込みにより、平成23年度当初予算と比較して約2億円の減少となるほか、固定資産税・都市計画税において3年に1度の評価替えなどにより、5億7,000万円の大幅な減となることによるものであります。

また、市税の動向につきましては、人口減少によるほか、円高や震災などに伴う景気低迷による企業収益の低下が続いている中にありましては、今後とも市税の減少傾向が続くものと考えております。

次に、滞納改善策についてであります。これまでも財産があるにもかかわらず納付に応じない滞納者に対しては、預貯金や給与の差押えを行っており、さらに平成21年度からインターネット公売を導入し、動産や不動産の差押えも積極的に進め、滞納額の縮小に努めているところであります。

また、市税の増収策についてであります。市税収入全体の増加につなげるには、地域経済の活性化に向けた対策が重要なことから、中小企業の振興や市内産業の活性化に努めるとともに、企業立地の促進にもなお一層努力してまいりたいと考えております。

次に、今後の財源対策についてであります。まず平成24年度につきましては、現時点で平成23年度決算は黒字の見込みであり、一定程度の繰越金が見込まれますので、この繰越金や予算執行段階で生

じる入札差金などを財源として活用したいと考えております。

また、平成25年度につきましても、財源不足が見込まれますことから、平成24年度の早い段階から改めて事務事業の見直しによる事業の厳選・選択や使用料・手数料の検討に着手し、行財政改革を加速させる中で必要な財源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成23年度一般会計の決算見込みについてであります。このたび提案いたしました最終補正予算において、除雪費の増額を計上いたしましても、収支は均衡しておりますことから、現時点において個々の項目の具体的な見込みを示すことはできませんが、今後、例年どおり一定程度の歳出における不用額を見込むことができますので、黒字は確保できるものと見込んでおります。

次に、平成24年度一般会計歳出予算の経費別の減額要因についてであります。減額幅の大きな経費について、前年度との比較で申し上げますと、まず人件費につきましては、職員数の減などによる職員給与費の減、議員共済会負担金の減などによるものであります。扶助費では、子どものための手当経費が制度の改正により大きく減少したことによるものであり、行政経費では、統一地方選挙に係る経費など、臨時的な経費が減となったことなどによるものであります。負担金補助及び交付金では、新光保育園の改築に係る補助金など臨時的な補助金の減などによるものであり、維持補修費では、除雪費の一部について当初予算での計上を留保したことなどによるものであります。

次に、平成24年度に実施する建設事業の選択についてであります。基本的には本市の現状における課題等を勘案したものであり、市立病院や学校給食共同調理場、夜間急病センターについては、建設に向け既に着手済みでありますことから、このような大型事業が中心となったところであります。その他では、重点施策と位置づけました防災対策において、高機能消防指令センターや消防救急デジタル無線の整備を行うこととしたほか、小・中学校の耐震化にも取り組んでまいります。

また、経済・雇用対策では、クルーズ客船誘致に向けた環境整備として、第3号ふ頭周辺高度化事業を引き続き進めていくほか、新たに勝納ふ頭の岸壁附帯施設改修も進めてまいります。

なお、本市におきましては、これまで建設事業を厳選し、将来世代へ負担を残す市債発行を抑制してまいりましたが、今後ともこのような考え方を念頭に置きながら、事業の選択を行ってまいりたいと考えております。

次に、一般会計から特別会計等への繰出金についてであります。平成24年度予算編成では、収支不足を補てんする繰出金については、各会計において収入確保と経費の節減により可能な限り縮減を図ることとしたほか、繰出基準に基づくものについては、基準内での見直しなどを検討したところであります。

なお、今後、国において、地方公営企業会計制度等の見直しが予定されており、その中で一般会計と公営企業会計との間の経費負担区分の明確化が取り上げられるとも聞いておりますので、本市におきましても、それらの動向を注視しながら、一般会計と企業会計等の間の繰出金につきまして改めて検討し、整理してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画の策定に必要な財政データの整理と前提条件の検討及び計画策定における政治判断についてであります。まず必要な財政データの整理につきましては、既存データを活用しながら、歳入歳出の各費目ごとに過去の決算状況の推移などから整理を行っているところであります。その上で、現状での歳入歳出をベースとしながら、今後の変動要素について可能な限り予測するための前提条件を整理することになりますが、一番大きな要素は、歳入では市税や交付税の状況であり、歳出では、その大部分を占める医療費などの扶助費であります。これらにつきましては、現在、国で議論を進めております社会保障・税一体改革が深く関係しますことから、今後、この内容の分析を進めるとともに、いま

だ不確定要素も多いことから、さらなる情報収集を行いながら、計画を策定するための前提条件を整理してまいりたいと考えております。

なお、計画策定における政治的判断についてであります。これまでも多大な財政負担が生じる事案を含め重要な案件につきましては、私のほか副市長、関係部長など、幹部職員で構成する政策検討会議において決定してまいりましたので、今後ともこの会議を活用してまいりたいと考えております。

次に、今後の行政改革についてであります。本市では、これまで財政再建推進プラン実施計画において、財政の再建を目指すため、行政改革に関する取組項目も位置づけ、その着実な実施に取り組んでまいりました。実施計画期間は平成21年度で終了いたしました。その後、現在も実施計画に位置づけた項目は引き続き取り組むこととしております。今後につきましては、厳しい財政状況の中、行財政改革を加速させる必要があるものと考えており、これまでの取組項目の検証を行い、新たな取組なども検討しながら、策定を予定しております。新たな財政健全化計画の中に行政改革の視点も十分取り入れていくよう検討してまいりたいと考えております。

次に、職員の人材育成についてであります。これまで職員研修規程に定める基本研修をはじめ、専門性を高める特別研修や派遣研修など、各種研修の実施を基本に進めてまいりましたが、平成19年度以降は、小樽市人材育成基本方針において基本理念や目指すべき職員像などを定め、その実現に向けて新たな研修を取り入れるなど、充実を図ってきております。また、時代の変化に対応していくためには、前例にとらわれることのない柔軟な発想が必要であると考えておりますので、今後におきましても時代に合った新たな研修を積極的に取り入れ、職員の意識改革や一層の資質向上に努めてまいります。

次に、人事評価制度についてであります。これまで平成19年度と21年度に管理職を対象として人事評価の試行を実施してまいりました。また、平成22年度には、医師を除くすべての管理職を対象に人事評価研修を実施しており、今後、これまでの課題や問題点を整理し、さらに試行などを重ねる中で、まずは管理職についての導入に向けて準備を進めていきたいと考えております。

また、人事配置における自己申告制度としては、これまでも人事異動時期には所属長を通じて異動対象者からの希望を聞いており、今後とも職員の希望も参考とした適材適所の人事配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、事務事業評価についてであります。本市では、これまで3回にわたって行政評価を試行実施してきたところでありますが、客観的な指標の設定が困難であるほか、その膨大な作業量などから、現在まで本格実施には至っておりません。一方、本市の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、選択と集中の視点から、事務事業の抜本的な見直しが必要であるとともに、御指摘のように、行政運営に当たって市民への説明責任の確保などについても大変重要なことと認識しているところであります。このため、行政の無駄を省き、透明性を向上させていくため、今後、事務事業評価の導入に向け、評価の対象や導入方法など、制度の内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、経済問題について何点かお尋ねがありました。

まず、高校卒業者の地元企業への就職数や率についてであります。平成23年3月卒業者では、1月末現在で就職希望者数344名に対し、地元企業への就職者数78名で、就職率は22.7パーセント、平成24年3月卒業予定者では、1月末現在で就職希望者数328名に対し、地元企業への就職者数76名で、就職率は23.2パーセントとなっております。

また、就職先の産業別の特徴といたしましては、製造業への就職が最も多く、次いで卸売・小売業、医療・福祉業、サービス業となっております。

次に、就職希望者と求人側の意向が一致しないことに対する対策についてであります。ハローワー

クや後志総合振興局などの関係機関と連携し、就職活動前に地元企業の紹介や自身の仕事の適性など、進路を決める支援となるよう、企業説明会や企業見学会などの事業を行っているほか、個人面談を通じて企業が求める人材についての情報を就職相談に生かし、生徒と企業のマッチングに対応しているところでもあります。

また、求人増対策についてであります。雇用機会の拡大と安定的な雇用確保を図ることが重要であることから、これまで企業誘致や中小企業の振興など、地域経済の活性化に取り組むとともに、平成22年度、23年度においては雇用奨励金制度を実施し、地元企業の採用意欲を促す施策を進めてきたところでもあります。

次に、経済対策の推進についてであります。市内の中小企業が発展するためには、本市の強みである知名度を生かし、地場製品のブランド化や国内外への販路拡大に向けての施策を中・長期的に取り組む必要があると考えております。そのための具体的な事業として、新年度から、小樽ブランド力推進事業や地場産品導入促進事業などの実施のほか、引き続き国内での物産展の開催や東アジア等に向けての販路拡大事業などを実施する予定であります。さらに、これらの事業の効果をより高めるため、今後も各企業や団体との情報交換や大学等との連携を密にすることが重要であると考えております。

次に、企業立地トップセミナーの主な内容と考え方についてであります。このセミナーでは、私みずからがプレゼンテーションを行うほか、既に本市で操業中の首都圏の企業とのパネルディスカッションなどを予定しております。この中では、高いブランド力を有する小樽の食をはじめ、消費と雇用の面において優位性を持つ札幌市に隣接すること、交通アクセスに恵まれたポジションにあることなど、小樽のブランド力とすぐれた操業環境を、新たに企業立地を検討している企業などにPRすることにより、本市を候補地として検討いただき、今後の企業立地につなげていきたいと考えております。

次に、今回のセミナーでの見込みについてであります。参加企業としては、今年度実施した設備投資動向調査において企業立地の意向を有する企業や、本市に土地をお持ちであるもののいまだ操業に至っていない企業のほか、本市において操業中で今後の増設が期待できる首都圏の企業なども予定しているところです。このセミナーを開催することにより、事業活動の地として本市を検討していただく企業のすそ野を広げるとともに、これを契機として本市への企業立地促進に向けたさらなるアプローチを図っていききたいと考えております。

次に、今後の企業立地の推進についてですが、国外も含めた地域間競争がますます激しくなる中、情報ネットワークの重要性が増していることから、企業との関係の継続性といった観点が重要であると考えられます。さらには、企業立地を効果的に進めるためにはノウハウの蓄積なども必要なことから、企業立地における人材育成のあり方についても、今後、研究してまいりたいと考えております。

また、企業へのアプローチについては、先ほど申し上げた企業立地トップセミナーの開催が足がかりとなり、参加企業とのパイプができますので、機会あるごとにトップセールスも含めた企業訪問などを実施する中で、本市の強みを継続して訴えながら、一社でも多くの企業が立地、操業するよう努力してまいりたいと考えております。

次に、旧丸井今井小樽店と旧小樽グランドホテルについてお尋ねがありました。

まず、これまでの経過であります。丸井今井小樽店の撤退後、小樽開発株式会社は取得を希望する企業との交渉を行ってまいりましたが、売却の交渉がまとまらず、平成22年2月には裁判所による競売の開始決定がなされたことを受け、同社は同年4月に破産を申し立てており、昨年4月から3回にわたって行われた競売ではいずれも入札者がおらず、取得先の決定には至っていないものであります。

次に、今後の課題や問題点についてであります。市といたしましては、建物が共有名義であること

や地権者の権利関係などが課題となっているものと認識しております。今後の見通しにつきましては、現在、小樽開発株式会社の破産管財人が、取得を希望している企業と任意売却に向け、引き続き交渉を行っているとお聞きしており、その状況を把握してまいりたいと考えております。

次に、施設の再生についてであります。この施設が、本市中心3商店街の中央に位置し、観光集客ゾーンの堺町通りや花園の飲食店街に近接していることから、一日も早い再生が中心市街地活性化のための最重要課題でありますので、商工会議所とも連携して再生に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、日本海側拠点港について何点かお尋ねがありました。

まず、クルーズ拠点港として国際競争力の強化についてであります。ホスピタリティーの向上の面では、歓迎イベントの充実や多言語の案内板設置、観光メニューの面では、乗船客のニーズに応じた観光スポットの紹介や周遊ルートの提案、交流事業の面では、小樽らしいものづくり体験や文化団体との交流機会の提供などについて検討を進めております。これらの中には、小樽港貿易振興協会による歓迎行事や、北しりべし定住自立圏の関係町村と連携した観光メニューの提案など、既に実施中のものもありますが、今後、市民や経済界も含め、より一層広がりを持った取組に発展させることが課題であると考えております。

なお、クルーズ拠点港としての地位の確立は、国際観光都市としての知名度の向上に大きく資するものでありますので、東アジアをはじめ外国への積極的な情報発信に努めるとともに、引き続き関係団体と連携を密に、受入れ態勢の強化や誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3港連携による協議会についてであります。去る2月10日、本市において、港湾管理者の京都府や富山県をはじめ、それぞれの港湾所在市である舞鶴市や富山市など、合計8団体による設立準備会を開催し、協議会の名称を「環日本海クルーズ推進協議会」とすることや、4月に東京都内において設立総会を開催することを確認いたしました。

また、環日本海クルーズのブランド化を推進するため、各港の観光スポットや周遊ルートの情報提供に加え、3港の緯度の違いによる季節の移ろいを生かしたクルーズの提案を盛り込んだ多言語の共同パンフレット作成などについて協議をしたところであります。マーケティング共同調査も含め、具体的なスケジュールや内容については、協議会設立後に検討することとしております。

次に、客船ターミナルの整備についてであります。基本的には、応募計画にありますように、できるだけ既存上屋を有効活用しながら、円滑なC I Q手続や歓迎行事、交流イベントなどが行える屋内空間を確保するとともに、利用者の利便性を高めるための整備が必要と考えております。具体的な整備の内容につきましては、今後、関係行政機関との協議をはじめ、クルーズ船社や旅行代理店などの意見を伺い、さらに他港の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、大型客船用の岸壁整備についてであります。今後、詳細な技術的検討を加えた上で具体的な整備内容を決定し、平成27年度をめどに改訂予定の港湾計画に位置づけることとなります。これと並行して、現状で第3号ふ頭を利用している港湾業界との調整を進め、本市の財政状況も含めた環境が整い次第、事業に着手したいと考えております。

なお、整備に当たりましては、既存施設を可能な限り有効活用することを基本としておりますので、今後、既存岸壁部分につきましても、老朽化の状況に応じて部分的な更新、改良を行うなど、長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭基部の整備についてであります。この地区は、クルーズ客船を迎える海の玄関としてのみならず、港を生かした観光資源としても大きな可能性を有しておりますので、日本海側拠点港

の選定をはずみに港町としての顔づくりを進めるため、できるだけ早期に再開発を進める必要があるものと考えております。新年度予算案に盛り込みました港湾計画改訂事業費は、港湾計画改訂の一環として、まずは第3号ふ頭及び周辺の再開発計画を作成するものでありますが、この中でお尋ねの埠頭基部の整備に関しましても検討してまいりたいと考えております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、基本的には再開発計画の内容を港湾計画に位置づけた後、事業化することになりますが、現行の港湾計画の枠内で可能な事業については、環境の整ったものから早期に実施する柔軟な対応も必要なものと考えております。

次に、港湾室の庁舎や多目的広場についてであります。第3号ふ頭基部は、小樽運河から近く観光遊覧船も発着しているため、多くの観光客が訪れるとともに、潮まつり会場にもなっておりますが、現状は水際の建物や施設の老朽化が著しく、水辺環境を楽しめる状況にはありません。このため、船客待合所が併設された港湾室周辺の再開発は急がねばならない課題であり、このたび多目的広場として整備した港湾合同庁舎跡地の将来のあり方も含め、今後、関係する企業や団体の意向、さらには広く市民の意見も聞きながら、具体的な施設整備や土地の活用方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、市立病院問題について何点か御質問がありました。私が答弁するもの以外につきましては、病院局長から答弁させていただきます。

市全体の医療問題についてであります。再編・ネットワーク化協議会は、さまざまな協議を行い、一定の役割を果たし、その使命を終えたものと認識しております。

近年、医師をはじめ看護師の確保が困難を極めていることにより、診療機能が維持できなくなったり、人口減による患者数の減少が経営環境に影響を与えるなど、各医療機関それぞれの課題があると思えます。今後は、市立病院が地域連携機能を強化し、市内の医療機関とともに安心・安全な医療体制の構築に向けて中心的な役割を担っていかねばならないものと考えております。

次に、最終処分場について何点か御質問がありました。

初めに、埋立計画策定業務についてであります。調査項目は、一つ目が現地測量により残余容量を測定すること、二つ目がその測定値及び近年の搬入実績を用いて残余年数の推定を行うこととあります。また、この調査で参考とした最終処分場残余容量算定マニュアルは、平成17年に環境省から出された通達で、最終処分場の残余容量を的確に把握するための具体的な方法が記されております。主な内容としては、残余容量の把握は現地測量を基本とするが、やむを得ず換算係数を用いて推定した場合でも、約3年に1度は現地測量を行って補正をすることなどとなっております。

次に、今回の調査結果についてであります。残余容量は、昨年の第3回定例会で述べた推定値10万3,000立方メートルに対し、現地測量の結果、23万9,000立方メートルであることがわかりました。これにより埋立実績は70万2,000立方メートルであり、全体容量94万1,000立方メートルに対して約75パーセントとなっております。また、残余年数はおおむね8年間で、平成31年度まで埋立て可能と推定されたところであります。

次に、調査結果と推定値の違いの理由についてですが、幾つかの要因が相乗的に働いたものと思われまますが、主なものとしては、平成17年度からの家庭ごみの有料化や資源化の推進によって、ごみの減量、特に不燃ごみの減量が想定以上に減少したことや、広域連合の中間処理施設から排出される残渣が計画値よりも少なくなったことなどが考えられるところであります。

次に、地元町会との協定についてであります。先般、町会役員に今回の調査結果を報告いたしました。その際に町会から、現協定の期限である平成27年度までに再度測量を行い、次期処分場の方向性も見据えた中で協定の変更を考えてはどうかとの意見があり、市としても同様の方向で進めてまいりたい

と考えております。

次に、現処分場の上流区域での地質調査についてであります。10メートルのボーリング孔を4か所設け、標準貫入試験と地質判定及び地下水位の測定を行いました。調査の結果は、土石流による玉石や砂質分が厚く堆積しており、地盤支持力は比較的弱く、地下水位も高いことがわかりました。

次に、地質調査結果を踏まえた次期処分場建設の考え方についてですが、地質調査を行った区域は、既存のごみ処理施設に近いことやインフラが既に整備されていることなどから、有力な候補地の一つとして考えております。しかし、調査では、先ほど申し上げたとおり、課題が見つかりましたので、平成24年度に技術的にカバーできる方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、次期処分場建設までのスケジュールについてですが、残余容量調査結果から工事着手は平成29年ごろとなりますので、それまでの間、現処分場の残余容量を適切に把握しながら、来年度実施する調査結果を踏まえて建設計画を進めてまいりたいと考えております。

また、次期処分場の規模につきましては、埋立ての計画期間は国が示す15年間となりますが、埋立容量は、今後、基本計画を策定する中で検討することとなります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 病院局長。

**○病院局長（並木昭義）** 高橋議員の市立病院問題についての御質問にお答えいたします。

最初に、新市立病院の目指す医療内容や役割、小樽の医療環境の中での位置づけについてお尋ねがありました。

新市立病院は、二つの市立病院を質の高い効率的な病院として統合することにより、地域の医療を守るために建設するものであります。その目指す医療内容は、診療の三つの柱と二つの特性を挙げております。診療の三つの柱は、現在、両病院が行っておりますがん診療、脳・神経疾患診療、心・血管疾患診療であり、新市立病院におきましても、これらの診療を継承、充実させていくものであります。二つの特性は、専門外来や市内で不足する耳鼻科、眼科、形成外科などの診療科の入院治療など、他の医療機関で担うことができない疾患の診療と地域医療連携の調整や医師教育支援の取組などを行う地域医療連携センター機能であります。これにより、質的水準の高い医療を行うための施設、設備を有する病院として、小樽・後志の地域医療の中心的役割を果たすものであります。

次に、新市立病院建設の進捗状況が見えるような情報発信についてのお尋ねがありました。

新市立病院建設は、工期が2か年以上にわたる工事であることから、進捗状況については、随時市民の皆様や両市立病院の患者様をはじめ多くの方々を知ってもらうため、さまざまな情報発信を行ってまいります。現在、広報活動強化の一つとして、両院のホームページをリニューアルする作業を進めており、専用ページで建設工事の写真なども使い、進捗状況をお知らせしてまいります。また、広報おたるや、今月から発行した合同病院広報誌「絆」においても、各号で建設状況を積極的にお知らせしてまいりたいと考えております。また、ある程度外観がわかるようになった段階において新市立病院の工事見学会なども検討していくなど、市民の皆様が楽しみに開院を待ってもらえるよう工夫してまいります。

次に、医師及び看護師の確保に向けた現状や今後の取組のお尋ねがありました。

医師の確保に関しましては、最重要課題として、これまでも道内の3医育大学の教室訪問やホームページ、派遣会社の活用など、精力的に取り組んできているところであります。しかし、すぐには増員が難しい状況でありますので、少なくとも現状の診療体制維持に強い決意で臨んでまいります。

今後の医師確保につきましては、新市立病院建設がこの4月から始まることに決定したことは、医師確保にとっても追い風となりますので、両病院の院長ともどもこれまで以上に積極的に取り組み、一人

でも多くのよい医師を新市立病院に招聘できるよう努めてまいります。

看護師の確保に関しましては、毎月採用試験を実施しているところでありますが、まだ欠員の解消には至っておりません。しかしながら、現在、7対1看護体制は維持している状況であり、患者様に対する看護度も高い水準で保っております。こうした中、最近退職者の数も以前に比べ減少傾向にあり、また採用試験の応募者も増加傾向にあるなど、これまでの取組が実を結んできたものと思っております。今後は、看護師、さらに看護学生にとって魅力ある病院であるよう引き続き努力する一方、新市立病院での診療体制を見据えて配置人数などの精査を進めてまいります。

次に、両病院の統合に当たって、情報・運営面などで検討してきた内容と今後の予定や課題など、問題点についてのお尋ねがありました。

新市立病院の開院に向けては、これまでもさまざまな取組を行ってきたところですが、建設というハード面が一段落した今、ソフト面での課題を重視して具体的に取り組んでまいります。例えば、医療情報システムの関係につきましては、平成19年度から医事会計システム、オーダーリングシステムなど、両院共通のシステムを段階的に導入してまいりましたが、本年1月30日から稼働した電子カルテで一段落したところであります。

また、運営体制や新市立病院で使用する医療機器などの物品の整理などは、今後、専門の医療コンサルタントに業務委託をし、詳細な検討を進めてまいります。具体的には、両院の現状を各部門からヒアリングし、その意見を調整、整理したものを基に医療機器の購入計画などを作成することや各部門での運営マニュアル案を作成するものであります。それらを踏まえて、病院局に設置する医療機器選定委員会などで決定してまいります。

今後の課題といたしましては、これまで二つの病院でおのおの行ってきた運用をどのように調整し、スムーズに業務移行していけるのかという点であります。この点につきましても、コンサルタントからの意見を参考に、スタッフ全員が新市立病院の円滑な開院と運営に当たるという意識を強く持って取り組んでいくことが重要と考えております。いずれにいたしましても、患者様が安心して安全に受診できる体制づくりを進めていくつもりであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市文化芸術振興条例についての認識についてであります。本条例は、本市の文化・芸術の振興や個性的で潤いに満ちた市民生活、活力ある地域社会の実現に資することを目的とし、アーティスト・バンクや登録者の施設使用料の減免などのユニークな制度を盛り込んだ条例であり、本市の文化・芸術を振興する上での基本指針であるというふうに認識しております。

次に、条例制定の効果についてであります。平成18年3月に条例が制定され、同年7月施行とともにアーティスト・バンクの登録制度がスタートし、現在では音楽や絵画など、97件のアーティストが登録されております。また、平成20年3月には、市民公募された審議委員会委員3名を加えた9名の委員が数回の協議を重ね、小樽市文化芸術振興基本計画が策定されました。

条例制定以降の主な取組といたしましては、平成21年度から伝統文化団体により発足した小樽伝統文化の会が「和を遊ぶ」を開催し、多くの市民の参加を得たところであります。また、今年度は、市内小・中学校7校において、能楽などの伝統芸能を体験する「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」を行うとともに、旧岡崎家能舞台を生かす会が北海道地域文化選奨を受賞するなど、地域に根差した活発な活動が展開されております。

次に、総合計画との関係についてであります。文化芸術振興基本計画のスタート年次は平成20年度からの10年間であるのに対し、総合計画は1年後の平成21年度からとなっております。しかし、総合計画に掲げてあります「文化芸術活動の振興」「発表や鑑賞機会の充実」「文化財などの保護と活用」の三つの重要施策につきましては、文化芸術振興基本計画にも盛り込まれておりますし、整合性は図られているものと考えております。

次に、文化芸術振興基本計画に基づく実施計画の策定についてであります。文化芸術振興基本計画は、総合計画と内容がほぼ同様であり、総合計画では5年間の実施計画を定めていることや、教育委員会においては、社会教育分野において小樽市社会教育推進計画を策定しており、この推進計画に基づいて毎年度、具体的な小樽市社会教育事業計画を策定し、事業を実施しておりますことから、文化芸術振興基本計画に改めて実施計画を策定しなくても支障がないものというふうと考えております。

次に、総合計画の前期実施計画の進捗状況についてであります。総合計画では文化・芸術について三つの施策が盛り込まれております。

初めに、文化芸術活動の振興については、アーティスト・バンク登録促進事業や文化団体協議会などへの支援を行う文化団体等支援事業、伊藤整文学賞の会への支援などを行い、小樽の特色を生かした文化・芸術の振興事業があります。前期事業計画の事業費1,370万円に対し、平成21年度から3か年の支出見込みは932万円ほどとなっており、68パーセントの進捗率となっております。

次に、発表や鑑賞機会の充実につきましては、小樽市文化祭開催事業や市民会館・市民センター・公会堂管理運営事業、市民活動支援事業などがあります。前期事業計画の事業費は5億4,310万円に対して、平成21年度から3年間の支出見込みは3億1,714万円ほどとなっており、58パーセントの進捗率となっております。

最後に、文化財などの保護と活用については、松前神楽小樽保存会などの伝統文化保存団体に対する補助や、旧青山別邸を国の登録文化財として登録いたしました。また、国の指定文化財である機関車庫三号の修復工事や旧日本郵船小樽支店の縦とい改修工事を実施しております。前期計画期間の事業費は1億1,140万円に対し、平成21年度から3か年の支出見込みは1億980万円ほどとなっており、99パーセントの進捗状況となっております。

次に、アーティスト・バンクについてでございますが、総合計画では、登録者数の成果指標として平成30年度までに140件を目標としており、現在、97件の登録がありますが、今後とも文化・芸術イベントで教育委員会に後援依頼をされた方への声かけや、アーティスト・バンク登録者から新たなアーティストを紹介していただくほか、市内各施設へのチラシ配布などを行い、拡大に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、アーティスト・バンクに登録された方からの御意見などについてでございますが、教育委員会では毎年、年度末に登録者に向けたアンケートを実施しておりますが、そこには「この取組は大事だと思う」「今後も継続してほしい」といった意見がある一方で、「まだ知らない人が多い」「周知不足である」といった意見もありますので、今後もさまざまな機会をとらえてアーティスト・バンク制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、施設の整備、充実などについてでございますが、主な整備事業として行った文学館・美術館の改修では、一原有徳記念ホールなどを新設し、小樽ゆかりの作家の常設展示ができたことにより、小樽美術館としての特色を発揮できることになりました。また、利用者の利便性を高めるため、市民ギャラリーの移設や研修室の改修を行ったほか、多目的ギャラリーや多目的広場を新築いたしました。これにより多目的ギャラリーでは絵画以外の展示も行われるようになり、ガラス工芸品の展示では、これまで

できなかった自然光を活用した効果的な展示なども可能になるなど、利用の仕方に広がりが出てきております。

小樽市文化祭におきましては、今年度から、これまで産業会館を利用していた展示13部門を美術館の多目的ギャラリーや研修室などに集めて実施しましたが、会場が1階にあることなどの利便性の高さから、利用者の増加につながったものと考えております。

次に、利用料の減免などについてであります。アーティスト・バンクに登録されている方が少しでも利用しやすい施設を目指し、文化・芸術活動の活性化を推進するため、市内11施設において施設使用料を減免しており、平成22年度においては、2施設12件の利用がございました。

次に、文化芸術振興基金についてでございますが、平成18年度に30万円、平成21年度に10万円の計40万円の寄附があり、利息を含め、今年度末で基金総額は40万3,000円ほどとなっております。現在、基金が少額であることから活用されておきませんが、今後さまざまな機会をとらえ寄附の拡大に努め、一定の額に達した段階で、その活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の教職員の病気休職者の推移についてでございますが、全国の状況と同様に在職者数が減少している中で、病気休職者が4人から7人、率で175パーセントであり、そのうち精神疾患による休職者数は2人から5人、率で250パーセントとなっており、10年前と比較すると、精神疾患による休職者が増えている傾向となっております。

また、主な要因についてでございますが、個々の状況を申し上げることはできませんが、教職員の福利厚生を担当している公立学校共済組合の資料によりますと、教育の現場でストレスが増加していることが考えられ、教職員の仕事のストレスとしては、尽きることのない多忙化、困難さを増す児童・生徒への対応、保護者の変化と対応の難しさ、同僚と管理職との関係の変化などが挙げられております。

次に、このような状況についての認識でございますが、小樽市においても、精神疾患で休職する教職員が増えている傾向については憂慮すべき事態だというふうに考えております。その要因には、先ほども申し上げましたとおり、教職員の仕事上のストレスが起因するものと考えられますので、早急に職場の環境の改善に向けて取り組まなければならないものと認識しております。

次に、各学校などの対応と対策についてでございますが、各学校では、生徒指導上の問題や保護者への対応について複数で対応することや、職員の態度の変化に気を配ることなどに努めております。

また、市教委では、教職員の日常の健康管理に関する相談を行うための健康管理医を各学校に配置することや、児童・生徒の指導に当たる教職員が指導上の悩みなどを抱え込む事例が見られることから、6人のスクールカウンセラーが各学校を巡回し、相談や助言をする体制の整備を行っております。

また、道教委では、管理職としての心構えとして作成した「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック」を配布し、また、全道8地区で月1回程度、専門医による心の健康相談を行っております。

次に、現状の課題と今後の考え方についてでございますが、まず課題については、職場の人間関係の希薄化や児童・生徒の課題について情報の共有ができていないこと、あるいは校務業務の多忙化などが挙げられると思っております。これらの課題解決に向けて、職員の心身の状況の把握などについての管理職研修会を開催することや、校内LANの整備を行うことで児童・生徒の情報の共有化や文書作成などの校務事務の省力化を図り、職員間のコミュニケーションの時間を確保するなど、職場環境の改善に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、学校図書館についての認識でございますが、学校図書館法では、学校図書館は学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童・生徒の健全な教養を育成することを目的に設けられ、「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」と規定されております。私といたしましては、子供の豊かな感

性や表現力、創造力などをはぐくむため、読書活動を推進し、子供の読書習慣の定着を図ることが大切なことと認識しており、学校図書館の活性化に努めてまいります。

次に、学校図書館の本市の現状についてでございますが、司書教諭は、学校図書館法で12学級以上の学校に配置することになっており、本市においては、小学校に8名、中学校に3名を発令し、基準どおり配置をしておりますが、11学級以下の学校については配置しておりません。

次に、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書についてであります。本市での配置はございませんが、各学校では、校務分掌の中で学校図書館を担当する教職員を指定しております。

次に、学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、小・中学校合わせて12.2パーセントとなっております。また、新聞の配備ですが、小・中学校合わせて12校で新聞を購入しておりますが、図書館配備としては1校であります。学校図書館の現状は、人的・物的整備とも全国平均を下回っている状況にあります。

次に、学校図書館の課題や問題点と今後の考え方についてであります。大きな課題は、学校図書館の整備であります。教育委員会としましては、平成24年度から市立図書館と学校図書館との連携事業としてスクールライブラリー便をモデル事業としてスタートさせるとともに、家庭に眠る児童図書の寄贈を市民に呼びかけ、集まった本を活用する事業に取り組むとともに、個人や企業・団体にも図書の寄贈を働きかけるなど、学校図書館の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、学校図書館と地域とのかかわりについてでございますが、私としては、地域とのかかわりを人とかかわりだけではなく、道立や市立の図書館を含めた広い意味で学校図書館と地域の連携を考える必要があると思っております。このたび24年度の新たな事業として児童図書リサイクル事業やスクールライブラリー便事業を提案いたしました。これは図書館がつなぎ役となり、本を通して学校や地域の方々と子供たちを結びつける事業と考えており、この事業をきっかけとして学校図書館活動の活性化を図り、子供たちの読書習慣の定着を目指してまいりたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 10番、高橋議員。

○10番(高橋克幸議員) 何点か再質問をさせていただきます。

まず、行政改革ですけれども、人事評価制度、それから事務事業評価システムについて、今、市長から御答弁をいただきましたけれども、思った以上に進んでいないということで大変残念な思いであります。これは数年前から議会の中で議論したにもかかわらず、なかなか進んでいかないというのは何が問題になっているのか。御答弁を聞いていて非常に疑念に思いました。

人事評価制度について、管理職についてはスタートするというところでございましたけれども、ではいつからスタートするのか、そのスケジュールは御答弁にはなかったと思いますので、この点がまず1点です。

それから事務事業評価システムは、他都市においても相当力を入れて、市民への説明責任という観点から進んでいる状況が非常に多くなってきております。そういう面では、市長の姿勢について、もう少し力を入れていただかないとまずいのではないかと私は思っているもので、2点目としてこの点についてお願いしたいと思っております。

次に、経済問題ですけれども、何点か質問をさせていただきましたけれども、共通認識は同じだと思います。とにかく雇用を何とかしたいというのがありますし、それから地域経済を少しでも何とかしたい、この2点は共通だと思うのですが、民間出身の市長ということで、皆さんはやはり期待されていると思います。民間での経歴、実績、人脈も含めて、民間出身での新たな視点ということをぜひともう

少し強く出していただければというふうに、御答弁を聞いて思っておりました。

いずれにしても、この経済問題については、本格的に今年から市長に頑張ってもらって動いていただけるというふうに私は思っておりますので、トップセミナーのことも含めて、再度その意気込みと率直な思いをぜひとも伝えていただきたいと思っております。

もう一点、教育長から御答弁いただきました文化芸術振興条例についてですが、昨年教育長になられたばかりですので、中身はよく御存じないかと思えますけれども、この5年間の動向を見ていると、どうもその動きが鈍いといいますか、あまり力を入れられていない、選択肢の中に本当に入っているのだろうかと思うような状況が見受けられます。そういう中で、今後の考え方を伺いましたけれども、どうもその中身がよくわからない状況ですので、もう一度教育長が考えられている文化・芸術の今後の施策の考え方について伺います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 最初の人事評価制度の問題でありますけれども、私も市長に就任いたしまして、本市の職員の人事評価については、やはり抜本的に取り組んでいかなければいけないというように思っているところでございます。特に、私としては成果主義を基に評価するという問題ですとか、そういったことについては、今後取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、事務事業評価でありますけれども、これも何度も申し上げますように、今のままでは歳入の増というものが期待できない以上は、どうやって歳出を市民の皆さんに納得していただけるような形で事務事業の見直しに取り組んでいかなければいけないかということでございますので、昨日も答弁いたしましたけれども、今後、事務事業の見直しについては、スピード感を持って考えていかなければいけないと思います。それから財政健全化計画をつくるに当たっては、やはり24年度早々に、できるだけ早くということで昨日も答弁をさせていただきました。本日も、高橋議員には、そのように答弁させていただきましたけれども、そのためには、やはり事務事業の評価、事務事業の見直しといったことについて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、いつまでにということを今は申し上げられませんが、前向きにスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、経済問題についてでありますけれども、私は、昨年、台湾にも行ってまいりました。それから、今月は上海にも行ってまいりましたけれども、単に観光面だけではなくて、やはり小樽のブランド力を持った物産の輸出といったことも今回の訪問の中ではいろいろと話をさせていただいたところがあります。ですから、こういう経済問題についても、さらに活性化していくように今後取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

**○教育長（上林 猛）** 小樽市の文化芸術振興基本計画などの件でございますが、小樽市の文化芸術振興基本計画の基本理念は、「豊かな郷土文化を礎にした『文化の香り高い街おたる』を創造する」でございますが、教育委員会としては、社会教育の中の芸術・文化部門ということで、主に教育委員会所管の美術館でありますとか、そういうところの芸術・文化の振興になりますので、小樽市全体の芸術・文化の振興という意味では、大変、議員が御指摘のとおり動きが見えないというふうになるかもしれませんが、今後、市長部局とも十分に連携を図りながら、「文化の香り高い街おたる」を目指して鋭意取り

組んでまいりたいというふうを考えております。

○議長（横田久俊） 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時15分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○19番（斎藤博行議員） 平成24年第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。

最初に、今回の予算編成方針に関して何点が質問します。

初めに、他会計や基金からの借入れについてお聞きします。

小樽市は、平成14年度以降、不足する財源対策として他会計や基金からの借入れを続けてきました。その額はこの9年間で借入れが68億300万円で、返済が17億3,100万円、平成22年度末の借入残高は50億7,200万円となり、この金額は初めて借入れが行われた平成14年度の4億円の12.7倍になっています。平成23年度末の金額をお示してください。

次に、それぞれの会計や基金では小樽市に貸付けを行うときに、その原資をどのように捻出していたのか、また、どのような会計処理をしていたのか、お示してください。

次に、平成23年度末の貸付総額を一般会計で全額返済したと仮定したとき、財政健全化判断比率の指標はどのようになるのか、お示してください。

次に、今後、この借入れを返済していくことになると思いますが、その返済計画をお示してください。

また、こうした返済計画を着実に進めるためには、新たな財政健全化計画が必要ではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、職員給与の独自削減の方法を変更したことについてお聞きします。

今回、1から3級の職員は削減率を4パーセントから3パーセントに縮減しましたが、これに該当する職員数と必要財源をお示してください。

次に、4と5級の職員は削減率4パーセントで変わりはありませんでしたが、これらの職員数をお示してください。

次に、6級以上の職員はこれまでの削減率は4パーセントでしたが、今回5パーセントに引き上げました。該当する職員数とその財政効果額をお示してください。

これまで職員は、財政再建団体に転落するのは小樽市民のためにも避けなければならないとの立場に立ってきました。そして、財政再建に協力する際の削減率については、小樽市の財政悪化の責任は一義的には市の職員にはないとの考えから、一律削減で協力してきました。今回、削減率を引き上げる職員と下げる職員に分けるというふうに、財政再建に協力してもらおう際の実態が変更されたと思いますが、変更した理由をお示してください。

また、削減率が一律であったときには、その職責を反映させる意味で管理職手当の削減が行われてきたと理解しておりますが、今回の措置で、これまでの削減に協力してきたフレームが一度白紙に戻ったと考えますが、管理職手当の削減についてどのようにお考えなのか、見解をお示してください。

今回、本俸の削減率に職責に応じて傾斜を入れるときには、管理職手当の削減については一度元に戻

すべきと考えますが、見解をお示してください。

次に、夜間急病センターに関してお聞きします。

今定例会には、平成23年度の補正予算と24年度の当初予算が提案されています。平成23年度予算の補正額を算出した夜間急病センターの収支見直しをお示してください。

また、平成24年度の予算編成に際して考えられた収支見直しをお示してください。

夜間急病センターの委託料の推移を見ますと、平成22年度は当初予算が1億2,100万円で、2,700万円の補正を行い、最終的には1億4,800万円に、そして平成23年度も当初予算は1億2,100万円で、今定例会で1,900万円の補正をして、最終的には1億4,000万円になりました。補正に至る経過や決算を見ますと、平成24年度も同じことが必要になるように考えます。そうであるならば、当初予算から実態に少しでも合った予算を組んで議会に提案すべきではないかと考えますが、見解を求めます。

また、こうした予算措置の方式について、小樽市医師会とどのような整理がなされているのか、お示してください。

次に、小樽協会病院に対する周産期医療支援事業は、北後志地域の唯一の周産期医療センターを維持、運営していくのは、一公的病院だけの責任ではなく、小樽市をはじめとした北後志地域の行政の責任でもあるとの考えでスタートしたと記憶しています。そのときの補助金額は、基本額として5万円、そして新生児1人当たり2万円で出生数を掛けた額を利用分として合わせて計算されてきました。こうして計算された平成22年度の補助金額と平成23年度の見込額をお示してください。

こうした計算方式について周産期医療における新生児小児科の部分が反映されていないとの声も聞かれました。平成24年度予算では、1,417万円が予算計上されていますが、この算出方式をお示してください。

また、計算方法の見直しに際して、小樽協会病院とどのような協議がなされたのか、お聞かせください。

質問を変えます。

障害児の放課後児童クラブに関して質問します。

私は今から10年ほど前に、小樽病院の院内保育所を利用して当時3歳の障害児とその両親とにお会いしました。当時、小樽病院の院内保育所は3歳までしか受け入れない規則になっていました。そのため、4歳以降の受入先がなく困っているとのことでした。何とか公立保育所で受け入れることができないう内容の相談を受けました。福祉部子育て支援課と保育所の職員の皆さんと職員労働組合が協議を重ね、限られた予算と人員を工夫して、何とか4月から保育所に受け入れることができました。限られた時間の中で何とか受け入れようとの立場に立っての協議の末、手探り状態でのスタートでした。そして、実際に障害児保育に取り組む中で見えてきた問題は、その都度協議して解決していくこととし、福祉部子育て支援課と職員労働組合の間では、試行実施と確認した上でスタートしました。この試行は今日も続けられています。

小学校入学に際して、入学する学校については保育所で一緒だった子供の多くが入学する学校に特別に入学させていただき、さらに必要な改修もしてもらいました。また、放課後児童クラブにも必要な手だてをしていただき、入会することができました。しかし、放課後児童クラブの入会条件は3年生までとなっていました。改めて障害児の放課後のあり方などを議論し、結果として放課後児童クラブの障害児の受入れ要綱を見直し、受入れは4年生まで、5年生は試行での受入れとなりました。ところが、この子が4年生のとき、教育委員会は5年生の試行での受入れを困難と判断し、保護者に連絡をしました。

平成20年第3回定例会の予算特別委員会での質疑で、もともと難しい事業であることはわかって開始

した試行であり、試行の中で出てきた問題をどう克服するのかという角度での議論はあったのかという私の質問に対して、教育委員会は5年生の受入れを困難と判断とした理由として、第1に放課後児童クラブの指導員の指導力の問題、専門的知識を持つ有資格者の必要性、第2に学校の空き教室を利用している中で、利用する人数と開設場所が増えてきた現状、第3に4年生、5年生になると、他のクラブを利用している1、2、3年生との接点も少なくなり、クラブでの集団生活のかかわりの問題が生ずる、の3点を挙げました。また、放課後児童クラブでの受入れをやめたとき、障害児の放課後の居場所について教育委員会はどうか考えるかとの質問には、保健、福祉、教育の分野にまたがる課題であり、放課後児童クラブにかわる福祉事業の利用も可能と考えており、具体的には障害者自立支援法の中の日中一時支援事業や移動介護事業を挙げました。

昨年の夏、障害児の保護者の皆さんが学校での放課後児童クラブでの5、6年生の受入れを要望して議会に来られ、各会派を回りました。そのとき、改めて福祉の日中一時支援事業の実情も聞かされました。

前回の議論からちょうど丸3年たった平成23年第3回定例会の予算特別委員会で明らかにされた2年間の日中一時支援事業の利用状況は、平成21年度はゼロ、22年度は緊急避難の利用が6人、放課後児童クラブとしての利用は、夏休みまでが1人と、月6回の通年利用が1人というものでした。

こうした結果になった原因について、福祉部からは保護者の思いとしては放課後児童クラブは通いなれた学校の中を移動するという安心感があり、日中一時支援事業は学校から事業所までの移動が必要となり、また障害児と障害者が同じスペースで支援を受けることもあり、保護者から子供の居場所として認識されず、実際の利用に至らなかったと考えているとの答弁がありました。

昨年11月に教育委員会は、平成24年度から放課後児童クラブで障害児を6年生まで受け入れる方針を明らかにしました。市民の強い要望にこたえたものだとして受け止めております。しかし、前回の試行のやめ方と今回の方針転換の間にはギャップがあり、きちんと総括して埋めておく必要があると考え、何点か質問します。

最初に、私は放課後を安心して安全に過ごすことは、障害のありなしに関係なく、すべての子供の基本的権利であり、放課後児童クラブはかつてのようなかぎっ子対策ではないと考えています。教育委員会として児童の放課後の安心・安全についてどのような見解をお持ちなのか、お示してください。

次に、平成23年度の日中一時支援事業の5、6年生の放課後児童クラブ的利用状況をお示してください。次に、今回の障害児の受入れ延長を決めるに当たり、教育委員会はこの2年間の日中一時支援事業の利用状況に端的に示された障害児の放課後の現状について、どのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

また、今回の方針変更に際し、福祉部との間でどのような協議がなされたのか、お聞かせください。

昨年の第3回定例会での質問で、私は福祉部に対して3年前に試行継続を困難と判断し中止した教育委員会が、改めて5、6年生の放課後児童クラブの受入れを検討していると聞かすが、今回の動きに関して、教育委員会と福祉部の間でどのような協議や相談があったのかと尋ねました。その答えは福祉部としては、この予算特別委員会で初めて教育委員会の方向性を聞きました。事前の相談などはありませんでしたというものです。小樽市の中では障害児といえば福祉、放課後といえば教育という話になるのですが、子供と保護者から見れば、小樽市役所は一つです。3年前に教育委員会は、障害児の放課後のあり方は、保健、福祉、教育にまたがる問題だと答えています。今回の問題を契機に障害児の放課後のあり方を担当する窓口を福祉部と教育委員会などにより準備すべきではないかと考えますが、見解を求めます。

次に、3年前に試行継続を困難と判断した理由、すなわち放課後児童クラブ指導員への有資格者の配置の問題、クラブでの1、2、3年生との集団生活のかかわりの問題、そして学校の空き教室を利用している現状がそれぞれどのようにクリアされたか、お聞かせください。

また、新年度予算に計上された9,823万円の内訳をお示してください。

特に、専門知識、資格や経験を有する人材の確保は大変だと思いますが、必要な人材確保のために具体的にどのような対策がとられているのか、お示してください。

また、6ブロックでの拠点方式を採用するとの計画ですが、放課後児童クラブを利用する子供の在籍する学校とブロックの拠点校が異なる場合、その間の移動についてどのように対処するのか、お示してください。

最後に、これは以前からお願いしていることですが、放課後児童クラブが開設されている場所は、学校の中で大変不便な部屋が多いように感じます。障害児の受入れ延長を機会に、また放課後児童クラブを利用する児童、そして夜、迎えに来る保護者を考慮し、放課後児童クラブの開設場所を改善すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

質問を変えます。

教育委員会は平成19年6月に小樽駅前再開発事業計画により、当時サンビルにあった室内水泳プールを閉館し、暫定施設として高島小学校温水プールを一部改修し、6本の水泳教室を実施してきました。私たち民主党・市民連合はサンビルにあった市営プールの閉館に際し、長年の懸案であった小樽駅前再開発事業の推進のため、市営プールの閉館はやむを得ないが、高島小学校のプール利用はあくまでも新・市民プール建設までの暫定措置であり、これからは新・市民プールの早期実現を目指していくとの立場を市民の皆さんにお話ししてきました。

また、昨年3月の第1回定例会で、水泳教室を市内中心部の民間プールへ委託する計画が議論されたときには、高島小学校温水プールでの水泳教室を維持しつつ、新たに市内中心部の民間プールを利用し、市内3か所での水泳教室の開催を主張しました。

昨年1月18日から2月26日に、教育委員会は水泳教室受講者に対し、6本の水泳教室のどのコースを利用しているか、水泳教室の開設場所は高島小学校温水プールと市内中心部の民間プールのどちらがよいか、そして住んでいる地域名の3点のアンケートを実施しました。その結果を踏まえて、教育委員会は総合的に中心部が利用しやすいという声が多かったと結論づけ、水泳教室の花園4丁目の民間プールでの実施を決めたと言っています。

しかし、教育委員会がまとめたアンケート報告に示された利用者の声はそうっておりません。アンケート全体では57.5パーセント、92人が水泳教室の開催場所は高島小学校温水プールと答えており、市内中心部は37.5パーセント、60人となっています。もちろん地域的なばらつきはあります。例えば高島地区では97パーセントが高島小学校温水プールを希望し、一方、南小樽地区では100パーセントが市内中心部と答えています。しかし、長橋オタモイ地区の57パーセント、手宮地区の79パーセント、中央地区では47パーセント、山手地区では36パーセントが高島小学校温水プールを希望しています。私はアンケート結果を率直に読めば、高島小学校温水プールを残し、さらに必要に応じて市内中心部での新設を検討するというのが市民の声に沿ったものだと考えます。見解をお示してください。

また、総合的に市内中心部での開設を求める声が多かったと結論づけた根拠をお示してください。

また、このアンケート結果と教育委員会の考えについて、アンケート回答者にどのように報告したか、お聞かせください。

次に、今回、水泳教室を市内中心部の民間施設に委託して進めることは、こうしたやり方が新・市民

プール建設までの暫定措置であると言いながら、暫定措置が固定化されていくのではないかということが危惧されます。見解を求めます。

また、今回、教育委員会は民間委託後の高島小学校温水プールは、平成19年以前の形に戻すとの考えで、プールの委託業務はシルバー人材センターに委託し、駅前の小樽市営室内水泳プールの時代から維持してきた監視員と指導員7人を解雇するとの方針です。こうした形での運営が続くことは、教育委員会の中での水泳教室の運営に関する現場経験の蓄積が失われていき、新・市民プールが建設されたときの運営に支障が生じ、結果的には新・市民プールは公設民営とならざるを得ないのではないかと考えますが、見解をお示してください。

次に、新・市民プールの建設場所に関して、教育委員会は市内中心部を候補地と考えていると御答弁していますが、市内中心部には3か所の民間プールがあり、新・市民プールの開設は民営圧迫との声が出かねない状況だと考えますが、見解を求めます。

最後に、新・市民プール建設についてです。

新年度に向けた教育長の平成24年度小樽市教育行政執行方針では、新・市民プール整備事業については引き続き市長部局と連携し、適地の検討を行いますと述べられていますが、従来と変わりはありませんでした。適地についてどのように想定されているのか、お聞かせください。

また、そうした適地が見つかった以降の新・市民プール整備事業の進め方についてお示してください。

質問を変えます。

官製ワーキングプア対策を強化する立場から何点か質問します。

平成21年5月、自公連立の麻生政権で、公共サービス基本法が制定されました。この法律はその対象を国や地方自治体が提供するサービスに限定し、その業務の委託先も含んでいます。また、この法律の画期的な意義は、公共サービスを受けることは国民の権利であり、その実施は国と地方自治体の責務であること、公共サービスの実施に従事するのは、国民の立場に立ち責任を自覚し、誇りを持って誠実に職務を遂行する責務を有すること、さらには公共サービスを委託した場合に、委託を受けた者との間にそれぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化すること、国民の意見の反映と国民の立場に立つよう配慮すること、そして最後に、公共サービスの実施に従事する者の労働環境を整備するとしたことにあります。

この法律が制定された背景には、平成20年4月に、自民党が打ち出した中小企業労働者問題に関する提言があると言われています。その中では、「建設業における下請労働者のための取組の抜本強化、特に公共事業で働く労働者に適正な賃金が確保されるよう取組を強化する」があります。そして、その中で、「公共事業におけるダンピング対策の強化と、適正な予定価格の形成に向けた労務単価のあり方の検討」がありました。制定された公共サービス基本法の第11条では、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施され利用されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と明記されています。このことにより、公共サービスに従事する民間企業の労働者の労働条件や労働環境に対して、今まで労働条件は労使協議が基本、労働条件の整備は国の仕事と言ってきた地方自治体にもその責任が生じたと考えますが、見解を求めます。

次に、小樽市の現状に関して質問します。

北海道公共事業設計労務単価は、平成13年の1万8,327円から23年には1万4,958円と、金額で3,369円、率では約19パーセント安くなっています。小樽市においてもこの単価を用いていると考えますが、この単価の急速な値下がり、小樽市が発注する公共事業の予定価格にどのような影響を及ぼしたのか、

お示ください。

次に、平成23年度の業務委託のうち、100万円以上の庁舎等の清掃、庁舎等の警備及び暖房業務は総数何件で、その契約額は幾らですか。

また、その業務に従事する労働者の数を何人と把握していますか。

また、その賃金水準をどのように把握していますか。

現在、北海道の最低賃金は705円です。週40時間、月平均174時間の法定労働時間で計算した月収は12万2,670円です。このことは、例えば小樽市内で生活保護を受けている45歳独身者の1月の支給額12万5,420円すら下回っています。生活保護の支給額を上回るためには、生活保護費を引き下げるのではなくて、最低賃金を時給722円以上に引き上げることが必要とされています。ワーキングプア、特に官製ワーキングプアをつくらないためにも、先ほど述べた公共サービス基本法の趣旨に沿った公契約条例の制定を検討する時期と考えますが、見解を求めます。

次に、条例制定に向けた前段の取組として、小樽市の庁舎等の清掃業務、庁舎等の警備業務、暖房業務の委託に関して、作業報酬下限額を北海道地区建築保全業務労務単価の90パーセントを確保するよう要請すべきと考えますが、見解を求めます。

また、委託業務受注者に対して従事する労働者の氏名、職種、勤務時間数、作業報酬額などを記載した台帳の整備と必要に応じた支援の提供を要請すべきと考えますが、見解を求めます。

質問を変えます。

東京電力福島第一原発事故から1年がたとうとしています。今、日本じゅうで稼働している原発は、北電泊原発3号機を含む2基になりました。停止中の原発が再稼働しなければ、本年5月には日本の原発はすべて停止となります。

そうした中、今回の原発事故という現実を前にして、原発運転に対して、より一層の安全運転を求める取組と、原発事故の防災対策の見直しが進められています。このことは全く逆な二つのサイドから推奨されています。つまり、原発推進派の人たちは、こうした対策を強化することにより改めて原発を安定したエネルギー政策の中心に戻そうとしています。そして、もう一方で、原発に反対する人たちは、原発に依存しない社会を実現するまでの過渡的期間の対策として考えています。私はこの国のすべての英知を結集して、この過渡的期間を極力短くするべきだと考える一人です。

昨年の中松市長の日本のエネルギー政策における原子力発電に関する見解を改めてお示ください。

あわせて、原発は過渡的エネルギーと位置づけた北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に対する見解と、この条例に対応する小樽市の窓口はどこなのか、お示ください。

次に、UPZの範囲拡大で小樽市が含まれるかどうかの問題についてです。

市長はUPZの範囲の見直しに当たっては、地形や気象条件を考慮すべきと訴え、後志町村会とも連携を図ってきていますが、この間の取組の経過と現段階での見直しをお示ください。

次に、北海道は後志管内の市町村の担当者を集めて何度か会議を持っていますが、その会議の目的と内容をお聞かせください。

次に、小樽市が北海道の原発防災計画に位置づけられた場合と、そうでない場合の小樽市にとっての違いを整理してお示ください。

次に、小樽市は防災計画の見直しを進めていますが、仮に小樽市が北海道原子力防災計画に位置づけられない場合でも、市長は昨年の私の質問に対する答弁からも、原発事故に対する対策を盛り込む考えでいると思いますが、見解をお示ください。

また、その際の計画策定のスケジュールをお示してください。

小樽市では空気中の放射線量を測定するシンチレーションサーベイメータを1台購入しました。今後、平時の空間線量を定点測定し、データを蓄積していくことになると思いますが、その場所や回数など、測定方針をお示してください。

また、平時の放射線量測定の担当窓口についてですが、現在は総務部防災担当が行っていますが、今後の取扱いについての考えをお示してください。

次に、小樽市の防災担当の組織について質問します。

総務部に防災担当を配置したときには、昨年の東日本大震災レベルの地震や津波、さらには原発の重大事故などは想定されていなかったと思います。当初の設置目的や想定した自然災害状況等を改めてお示してください。今後、台風や大雨だけでなく、地震、津波、原発対策、さらにはそれらの積雪寒冷地対策などについて所管することになる総務部防災担当を組織的に位置づけ直し、体制も強化する必要があると思いますが、見解をお示してください。

最後の質問です。

小樽市における自治基本条例に関する議論は、平成19年の市長選挙での山田市長の公約に掲げられてから本格的な議論や作業が始まりました。平成21年1月に小樽市自治基本条例庁内研究会が条例に関する調査研究、庁外会議との調整などを目的に設置されました。そして、小樽市自治基本条例懇話会が平成22年1月に小樽市の条例に盛り込むべき内容の骨子、条例策定委員会における進め方や市民周知の方法等を検討し、提言書をまとめるために設置され、それぞれ報告書や提言書を市長に提出しております。

そして、平成22年8月には条例に盛り込むべき内容と、その基本的な考えを取りまとめて提言書をつくるため、小樽市自治基本条例策定委員会が設置されました。

小樽市議会においても各党派代表者会議の確認に基づき、自治基本条例等に関する小樽市議会研究会が設置され、改選後も引き続きその設置が確認されております。研究会の設置要綱では、その設置目的は、第1に小樽市自治基本条例が提案される前に、市議会としても事前に自治基本条例の審議に資するための調査・研究を行う、第2に議会基本条例のあり方を調査研究するとなっております。中松市長も選挙公約に自治基本条例の制定を挙げております。市長の条例に寄せる基本的な考えや思いをお聞かせください。

次に、自治基本条例策定委員会は平成22年8月の発足以来、昨年末まで20回の会議を重ねてきたと聞いております。また、市民の皆さんにも参加いただいてワークショップも開催しております。その20回の会議の中では、住民投票について、議員の責務について、また市民参加についてがテーマとされておりますが、策定委員会の中ではこれらのテーマについてどのような意見が出されたのか、お聞かせください。

先日、函館市の市議会議員からお話を聞く機会がありました。自治基本条例の話題も一つになりました。その中で、函館市では自治基本条例の中に議会に関する部分を組み込むために、議会として函館市議会自治基本条例検討会が設置されたと聞きました。函館市の条例づくりの中でのこの検討会の位置づけや役割がどのようなものであったのか、お示してください。

また、小樽市における自治基本条例も、その中に小樽市議会に関する部分を組み込む考えと聞いておりますが、そうした際には、どのような議会への働きかけを想定されているのか、見解をお示してください。

最後に、条例制定に向けたスケジュールをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、予算編成方針に関して何点かお尋ねがありました。

まず、平成23年度末の他会計及び基金からの借入残高についてであります。平成23年度末の他会計からの借入残高は、今年度借入予定額を含め、39億300万円となる見込みであり、同じく基金からの借入残高は19億5,300万円となり、合計で58億5,600万円となる見込みであります。

次に、他会計及び基金が一般会計へ貸付けを行う場合の原資と会計処理についてであります。他会計から一般会計への貸付けにつきましては、各企業会計で生じた余剰資金を原資として、みずからの経営に支障を来さないことを前提に、一般会計に対する貸付金として予算計上し、貸付けを行っているものであります。

また、基金から一般会計への貸付けにつきましては、各基金において地方交付税や寄附金などを原資として積み立ててある現金を、各基金の設置目的や活用計画に支障を及ぼさない範囲で条例に基づき予算の定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れて運用しているものであります。

次に、平成23年度末の他会計等の貸付残高を一般会計で全額返済したと仮定した場合の健全化判断比率についてであります。平成22年度決算での本市の標準財政規模は約330億円であり、他会計及び基金からの借入残高が平成23年度末の見込みで約59億円でありますことから、仮にこの金額を一般会計の実質赤字額と見なして、標準財政規模で割り返して試算すると、実質赤字比率は約17.87パーセントとなり、本市の平成22年度決算における早期健全化判断基準の11.68パーセントを超えることとなります。

次に、他会計などへの返済計画についてであります。それぞれの借入金につきましては、借入時に返済計画を立てており、その計画に基づいて返済することとしておりますが、完済となるのは他会計及び基金借入金のいずれも平成38年度を予定しております。

次に、借入金の返済を着実に進めるための新たな財政健全化計画の必要性についてであります。他会計や基金からの借入金はそれぞれの経営や事業計画に支障を来すことのないよう、確実に返済していく必要があると考えております。そのため、財源不足を解消し、今後の中・長期的な収支を見通した新たな財政健全化計画の策定は必要であると考えますことから、平成24年度の早い段階から改めて事務事業の見直しによる事業の厳選、選択や使用料・手数料の見直しの準備を進め、できるだけ早期に策定するよう努力してまいりたいと考えております。

次に、職員給与の独自削減についてであります。初めに級別の職員数や財源額等についてであります。1級から3級に該当する職員数につきましては、全会計の当初予算ベースで医師を除き約770名、必要な財源額は約3,600万円、4級から5級につきましては同じく約800名、6級以上につきましては、同じく約100名、財政効果額は約1,100万円となります。

次に、今回の独自削減率の考え方についてであります。平成16年度から実施してきた職員給与の独自削減につきましては、健全化計画の最大の目標である累積赤字の解消が達成されたことから、本来であればこれまでの職員団体との協議経過を尊重し、回復措置を進めなければならないものと考えております。

しかしながら、他会計からの借入に依存しない平成24年度予算編成に当たり、これまで同様の財

源対策を講じなければ予算編成ができない状況となったものであります。そのため、昨年同様に見込んでいた独自削減4パーセント分の現行財源を大きく下回らない範囲で、財源を確保するために改めて職員に独自削減をお願いすることとして、これまでの独自削減率をベースに、新たに削減率を設定したものであります。

新たな独自削減率の設定に当たりましては、このような状況の中で、これまでと比べて職員の負担が極端に増えないこと、昨今の人事院勧告が民間の賃金を反映して、高齢層の減額幅を大きくしている傾向にあること、独自削減を行っている他都市でも、削減率を段階的にしている自治体が多いこと、削減率を段階的にすることは職員団体からの従前からの要求であることなど、これらの要素を総合的に判断して若年層に一定の配慮をする形で3パーセントから5パーセントの幅で段階的な削減率を設定したところであります。

次に、管理職手当の独自削減についてであります。管理職手当は本俸の独自削減を始める前の平成9年10月から削減を実施しており、当時は財政健全化のために、まずは管理職からということで職責により協力をお願いしていた面はあろうかと思えます。

一方、この間、管理職のみならず一般職につきましても、特殊勤務手当の一律削減や大幅な見直しなどで本俸以外にも協力をいただいていたところでもあります。また、財政状況がさらに深刻になる中で、何とか人件費においても総額で財源を確保しなければ単年度の予算編成ができなくなるなど、当時のフレームも徐々に変わってきている部分はあると考えており、平成20年度から22年度に期末勤勉手当の独自削減を行った際は、役職加算の凍結を上乘せで実施してきたところでもあります。

なお、管理職手当の回復措置についてであります。平成24年度の予算編成に当たっては、計上を留保している予算もあることから、大変難しい状況でございますが、削減が本年度で15年目に及んでいることもありますので、今後本俸の回復措置を検討する際には十分考慮したいと思えます。

次に、夜間急病センターについて何点かのお尋ねがありました。

初めに、平成23年度予算の補正予算ですが、収入は市からの委託料、診療収入を合わせ、2億364万2,000円となり、支出は人件費、維持管理費等を合わせて2億2,264万2,000円と見込まれますので、収支不足分1,900万円を補正予算として計上したものであります。

次に、平成24年度予算についてですが、人件費等の経費に対して、市からの委託料、患者数に見合う診療収入を予算化し、収支同額を見込んだ予算編成を行っているところであります。

次に、予算編成に当たっての考え方ですが、診療収入についてはインフルエンザ等の流行による患者数の増減が収入の増減に直結するものであり、年度当初においては予測が難しく、人件費、維持管理費等の経費に見合う市からの委託料、患者1人当たりの単価を参考に診療収入を見込んでおります。夜間急病センターにおける機能の維持、継続のため、収支不足額については市が負担することを医師会との協議において確約しているものであります。

次に、周産期医療支援事業費における小樽協会病院に対しての補助金額であります。平成22年度は決算額として770万円、平成23年度は720万円を支出の予定であります。また、周産期医療支援事業費における平成24年度の算出についてですが、昨年11月に北海道社会事業協会から小樽協会病院の周産期医療体制の維持及び継続のための財政的支援をお願いしたい旨の要請がありました。この要請を基に、本市ではこれまでの出生数を基礎とした支援ではなく、新生児の病床の利用実態を考慮した支援方法に変更しました。具体的には平成22年度の小児科における産後の病児扱いの患者数、産婦人科における産科の患者数の割合をベッド数に換算し、普通交付税単価を参考にした数値を乗じた額を算出しました。また、本市以外の5町村には従来どおり基本割、利用割の合計額を補助金額として拠出をお願いしてい

るものであります。

次に、放課後児童クラブにおける障害児の受入れ延長についてお尋ねがありました。

平成23年度の日中一時支援事業についてですが、放課後児童クラブ的な利用かどうかについては、判断はできませんが、小学校5、6年生の4月から11月末までの利用状況は5年生が2名、6年生が1名となっております。利用日数は月によってばらつきがあり、1日から8日間の利用となっております。

次に、官製ワーキングプア対策について何点かお尋ねがありました。

まず、公共サービスに従事する民間企業の労働者の労働条件や労働環境に対して、地方自治体にもその責任が生じることについてであります。労働条件については労働基準法や最低賃金法など国において関係法令を整備すること、また賃金等の労働条件については、個々の労使当事者間で自主的に取り決められることが基本と考えておりますが、事業者に対し関係法令の周知を図るなど、労働者の適正な賃金の確保などの労働環境の整備促進に努めることは必要なことと考えております。

次に、北海道公共工事設計労務単価の値下がり小樽市が発注する公共工事の予定価格にどのような影響を及ぼしたかについてであります。本市における公共工事の設計に用いる単価は、北海道の単価を準用しており、予定価格は設計材料単価、設計労務単価、機械経費、諸経費などからなっております。材料単価はこの10年間で大きく変動しており、予定価格の積算に当たっては材料単価の構成比が大きいため、労務単価の値下がり率がそのまま予定価格の変動率にはなっておりません。しかし、労務単価については過去10年間では値下がり傾向であり、予定価格に一定程度の影響を及ぼしているものと考えております。

次に、平成23年度の請負金額100万円以上の清掃、警備及び暖房業務の件数と総契約額についてであります。清掃業務14件、9,877万5,000円、警備業務9件、2,545万6,000円、暖房業務3件、2,500万8,000円となっており、それらの総契約数は26件で総額は1億4,923万9,000円であります。またそれら業務に従事する労働者数と賃金水準についてであります。契約内容の性質として、業務の成果を目的とした委託契約であることから、従事する労働者数や賃金水準については把握しておりません。

次に、公契約条例の制定についてであります。先ほど答弁いたしました。市といたしましては、労働条件については労働基準法や最低賃金法など、国において関係法令を整備し、賃金等の労働条件については個々の労使当事者間で自主的に取り決められることが基本と考えております。自治体において、公契約条例を制定するとした場合、最低賃金法を上回る具体的金額を設定することなどは、関係法令との整合性が図られるかといった問題もあり、今後も他都市の事例などを研究し、対応してまいりたいと考えております。

次に、本市の清掃業務、警備業務、暖房業務の委託に関し、作業報酬下限額を北海道地区建築保全業務労務単価の90パーセントとするよう要請すべきとのことですが、先ほども答弁いたしました。自治体において最低賃金法を上回る具体的金額を要請することなどは、関係法令との整合性が図られるのかといった問題もあり、今後も他都市の事例などを研究し、対応してまいりたいと考えております。

次に、委託業務受注者に対し従事する労働者の氏名、職種、勤務時間数、作業報酬額などを記載した台帳の整備と必要に応じた市への提出を要請すべきとのことですが、公契約条例を制定した他都市のケースでは、労働者の台帳整備や市への提出の義務づけを行い、公契約条例に沿った労働者への賃金の支払の確保を行っております。本市においては条例を制定していない中で、台帳整備や市への提出を要請していくことは難しいものと考えます。

次に、原発防災対策等について何点か御質問がありました。

まず、日本のエネルギー政策における原子力発電についてですが、現在、原子力発電が基幹電力として一定の役割を果たしていることも事実であります。私としても原子力に過度に依存することがないように、エネルギー政策に取り組む必要があると考えております。

次に、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に対する見解ですが、この条例は省エネルギーの促進、新エネルギーの開発及び導入の促進について、北海道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、エネルギーの使用の効率化と新しいエネルギーの開発や導入に積極的に取り組むことにより、エネルギーの需要の安定を図り、持続的発展が可能な循環型の社会経済システムをつくり上げることを目的に制定されたもので、この条例の推進は環境への負荷を低減させ、地球温暖化防止に寄与するものと考えております。

また、この条例に対応する市の窓口についてですが、条例は道が制定しており、市で直接所管している部署はありませんが、新エネルギー、省エネルギーに関する総合的な窓口は企画政策室になっております。

次に、UPZの範囲見直しの取組の経過と現段階での見直しについてですが、昨年10月に原子力安全委員会の作業部会がこれまでのEPZに変わり、UPZとしてその距離を30キロメートルに拡大する素案を示したことを受け、昨年12月初旬には後志町村会長の宮谷内蘭越町長とお会いし、UPZの拡大について後志町村会と連携して国や北海道へ働きかけることについて協力を求めたところであります。

さらに、12月28日の管内市町村長意見交換会の場でもUPZの拡大について要望の意見を申し上げたところであります。

また、見直しとしては、現行のEPZに変わるPAZやUPZの考え方が示されましたが、まだ詳細が決まっていないことから、私としましてはUPZに隣接する自治体の扱いも含めて、UPZの拡大を引き続き国や道に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、後志管内の泊発電所に係る防災実務者会議の目的と内容についてですが、この会議は福島第一原発の事故発生を受け、原子力に係る安全対策などについて北海道が市町村と情報共有や共通理解を図ることを目的に設置されたものであります。この会議は昨年10月から今まで4回開かれており、主に福島第一原発事故と泊発電所の状況や現行の北海道原子力防災計画の内容について説明が行われていると聞いております。

次に、本市が北海道原子力防災計画に位置づけられた場合と、そうでない場合の相違についてですが、これまでのEPZの考え方を踏まえますと、EPZ圏内にある自治体が都道府県の防災計画に係る市町村として位置づけられた場合は、防災資機材の整備などに対する整備費用は国から支援されておりますが、位置づけられていない場合は、防災資機材の整備などに対する支援はないものと認識しております。

次に、原発事故に関する対策についての見解ですが、市町村の地域防災計画は北海道の地域防災計画と整合性を図ることが前提となっていることから、今後、国や北海道から原子力防災に関する方針が示された場合には、本市の地域防災計画にも盛り込む考えであります。また、スケジュールにつきましても、国の防災指針の改正が本年4月以降に予定されておりますので、市としては国の防災指針や北海道の地域防災計画が改正された後に、作業に着手することになると考えております。

次に、大気中の空間放射線量率の測定場所や回数などの測定方針についてですが、測定は第3号ふ頭基部の産業港湾部港湾室庁舎前において、2月3日から週2回、月曜日と木曜日に実施しております。測定の数値についてはホームページで公開し、その都度更新を行っているところであります。

次に、担当窓口についてですが、当面は総務部防災担当が窓口になりますが、新たな場所での測定が必要になった場合には、庁内で協議して対応してまいりたいと考えております。

次に、総務部防災担当の当初の設置目的や想定した自然災害の状況等についてですが、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を契機に、災害対策基本法の改正があり、国の防災基本計画や北海道の防災計画が見直され、本市においても地域防災計画の見直しを図るため、同年6月総務部に防災担当を配置しました。

さらに、地震災害や土砂災害など、津波を除く自然災害を当初から想定したものであります。

次に、総務部防災担当の組織的位置づけの明確化と体制を強化する必要があるとの御指摘ですが、確かに近年の災害発生の様相を見ますと、防災担当の業務も多様化してきておりますので、組織的位置づけや体制強化について検討してまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例について何点か御質問がありました。

初めに、私の条例に寄せる基本的な考えや思いについてですが、地方分権が加速する中、これからの自治体には地域の実情に合った政策をみずから決定し、みずから責任を持つ経営能力が求められております。そのためには、まちづくりを進めるための基本的な考え方や市民、議会、行政、それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを定める自治基本条例の制定が必要なものと考えております。

次に、策定委員会における住民投票、議員の責務、市民参加などに対する意見についてですが、住民投票については、住民投票条例の要件を満たせばいつでも住民投票ができる常設型と、その都度条例を制定して投票する個別型を選択すべきとの意見が出されております。また、議員の責務については、議会活動や市政の状況について市民に対する説明や市民意見の把握と反映が必要であると意見が出されております。市民参加については、今までまちづくりに参加していない市民にも積極的に参加してもらうよう、その仕組みづくりについて意見が出されています。

次に、函館市議会が設置した函館市議会自治基本条例検討会の位置づけと役割についてですが、この検討会は本市の策定委員会に相当する市民検討委員会が議会についての規定を網羅した総合規定型の条例案を検討していることから、自治基本条例に関し、議会としてどのようにかわり、どのように対応していくかの調査検討するために設置されたものであります。具体的には自治基本条例における議会の規定部分についての考え方を調査研究するとともに、市民検討委員会と懇談を行い、条例案を審議するための報告書を作成したと聞いております。

次に、条例策定に当たっての議会への働きかけについてですが、現在、議会において自治基本条例等に関する小樽市議会研究会が設置され、調査研究を行っている聞いており、策定委員会からこの研究会と意見交換を行った上で、議会に関連する項目を盛り込んだ市への提言書を策定していきたいと考えております。

次に、条例制定に向けた今後のスケジュールについてですが、本年6月ごろをめどに策定委員会から提言をいただき、条例の制定に向けて庁内での検討を始め、第4回定例会には条例の素案をお示しいと考えております。その後、パブリックコメントの実施を経て、平成25年第2回定例会に条例案を提案することで考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、児童の放課後の安心・安全についてであります。教育委員会としては、各学校においては子供自身が事件や事故から自分を守る力を身につけさせる教育を行うことや子供の居場所を提供するこ

と、またPTA連合会においては、各家庭の協力を得て子供を守る場所として子ども110番を設置すること、さらに地域の住民にあっては、子供たちの登下校を見守る活動を行うことなど、それぞれの役割を担って学校、家庭、地域社会が連携し、子供たちの安全・安心を守っていくことが大切であるというふうに認識しております。

次に、日中一時支援事業の利用状況についてでございますが、平成21年度以降の2年間の利用状況としては、大変少ないものと感じております。

次に、障害児受入れについての福祉部との協議についてであります。昨年9月、教育委員会、福祉部、生活環境部の担当課長で構成する放課後児童クラブ庁内連絡会議を開催し、5年生以上の障害児受入れについて協議を開始し、その後、課題や開設場所について検討を重ねてきたものでございます。

次に、障害児の放課後のあり方を担当する窓口についてですが、放課後児童クラブについては施設を開設している三つの所管部が放課後児童クラブ庁内連絡会議を設置して連携しながら進めており、今回の障害児受入れ延長についても協議を行っております。

また、庁内連絡会議の窓口については、放課後児童クラブの大半を教育委員会が所管していることから、会議の招集、会議録の作成などについては教育委員会が窓口を担っていきたいというふうに考えております。なお、児童クラブ個々の課題については所管する部で行うことになると思っております。

次に、障害児受入れ延長を困難とした三つの理由などについてでございますが、今回、小樽豊学校在籍する児童の保護者から受入れ延長の要望があり、豊学校と協議を進めてきたところ、児童数が少ないことやスペースが広いことなどから、集団指導上の問題や施設設備の問題については、クリアできる可能性が出てきました。また、三つの理由のうちの一つの指導員の指導力の問題につきましては、指導員が一定程度の経験を積んできたことや可能な限り保育士や教諭などの有資格者を採用することにより、改善が可能であると判断するに至りました。これらを契機に再度他のクラブについても見直しを行ったところ、施設設備に余裕があることや児童数が少ないなど比較的条件のよいクラブでは受入れが可能であることから、ブロックごとに拠点を定めることで、5、6年生も受入れができるものと判断したところでございます。

次に、新年度の予算の内訳と人材確保についてでございますが、平成24年度の放課後児童対策事業費は9,823万円であり、このうち、指導員の人件費が9,175万円、その他消耗品や燃料費などの経費が648万円となっております。人材の確保につきましては、指導員を採用するに当たり、資格の指定はしておりませんが、できるだけ保育士や教諭、幼稚園教諭などの資格を持っている方を採用することとしております。

次に、5、6年生の障害児を受け入れるに当たって、ブロックごとの拠点校方式を考えておりますが、障害児の在籍の有無や施設設備の状況など総合的に勘案して、拠点校を決めることとしており、固定したものは考えておりません。

しかしながら、一つのブロック内に複数の障害児の在籍するクラブがある場合など、どうしても在籍校から拠点校への移動を有する場合には、基本的には保護者の責任において送迎を行っていただきたいというふうに考えております。

次に、学校内での開設場所についてでございますが、放課後児童クラブの開設場所としては、基本的には1階で玄関に近いところが望ましいと考えておりますので、学校運営上の関係もありますが、今後とも必要に応じ、各学校に理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、新・市民プールに関連しての御質問がありました。

まず、高島の水泳教室の継続についてでございますが、小樽市の厳しい財政状況の中にあつて、市民サ

ービスの向上を図るため、市内中心部で水泳教室を開設することとしたものでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、市内中心部での開設を求める声についてであります。教育委員会としては駅前プールを閉館した以降、議会への陳情や利用者から交通の利便性のよい中心部での開設を求める声が多いこと、また高島へ移転したことにより、教室利用者が約4,300人、率として32パーセント減少したことなどから、市内中心部での要望が多いと判断したものでございます。

次に、アンケート結果と教育委員会の考え方についての報告ですが、アンケート結果は高島小学校温水プール場内に掲示をし、利用者にお知らせしております。また、アンケートを回答してくださった方には、12月末に各教室ごとの説明会を3回開催し、高島に移転したことによる利用者の減少の状況や市内中心部での要望が多いことなどについて御理解を求めたところでございますが、この後、3月中旬にも説明会を開催することとしております。

次に、民間施設への水泳教室委託の固定化などの危惧についてであります。教育委員会としては今回の民間施設への教室委託は新・市民プール建設までの暫定的な措置というふうと考えております。

次に、新・市民プール建設時の運営形態についてであります。教育委員会といたしましては、現在、建設用地の確保について検討を行っているところであります。新プールの運営形態などについては、今後の検討課題と受け止めております。

次に、新・市民プールと民間プールとのかかわりについてでございますが、現在は築港地区を含めた市内中心部に三つの民間プールがありますが、今後それらの施設の利用状況などについても研究していかなければならないものと考えております。

最後に、適地の検討についてであります。これまで議会でも説明しておりましたが、公共交通機関の利便性がよい市内中心部で5,000平方メートルほどの面積が必要と考えておまして、現在建設用地の確保について検討を行っており、今後の進め方については市長部局と十分協議を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 19番、斎藤博行議員。

**○19番(斎藤博行議員)** 何点か再質問させていただきたいと思ひます。

最初に、協会病院の周産期医療の関係なのですが、私が聞いたのは、予算化されているので、考え方は今お聞かせいただいたように思ひのですが、それぞれがどういう数字だったのかというのを教えてもらいたかったのです。そして、経過については協会病院からもそういう要請があったということなのですが、こういうやり方に変えると決めてから協会病院と、これが協会病院の思ひを反映したものだというあたりの相談がされたのかどうかというのを聞いたかったということでありませう。

それから、他会計からの借入れについては、予算特別委員会でもまた聞きたいと思ひのですが、例えばお金を借りたときには利息をつけて返しているものかどうかというあたりについて、小樽市は利息をつけて返して、それぞれの会計や基金は利息収入があったのかというあたりについてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、官製ワーキングプアの関係で、公共サービスの法律ができたということをお話ししたわけなのですが、それに対する認識、小樽市長としてどういうふうを受け止めておりますかという質問をしたときの御答弁で、条例については研究するということがあったのですが、その前段で関係団体や会社等にこの法律の趣旨について一定の働きかけをしていきたいと、そういう趣旨のことをおっしゃっ

ているのかなど。それが小樽市としてのこの法律の受止めだということなのかどうか。もっとストレートな評価をいただけるのかと思ったら、そうではなくて、この法律がこういうことを書いているよというようなことを小樽市内の関係する企業に周知していきたいという答弁だったのかどうか、その辺がはっきりわからなかったのもう一回お聞かせいただきたいと思います。

また、公契約条例については研究するという事なので、今後、研究の仕方について引き続き議論させていただきたいというふうに思います。

それから、防災の関係なのですけれども、昨年第2回定例会で初めて市長に基本的なスタンスということで何点か考えを聞いた中で、東京電力の事故直後だったということもあって、市長にいわゆるエネルギー政策の中での原子力発電というものの位置づけを聞いたことがあるのです。そのときの御答弁の記憶と、今日聞いている御答弁の内容の記憶をさかのぼると若干違うのかなど、そういうふうに聞こえるわけなのです。改めて聞きたいのですけれども、9か月ぐらい前の市長の原発に対する認識としては、最終的には使わなくてよくなるような方向を持ちたいというような答弁だったのではないかというふうに記憶しているのですけれども、今回も同じようなことをおっしゃっているものなのか、ちょっと違ってきているのかと受け止めているものですから、改めてその辺について考えを聞きたいというふうに思います。

それから、小樽市の防災計画での原発事故の位置づけの部分なのですけれども、北海道の防災計画なり、北海道の原発の防災計画に組み込まれたらやらなければならないわけですから、これは別に何も聞くような話ではなくて、道の条例化に基づいてやっていくということなのですけれども、問題は先ほどもありましたけれども、UPZを含めているいろいろ頑張ったのだけれども、30キロメートルという直線的な線の引き方で余市までは該当したけれども、小樽は30キロメートル範囲内ではないというふうに位置づけられて、北海道防災計画の、例えば地域の一覧の中に小樽市がなくなったときにどうするのだということを知っているのです。そのときでも昨年来の議論の経過からすると、小樽市としては隣接する余市までは北海道の防災計画でいろいろな手だてをしているのであれば、隣接する小樽としても何かをやっていかなければならないというようなお話をされているわけですから、それを踏まえて私は聞いているわけなのです。いよいよ線引きがされて、北海道の線引きでつくりなさいという地域に該当したらつくりなさいというのは、これは議論ではないのです。問題は、隣接する中でだめだったときに、13万都市の市長として、小樽市民の安心なり安全を守るためにどうするのかということを知っているわけなので、その辺についてももう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、放課後児童クラブに関しての経過からしますと、聾学校の協力の部分だけの話であれば、状況は変わった。前はなかった聾学校という全く違う学校なり、そういったものを活用できるようになったので、5年生、6年生をもう一回やってみようかというのは、状況が変わったということで私も理解するのですけれども、それが一気に6か所に広がって、普通学校というか、いわゆる従来の学校でもやるのだというふうになったのであれば、なぜ3年前にできなかったのだという思いが非常に強いわけです。

そのところの考え方がどういうふうになっていたのかというのを、もう一回お聞かせいただきたいと思いますし、もう一つは人材の確保の部分で、今の御答弁で保育士とか、幼稚園の教諭の免許を持っている方をイメージしているというような話をされているのですけれども、具体的にはこういう方をどういうふう採用しようとするのか。例えばいわゆる正職員で採用しようとするのか、臨時職員なのか、それとも嘱託員なのかと。そういったときに、小樽市の保育士、看護師、それから幼稚園の教諭などの場合の嘱託員報酬は幾らで計画されているのかということ、どういうふう押さえられていて、そう

いった中で、実際本当に人材の確保が可能なのかというふうに考えないとだめなのではないかというふうに思っているの、そここのところの見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後ですけれども、プールの部分では、おっしゃっているいろいろな市民の声という部分が、私の認識では新しいプールはどこにあったらいいですかというようなことではいろいろな声の聴取を行ったり、市民の皆さんからも意見をいただいているのかもしれませんが、要は高島の暫定プールを動かすに当たってどこがいいですかというのは、昨年1月に行ったアンケートぐらいしかないのであって、私は黙っていれば、市民の皆さんは中心部に新しい市民プールが欲しいという意見が強いわけですから、どこがいいですかというと、中心部という話になるのですけれども、そのとき答えている市民の皆さんの強い思いは、新・市民プールをイメージしているのではないかというふうに思っているものですから、その辺をどういうふうに分けてお考えになっているか、お聞かせいただきたいと思ます。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

その前に、協会病院の関係については保健所長、それから他会計の問題は財政部長のほうから答弁させます。

最初に、官製ワーキングプアの対策ということでお話がありました。

これは小樽市としては条例を制定していないということが一つございます。それで、賃金等の労働条件については、個々の労務間で自主的に取り決められるのが普通ではないかと。しかし一方で、事業者に対し関係法令の周知ということは、やはり徹底していきたいということで今考えているところであります。

それから、原発防災対策でありますけれども、これはあとで調べてみますけれども、基本的には原子力に過度に依存することがないように、エネルギー政策に取り組む必要があるのだと、この件については私としては変わっていないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ます。

それから、もう一つはUPZの関係でお話がありました。これは先ほども答弁させていただいたように、まだ詳細が何も決まっていないわけですから、それが認められるとか認められないかということについては、そのときに考えていきたいというふうに私は思っております。

ただ、できるならばUPZの範囲内、これは今30キロメートルということで原子力安全委員会の部会で検討しているやに聞いておりますけれども、やはりその30キロメートルという距離ではなくて、自然環境であるとか、あるいは気象条件であるとか、そういったようなことも加味した上でこの範囲というものは決定していただくべきだと、この考えについては私は今も変わっておりませんので、そういったことを踏まえてこれから国や道に対して要望していきたいと思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 保健所長。

**○保健所長（秋野恵美子）** 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

協会病院への1,417万円の内訳ということでございますけれども、まず本市以外の5町村につきましては、これまでどおりとなりますので、基本割5万円、それから出生割は新生児1人当たり2万円として算出いたしますので、5町村の合計で基本割が25万円、それから出生者数は71人ですので、これに2万円を乗じまして、142万円となりますので、5町村の合計は167万円となります。残りの1,250万

田が本市の担当でございますけれども、平成22年度決算を基に、小児科での産後の病児扱いの患者数をベッド数に換算して6床、それから産婦人科の産科の患者数をベッド数に換算して19床、合計25床に普通交付税単価を参考にいたしまして1床当たり50万円を乗じたものでございます。

なお、ここに至った協会病院とのやりとりでございますけれども、まず昨年11月、周産期医療体制の維持・継続に向けて、6,000万円の財政支援要請がございました。この要請を基に、この数的な根拠を伺いに行ったほか、あるいは過去の出生者数、産科・小児科のスタッフ数、患者数の推移、人件費、医療機器の整備実績、今後の計画等をお聞きするため何回かやりとりがございました。補助金額の算定に当たりましては、これらの情報を参考に、先ほどお示した数値をお示しをし、協会病院には御理解をいただいているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 財政部長。

**○財政部長(白岩 宏)** 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

他会計等からの借入れの関係の質問でございますが、他会計からの借入れにつきましては、他会計で生じた余剰資金を借り入れる部分と基金からの借入れにつきましては、基金の活用に影響がない範囲内で借入れをしております。その借入れの際には、償還年度をいつの時点で幾ら返しますというような形の決め事をそれぞれの者とやっておりますので、その時点で利息をつけて返還をしている形になってございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 初めに、放課後児童クラブの聾学校の関係の話ですが、まず聾学校に通う子供を持つ保護者から話があって、当時、教育委員会とすれば道立の施設を市が借りるということになるので、なかなか踏み切れなかったと。ところが、話してみたところ、意外と協力的な対応をいただいで、とんとん拍子に、基本的には財産は道教委の本庁の許可が要るのではないかとということで、ためらっていたところもあるのですが、学校管理については校長の権限ということもありまして、校長が大変理解を示していただきまして、話がスムーズに進んだということが事の発端でございます。それまで障害児の受入れについて何度か照会があって、これまでお話ししてきた三つの条件があって難しいということで断ってきた経過があるのですが、たまたま思い切って道立に話してみたら、話が進んだということがきっかけで、たぶん受け入れてから数年たっているということで、指導員自体が大分経験を積んでいるという状況も経年の中であっただろうし、またもう一つの条件とすれば、子供の少子化が進んで学校に空き教室が増えてきていたということもあったのではないかと思います。そのことがきっかけで改めて各施設を調査したところ、あいている学校があったという、素直な流れとすればそういうことでやれる学校が出てきたということだと承知しております。

それからもう一点、プールのことでございますが、このプールについてはもともと駅前にあったということがあって、その近辺にいた人たちが機会あるたびに不便になったという話は教育委員会で随時聞いておりましたし、また高島小学校温水プールの現にあるところのアンケートをとって、どこがいいかというアンケートをすれば、高島地区の希望が7割ということが多くなるということもあって、その辺を総合的に考えたら、教育委員会とすれば中心部でという話が結構届いておりましたので、中心部でという要望が多いのではないかとということで判断したところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育部長。

**○教育部長（山村幹雄）** 放課後児童クラブ指導員に係る人材確保についてでございますけれども、現状では市の嘱託員として採用してございます。資格の指定はしておりませんが、平成19年に放課後児童クラブガイドラインが厚生労働省より示されており、その中で指導員は児童福祉施設最低基準に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいとあります。その基準の中で、保育士、幼稚園、小中学校教諭などが列記されておりますので、選考に当たってはその資格の部分を見せていただいて、考慮に入れているというような実態でございます。処遇等につきましては、現状においては現行の形で考えております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 19番、斎藤博行議員。

**○19番（斎藤博行議員）** 2点に絞って聞きます。

1点目は再々質問ということで恐縮なのですが、防災担当の組織の見直しのお話をさせていただいて、市長からも考えていきたいというような御答弁だったと思います。私の場合は原発対策も含めたというふうになるのですが、原発対策を含めた事務分掌をきちんと整理して所管する課なのか室なのかわかりませんが、そういったものをつくってもらいたいという趣旨でして、受け止めていただいたと思います。

一番早いところで言うと、もうすぐ新年度なのですが、その辺の見直しについてどのようにお考えになっているかもう一回お聞かせいただきたいのと、最後にワーキングプアの問題では、当然、最低賃金を定める法律で労基法が先にある、公共サービス法が後からできているわけです。その中で第11条で国と地方自治体の役割というか、責任みたいなものを書いてあるわけですから、こちらが優先されるだろうというふうに見えるわけで、そういった立場に立って市長としてはこの法の趣旨も踏まえて、関係する方々にいろいろな案内などをやっていく。そういう考えなのか、従来ある例えば労基法を守ってくださいですか、最低賃金を守ってくださいというのではなくて、本日お話しさせていただいている公共サービス法の第11条の精神なりを、小樽市長としても考えてもらいたい、守ってもらいたいというあたりを受け止めて、市内の業者の皆さんに案内すると、そういう理解なのかどうかについてもう一度だけお話しいただきたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 再々質問についてお答えいたしますけれども、最初に、防災担当の組織については議員がおっしゃるように、やはり私も今平成24年度予算の中でも、防災ということについてはかなり力を入れて取り組んでいきたいと思っております。そういった中で言うと、今回の東日本大震災を踏まえて、やはり市民の安全・安心、こういったことをしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、やはり防災担当も大変重要になってくるだろうと思っております。

そういった中で、重要性和業務量も、今、議員がおっしゃるように、いろいろ幅広く出てくるだろうというふうにも思っておりますので、組織の機構改革を含めて、早急に見直しをしていきたいというふうにも思っております。

それから、官製ワーキングプアについては、先ほども答弁させていただきましたけれども、基本的にはやはり条例の問題などがあります。これについては、現在他都市の例を見ながら検討していきたいというふうには思っておりますけれども、現状、条例がない中で言うと、労働条件の問題については、市としてそれぞれの事業者、それぞれがお互いに解決する問題だろうと、自主的に取り組んでいく、解決

していく問題だろうというふうに思っております。ただ、そういった中であって、やはり労働者がきちんとした形で対応していただけるようなそういう思いの中で言うと、事業者に対して現在の法令の遵守の問題を含めて、きっちりお話をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 斎藤博行議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時54分

再開 午後 5時20分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○5番（成田祐樹議員） 一新小樽を代表しまして、会派代表質問を行います。

昨年4月の統一地方選挙を経て当選された中松市長にとっては、これが実質的に初めての新年度予算編成となります。特に震災後のさまざまな状況変化が大きくなうねりを上げる中で、市政にとって必要とされる項目や優先順位にも変化が起きました。

その中で、中松市政の新年度予算は海外向けの販路拡大の施策など、中松カラーがある程度反映されており、苦しい小樽経済を脱却しようとする一番可能性がある部分に予算をつけていることについては評価できますが、果たして全体を見渡したときにしっかりと予算案の全体の部分が考慮されたかどうかにおいては、疑問点が残ります。

ここで、新年度予算を含めたさまざまな施策において中松市長の見解をお伺いします。

まずは、新市立病院の建設についてお伺いします。

本市における新市立病院建設は、総事業費137億5,000万円で計画されており、その事業費の過多についてはさまざまところで議論をされておりました。しかし、同じ自治体病院の中でも病院改革ガイドラインの策定後には、建設費について努力をする自治体病院が見え始め、小樽市の新市立病院計画の総事業費が果たして妥当であるかどうか、非常に疑問を持たざるを得ないのは以前から変わらないところです。

ここで、昨年12月に発表された栃木県新小山市市民病院の話をしたと思います。

栃木県小山市は人口が約16万人、市内の2次救急を小山市市民病院が引き受けており、その小山市市民病院も小樽と同じように病院が老朽化し、今回、建て直しの時期を迎えました。しかし、小山市の計画で出された新病院計画では、病床数が300床と小樽より若干少ないながらも、総事業費68億円という小樽の約半分の総事業費に換算される計画でした。人口16万人の都市が病床300床で68億円で建設するという計画を出しているのに、人口約13万人の小樽市が388床で137億5,000万円をかける必要性があったのでしょうか。

しかも、新小山市市民病院は2次救急を24時間365日行い、周産期や小児医療の中核地域として24時間対応の整備を行うとされており、市民の病院としてそれだけの税投入の価値がある病院だと考えてよいと思われます。しかしながら、小樽の場合は24時間365日対応というわけではなくて、周産期を担うわけでもなく、また他の公的病院など2次救急に対応できる病院が複数ある中で、これだけのコストをかける必要があったのかという疑問がわいてくるわけです。当然ながら、同じ自治体病院としてより安価で機能性の高い病院が出てくるのであれば、その病院と小樽市の計画を比較するのは当然の原理だと

考えます。

ここで伺います。

人口約16万人の小山市が総事業費68億円に抑え、地域の医療を担える体制を整えているのに、なぜ小樽の新市立病院は倍以上の費用がかかるのですか。建設費用だけにおいて考えると、新小山市市民病院の費用は45億円であり、この部分に関しても、また小樽の半分と換算できるが、新小山市市民病院の建設方法と新小樽市立病院の建設方法にどのような違いがあるのか、設備的な違いがこの差を生み出しているのか、具体的にコストがかかる部分をお答えください。

なぜ小樽市では小山市のように半分の総事業費でできないのか、見解をお聞かせください。

先日の市立病院調査特別委員会でも伺いましたが、医療機器についても予定されている金額に開きがあります。小山市の場合、医療機器における費用は13億5,000万円で計画されておりますが、本市は28億円で計画されており、倍額以上の差があります。

一般的に自治体病院に高額な医療機器を導入する場合には、その際の見積もりの甘さなどから高上がりになるとよく言われております。同じ機器でも民間病院の倍額以上で購入したという話などもよく聞くことです。本市の計画も小山市と見比べると、建設費とともに倍額近くになっていることから、医療機器についても必要なものを高く購入しようとしていないか心配する部分が残ります。14億5,000万円の差は一体どのような機器を導入することで生まれているのか、見解をお聞かせください。

また、小樽市の新市立病院は新小山市市民病院の倍額近いコストであります。これだけ高いのであれば、それだけ小樽の新市立病院が堅牢なつくりになるということなのでしょうか。同じ自治体病院でありながら、そこまで必要なのはなぜか、お答えください。

新市立病院の計画に関連して、財政にかかわる話をお伺います。

小樽市は過疎地域に指定されたことから過疎対策事業債の許可が得られましたが、昨年3月の震災が東北地方を中心とした比較的過疎の進んだ地域で起こったことや、震災を含めたさまざまな影響などによる各自治体における事業の必要性から過疎債の取り合いになることが全国的に懸念されております。特に、過疎債は総額が決まっているため、そのすべてにこたえられる性質のものではないことから、来年度以降の過疎債の許可、不許可によっては、本市財政への影響は非常に大きくなるわけです。

ここで伺いいたします。

来年度における過疎債の許可についてどのような状況が考えられるか、見解をお示しください。

もし、仮に過疎債がおりなかった場合は、新市立病院の建設について市の負担額が増え、大きな影響が出るのは周知のとおりです。新市立病院計画における24年度分の過疎債の許可がおりなければ、それ以降の年度にかかわる過疎債に関しても許可の可能性がなくなるのでしょうか。

また、もし来年度以降の過疎債が許可されなかった場合、新市立病院建設の市の負担額はどの程度増えるのか、見解をお示しください。

中松市長は財政再建を訴え、他会計などからの繰入れをやめ、その体質に歯どめをかけようとする姿勢は評価できますが、それでも小樽市本来の抱えている脆弱な財務体質を変えることができるわけではなく、短いスパンの中では、仮にだれが市長であっても同様の問題を抱えてしまうことでしょう。

しかしながら、その一方で、新たな事業に対してはいくらでも見直しをかけることができ、新たな市民負担を減らすことは不可能ではなく、それこそ市長の裁量にかかっているわけです。そうであれば、財政再建を訴える中松市長は、新たな事業に対してやるやらないにかかわらず、まずはいったん見直しを検討するのが筋ではないでしょうか。

しかし、先ほど申し上げた病院の計画に関しては、他の自治体病院の計画に比べて大きな差が見られ、

負担額が大きくなっていることは明らかです。他の予算案で切り詰め、苦しい予算案というふうにお見受けしますが、その一方で、病院は他市に比べて非常に甘い見積もりで計画が遂行されようとしています。大変納得のいかない部分です。

ここで伺います。

この病院計画に関して、見直しを考えることはしなかったのでしょうか。

新市立病院の計画に関しては、小樽市において近年にはない大事業です。そうであれば、なおさらのこと前山田市政における計画的に不備や欠けている部分などがなく、過大な計画になっていないかをチェックする作業が必要であったと思われます。

もう一点、伺います。

政策を見直すための検討会などと同様に、病院計画に限っての事業をもう一度精査する会を設置することはしなかったのかどうか、お答えください。

選挙後の市長就任時には、前の市長がだれであろうとも、一度はさまざまな政策の見直しをするのが通例だと思われていますが、選挙後に中松市長体制になってから前市長から継続される政策全体を見直すための検討会や会議などが設置されたのかどうか、お答えください。

中松市長が財政再建を訴えていながら、コスト削減できる部分について再検討や精査を全くせずに、前山田市長の政策をそのまま受け入れるという行為が存在するのであれば、それに関しては非常に問題があると思われます。確かに中松市長の場合は、市長就任直後に他の問題が山積し、それどころではなかったと言えれば許してもらえると思うかもしれませんが、そうはいきません。

このように、前市長の政策を全く変えずに踏襲するという姿勢に関してどのように考えておられるのか、見解をお聞かせください。

次に、廃棄物関連について伺います。

近年は中国などの新興国の発展から、資源にかかわるごみに価値が見出されてきたのは皆さんも御存じかと思われます。テレビ番組でも、日本では、ごみとして扱われていたものが中国へ資源として輸出されるなど、廃棄物の業界は大きな変化を迎えています。

しかしながら、本市において紙資源物の売払いに関しては、業者との随意契約が行われております。これが昔であれば、処理ができる業者間の過度な競争をあおらないためにとの理由から随意契約ができたのかもしれませんが、現在においては、資源物全体について価格の上昇などが大きく見られ、随意契約という方法が続くことは不自然だと考えざるを得ません。なぜ随意契約であるのか、見解をお聞かせください。

この随意契約による紙資源物の売払い価格は、品目によっては札幌など近隣他市に比べて3分の1程度の金額で業者に売り払っている場合が見受けられます。入札を用いず、随意契約で特定業者の利益を上げさせているのであれば問題になるのではないかと考えられますが、見解をお聞かせください。

また、契約方法などに関しては、本市において策定された一般廃棄物処理基本計画がもととなっておりますが、これに関しては一体どのような理念で作成されたのか、見解をお聞かせください。

その計画において、記述されている部分から引用して考えると、将来的な人口減が起こるからごみ減少による業者間の過当競争の可能性を懸念されておりますが、もし過当競争の話に触れるのであれば、各事業者の経営状態を考えなければなりません。経営にかかわる部分を考えるのであれば、ごみの取扱いの量の多い少ないではなく、実際に各事業者が売り上げている金額を比較しなければ判断できないと思われます。そうすると、小樽市内の廃棄物処理業界の取扱高から見て、競争があるかどうかを考えなければならぬと思いますので、これに関する見解をお聞かせください。

事業系一般廃棄物の収集運搬については、事業範囲を限定しない許可については新たな許可はしないと記載されていますが、現在の6事業者が合併などを行うことにより、寡占になる可能性があります。実際に、この現在許可業者である大手6事業者のうち、二つの事業者に関しては同一の代表者になっており、一般的には競争相手が少なければ少ないほど事業所には有利に働くため、この事業者においては実際に有利な状況をつくり出していると思いますが、本市においては今後そのようなことが続いても制度にかかわる変更や新たな許可はしないということなのでしょうか。

寡占になってもこのまま続けなければならないという理念でもあるのでしょうか。この部分に関する市長の見解をお聞かせください。

次に、新夜間急病センターについてお伺いします。

現在も各会派からの問題点として挙げられておりますが、夜間急病センターの移設後については、隣接していた済生会病院からの支援が難しくなることから、夜間急病センターからの2次搬送などについて負担をどうするのかという問題が表面化されています。いよいよ現実的に移転が迫ってきていることから、どの医療機関が分担をしていくのか、各医療機関での話合いが持たれると思われませんが、その協議会はいつ設置され、市からはだれが出席することになるのか、お答えください。

また、その協議会においては、夜間における急病人の受入れ人数などを基にして各医療機関の分担量などが決定されると思われませんが、第三者の目から見ますと、現在における各医療機関に関する数値は、市当局の出す資料と医師会の出す資料では、お互いの定義や見解が異なっており、同一の数値として換算することが非常に難しいと思われれます。この分担、負担に関しては、もととなるデータに関して、市当局と医師会の双方が同意する資料、定義に基づいて話合いを進めなければ、この協議会は空転すると思われれますので、最初にそのような取組をすべきではないでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、防災、減災についてお伺いします。

まもなく東日本大震災から約1年になり、その甚大な被害は今なお脳裏に焼きついて忘れることのできないものです。豊かな四季と自然に恵まれる日本ですが、その一方で災害が多い国だということを改めて認識したのではないのでしょうか。

震災後、私自身も支援活動を2回、トータルでは1週間程度ですが、被災地に入り活動を行ってまいりました。岩手県陸前高田市、釜石市、大槌町の支援活動を行いました。どこも被害は甚大で、辛うじて建物が残っている釜石市には、いまだに建物に安否確認のスプレアの印がついたままです。しかし、そのマークはほとんどが御遺体があるという印ばかりで、そのとき救助に入った方の無念さといったらどれほどのことでしょうか。

どの地域も強烈に印象に残りましたが、その中でもぜひ小樽に持ち帰らなければならないと思った話が、釜石市箱崎町の話でした。我が会派の安齋議員も釜石市箱崎町の支援に入りましたが、ここは小樽で言うと忍路をイメージしていただくのが一番近いかと思います。家の数は忍路より少し多いのですが、市街地からぼつんと離れた漁村地域です。国道から分岐された海岸沿いにある一本のトンネルを通らなければ箱崎町には入れないのですが、震災の際、大きな津波が起こったときに、このトンネルの中にはさまざまなものが流れ、このトンネルは最終的には瓦れきと御遺体でふさがれ、唯一の市街地への道路を絶たれた箱崎町の人たちは、トンネル内の自分たちの親、配偶者など、身内の御遺体を泣きながら掘り起こしたそうです。

しかし、悲劇はそれだけではありませんでした。しばらく隔離されたままの箱崎町は、自衛隊による道路の瓦れき撤去以外は何も支援が来なく、途方に暮れている状態でしたが、その震災で弱っているときに、その弱みにつけ込んだ詐欺集団が彼らをだまして回ったそうです。その結果、完全に見放された

と考えた彼らは心を閉ざし、町の入り口に壊れた車でバリケードをつくり、6月まではだれも立ち入ることができなかつたそうです。8月に支援活動に入ったときでさえ、道路以外はほとんど何も手つかずで、震災直後のままの状態でした。このような極めて悲惨な状況を生み出さないためにも、それを幾分かでも回避するために、新たな対応策を考えていくことは重要な課題だと思われま

す。また、箱崎町の手前にある釜石東中学校と鶴住居小学校は校舎の3階部分に車が突き刺さるなど甚大な津波被害があった地域ですが、その小中学生570人が無事に逃げることでできた地域でもありました。そのような結果に至ったのは、児童・生徒における事前の津波避難マップなどの把握や小・中学校合同訓練などで、中学生が小学生を助けるという方針が根づいていたからこそその結果にほかなりません。どのような大きなハード整備よりも、訓練をすることにより、少しでも被災する人を減らすことができるのは、今回一番よくわかったことであり、結果として残ったことであると思われま

す。ここで、小樽市の防災における新年度予算について何点かお聞きします。

今回、計上されたデジタル無線などの予算案は、被災する人数を減らすことができるのかどうか見解をお聞かせください。

また、今回、新たに計上された防災にかかわる予算案において、被災する人数を減らすための施策は一体何なのか、御説明ください。

予算案を見ると、避難策の方法の構築などよりも、備品購入などのハード整備ばかりが予算計上され、被災する人数を減らすという政策が見えてきませんが、今後、小樽市は訓練などの防災、減災におけるソフトの充実をどのように図っていくのか、お答えください。

また、その施策の結果、どの程度被災する人数を減らしていくことができるのか、また防げるのか、お答えください。

最後に、教育について1点だけお伺いします。

教育行政執行方針で教育長がお話しされました教員の授業に対する研修は、本市の教育力向上において最も必要なことであり、改めて提起された教育長の方針は評価したいと思います。

しかしながら、その一方で、小樽市内の教職員は模擬授業など学習指導力向上への研修参加率が低い状況にあるということ、以前の予算特別委員会などで伺いました。ただ、それは単に怠慢ということではなく、授業のほかにも部活指導などを抱える教員もおり、研修参加は新たな負担となるだけです。そうでありながらも、ぜひとも参加していただきたいというのは、いうまでもありません。

このように相反する問題を抱えている状態で、どのような手法でこの教員の研修参加率を上げていくのか、見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終了いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 成田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、平成24年度の過疎対策事業債の見通しについてであります。平成24年度地方債計画では、一般会計債のうち、過疎対策事業について23年度の最終改定後と同額の2,900億円を全国の計画額としております。本市におきましては、新市立病院や新学校給食共同調理場などの建設費の財源に過疎債を充当する予定であります。過疎債は地方債計画の計上額の範囲内で同意等予定額を定めることとされ

ておりますことから、全国の要望状況が明らかになっていない現時点において、本市における過疎債の同意等の見直しをお示しすることは困難であります。

しかしながら、過疎債は後年度の元利償還金に対する交付税措置が手厚く、同意されない場合には本市をはじめ、過疎自治体の財政運営に多大な影響を及ぼしますことから、全国過疎地域自立促進連盟や北海道市長会とも連携し、必要額を確保するよう国に要望してまいります。

次に、新市立病院の建設に関し、過疎債の許可が得られなかった場合の一般会計の負担増についてありますが、病院建設事業に充当する市債は、対象事業費の50パーセントについては病院事業債、残りの50パーセントに過疎債を予定しておりますが、仮に対象事業費の全額を病院事業債とした場合には、元利償還額に対する交付税措置の違いなどにより、平成24年度から平成56年度までの33年間の償還総額で一般会計の実負担は約22億9,000万円の増額が見込まれます。

次に、病院計画の見直しについてお尋ねがありました。

私は、新市立病院の建設を計画どおりに進め、平成26年度開業を目指すことを重点公約として掲げ市長に就任しました。新市立病院については、これまでに至る経緯や議会での議論を踏まえて確認し、規模・機能や事業費の算定の考え方についても適切なものと判断しております。今後も市民の命と健康を守る安心・安全の環境整備を進めるという考え方から、できるだけ早期の開院に向けて事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、政策全体を見直すための検討会の設置についてであります。昨日の前田議員の代表質問でも答弁いたしました。現在、本市においては、平成21年度からスタートした第6次小樽市総合計画の施策体系に沿って行政運営を進めておりますので、行政の継続性の観点も踏まえ、今後とも総合計画を基本としたまちづくりを進める必要があると考えております。

一方、本市を取り巻く情勢が大きく変化している中、行政ニーズはますます複雑化、高度化していることから、その時々課題に柔軟に対応を図っていかねばなりません。

このため、庁内に私のほか、副市長、関係部長など、幹部職員で構成する政策検討会議を設置し、効果的かつ機動的な政策展開に向け、懸案や課題について情報を共有するとともに、重点施策の推進方策などについて検討を進めているところであります。

次に、廃棄物関連についてお尋ねがありました。

初めに、紙資源の売払いに係る契約につきましては、資源物収集を拡大した平成17年度より行っているところでありますが、当初、入札参加資格者名簿の不用物品売却部門に登録している業者のうち、市内に本社を持ち、かつ専ら再生利用の用に供する古紙等の回収を専門に営む業者を抽出したところ、該当業者がすべて小樽資源リサイクル協同組合の組合員であり、かつ組合自体が参加資格者名簿に登録されていたことから、競争入札にはなじまないものと判断し、同組合と随意契約しているものであって、特定の業者を優遇しているものではありません。

しかしながら、最近、事業の拡大により、紙資源物の買取りを行っている廃棄物収集運搬業者もおりますので、売り払いした紙資源物が確実かつ適正にリサイクルされるか調査した上で、入札の実施について検討してまいりたいと考えております。

次に、一般廃棄物処理基本計画の理念についてであります。平成17年度に策定した現在の一般廃棄物処理基本計画の冒頭には、市民や事業者と連携しながら循環型社会の形成に向けてごみの減量化や資源物の再利用のほか、ごみの適正処理など、人と環境が調和した魅力あふれる都市の実現を目指して、種々の施策を推進していくことが基本理念として記載されており、この計画を推進することにより、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するものであります。

次に、一般廃棄物収集運搬業の許可は売上高を基準に判断すべきではとのことでありますが、御指摘のとおり、一つの考え方とは思っておりますが、本市の一般廃棄物収集運搬業者は、市外での営業活動を含む産業廃棄物や資源物の収集運搬、中間処理業などをあわせて営んでいることから、一般廃棄物の収集運搬にかかわる実際の売上高を把握することは難しいものと考えております。

次に、一般廃棄物収集運搬業の許可の方針についてであります。現在の一般廃棄物処理基本計画においては、事業範囲を限定しない許可については新たな許可はしないとしているところでありますが、平成26年度までに策定予定の次期一般廃棄物処理基本計画においては、今後のごみ量の予測や既存の収集運搬許可業者の動向を見極めながら、情勢の変化などに応じて柔軟な措置を講じることなどを含め、本市の一般廃棄物収集運搬業許可のあり方や今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、夜間急病センターについてお尋ねがありました。

医師会との協議ですが、1月10日に第1回の打合せを実施しました。この中では、夜間急病センターが、今後、単独型で運営されることによる問題点等を双方で洗い出し、今後その解決に向けてワーキンググループを組織し、協議していくことになりました。市側からは、保健所が窓口になり協議を進めていくことで合意しております。

なお、医師会との協議に当たっては、同じ視点に立った資料の作成、問題解決に向けた議論をしてまいります。

次に、防災・減災について何点か御質問がありました。

まず、今回、計上されたデジタル無線などの予算案は、被災する人数を減らすことができるのかとの御質問ですが、私は東日本大震災を踏まえ、防災対策は経済雇用対策とともに重点的に取り組むこととして、さまざまな事業を予算案に計上させていただいております。デジタル無線整備事業や避難所強化事業は、直ちに被災者の数を減らすことにはつながりませんが、東日本大震災を踏まえ、必要な防災基盤として整備するためのものであります。

次に、今回、新たに計上された予算案における被災する人数を減らすための施策についてですが、避難所の機能強化の一環として、新年度から5か年で避難所の標識を新たに標高も表示した標識に更新する事業に取り組んでいくことにしております。今後、これを契機に避難所の周知にも努めてまいりますので、直接的ではありませんが、被災者の人数を減らすことに役立つものと考えております。

次に、被災する人数を減らす政策が見えないとのことですが、東日本大震災による津波被害を受け、長い海岸線を有する本市においては、津波による人的被害の軽減への取組が重要課題であると考えております。新年度は海岸線に人家があり、津波が発生した場合に避難の対象となる沿岸部の町会では、今年度、作成いたします津波ハザードマップに基づき、地区ごとに津波避難計画を策定することとなります。このため、予算には計上されておきませんが、3月21日から沿岸部の地区において説明会を開催し、新年度計画策定に向けた作業を進めてまいりますので、地域住民が避難行動を習得することで被災する人数を減らせるものと考えております。

次に、どの程度被災する人数を減らせるのかについてですが、特に津波対策では地震を感じたらすぐに高台へ避難するという、住民みずからの迅速で的確な避難が人的被害の軽減に最も有効と考えております。地域ごとの避難計画の策定に当たっては、地域を熟知した住民が避難計画の策定に取り組むことにより、地域の状況に合わせた実効性の高い避難計画の策定が可能になり、津波の正しい知識と地域の危険性を再確認することによって、住民の防災意識の高揚につながると期待され、これらの取組の結果、被災する人数を最小限に食いとめることができるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 成田議員の新市立病院の御質問についてお答えいたします。

最初に、新市立病院と新小山市市民病院との総事業費の比較などについてのお尋ねがありました。

新小山市市民病院は昨年12月に基本計画を作成し、平成24年度に基本設計を発注する予定であると承知しております。現時点で示されている新小山市市民病院の総事業費は、設計前であるため、概算として算定されております。また、病院建物の病床数が88床少なく、延べ面積は新市立病院が約3万平方メートル、新小山病院は2万1,000平方メートルと3分の2程度と小規模であることのほかは、具体的な内容などは明らかになっておりません。

このため、新市立病院とは事業の進捗状況も違いますし、病院建物の構造、例えば免震構造にしてあるかどうか、あるいは敷地条件、地下室があるかどうかなどが不明でありますので、今の段階で比較することは適当でないと考えております。

なお、新市立病院はこれまでも示してきましたように、災害拠点病院であることや地域の基幹病院としての役割を果たすため、施設の安全性に加え、必要な診療機能に対応する施設・設備を備えた内容になっており、それらに要する費用を算定しているものであります。

また、建設工事の発注方法につきましては、小山市が設計・施工の一体発注を予定しているのに対し、新市立病院は、これまでの議会での議論などを踏まえて、設計と施工を分離した上で、地域の企業の参入を重視する総合評価落札方式を採用しております。

次に、医療機器整備の比較についてのお尋ねがありました。

医療機器につきましては、病院の開院に合わせて導入する機器の種別やその数量などについて費用は大きく違ってくるものであり、小山市市民病院で導入しようとしている機器などの詳細がわかりませんので、現時点では比較はできないものと考えております。

なお、新市立病院では、中央診療部門での医療機器の整備に力を入れることとしております。そのことは手術室が7室、ICU6床、救急治療室などへの医療機器及び放射線治療装置(リニアック)のほか、ハイブリット手術室に配置する血管造影装置やMRIやCT装置などを整備することにしており、これらに要する費用を予定しているものであります。

次に、新事業を新小山市市民病院程度に圧縮できないのかのお尋ねがありました。

事業費につきましては、先ほども申し上げましたように、現段階では詳細が明らかになっていない他の病院との比較はできませんが、病院局としましては、今後、発注を予定しております医療機器、備品のほか、事業費を構成しているその他の費用につきましても、建設工事費の算定と同様に、現在想定している事業費を発注時点で精査し、適正な価格を算定してまいりたいと考えています。

なお、高度で質の高い医療を行うためには、それを維持するための建物の構造や医療機器、装置が必要とされているものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 成田議員の質問にお答えいたします。

教員の研修会への参加促進についてであります。教育研修は資質能力の向上を図る上で最も重要であると考えておりますので、これまでも研修会を増やすなど、参加促進に努め、今年度は前年度より187人多い延べ1,223人の参加を得たところであります。今後も教育委員会といたしましては、教員が研修会に参加しやすいように長期休業中に集中的に講座を開設することや、今日的な課題を踏まえた魅力あ

る研修会に工夫するなどを通して、一層研修会への参加促進を図ってまいります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。

**○5番(成田祐樹議員)** 最後のほうになると答弁がだんだん簡潔になるというふうに感じますが、再質問を5点、お伺いします。

1点目は、病院局に御質問なのですが、今の段階では小山市の計画がわからないので比較はできません。それは至極もったもなことだと思います。もし、そういう御答弁をされるのであれば、今後同じような自治体病院で、例えば同様の機能や規模でありながら小樽市よりも安価な病院であった場合、その価格の差に対する説明を市民にしていかなければならないと思うのですが、それをするかどうかということをお伺いしたいと思います。

2点目は、前市長の政策を踏襲するかどうかという話なのですが、前田議員への御答弁にもあったと言っており、ほかの政策に関してはもう一度考えられているというのは理解できたのですが、基本的に病院に関しては前市長の計画をそのまま変更せずに行っているということによろしいのでしょうか。

3点目は、廃棄物に関して伺いましたが、一般廃棄物処理基本計画そのものは、人口減とかごみ減少による過当競争などを懸念して廃棄物業者が共倒れになると困るというようなことを考えられて計画されていると思うのですが、人口減に関する問題というのは、廃棄物だけに関連するものではなく、医業にだって当然ながら影響があるわけです。先ほど高橋議員の質問に対する御答弁の中にもありましたけれども、医業でも人口減による問題があるというふうに先ほど市長がおっしゃいました。その問題があるというのは、人口減によって患者がいなくなってしまうことによる医療機関の過当競争のことではないのかと。そういった問題というのは、医業について過当競争の心配があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

4点目に、廃棄物に関しては人口減の心配をしているが、ほかの政策では人口減について深く触れていないわけです。今まで私が議会で人口減に関する患者数の動態についての資料を提出してくださいと再三要望しておりましたが、そういったものは出てこなかったのです。廃棄物に関してはそういった縛りをつけるのに、医業に関してはつけていないということは、市の政策が人口減に対して統一的な見解を持っていないということだと思います。各部門において、ここでは人口減のことを考えなければならない。学校統廃合と同様に人口減が影響している。でも、こちらのところでは、ちょっとよくわからないというのでは、あまりに筋が通らない話だと思いますので、今後こういったばらばらの状態で考えるのではなく、統一的な人口減少に関する考え方を市全体でまとめていく必要があるのではないのでしょうか。

最後に、5点目なのですが、防災の訓練に関して伺います。

沿岸地域等で訓練を行うということでしたが、それ以外の地域に関しては御答弁はなかったのです。これから先、津波ハザードマップやさまざまな災害に対する方針というのが市から打ち出されると思うのですが、結果的に何をしてほしいかという、訓練の状況や市民の周知度というのをチェックしてほしいのです。例えば、沿岸地域で訓練を行った後に、アンケートをとって逃げる場所はどこでしたかと問いただして、そこで市民の皆さんがあそこに逃げるというようなことをある程度の割合で分かっているならば、十分に避難訓練の結果として残ると思うのですが、当然ながら地域や訓練方法によっては、もしかすると避難場所がうまく周知されていない場合もあると思うのです。こういったことはお金をかけずにできることだと思うので、ぜひ訓練結果をフィードバックしていただきたいというふうに思います。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 成田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、新市立病院建設にかかわって前市長の考えを踏襲したのかということについてお答えします。あとはそれぞれ担当部長から答弁いたします。

まず、病院問題につきましては、前市長の計画を踏襲したということではありません。当時、私自身が商工会議所に勤務しておりまして、病院問題の基本計画であるとかそういったことについて逐一調べさせていただきました。

というのは、平成18年に、市立病院を築港地区に建設するという案が出たときに、商工会議所の中でも大変大きないろいろな意見があったものですから、その後も含めて、新しい病院問題については私なりに調査をし、私なりに計算をし、そしてその結果、現在というか、当時の話ですけれども、基本計画の中でつくられている病院について私は問題ないというように判断したところであります。

それから、私自身が長いこと金融機関に勤務していたものですから、その金融機関に勤務しているときに、病院建設にかかわる融資についてもたくさん取り上げてまいりました。そういった中で言うと、今回の新市立病院の計画ということ自体が決しておかしいものではない、こういう判断も一つありました。

それからもう一つは、市長に立候補したときに、いろいろと多くの市民の皆さんとお話をして、やはり市民の多くの皆さんが安心して健康で、そしてしっかりと診ていただける新しい市立病院を何として早くつくっていただきたいという多くの市民からのお話がありました。そういったことを総合的に見て、私自身は現病院の計画については正しい、そのとおり進めるべきだ、このように判断したところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 再質問にお答えいたします。

私からは、人口減少に対する統一的な見解の部分と防災の部分の2点について、答えさせていただきますと思います。

人口減少に対する市の見解でございますけれども、やはり全体的に見ますと、人口の減少というのは、市政運営、まちづくりにとってマイナスの影響を与えるのではないかなというふうには思っております。病院につきましては、従来から病院局でも答弁しておりますけれども、高齢者を中心とした有病者率というのは一定期間変化しないという前提で、病院を建設していくということにしておりますので、私どもが日ごろまちづくりの観点で人口減少を論じている部分とは、区別して考えていかなければいけないというふうに考えております。

それから、防災についての避難訓練としての結果を残すということでございますけれども、新年度にハザードマップをつくりまして、私どもが地域に入り込んでいって、住民が的確な避難行動をとることが災害における避難を最小限に抑えるということは、今回の大震災の教訓としていきたいというふうには思っております。

それで、津波ということを第1に考えていきたいと思っておりますけれども、やはり想定外ということは今後通用しませんから、さまざまな災害に備えるような形で私どもの政策を進めていきたいと。その際、市内にある避難所の場所がよく知られていないケースもあるというふうに私どもも認識しておりますから、まずは避難所を知ってもらう。アンケートもとって避難があった場合にはどこに逃げるのだと、ど

の災害についてはこちらの避難所がいいのではないかと、そういうようなことで、災害別の避難所も考えていきたいというふうに思っておりますので、住民の皆さんには十分避難所の位置も知っていただいて、安全な避難行動をとっていただくような形でのフィードバックをしていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 病院局長。

**○病院局長(並木昭義)** こういう公的な病院もやはり財政的な問題がありまして、いろいろ民間的な手法を採用していくような傾向にあるとは思っておりますけれども、民間病院と違い公的病院は、全部公表しなければならないのです。民間病院はあるところは公表しないのです。ですから、詳しいところはなかなかわからないということです。けれども、市立小樽病院は公的病院ですから、すべてどういうふうになっているかということを検討して、それを基にしていろいろと参考にしていきたいというふうに思います。

既に、道内で最近建てた10か所の病院を比較しながら我々はいろいろと検討しております。そういうことで、今、例えば1床当たりの単価の平均は、2,753万3,000円、新市立病院は予定価格ベースで2,274万8,000円です。非常に少なく見積もっておりますので、とにかく今回はこういうことを参考にしながら、一つずつ検討していき、なるべく負担がかからないようにしております。あと残されたのは、今度、発注のときにどれだけ削減できるかという段階に来ております。

それから、今の人口減でうんぬんとありましたけれども、やはりこれからは医療のほうも時代とともにかなりやり方が変わっていくわけです。今の状況を30年後も同じにしてくださいとか、今の同じような生活をさせてくださいというのはもう通用しないのです。国もどんどん役割分担をしておりますし、それに適応するように病院も医師も対応していかなければならないというふうに思います。そういうことで、やはり高度の総合的な病院、それから専門的な病院、それから在宅というようなことを、今、国が一生懸命役割分担をしようというふうに行っているわけです。

それから、これから患者が少なくなって、医師が減らないということになりますと、逆に一生懸命いい医療をしてくれるのではないかと思いますし、逆に患者のほうから選べる時代になるのではないかと思います。ですから、なお一層病院もそこに勤めている医師も、そういう時代の要望に合った態度をとってこなければ淘汰されていくのではないかと、そういうふうに私は思っております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。

**○5番(成田祐樹議員)** 前市長と比べたら、再質問でも非常に丁寧な答弁をいただけるので、残りの大部分は予算特別委員会で伺いたいと思うのですが、今、人口減に対する統一的な見解というところで各部署でまたがる質問をしたので、非常にとまどわれたと思うのです。結果的に何が言いたいかというところ、やはり統一的な見解をあまり持ってらっしゃらないというふうにどうしても感じてしまうわけです。この人口減に関する問題は、病院局にしる、水道局にしる、どの部局であっても、その戦略というのがどのように人口減に対応していくのかというのが非常に難しい問題として出てくるので、これはどの部局だからということに限らず、そのやり方を小樽市全体でどのように考えていくのか、市民の負担額を増額せずにサービスを変化させていくのか、いろいろな方針があると思うので、ぜひそこを統一的な考えでやっていただきたいということだけをお願いして、終わりたいと思います。最後にその部分の答弁をお願いします。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) 成田議員の再々質問にお答えいたします。

要望として受け取ってまいるのですが、人口減の統一的な見解ということですが、確かに人口減少は、いろいろな面でマイナス要素が働くものでございます。例えば一つ一つをとっても、今言われた水道、それから下水道、いろいろと利用料金にもはね返るものになっていると思います。その反面、先ほど言った医療については、やはり分野が違って、高度医療、それから2次医療圏、それからいろいろな住民ニーズも違っていると思うのです。そういうことを踏まえて、人口減でマイナスになる部分は今後政策として十分考慮して考えていきたいと思っておりますし、統一的といいますか、分野によってそこら辺はきちんと考えていかなければならない時代に来ているものと、私は理解しております。

○議長(横田久俊) 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

次に、久末議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 28番、久末恵子議員。

(28番 久末恵子議員登壇) (拍手)

○28番(久末恵子議員) 一般質問をさせていただきます。

初めに、市道豊井道線についてお尋ねいたします。

小樽市の北に位置する市道豊井道線は、北回りの迂回路として広く利用されております。平成13年に開通し、満10年が経過いたしました。市道豊井道線を利用する地域は、主にかもめが丘団地、高島市営・道営団地、かもめニュータウン団地などで、350台程度の自家用車とその周辺の住民がこの道を利用しております。一方、視野を広めてみますと、道道海岸公園線から市道豊井道線を通り、赤岩から市道上赤岩線を経て、幸・後志方面に通じる道は上り方面に向かう近道として多くの方々が利用しております。

しかし、残念なことは冬期間である12月から3月までの4か月は、危険防止のため通行止めになっております。車社会の現在、市道豊井道線は生活関連道路として、また観光客の後志方面への近道としての価値はあると思います。市道豊井道線の通年利用の必要性は大きいと私は感じております。財政事情の厳しいときではありますが、将来に向けて4か月の通行止めをロードヒーティングで解消していただきたいと願っておりますので、御見解をお願いいたします。

次に、祝津川の溢水対策についてお尋ねします。

昨年の第3回定例会で祝津川の溢水対策についてお尋ねいたしました際に、市長は本年度の渇水期に工事を行うと御答弁されましたので、その後の進捗状況についてお知らせください。

よろしく願いをいたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 久末議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市道豊井道線のロードヒーティングの整備についてであります。市内のロードヒーティングについては、平成2年度から9年度までに計画的に整備を行ったところでありますが、整備後、相当の年数が経過していることから、老朽化が進行しております。このことから、現在、計画的にロードヒーティングの更新を進めているところでありますので、豊井道線を含め、新規のロードヒーティングの

整備は困難な状況にあります。

次に、祝津川の溢水対策についてであります。昨年、一昨年の集中豪雨により、祝津川が溢水し、周辺が冠水したことから、昨年12月にその対策工事に着手したところであります。工事概要としては河川のルートの変更や河川断面を大きくすること、さらにはこの工事に合わせて、市道新道線に側溝を布設するなどであり、3月中旬の完成を目指し工事は順調に進んでおります。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 28番、久末恵子議員。

**○28番(久末恵子議員)** 答弁は要らないのですけれども、ちょっと関連していることなので、聞いてください。

実は、市道豊井道線は初めは地域の子供たちやお年寄りを交通事故から守るということで始めたことなのです。なぜかといいますと、かもめ団地、高島団地、かもめニュータウンの350台の車が一斉に赤岩のほうに下がってきます。高島小学校がありますので、高島に下がる道はスクールゾーンで通れなくなっておりますので、全部赤岩を経由して梅ヶ枝町に下がって手宮に出るのがお勤めの人たちの一般のコースだろうと思っております。そうしますと、非常に車の数が多いのです。北手宮小学校は児童数が少ないからそれほどではないのですけれども、北山中学校も高島小学校も児童数、生徒数が非常に多い学校ですから、車がバス通りを通過してやってくるわけでごさいます、非常に危険度が高いわけです。私どもの町会の交通部や老人会の方たちが、交代で子供を見守っているのが現状でございます。

それに加えて、夏は皆さん向こうへ下がるからいいのですけれども、冬になるとどんと車が増えるものですから、非常に町会の役員も緊張しております、できれば数を少なくしてほしいというのが皆さんの考え方です。

それで、先日手宮の交番に聞きましたら、やはりラッシュのときは信号のところで待つ車が非常に多いという話をしておりました。ですからやはり車の数を分けると本当に皆さん安心して学校へ通ったり、お勤めに出たりできるというふうに思いまして、少しつけ加えさせていただいたのですけれども、本当にできればやっていただきたいと思っております。でも、財政事情とか市の計画がそのようになっていないのであれば、やむを得ないというふうに思いますが、将来それを仲間に入れていただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長(横田久俊)** 再質問ではないのですか。

**○28番(久末恵子議員)** 要望です。

**○議長(横田久俊)** 会議規則上、質問は3度までできますが、質問の後に再質問を留保しないで要望というのは、イレギュラーですので、次回からはお気をつけいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもって、久末議員の質疑及び一般質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 6時33分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横田久俊

議員 濱本進

議員 山口保

平成24年  
第1回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成24年2月29日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭
水	道	局	原	田	憲	男	総	務	部	長	迫	俊
財	政	部	白	岩	宏	産	業	港	湾	部	長	工
産	業	港	湾	部	参	事	鈴	木	勇	三	生	活
医	療	保	險	部	長	渡	邊	功	福	祉	部	長
保	健	所	秋	野	恵	美	子	建	設	部	長	飯
会	計	管	理	者	石	崎	留	子	消	防	長	柿
病	院	局	小	山	秀	昭	教	育	部	長	山	村
経	営	管	理	部	長	渡	辺	章	総	務	部	総
総	務	部	企	画	政	策	室	長	中	田	克	浩
財	政	部	財	政	課	長	黒	澤	政	之		

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 誠一
庶務係 長	伝里 純也
調査係 長	沼田 晃司
書 記	木戸 智恵子
書 記	柳谷 昌和

事務局 次長	佐藤 正樹
議事係 長	中村 弘二
書 記	相澤 幸
書 記	佐藤 誠
書 記	高野 香織

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

この際、理事者から、2月27日に行われた前田清貴議員の会派代表質問及び昨日行われた斎藤博行議員の会派代表質問に対する答弁の訂正について、発言したい旨の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 2月27日の前田議員の代表質問に対する答弁の中で、教育行政施行方針は教育委員会議会で協議をいただき、議会の場で私が述べさせていただいたものであります。そういうことから、執行方針に個人の思いをのせるということではございませんので、「私自身の考え方や」という部分について削除をお願いしたいと思います。

次に、昨日の民主党・市民連合斎藤博行議員の放課後児童クラブに関する質問に対する答弁のうち、3年前に試行継続を困難と判断した理由がどのようにクリアされたかに関する答弁につきまして、小樽市教育委員会が開設している聾学校における放課後児童クラブの実施主体が聾学校であるかのような誤解を生ずるおそれがありますことから、次のとおり答弁を訂正いたします。

「今回、小樽聾学校に在籍する児童の保護者から受入れ延長の要望がありました。聾学校は道立学校でありますことから、障害児の受入れ延長について北海道教育委員会と協議したところ、学校の管理については校長の権限であることが示され、聾学校長に相談をしたところ、小樽市教育委員会が責任を持って管理してくれるのであれば、聾学校の放課後児童クラブにおいて自校の児童ばかりではなく、他校の児童を受け入れてくれるということについて承諾をいただいたものでございます。

これを契機に、再度、他の余裕教室などを利用して設置しているクラブについても見直しを行いました。施設設備に余裕があることや児童数が少ないなど比較的条件のよいクラブでは、三つの理由のうち集団指導上の問題や施設設備の問題についてはクリアできる可能性が出てきました。

また、指導員の指導力の問題につきましては、指導員が一定程度の経験を積んできたことや、可能な限り保育士や教諭などの有資格者を採用することにより改善可能であるとの判断に至りましたことから、ブロックごとに拠点を定めることであれば、5年生、6年生の障害児も受入れができるものと判断したところでございます」。

以上のように答弁を訂正いただきたいと思います。今回の件、大変申しわけなく、心よりおわびを申し上げます。

○議長（横田久俊） 日程第1「議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第53号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 一般質問をします。

初めに、市営住宅の家賃減免について質問します。

平成23年4月1日時点で、小樽市の市営住宅は39団地3,451戸、道営住宅は16団地1,305戸、合計55団地4,756戸です。入居世帯数は、市営住宅2,720世帯、道営住宅は1,182世帯、合計3,902世帯で

す。

市営住宅条例では、公営住宅法に基づき家賃の減免又は家賃徴収を猶予することができるとあります。小樽市は、年に1度、入居者の収入認定等の通知時に家賃減免のお知らせをしていますが、平成22年度の家賃減免世帯数は283世帯でした。減免には一般減免と特別減免があると聞きますが、その世帯内訳及び減免理由をお知らせください。

今年の1月、市営住宅に住むIさんから、市営住宅の家賃が安くならないかと相談がありました。Iさんは70歳、先天性の右目失明の障害があり、50歳の時に脳幹部出血で下半身麻痺となり、車いす生活になりました。69歳の妻と40歳の息子と3人暮らしです。息子は、うつ病で通院中のため無職、これまで同居していたIさんの母親が死亡してその年金がなくなり、現在、収入はIさんの特別障害者手当月額2万6,340円のみです。市営住宅の管理委託を受けている協和総合管理は、Iさんは障害者だから家賃減免できるのに、息子さんが車を持っているから対象にならないと説明しています。

小樽市の市営住宅使用料・敷金減免取扱要綱によると、自家用車を持っていると減免になりません。しかし、自家用車の保有が認められる場合として、第9条に次のように記載されています。1、収入の大部分を得るための手段として自動車保有している場合。2、1級、2級、3級若しくは4級以上の障害者手帳を有し、公共輸送機関を利用することが困難な入居者等がみずからの通勤・通院のために保有する場合。3、入居者等に1級若しくは2級以上の障害者手帳を有し、公共輸送機関を利用することが困難な障害者があり、専ら障害者のために使用する場合。

Iさんは、この3番目に該当しますが、通院回数が少ないと認められませんでした。なぜ住宅家賃減免の条件にこのような車保有条件が必要なのか、説明してください。

生活保護では、生活用品としての自家用車の保有は認められていませんが、通勤や障害者の通勤・通院、公共交通機関の利用が困難な場合等は、一部、車保有を認めています。しかし、公営住宅の家賃減免は、生活保護申請とは違います。ここまでの条件が必要でしょうか。本市の各部署では、さまざまな減免項目がありますが、就学援助制度や保育料、固定資産税・都市計画税など生活保護基準を参照にしていますが、車を持っているという理由で減免の対象外にはしていません。また、市内の道営住宅にも同じように家賃減免制度がありますが、車保有については問いません。道内の人口10万人以上都市の中で、市営住宅の家賃減免基準に車保有を認めない条件があるのは、小樽、室蘭、苫小牧の3市のみです。その他の都市は、車を持っているために減免しないところはありません。

Iさんのように収入が減少して暮らせず、下半身麻痺で3階に住んでいる方が、通院のために息子が車を持っていることも認めないことは、減免制度の項目としては適切でしょうか。私は、市営住宅の家賃減免の基準から車保有の項目を削減すべきと考えますが、市長の見解をお聞きます。

次に、おたる運河ロードレースについて質問します。

第6次小樽市総合計画の基本計画では、「多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市民体育大会や各種スポーツ教室を開催するとともに、体育施設や学校施設の利活用を推進します」とあり、スポーツ大会事業として、おたる運河ロードレースが挙げられています。

この大会は、平成元年に小樽港開港90周年記念事業として開催され、平成23年度で第23回目になります。参加者は、第1回目が498人でしたが、昨年は最高の2,541人となり、一時期減少傾向だった参加者が増加しています。全国的にマラソンブームでマラソン愛好家が増加し、北海道マラソンや札幌マラソンをはじめとして、各地域ごとの御当地マラソンが多く開催され、小樽の運河ロードレースも運河マラソンとして定着してきました。

今回、参加者の皆さんから要望や御意見を聞く機会があり、小樽観光と結びつけたまちづくりとして

発展するよう期待されていることがわかりました。この立場から、何点か質問します。

第1に、「受付は前日からしてほしい」。運河ロードレースの受付は、当日の午前7時30分から8時25分まで色内埠頭公園大会会場で行っていますが、多くの大会では前日から受付をしています。家族ぐるみで小樽に宿泊し、おいしいものを食べたいと計画する人も増えると思います。年々参加者も増えており、当日55分間の受付時間では不十分です。

二つ目、「スタート地点が狭いために、成績に自信のある人でも集団を抜け出してトップグループになかなか入れない」という意見がありますが、改善できないでしょうか。

3点目、「参加条件のタイムが厳しすぎる」という意見がありました。運河ロードレースの参加条件は、ハーフで2時間10分、10キロメートルで1時間20分、5キロメートルで35分、2.5キロメートルで20分以内です。自主申告ですから厳密に調べるわけではありませんが、参加しようとする方には目安になります。ランナーの中ではタイム制限が厳しくてなかなか出場できないと言われている北海道マラソンで、ハーフで男子は1時間50分、女子は2時間ですから、比べてみてももう少し緩和してはどうでしょうか。地域の市民マラソンとしては、自分でも出してみようかなと思える参加者を広げていくためにも、タイムを緩和する必要があると思います。

4点目、このほか「受付のときに小樽のパンフレットをもらうけれども、持って走るわけにいかないため、みんな置いていく。走り終わってから渡してほしい」「せっかく小樽に来たから、おいしいおすしでも食べていきたいので紹介してほしい」「ほかのマラソン会場には、生ビールをはじめ、たくさんの食べ物のお店が出るのに小樽にはない」。家族連れの参加者も多く、運河ロードレースの会場を利用して小樽観光売出しのあんかけ焼きそばなどを出店して、食の提供を検討してはいかがでしょうか。また、「市内の銭湯や温泉の入浴券などをサービスしてほしい」など、さまざまな御意見が寄せられました。

以上の意見・要望について、教育長の答弁を求めます。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中島議員の御質問にお答えいたします。

市営住宅の家賃減免について、何点か御質問がありました。

まず、平成22年度の家賃減免世帯283世帯の一般減免世帯と特別減免世帯の内訳と減免の理由についてであります。市営住宅の家賃は世帯の収入により八つの区分に分かれており、一般減免はそのうち最も収入の低い区分に属する世帯が対象となります。平成22年度の一般減免世帯は247世帯であり、減免の主な理由は世帯の収入が低額であったり、収入が減少したことによるものです。

一方、特別減免は残る7区分に属する世帯が対象となり、平成22年度の特別減免世帯は36世帯であり、減免の主な理由は収入等が減少した結果、収入区分が変わり、家賃が減額となった世帯であります。

次に、家賃減免に当たっての車保有条件についてであります。家賃減免の算定に当たりましては、生活困窮者に対し生活保障を定めた生活保護基準を準用して実施しているところです。

生活保護受給者の認定に際しては、原則、車保有を認めていませんが、障害者の通勤・通院や公共交通機関の利用が困難な場合などには一部車保有を認めていることから、家賃減免についても同様の扱いをしているところです。

次に、家賃減免の基準の見直しについてであります。家賃減免の算定は生活保護基準に準じて行っておりますが、近年における車社会の進展に伴い、生活保護受給者でない減免申請者に当該受給者に対する車所有の要件を適用することはなじまなくなってきたことから、基準の見直しの検討をしているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 中島議員の質問にお答えいたします。

初めに、おたる運河ロードレースの受付時間についてであります。現在の参加者は2,500人ほどで、かつ参加者のうち約8割が札幌近郊から参加されていることから、受付時間は1時間程度で支障なく終えておまして、当日受付で十分対応可能と判断をしております。今後、参加者の増加などに伴い当日の受付が困難になる場合には、その時点で前日受付を検討するようにはまいりたいと思います。

次に、スタート地点の混雑解消についてでございますが、これまでできるだけスムーズなスタートができるよう、スタート場所や出発時間を工夫してきております。昨年の大会では、スタート場所を2か所に分けることや各種目のスタート時間に時間差をつけること、またハーフと10キロメートルのスタート場所では、ランナーの走力に合わせて配列に協力をいただくなどの手だてをとっているところであります。

次に、ハーフの制限タイムの緩和についてでございますが、このコースは観光スポットである運河周辺から祝津海岸線をめぐるコースであり、参加者からは大変喜ばれております。制限時間を緩和することに伴って交通規制の時間が長くなることは、一般観光客への影響が予想されますので、現状では制限タイムを緩和することは難しいものと考えております。

最後に、運河ロードレースと小樽観光についてでございますが、観光パンフレットは参加者に受付のときにゼッケンやプログラムなどと一緒にお渡ししております。各競技の終わる時間が違うことや参加者が三々五々帰路につくことから、ゴール後に観光パンフレットをお渡しすることは難しいものと考えております。

また、会場での出店やさまざまなサービスにつきましては、これまでも協賛事業者からスポーツドリンクや景品の提供をいただいているほか、飲食やスポーツ用品の出店なども行われております。

今後も、教育委員会といたしましては、観光振興室とも連携をし、小樽観光協会を通して観光事業者や旅行エージェントに運河ロードレースの周知を図り、小樽観光のイベントの一つとなりますよう取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 20番、中島麗子議員。

**○20番(中島麗子議員)** 再質問です。

住宅家賃の減免については、最初から前向きな御答弁をいただきまして、大変うれしく思っております。いろいろ再質問を準備いたしましたけれども、前向きな検討がされるということで私も期待しております。

ただ、今回いろいろ調べてみましたら、車保有の場合はだめと言っているほかの都市でも、苫小牧市では障害者の場合は認めていますとおっしゃっていますし、室蘭市もケース・バイ・ケースですと、人工肛門をつけているような方で公共交通機関を使うのはちょっと気の毒だという方は車を持っていても認めていますなど、かなり状況に配慮した対応をされているのです。そういう問題と、同じ公営住宅でも市内で道営住宅の方は問題ないけれども市営住宅だけはだめという、こういうアンバランスの問題も

ありますし、これはやはり改善する中身だと私は思います。早期の改善を期待しております。

おたる運河ロードレースのほうですけれども、当日からで別に不都合はないという御答弁ですけれども、今こういう時間帯の受付だったら、近郊の札幌から来る方が8割というのは当然のことですよね。この時間帯に受付しようと思ったら遠くから来る人はできないわけですから、やはり間口を広げるという意味では、前泊をして、そして参加するというふうにしなないと、遠隔地の人はなかなか来られないのですよ。そういうことを目的にしようと思ったら、前日受付をやってほしいという要望だと思うのです。そこの趣旨をぜひ理解していただきたい。そして、パンフレットも前日に渡せば捨てていくわけにはいかないということになりますし、検討する余地はあると思います。

私も今回、おたる運河ロードレースの経過をいろいろ調べてみましたら、この間もいろいろ問題点があったのです。例えば、最初のころは赤信号でとまるということもあったと聞きますし、荷物を預ける場所がなくて、小樽駅前のロッカーに入れてランナー姿で会場についている人がいるとか、こういう御要望があったり、それから、前年参加者に対する当年の御案内というものは、どこでもやっているのですけれども、そういうものも出さないということで、おたる運河ロードレースについてはいろいろ苦情も聞いておりましたけれども、そういう問題もこれまで解決してきたのです。そういう意味では、今また新しい段階の課題が出ているのではないかと思います。

特に、運河ロードレースは実行委員会形式で、役員の名前を見ましたら観光協会も幹事として入っています。ただ、実行委員メンバーではありませんけれども、ぜひ宿泊観光をもっと広げたいという、そういう要望を繰り返し聞いておりますけれども、こういう機会に前泊、そして遠隔地からも小樽の観光を兼ねて来られる、こういう機会を利用して拡大するのが私はすごくいいと思うのですが、ぜひ観光部門の皆さんとの積極的な提携で拡大を検討していただきたいと思いますが、再度の御答弁をお願いします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

**○教育長（上林 猛）** 再度の御要望でございますけれども、ただいま申し上げた前日の受付、それから制限時間の緩和などにつきまして、再度実行委員会のほうで協議していただくようにしてもらいたいというふうに考えます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、中島麗子議員。

**○20番（中島麗子議員）** ぜひ、お願いしたいと思います。

タイムのことですけれども、この原稿を書いた後に再度、地域の近隣のマラソンで制限タイムがどうなっているかということで調査もしてみましたけれども、ハーフマラソンということで見ますとおたる運河ロードレースは2時間10分です。春一番の伊達ハーフマラソンというのがあるのですけれども、これは2時間30分。きたひろしまエルフィンロードハーフマラソン、これも2時間30分。余市味覚マラソン、お隣ですけれども、ここもハーフは2時間30分なのです。皆さん2時間30分なのに小樽だけ2時間10分。そして、さらに厳しいと言われている北海道マラソンのハーフタイムも1時間50分だったので、参加者を広げていこうということで、今年あたりから2時間20分以内に緩和しているのです。これが流れなのです。こういう中で2時間10分がいいというふうにはならないのではないかと思いますので、実行委員会の中での御検討をお願いしたいと思います。答弁は要りません。

これで終わります。

○議長（横田久俊） 中島議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 一般質問をいたします。

本定例会は、中松義治市長の初めての年度予算が計上され、13万人の乗客を乗せた中松丸の行方が議論される注目の議会となっております。私は、今回一般質問ということで、予算に関する質問ができませんので、中松丸のかじ取りについては、今後の予算特別委員会などで質疑したいと思います。したがって、一般質問では、昨年の市長選挙で中松市長が市民に約束した公約の中から質問したいと思います。

まずは、本定例会において代表質問でも取り上げられ、中松市長も御答弁しています稲一再開発ビルについて、通告しておりますので伺います。

市長は、このビルについて4年間の七つの重点公約で、「街づくりの核となる稲一再開発を商工団体と連携し、道筋をつけて行きます」と示しています。

このビルに関しては、小樽開発株式会社所有部分が競売にかけられましたが、第1回から第3回までで最低価格が10分の1の6,671万円に下がったものの、買手が現れず、不買に終わりました。

市長は、これまでの私の質問に、競売手続の終了が一つのめどとなる、取得者が現れた場合には、商工会議所とも密接に連携をとりながら、施設の再生に向けて十分な協議を行ってまいりたいと御答弁されていましたが、結局、取得者が現れないまま競売手続が終了しました。まず、この事実を市長がどのように受け止めているのか、お聞かせください。

議会では、競売手続の終了が一つのめどとなると御答弁されていましたが、不買という形ではあります。一つのめどを迎えました。本日、北海道新聞朝刊で同ビルの所有権をめぐる複雑な権利関係が報じられていましたが、今後、稲一再開発の道筋をつけるためにどのような考えで動いていくのか、お示しください。

次に、「市民共調の街づくり」について伺います。

市長は、「市民参加により地域のニーズにあった事業を推進します」として、「市民の意見を行政機関に反映させる仕組みづくりを進めます」と約束しています。この点について第2回定例会で質問しましたが、市長への手紙やまち育てふれあいトーク、町会長と市との定例連絡会議やパブリックコメントの実施などの施策を着実に進めるとともに、他都市の事例を参考にするなど、さらなる取組について検討していくと御答弁されました。

他都市では、市長みずからフェイスブックを有効活用し、直接書き込みを行い、住民との対話を積極的に実施している例があります。小樽市でも、若手職員が研究会をつくり、試験的にフェイスブックページを開き、市民にとって市役所が身近な存在となるようにと情報発信を行っており、フェイスブックを利用する市民の方から一定の評価を得ていますし、私も同様に評価しております。大変アナログな市長と聞きますが、市長もアカウントをつくり、直々に近況報告を行うなど、市民との対話のために実施してみてもどうでしょうか。

「安心・安全なまちづくり」について伺います。

市長は、「雪対策や自然災害に向けた体制の強化により、安心・安全なまちづくりを進めます」としています。本定例会初日の提案説明で、昨年3月に発生した東日本大震災について触れ、「地震・津波対策や風水害対策の充実を図ることが最優先の課題であるものと認識し、防災体制の強化に取り組んで

まいります」と述べていました。

市では、平成21年に耐震改修促進計画を策定し、21年度から27年度までの7年間で民間住宅を含んだ耐震化率を90パーセントにする目標を掲げています。計画策定当時の市の施設だけの耐震化率は、学校31パーセント、市営住宅96パーセント、一般公共施設12パーセントとなっていますが、学校耐震化は適正配置で進められています。

しかし、避難所に指定されている市民会館などを含めた一般公共施設については、どのように進めているのでしょうか。新耐震基準に該当しない昭和56年以前の建物は22棟ありますが、その施設は何か、それぞれの建築年・構造とともにお示してください。

また、今後、耐震診断の予定はあるのでしょうか。防災の体制強化に努めるための耐震化率向上を目指すなら、公共施設の耐震改修は必須だと思いますが、27年度までの計画をお示してください。

駅前広場について伺います。

市長は、公約で小樽観光の充実を挙げています。市としては、これまで小樽観光の玄関である駅前広場について庁内関係部局で構成する駅周辺のあり方に関する検討会議を立ち上げ、その活用方法について検討を進めるとしています。現在、建設当時の姿へとJR小樽駅のリニューアル工事が着実に進められています。市民からは、「観光のまちにふさわしい駅前の美化向上。現状は汚い」などとの声が上がっていますので、市として積極的に検討すべきと思います。

現在の駅前広場は、バスやタクシー、歩道、駐輪場、駐車場などが複雑に入り込んでいますが、これらの問題についてどのような議論がなされているのか、お聞かせください。

教育力と学力の向上について伺います。

市長が公約で、「未来ある小樽の子供達のために教育力と学力の向上を目指します」としていますが、まず、その考え方をお示してください。

北海道は、全国の中で最低ランクの学力とされ、小樽は其中でも決して高くない状況であります。

教育長は、2月22日の北海道新聞の記事「中松市政2年目の課題5」で、「小樽の教育環境が充実すれば札幌圏からの移住者が増える可能性もある」と述べていますが、私も同様の考えで、小樽の将来を考えると教育を改革しなければならないと考えております。

横浜市では、地元の大学生と連携し、アシスタントティーチャー制度を設け、学級の授業で大学生を配置し子供たちの学習サポートをしている取組があります。教育関係者から伺いましたが、この制度の導入により横浜市の学校の学力が向上しているなどとの結果が出ているとのことでした。

小樽市内には小樽商科大学がありますし、小樽市とは包括連携協定を締結しています。この連携協定では、人材派遣や情報などを活用し、地域が抱える課題の解決や地域活性化を目指すとしていますので、市の教育力と学力の向上のためにも連携するべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、食育について伺います。

教育は、ただ机上で勉学を身につけさせるためだけとは思いません。給食の中にも立派な教育があると考えております。市では、学校給食や各教科を通じた食育の推進など、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に努めるとしていますので、私もぜひとも実践していただきたいと考えております。

しかし、市が進める新共同調理場の建設に当たっては、現在、一部で取り入れられている磁器食器ではなく、作業性、効率性などを考慮したとして、PEN樹脂食器の導入をしようとしています。一部で導入されている磁器食器は、当時の職員や関係団体、保護者たちの運動によって実現されたものでして、今回、作業性、効率性だけを見て、その思いをないがしろにしてよいと思っているのでしょうか。

教育長には、保護者などから磁器食器の導入について要望が届いていると思いますが、いま一度、教

育長のお考えを伺います。

PEN食器を導入したとしても、五、六年で変色し、更新しなければならないと聞いています。今後、学校給食を家庭の食事形態に近づけ、楽しい食事時間を過ごすことができるような磁器食器を一部だけでも導入することは不可能なのでしょうか、お聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 安斎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、稲一再開発ビルについてお尋ねがありました。

このたびの競売手続は、建物が共有名義であることや地権者の権利関係など課題が多いことから、入札には至らなかったものと受け止めております。

現在、小樽開発株式会社の破産管財人が、取得を希望している企業と引き続き任意売却による交渉を行っているとお聞きしておりますので、市といたしましては、その状況を把握していくとともに、同ビルの再生が中心市街地活性化のための最重要課題であることから、商工会議所と連携して再生に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民との対話のためにフェイスブックを活用してはどうかとのことでありますが、今年是对話の「話」、会話の「話」という字を私は念頭に置き、市民の皆さんとの対話の機会を増やしてまいりたいと考えております。現在、「市長と語る会」やFMおたるの番組などを通じて、市民の皆さんとの意見交換や情報発信をさせていただいておりますように、私は、基本的には市役所の外に出て、相手の目を見て、顔を見て対話をする形が理想と考えておりますが、今後、情報発信ツールとして、試行中のフェイスブックの活用についても研究してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の耐震化について、何点か御質問がありました。

初めに、一般公共施設の耐震化の進め方についてであります。一般公共施設のうち市立小樽病院と市立医療センターについては統合新築により耐震化を進めており、他の施設についても建替えや用途廃止も視野に入れながら、その手法や時期について、今後、庁内議論を行ってまいりたいと考えております。

次に、一般公共施設で新耐震基準に該当しない主な施設と、それぞれの建築年・構造についてであります。主な施設といたしましては、市立小樽病院4棟、市庁舎別館、市民会館、総合福祉センターなどであり、建築年次は、市立小樽病院4棟は昭和29年から44年、市庁舎別館は昭和37年、市民会館は昭和38年、総合福祉センターは昭和47年であり、いずれも構造は鉄筋コンクリート造となっております。

次に、一般公共施設の耐震診断の予定と平成27年度までの耐震改修の計画についてであります。先ほど答弁いたしましたように、今後、庁内議論を行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽駅前広場についてですが、この広場は昭和45年度から51年度にかけて行った小樽駅前再開発事業により整備されたものでありますが、車両交通量の増大等により、いろいろな課題が生じてきておりました。そのため、平成21年度に庁内検討会議を開催し、歩行者と車両のふくそう、広場内の歩行者の乱横断、広場を出る際の滞留スペースの狭小さ、雑然とした自転車の放置状況などの課題について議論したところであります。

これらの諸課題への対応については、現状の駅前広場約7,400平方メートルでは今あるすべての機能を改善させることは物理的に困難であるため、歩行者の安全確保のための横断歩道の改良、景観への配慮のための信号機の移設と観光看板の撤去、又は駐輪場に放置されている自転車の撤去など、実現可能なものから順次取り組み、その改善に当たっているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 安齋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽の子供たちの学力の向上についての考え方ではありますが、これまでも子供たちの学力向上は喫緊の課題であり、教員の指導力と家庭の教育力の向上が不可欠であると、さまざまな機会をとらえ、話をさせていただいております。

さきに説明をした平成24年度の教育行政執行方針においても、学校教育の重点施策の第1点目として学力の向上を掲げ、これまでの取組に加え、道立図書館や市立小樽図書館などと連携した児童・生徒の読書習慣の定着を図ることや、先進的な教育実践を行っている県への視察の成果を、模擬授業を通して学ぶ講座を開設したり、各種学力検査等を実施することにしており、これらのことを通して小樽の子供たちの学力向上に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、小樽商科大学との連携についてでございますが、小樽の子供たちの学力の向上のために小樽のすぐれた教育資源である小樽商科大学と連携を図ることは、大変重要なことであるというふうに考えております。現在、教育委員会では、小樽商科大学の学生に、市内小・中学校で行っている放課後や長期休業中の学習サポートをお願いし、一人一人の子供たちへのきめ細かな指導をしてもらうことなどについて、大学側と協定を結ぶための準備を進めているところでございます。

次に、新共同調理場での磁器食器の導入についてでございますが、これまで保護者の方からも要望があることは承知しておりますが、食器の選定に当たっては、PEN食器の安全性に関しては環境ホルモンや発がん性物質が使われていないということを検査結果で確認するとともに、食品による着色性がないことや耐久性などについては、他の自治体の使用実績などから確認をしております。

また、学校での配ぜん作業や調理場での洗浄作業、配送コンテナへの積み込みや積みおろしなど、各種作業面での食器の重さや食器かごの量などの過重な負担とならないかなどといったことや、食器の単価比較など経済的な面なども総合的に勘案して、PEN食器が最もすぐれていると判断したものでございます。

最後に、食器の一部だけ磁器食器を使用してはどうかのお尋ねでございますが、現在、米飯の食器には磁器食器を使っておりますが、そのほかの食器はポリプロピレン製を使用しております。新共同調理場の供用開始に合わせてポリプロピレン製の食器はすべてPEN食器へ更新いたしますが、磁器食器についてはこれまで年16パーセントぐらいの割合で破損が生じておりますので、その破損分を順次PEN食器に切り替えていくということを考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 6番、安齋哲也議員。

**○6番(安齋哲也議員)** 再質問します。

まず、稲一再開発ビルですけれども、市長は前市長よりもかなり動いていらっしゃるというお話はいろいろと聞いてはおりますが、ただやはり旧丸井今井小樽店や小樽グランドホテルが撤退した後、結構な数の商店が閉店しています。やはりどんどん歯抜け状態になってきているというのは、中心商店街として本当にこのような形でいいのかというところは全市民の考え方でもあります。

現在、市としては商店街の補助金や観光振興券などの対策をとっていますけれども、商店主から言わせれば、このような小手先の補助や支援などではなく、やはり抜本的に重要な施設を再生してほしいという強い願いがありますので、中松市長には今後ともぜひ精力的に動いていただきたいと思います。これは要望で終わります。

公共施設の耐震化ですけれども、議論をするということなのですから、平成27年度までずっと議論議論で進んでいくのかというのは疑問なところではありますが、市民会館の1点だけ取り上げさせてもらおうと、市民会館は避難所にも指定されております。ホール自体には1,200人ぐらい入りますし、ホールにも相当数の人数が入ると思われます。この施設は、屋上に高架水槽があるので、東日本大震災のような災害が起きて、電力がなくなったとしても水の供給は保てるということなので、このような築後もう40年たっている施設が崩れてしまったときに、総合体育館はありますけれども、総合体育館では水はポンプアップなので電気を使わないと出でこないということですから、最優先課題、どこが優先なのかというのを決めて、財政面では問題はありますけれども、もう少し議論を加速していただきたいと思います。それについてお聞かせください。

教育に関してですけれども、商大との協定を結んでいくということで、これはぜひ精力的にやっていただきたいと思いますし、私としても学習支援ボランティアに登録して、今、読み聞かせとか、いろいろな支援をやりたいと思っていただいているところがございます。

細くなるのですけれども、今後の協定の進め方や、どの学校から進めて、どういった放課後の支援をしていくとか、部活ならどういう、何人ぐらいの学生がサポートできるのかなど具体的に話しているのでしたら示していただきたいです。

あと、今前段で話しましたけれども、私は学習ボランティアに登録して、明日もちょうど私が受け入れているインターンシップの学生が色内小学校で読み聞かせをやるということなのですが、これまで相当数のボランティアが登録していろいろと活動されていますので、新たに大学生を配置するというのも必要ではありますが、そことの連携もぜひ検討していただきたいと思いますが、それについてお聞かせください。

最後に、食育のところ、磁器食器の破損率は16パーセントで、破損部分を順次かえていくということなのですが、そうなると共同調理場が新しくなっても、最初のうちは磁器食器も使用されるということなのでしょうか。もし、使用されるということであれば、新共同調理場が磁器食器でも対応可能ということになるのか、それをお聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 安斎議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、稲一再開発については要望という話ではありますけれども、現在、破産管財人が任意売却に向けていろいろと水面下で交渉しているという話もございますので、市としてできるものについては何とか協力しながら、この任意売却の実現に向けて努力していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、耐震化の問題で市民会館の耐震化について再質問がありました。

おっしゃるように市民会館については建築後既に50年近くになるということございまして、昨年も雨漏りなどがありまして、老朽化もかなり進んできているということは事実でございます。事実ではありますが、御存じのとおり市民会館は大変規模の大きい施設でございますし、それから構造も大

変複雑なのです。そういったことを考えると、これからの耐震診断あるいは耐震化に向けての事業にはかなり費用がかかるだろうと思っております。現状では、今すぐ手をつけられるような状況にはないわけですが、ただ安齋議員がおっしゃるように、何とか早期に検討を進めていきたいというふうには思っているのです。ただ私といたしましては、いろいろな事務事業、今、本市が抱えている課題というのはたくさんありまして、その中で言うと、昨日も答弁させていただいたように財政の問題ということも大変大きな課題でございます。皆さんに話させていただいたように、何としても財政再生団体にはならないように、市長として取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、そういういろいろなバランスを考えた上で、今回のお話については検討を進めていきたいというふうに思っております。

したがって、いつだとか、そういうことは現時点ではお答えできませんけれども、御理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 商大との協定に向けた話合いでございますが、今、安齋議員がおっしゃいました具体的な中身だとか、場所だとか、期間だとか、そういうことについて現在詰めている最中ですので、私どもとしては、できるだけさまざまな場面で活用させていただきたいと思っておりますので、なるべく早く協定にこぎつけたいというふうには思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育部長。

**○教育部長(山村幹雄)** 私のほうから磁器食器の関係で答弁いたします。

米飯提供の際の器は、現在も磁器食器を使っております。それにつきましては、先ほど教育長が答弁いたしましたけれども、16パーセントの破損というふうに推移してございます。

米飯につきましては、現在も調理場では米飯の炊飯、あるいは食器が戻ってきた後の洗浄は行っておらず、委託をしております。そういうことから、その形態は継続をしておりますので、米飯にかかわる器については、新共同調理場供用開始のときにすべてP E N食器ということではなくて、それはその破損の状況に応じてP E N食器に順次更新をしていくというようなことでございます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 6番、安齋哲也議員。

**○6番(安齋哲也議員)** 再々質問させていただきます。

まず、稲一再開発については先ほど御答弁をいただきましたので、今後とも私もできるかぎり情報を集めて、いい情報を提供できたらと思います。

公共施設の耐震化ですけれども、財政のバランスなどを見て順次検討を進めていくということなのですが、昨日、一新小樽の成田会長から質問がありましたけれども、財政再生団体にならないようにということであれば、私の主張としてはちょっと質問がずれますけれども、新市立病院の規模をちょっと格安にして、その余った分でもっといろいろなところに投資してもらいたいというのが思いなのですが、これについては今後議論していきたいと思っておりますので、また質問の機会をいただきたいと思っております。

商大との協定の部分なのですけれども、先ほど学習支援ボランティアとの連携についてどのようにお考えなのかということを質問させていただきましたけれども、御答弁をいただけませんでしたので、その点について改めて答弁をいただきたいのと、今後協定を結んでいくということで、恐らく新年度から始めるのが一番よろしいのかと思うのですが、大体どれぐらいの時期に協定を結んで、4月に実施するまでに具体的にどの辺を詰めていかなければいけないのかという課題だけでも、もし教えていただければ

大変ありがたいと思います。

最後に、PEN食器の部分なのですが、もう一度確認させていただきたいのですが、新共同調理場では最初のうちは磁器食器でも洗浄するというふうにお答えになったのですか。ちょっと私、答弁をあまり聞き取れなかったのもう一度その説明をしていただきたいのと、新共同調理場で導入する洗浄機は、そもそも磁器食器に対応しないものなのか、するものなのか、最後にお聞かせいただければと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

**○教育長（上林 猛）** 商大との協定に関してでございますけれども、学習支援ボランティアについてはこれからも活用していきたいと思いますが、そのことについての商大生の御協力というのは当然いただかなければならない。ただ、これまでやっていたものとのすみ分けだとか、それから商大の学生の人数がどのぐらいの規模になるのかということもございますので、どのような場面で使うかについては、たぶんこれからの話合いになると思います。

それから、時期的なものですが、最低でも3月中には協定にこぎつけたいと思っております、3月でも早い段階にしたいというふうには思っています。それで、活用について新年度に入って、具体的に今年度学校とどういう場面で使うのが一番有効なのかということもありますので、その細かなことについては、いましばらく時間がかかるかというふうには思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育部長。

**○教育部長（山村幹雄）** 米飯食器にかかわる部分でございます。

現在、米飯につきましては、先ほど炊飯と洗浄を外部に委託しているという説明をいたしました、当然、洗浄した後のきれいになったものも、翌朝学校に炊飯の御飯と一緒に届けるという形をとってございます。新共同調理場においてもその形態をとるということとございますので、米飯食器にかかわる洗浄は新共同調理場では行わないということになります。

それから、洗浄システム、洗浄機のラインにつきましては当然磁器食器の場合の洗浄のボリュームとございますか、量とか、あるいはその重さ等がございますので、そういったものもPEN食器とは異なる形になると思います。そうすると、現状、PEN食器を前提とした洗浄ラインということで考えてございますので、そこで新たに米飯にかかわる食器、仮に磁器ということになりますと、そのラインの構成自体も別な形での考え方となりますので、現在はそういう想定ではなくて、米飯以外の部分の食器の洗浄ラインということで考えてございます。

**○議長（横田久俊）** 安斎議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○21番（新谷とし議員）** 初めに、孤立死防止対策について伺います。

本年1月に釧路市で起きた高齢者夫婦の孤立死、札幌市白石区の40歳代の姉妹の孤立死は、厳寒期の凍死であるだけに社会に大きな衝撃を与えています。なぜ防げなかったのか、改めて再発防止のための迅速な実態調査と見守りや見回りなどの必要性とあり方が問われています。

まず、高齢者についてお聞きします。

釧路市に聞くと、今回の事故は2010年度から市内5か所の地域包括支援センターに10人の調査員を配置し、高齢者実態調査を行っている中で起きたということですが、孤立死した老夫婦は要介護認定を更新せず、さらに住んでいた地区は来年度以降の調査予定だったということです。

小樽市では、平成21年度に地域包括支援センター、警察、町会、新聞配達、給食サービス、北ガス小樽支店や北海道電力などの連携で、高齢者見守りネットワークを立ち上げています。2年間で対象者すべてを把握できたのか、1人に対する見守り時間はどの程度か、孤立死は何人いたのか、また問題点について伺います。

平成24年1月末現在の小樽市の65歳以上の人口は4万1,929人、人口の32パーセントを超え、このうち単身者は1万4,974人です。介護保険事業状況報告に基づく平成23年10月現在の介護認定者数は9,068人、サービスの受給者は7,148人、受給率は78.8パーセントです。介護サービスを受けていない、あるいは釧路市のように認定を更新しない人が心配です。これらの市民を含めて、今後の手立てをお聞きします。

孤立死を防ぐ手段の一つに緊急通報システムの利用があります。平成17年度から22年度の利用は151件です。ひとり暮らしの75歳の知人は、心臓病を抱え、亡くなってから4日後に発見されました。緊急通報システムをつけていれば助かったかもしれません。国の在宅福祉事業費補助金の制度があったときは、設置費、利用料ともに無料でした。国に財政支援を求めつつ、非課税の市民の利用料金軽減を行い、拡大を図るべきではありませんか。

次に、知的障害者、精神障害者への対策です。

平成23年4月1日現在、知的障害者と精神障害者の手帳交付とサービスを受けていない人の数をお知らせください。

小樽市は高齢者の見守りネットワーク体制を障害者にも広げるべく検討を進めているということですが、これですべての見守りは難しいと思います。特別な手立てが必要ではないですか。サービスを受けていない障害者の実態把握と対策をお伺いします。

次に、電気・ガス事業者との連携についてです。

2010年、北海道は、「要保護者の把握のための関係部局・機関との連携・連絡体制の強化」の通知を出しています。

小樽市として、電気、ガスなどの事業者に対し生活困窮者のライフラインを維持するよう、冬期間は原則供給停止をしないことを求め、市が事業者に対して生活困窮者のライフラインにかかわる情報の提供を求めた場合、個人情報に配慮しつつ提供する制度をつくるべきです。お答えください。

釧路市と札幌市の二つの事例の地区は、いずれも民生委員が空白だったと聞いていますが、小樽市も清水町、色内、桂岡町、末広町で空白地域があります。急いで補充すべきですが、計画をお知らせください。

次に、市役所内の体制についてです。

現在、高齢者や障害者対策は地域福祉課が担当していますが、介護保険課や生活支援課など市役所内の連携体制をつくり、さらに高齢者見守りネットワークを福祉ネットワークに変え、会議は年1回にとどまらず、情報を共有する上でも、もっと増やすべきです。いかがですか。

生活弱者にとって最後のセーフティーネットは生活保護です。札幌市で孤立死した姉妹は、市の保護課に3回も相談に行ったのに、生活保護を申請させず非常食の缶詰を渡しただけと聞いています。このとき生活保護を受給させていたら、孤立死を防ぐことができたのではないのでしょうか。小樽市においてこのようなケースはどのように対応しているのか伺います。

次に、防災について伺います。

東日本大震災の教訓から、平成23年12月7日、内閣府防災担当から全国防災対策費についての考え方が示され、東日本大震災の教訓、緊急性、即効性の見地に立った施策が求められています。教訓としては、津波の観測・監視体制の強化等と円滑な避難行動のための体制整備、避難を容易にする地域づくり、ハザードマップの整備・普及等による住民等の防災意識の向上、被災者の被害拡大防止のための体制整備、これらの施策と一体的に取り組まれ、かつ必要不可欠な施設整備等が挙げられ、緊急・減災事業として防災拠点施設、津波避難タワー、避難路、地域防災計画上の避難所とされている学校、幼稚園、保育所等の公共施設及び公用施設の耐震化など十数点が挙げられています。

現在、小樽市においても津波ハザードマップ作成が進められており、完成は2月末と聞いていますが、説明会は対象地域と事業所だけではなく、他の町会からも要望が上がっていますから、全町会に案内すべきです。説明会をどのように行うのか、お聞きします。

私は、昨年第2回定例会で、広報おたるに掲載された避難場所が津波の場合適さないことを指摘しましたが、どう変更されたのか伺います。

平たんな土地、とりわけ蘭島地区のように高い建物がないところには、津波避難ビルなどの設置が必要であり、さらに市の防災計画に示されている五つの津波・高潮警戒区域の各地区での避難路整備も必要です。

この点では、北海道南西沖地震から復興した奥尻町の取組が参考になると思います。この地震と津波を体験した議員は、著書の中で、今回の東日本大震災から、高台までの避難が遠い市街地は、ふだんは駐車場として使用する、また壁のない高層施設を設置し、その最上階を避難場所と非常食の保管場所として整備することが合理的ではないかとしています。奥尻町では、南西沖地震以後、避難路がつくられ、43本の「避難路」と表示された標識が設置され、地震発生と同時に停電が予想されることから、太陽光で蓄電され夜になると「避難路」の表示が点滅する仕組みにしています。避難ビルやタワーの設置、避難路整備を求めます。

また、先日開かれました、ネットワーク・らんととの懇談では、電柱に避難場所を提示してほしいとの要望もありました。これらについてお答えください。

避難計画は、地域住民の声を取り入れるよう要望いたしました。市長は、「各地域の町会、自主防災組織などに協力をいただき、地域の情報や住民の声を取り入れてまいる予定」と御答弁されています。既に市長あてに町会から要望書が出ているところもあり、その一つが災害発生時の告知方法です。情報を一刻も早く知ることが避難、生命を守る第一の条件であり、高台数か所に拡声塔の設置、消防署の広報車による通報などを要望しています。

小樽市消防本部によると、サイレンの届く範囲は消防本部の2.3キロメートルが最大で、朝里、銭函、塩谷、蘭島は1.5キロメートルで、音が届かない地域もあります。市の計画では、FM放送が受信できない地域や、消防のサイレンが聞こえない地域にはエリアメールによる伝達を進めるということですが、高齢者などには携帯電話を使えない、あるいは持っていない人も多い中で、拡声器やサイレンの効果は大きいと思います。町会、地域住民が要望している拡声塔などを必要な地域に設置するべきです。いかがですか。

次に、避難を容易にする地域づくりについてです。

ネットワーク・らんととの懇談の中で、地域では高齢化が進み、要援護者を支援する人がいない、グループホームなどの施設ではどう避難させたらよいかという悩みとともに、職員の意識づけ、訓練の大切さが強調されていました。要援護者支援の人的体制構築や避難訓練をどう行っていくのか伺います。

次に、学校の耐震化についてです。

昨年の第2回定例会で教育長は、「学校校舎の避難所への利活用については、市全体の防災計画との関係もあることから、市長部局とも相談しながら進めていきたい」と御答弁されています。

学校設置者であり、小樽市災害対策本部長である市長にお伺いします。現在、学校再編の懇談会が開かれています。塩谷小・中学校存続を求める陳情の中で、学校が避難所になっていることも挙げられています。塩谷小・中学校をはじめ、避難所に指定されていても昭和56年以前に建築され廃校予定の学校は耐震化しないのですか。

文部科学省は、昨年5月、今後5年間のできるだけ早い時期に耐震化を完了させるという目標を明記し、さらに災害発生時の応急避難場所としての役割を果たすため、防災機能の強化と児童・生徒の避難経路の確保も国庫補助の対象にしました。学校再編と関係なしに、避難所として耐震化を進めるよう求めます。お答えください。

次に、原子力防災計画について伺います。

小樽市は、泊原発のUPZの対象区域から外されました。福島第一原発事故による放射性物質飛散で、国が250キロメートル圏内の幾つかの地域を汚染状況重点調査地域に指定していることからすると矛盾するものです。市長は、昨年12月28日、北海道の主催で開かれた後志管内20市町村長の会議で、小樽市も同様の扱いをするよう要望しましたが、その後、北海道からの回答や支援策は示されたのでしょうか。

昨年11月21日、北海道原子力防災計画の課題抽出に係る有識者専門委員会は、参考値で半径50キロメートルをPPA、ブルーム通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する地域としました。その後、2月7日には、原子力安全委員会の分科会は、安定沃素剤の配布について、国や自治体が備蓄し、事故後の配布は有効であるが、事前配布も有効かもしれないと検討の余地を残していると報じられております。小樽市はPPAの対象区域ですから、北海道に対し早急にPPAレベルの防護措置を適用した原子力防災計画を策定するよう要望していただきたいのですが、いかがですか。

また、国や北海道の方針待ちでは市民は不安ですから、市独自の対策も必要です。少なくとも安定沃素剤の備蓄や避難、屋内退避などについて小樽市地域防災計画に盛り込むべきではないでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、孤立死防止対策について何点かお尋ねがありました。

まず、高齢者見守りネットワークについてであります。この取組は異常発見時の通報ルールについて共通認識を持つことが主な目的でありますので、何らかの調査をして見守り対象者を把握することについては行っておりませんし、1人に対する見守り時間につきましても集計はとっておりません。

また、この2年間の孤立死の人数につきましては、小樽警察署に問い合わせいたしましたが、孤立死という定義はなく、データはないとのことでありました。

見守りネットワークの問題点ということですが、対象を高齢者に限定していることや、異常発見時の通報に主眼を置いていることから、平常時の見守りについてはあまり機能していないことなどがあります。今後につきましては、ネットワークに参加されている団体や事業者等と協議をしながら、対

象者の範囲や平常時の見守りのあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護サービスを受けていない、あるいは介護認定の更新をしていない方に対する見守りの手立てについてであります。本市では本年度の事業として高齢者の情報整備事業を実施し、災害時や緊急時に支援が必要となる方の把握を行っているところであります。対象者は、介護認定の有無にかかわらず65歳以上のすべての高齢者としており、その中から要支援者を抽出いたしますので、この事業による情報の整備が完了した後、地域の見守りにどう生かせるか検討してまいりたいと考えております。

次に、緊急通報システムに係る財政支援と利用料の軽減、拡大についてであります。この事業は平成17年の三位一体改革により国の補助対象外となり、平成18年度に創設された介護保険の地域支援事業においても補助対象外となったことから、本市の単独事業として継続してきたものであります。

独居高齢者等の孤立死が社会問題となってきている今日、緊急通報システムの需要は高まってきているものと認識しておりますが、一般会計の負担による単独事業のため、本市の厳しい財政状況をかんがみますと、事業の拡大は大変難しいものと考えます。まずは、地域支援事業の補助対象となるよう、北海道市長会などを通じて国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、平成23年4月1日現在の知的障害と精神障害の手帳交付者数と福祉サービスを受けていない人の数についてであります。知的障害の療育手帳交付者数は1,046人、精神障害の精神障害者保健福祉手帳交付者数は455人となっております。このうち18歳以上で福祉サービスを受けていない方は、知的障害者が173人、精神障害者が308人となっております。

次に、見守りネットワークの対象範囲を広げるだけではすべての見守りは難しいとのことであります。先ほども申し上げましたとおり、今後ネットワーク参加団体や事業者等と協議をしながら、対象者の範囲や平常時の見守り体制について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、福祉サービスを受けていない障害者の実態把握と対策についてであります。福祉サービスを受けていない障害者の実態把握については、現在、知的障害者を対象に調査を始めたところで、先ほど申し上げましたサービスを受けていない173人のうち、単身や2人世帯等、緊急性が高いと思われる46人につきまして訪問による実態把握を行い、これ以外の127人につきましては調査票を送付して実態を把握する予定であります。

また、今後の対策としましては、安心して在宅生活を送られるよう高齢者見守りネットワークや民生委員などとの連携をより一層強化し、見守り体制の充実を図るほか、相談支援事業所などとも連携し、御本人が希望されるサービス利用に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。なお、精神障害者の方についても、知的障害者の方と同様な取組を進めていきたいと考えております。

次に、ライフラインに係る事業者との連携等についてであります。まず電気・ガス事業者などの事業者に対して、冬期間の供給停止をしないよう求めよとのことであります。このことも含め、現在、北海道がこれらの事業者と協議を行い、生活困窮者等の情報を共有する仕組みなどを検討することになっておりますので、この結果を踏まえ、本市においても連携を図っていくとともに、市内の事業者とも適宜情報交換を行い、可能なことは先行して実施してまいりたいと考えております。

次に、民生委員の空白地区についてであります。欠員が発生している4地区においては、地区会長又は同地区の民生委員がカバーしており支障は生じてはおりませんが、現在、欠員補充のため、民生児童委員協議会が主体となり、自治会等と連携し適格者の確保に向けて努力しているところであります。

次に、見守りにおける庁内の連携体制についてであります。高齢者見守りネットワークには既に消防本部警防課、廃棄物事業所、水道局料金課、保健所、介護保険課が参加しておりますが、現在、庁内の連携体制の見直しや参加部署の拡大等について検討しているところであります。

また、ネットワークの名称変更や会議の開催頻度につきましては、今後予定しておりますネットワーク会議において、参加団体等と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、生活保護の相談時の対応についてであります。本市では相談室で生活保護の相談を受けた場合、その方の世帯や収入、資産の状況など生活実態の聞き取りをし、生活が困窮していると判断した場合には本人の意思を確認した上で保護申請を受け付けております。

次に、防災について何点か御質問がありました。

まず、津波ハザードマップに係る説明会についてですが、海岸線に人家があり津波が発生した場合に避難の対象となる沿岸部の町会では、今後、ハザードマップに基づき地区ごとに津波避難計画を策定することとなるため、他の地区に先駆けて説明会を開催するもので、3月21日から7回予定しております。

なお、他の町会などから説明会の開催の要望があった場合には、日程を調整の上、対応してまいりたいと考えております。

次に、津波のための避難所についてですが、広報おたる平成23年6月号には津波・高潮警戒区域の避難所として15か所を掲載しましたが、今年度ハザードマップ作成のため標高調査を実施したところ、塩谷サービスセンター、銭函市民センター、北海道職業能力開発大学の3か所の避難所が標高5メートル以下に位置し、津波のための避難所には適さないものと判断いたしました。このため、塩谷サービスセンターと銭函市民センターの2か所は津波のための避難所から除外し、それぞれ塩谷小学校と銭函小学校に変更し、もう1か所の北海道職業能力開発大学校については、建築物の高さを考慮して一時的な津波避難ビルとしてハザードマップに位置づけることといたしました。

次に、避難ビルやタワーの設置、避難路の整備についてですが、これらの施設は津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的な条件により、近くの高台などへの避難が困難と想定される地域において必要となるものです。今後、津波避難計画策定に向けた各沿岸地域の町会や自主防災組織との協議の中で、その地域の状況に応じた一番よい避難方法などを検討してまいりたいと考えております。

また、市といたしましては、新年度から5か年で避難所の標識を新たに標高を表示した標識に更新する事業に優先的に取り組んでいくこととしており、電柱への避難所の掲示については考えておりません。

次に、災害情報の伝わりにくい地域への拡声塔などの設置についてですが、市内にはFM放送が受信できない地域や消防のサイレンが聞こえない地域があることは認識しております。災害情報の広報、伝達にはさまざまな方法がありますので、これらの地域の解消に向けてどのような方法が有効であるか、庁内で研究してまいりたいと考えております。

次に、要援護者支援の人的体制構築や避難訓練についてですが、市としましては、これまで土砂災害を想定した避難訓練の際、要援護者対応も含め訓練を実施してまいりました。今後、津波の被害が予想される沿岸部の地区では、津波ハザードマップを使い、市とそれぞれの地区の町会や自主防災組織などが協力して、地区ごとの津波避難計画の作成を進めていく予定であり、その際、要援護者支援体制の構築や避難訓練の実施についても検討してまいりたいと考えております。

次に、学校の耐震化についてですが、学校の耐震化には多額の費用を要することから、市としましては学校再編の動きを見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、原子力防災計画について何点か御質問がありました。

初めに、緊急防護措置区域、いわゆるUPZ拡大の要望に関する北海道からの回答や支援策についてですが、現時点では北海道から本市に対しまして具体的な回答や支援策は示されておられません。

次に、北海道に対するPPAレベルの防護措置を適用した原子力防災計画の策定要望についてですが、

現行のE P ZにかわるP A ZやU P Zの考え方や当面の目安が示されましたが、P P Aに関する考え方についてはまだ何も決まっていないことから、私としましては、U P Zに隣接する自治体の扱いも含めて、U P Zの拡大を今後も引き続き国や北海道に対して要望してまいりたいと考えております。

なお、国の防災指針が正式に決定し、防災基本計画が見直された場合には、速やかに北海道の原子力防災に関する方針を示していただくよう北海道に要望していく考えであります。

次に、安定沃素剤の備蓄や避難、屋内退避などを本市の地域防災計画に盛り込むことについてですが、市町村の地域防災計画は北海道の地域防災計画と整合性を図ることが前提となっておりますので、屋内退避、避難等の判断基準となる線量や安定沃素剤の服用方法などについて、国や北海道の方針が示されましたら、これに基づいて本市の地域防災計画に盛り込むこととなります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 21番、新谷とし議員。

**○21番(新谷とし議員)** 再質問いたします。

孤立死防止対策ですが、これからさまざまな検討をしていかれるということでした。

それから、初めに孤立死がどれぐらいいるのかということをお聞きしまして、孤立死という定義がなくわからないということでしたけれども、平成22年第4回定例会の予算特別委員会では小樽警察署が高齢者見守りネットワーク会議の中で、平成20年1月から12月で65歳以上に限ると48件、それから21年1月から6月までは35件、22年1月から10月で42件と発言していた旨の答弁がありました。

このように、見守りネットワーク会議の中ではきちんと発言しているわけですから、やはり数を知るということは対策をどういうふうにしていくのかということにもつながりますので、定義がないからということではなくて、もう一度きちんと聞いていただきたいと思います。

この数字を見ますと増加傾向にありますし、最近のニュースでも餓死など本当に悲しいニュースが相次いでおります。ですから、本市でも孤立死が増加しているのではないかという気がするのですけれども、この対策はますます重要になっていると思います。そういう点でも、やはり定義がないからわからないということではなくて、きちんと発表していただくようお願いしていただきたいと思います。

それから、福祉サービスを受けていない知的障害者の実態は今調査中ということで、特別に必要な方46人を訪問したという御答弁でしたけれども、どういうふうにしたのか、どこかに頼んだのか、あるいは市職員が直接出かけて訪問、対話したのか、この辺はどうでしょうか。

それから、電気・ガス事業者との連携なのですけれども、これについても検討していくという御答弁でした。それはそれでぜひ進めていただきたいと思いますが、ちなみに平成14年資源エネルギー庁関係課長通知が出されております。「福祉部局との連携等に係る協力について」というタイトルなのですが、生活困窮者への対応として地域の連携が必要であり、電力会社・ガス会社などはその一翼を担いうる重要な機関の一つであることや、生活困窮者と把握できた場合には料金未払による供給停止に関し柔軟な対応をとっていただきたい、それとともにプライバシーの保護に配慮しつつ、福祉部局との連携について協力していただくようお願いしますと、このような通知がありますので、ぜひこれらについてもスムーズにわかるように、決して寒い時期に電力やガスの供給停止になるということがないようにしていただきたいと思うのです。お話を聞きますと今は、直接対面するのではなくて通知による供給停止だと伺っていますので、そういうことではなくてきちんと対面していただくようお願いしたいと思います。

それから、防災についてなのですけれども、学校耐震化です。津波・高潮警戒区域の第1から第5区の中には、避難場所として小・中学校がたくさん挙げられております。そのうち昭和56年以前に建設さ

れた忍路中学校や塩谷中学校は昭和49年の建築です。これをそのまま避難所にしてよいのかという問題があります。これについてはどうお考えでしょうか。

そして、先ほども言いましたけれども、文部科学省からの耐震化の補助があるわけですよ。この補助を使わないままに過ぎてしまうと、それこそ市の負担が大きくなってできなくなるわけですから、その点についても、この補助が延期されれば本当はいいですけども、やはりあるうちに耐震化を進めるべきだと思うのです。全部やっていただきたいと思えますけれども、それこそ財政的に大変であれば津波避難区域で指定されている学校から順番に始めるとか、そういうような計画がぜひ必要だと思いますので、その計画についてお考えいただきたいと思えます。

それから、原子力防災計画について、昨日の代表質問の民主党・市民連合への御答弁にもありましたけれども、UPZの拡大を求めることは大変いいことだと思いますので、ぜひそのように頑張っていたきたいと思えますが、しかし市長も御存じのように、昨年の第4回定例会で子どもの環境を考える親の会から原発から出る放射能から子供を守るための対策の確立についての陳情が全会一致で採択されました。

チェルノブイリ原発事故の被害は、25年たっても終わっておりません。昨年11月、国会議員ですけれども、超党派で現地を視察した際、現地の政府関係者や医療関係者、NPO関係者の話を聞きますと、国際放射線防護委員会や国際原子力機関が公式に発表している犠牲者と被曝に苦しむ人の数はあまりにも少なく、これらの関係者は、現場の本当のことを知らない、そういうことを言っていることを国会議員が報告しております。ウクライナ、ロシア、ベラルーシでは、合計16万人の放射性被曝による障害者の認定を受けておりますけれども、多くは当時は子供で、そして内部被曝で何年もたってからいろいろながんの症状が出ているということです。チェルノブイリ原発事故では、安定沃素剤の配布が5日遅れた地区の子供たちが甲状腺障害等になっています。

こういうことからしても国の対策が非常に遅れていると思うのですけれども、安定沃素剤は3年間は無効だということを知っております。災害は本当にいつやってくるかわかりません。このような陳情も全会一致で採択されておりますから、国や道の対策待ちではなく、安定沃素剤の備蓄はぜひやっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

私から防災関係について答弁させていただいて、孤立死その他については担当部長から説明をさせていただきます。

まず、小・中学校の耐震化について御質問がありました。

私は、来年度の予算を組むに当たりまして、やはり防災ということについて力を入れていきたいというふうに話をさせていただいたとおりでございます。しかし、この防災というのはいろいろなことがありまして、全部が一遍にできるというようなことではありませんので、それぞれ状況を見ながら対処をしていきたいと思っております。

ですから、今、新谷議員がおっしゃるように小・中学校の耐震化についても、先ほど答弁させていただきましたように、学校の適正配置の問題なども含めた検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、UPZの拡大については、昨日も話をさせていただいたとおり、現在、決定はしておりま

せんけれども、国の原子力安全委員会の部会の中で、半径30キロメートルというようなことで考えているということでございますし、それが決まる前に私としては、やはり自然条件の問題であるとか気象条件であるとか、そういったことを加味した上で決めることではないのか、このように思っているわけでございます。

それから、安定沃素剤の備蓄関係については、今、地域防災計画というのは北海道の地域防災計画あるいは国のそういった問題との関係の中で、やはり整合性を持った形で取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 福祉部長。

**○福祉部長(三浦波人)** 私から孤立死の3点について答弁させていただきます。

最初に、孤立死の定義や数字についてですけれども、今回、小樽警察署に問い合わせましたけれども、市長から答弁があったような結果でございましたが、3月になりましたらネットワーク会議等もまたございますので、改めて警察のほうにこういった定義、数字のことについては話をしてみたいと考えております。

それから、二つ目の知的障害をお持ちの方への訪問調査、だれがどのように行うのかというところですが、こちらは市職員が訪問するようにいたします。実際には、自立支援法関係担当主幹が中心となって訪問をしていきますけれども、2月19日から始めておりまして、私も当初同行させていただきました。これまで面会された方については地域のつながりとか経済状況、それからあとは心配な面など特に見受けられなかったということでございますけれども、残りの方あるいは不在だった方もいらっしゃると思いますので、今後また早急に訪問し、あるいは答弁にもありましたが、特に緊急を要さないとと思われる方については、郵便での照会等を進めてまいりたいというふうに思います。

それから、事業者との連携でございますが、市内の事業者に対しましても1月に訪問してまいりましたけれども、事業者の方々につきましても、今回の事件についてはやはり重く受け止めていらっしゃるということでした。

今、北海道が道内の自治体を代表する形で事業者と今後の連携について協議をするということで新聞等にも出ておりました。実際の協議は3月からということですが、その動向を見まして本市としてもしかるべき対応をしていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 21番、新谷とし議員。

**○21番(新谷とし議員)** 再々質問します。

見守りについて、知的障害の方の46人の訪問は市職員がやっているということでした。ほかの方々は、郵送で書類を送ると言うのですけれども、それでいいのかという気もするのです。人手がなくて大変かもしれないけれども、やはり直接面談していただきたいというふうに思います。

それと、学校の耐震化について、やはり市長は適正配置を考えて進めるということで、それにこだわって、結局は廃校になる予定の学校はやらないと言っているのと同じなのです。いつもそういう言葉が出るのですよ。だから、それで市民、住民の安全が守れるのかということです。それであれば、避難所として指定しないで、別な国の補助もありますから、避難ビルとか避難タワーとかつくるならわかりますよ。だけれども、そうしないで学校を避難所とするのですから、やはり古い学校が2次災害にならないように順次予算をつけて耐震化を進めるべきではないでしょうか。

それから、原子力防災計画の関係ですけれども、確かに北海道との整合性をとらなくてははいけないと

と思いますが、それがいつになるのかははっきりわからない、見えないのです。その日程というのはどのぐらいになると見込んでいるのか、また、それまで市民が心配している安定沃素剤、家庭に配備ということも言っていますが、それまでに至らなくても少なくとも市で備蓄をすれば、そのぐらいは必要ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 新谷議員の再々質問についてお答えいたします。

最初に、小・中学校の避難所としての耐震化、これにつきましては先ほども答弁させていただいたように、やらないということではなくて、学校の適正配置の状況を見ながら検討していきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、安定沃素剤の関係でありますけれども、これも先ほど話したとおり、まだ本当に新谷議員がおっしゃるように、いつそういう計画ができるのかというのはそのとおりでございますけれども、できれば私どもとしては早くそういう計画をつくっていただきたいと思っておりますし、それに合わせて、私どももそういう計画をつくっていききたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 孤立死に関しまして、郵便で調査をすることについてですけれども、調査票が戻ってきますと、その中身によってやはり訪問調査が必要だというふうになる場合にはもちろん訪問調査をいたしますし、それからもし返事の来ないところがありましたら、やはりそこについても何らかの対応が必要だろうというふうを考えております。

○議長（横田久俊） 新谷議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

---

再開 午後 3時10分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 一般質問を行います。

初めに、小樽市の防災の取組について何点かお伺いいたします。

第4回定例会で、我が党の松田議員の代表質問で、全国の公明党女性局が訴えている災害対策に女性の視点を生かす取組について伺っております。市長は御答弁の中で、防災会議における女性の割合の確保について条例改正を行うことが難しいため、対応については他都市の例も参考に検討していく考えを述べられております。

しかし、地方防災会議における女性一定数の確保は、東日本大震災以降、避難所生活の性差による問題や、高齢者、身体障害者、乳幼児などの災害対策には女性の視点が大切であることが改めて浮き彫りとなり、現在、見直しが進められている地域防災計画に女性の意見が反映されるべきと考えます。

具体的に女性の視点からの意見や声をどのように把握し、防災計画へ反映していくとお考えなのか、お聞かせ願います。

さて、小樽市内には、地域の安心・安全を見守り、災害発生時には消防隊員とともに救助や消火活動などに当たる消防団の皆様がおります。日ごろの活動には感謝と敬意を表するものです。活動の中の一つに、女性団員が中心となり、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、防火啓発などを行っているようですが、女性ならではの視点で課題や問題点を感じ取っているのではないのでしょうか。

そこで、現在の小樽市女性消防団員の状況をお尋ねいたします。

初めに、女性消防団員数と割合をお聞かせ願います。

また、小樽市消防団の18分団すべてに女性が所属しているのかについてもお示してください。

今後、女性の視点での防災対策が進み、女性消防団員の役割はますます重要になると考えられ、女性消防団員の人員の確保や地域リーダーの育成に取り組んでいただきたいと考えますが、市長の見解を伺います。

また、地域で高齢者宅を訪問し、防災に取り組む女性消防団員の意見や提案を女性の視点を取り入れた防災対策などに反映できる仕組みを推進していただきたいと思いますが、見解をお聞かせ願います。

次に、避難所の運営について伺います。

万が一、大きな災害が発生した場合、各避難所へは地域住民を中心に次々と人が集まってくるのが想定されます。高齢者や要介護者、身体に障害のある方、乳幼児を抱えた女性や外国人など、さまざまな配慮を必要とする方が集まり、避難が長期化することも考えられます。

小樽市の防災計画では、災害対策本部業務は各部班に分かれて業務が分担され、住民組織及び社会福祉団体へ協力を求めることとなっておりますが、避難開始直後から行政職員が対応できるとも限らず、避難所の運営について具体化されておられません。東日本大震災やそれ以前の災害の体験や専門家のお話を聞くにつけ、避難所運営マニュアルの必要性を強く感じます。小樽市における避難所運営マニュアルを策定すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、大きな災害発生時には、最初の段階で避難所の運営に地域住民が携わる可能性が高く、地域と連携した訓練が求められます。静岡県では、避難所の運営を模擬体験できる教材として「避難所HUG（ハグ）」が開発され、ゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができるそうです。他の自治体でもこのHUGの活用が広がっており、地域の防災訓練に有効であるという意見もあります。小樽市でも避難所運営訓練の教材として活用を推進願いたいと思いますが、見解を伺います。

この項の最後に、福祉避難所の設置について伺います。

福祉避難所とは、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要援護者のために特別な配慮がなされた避難所です。福祉避難所の設置については、平成20年に委員会で質問したときと比べ、平成22年3月末現在の全国市町村で福祉避難所を1か所以上設置又は協定済みの自治体数割合は増加したものの、微増にとどまっております。中でも北海道は、指定済市町村数が20で指定割合が11.2パーセントと、47都道府県中45位と極めて低くなっており、福祉避難所として指定可能な施設選びに苦悩していることがうかがえます。

小樽市では、対象者の把握や施設の状況も踏まえ積極的に考えていくとの御答弁でした。福祉避難所の指定施設について進捗状況をお示してください。

次に、少子化対策について伺います。

少子化は、日本の将来にとって大きな問題や不安要素を抱えており、経済成長を低迷させている要素の一つでもあります。昨年発表された厚生労働省の調査では、晩婚化も進んでいることから、第1子を出産する母親の年齢が上昇傾向で29.9歳となり、出産適齢期後半に当たる30歳から40歳代前半女性の未婚率も過去最高になりました。このままの状況が続くとすれば、将来にわたり予想以上に少子化が進

むことが懸念されております。

小樽市の少子高齢化は深刻と受け止めており、少子化対策も特徴的な施策や積極的な子育て支援策に取り組みなければならないと感じております。先月、学校再編のある意見交換会で平成23年の出生数を聞いて驚きました。平成10年1,022人だった年間の出生数は徐々に減少し、昨年は688人になったそうです。

初めに、この小樽市の出生数の減少傾向の推移をどのように分析されているのか、お示してください。

政府は、子ども・子育てビジョンの中で、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会を目指しており、小樽市におきましては、公明党として何度も質問させていただいたマタニティマークの普及や妊婦健診公費助成の14回への拡大、こんにちは赤ちゃん事業の実施、ファミリーサポートセンターの開設など、限られた厳しい財政状況の中、施策を充実させていただいたことに心から感謝を申し上げます。今後も新市長の下、さらなる充実に向け御努力をお願いするものです。

そこで、本日は、少子化対策の中で不妊治療についてお尋ねいたします。

初めに、小樽市における不妊で悩む女性の状況について伺います。

小樽市では毎週不妊に関する一般相談を保健所で行っておりますが、相談件数や主な内容、相談される方の年齢層、仕事の有無などについてお示してください。

また、来所される場合、相談者が安心して相談できる環境づくりについては、どのような配慮がなされているのかについても、お聞かせ願います。

日本では、妊娠を希望されている御夫婦の10組に1組が不妊症で悩んでいるとも言われ、晩婚化が進んでいる中、不妊治療を希望する方は増加傾向にあります。この不妊治療には、健康保険が適用になる一般不妊治療と体外受精や顕微授精の特定不妊治療があり、精神的、身体的な負担に加え、経済的不安が大きく、治療を途中で断念する方も多いのが現状です。特に特定不妊治療についてお尋ねしたいと思いますが、体外受精や顕微授精を行う場合、1回にかかる費用は30万円から50万円が最も多いとされ、高額な医療費が必要となります。このため、経済的負担軽減を望む声が多く、北海道が平成16年度から行っている特定不妊治療費助成事業は、国の少子化対策事業拡充とともに実施されてきました。

そこで、小樽市における特定不妊治療費助成事業の申請状況はどのようになっているのか、お示ください。

また、小樽市における指定医療機関の状況についてもお示ください。

道内では、帯広市のように自治体独自で、体外受精・顕微授精を受けた御夫婦の経済的負担軽減のため、治療費の一部を助成する事業を行っているところもございます。小樽市でも近隣自治体にはない特徴ある少子化対策として、ぜひ検討していただきたいと思いますが、市長の見解をお聞かせ願います。

過去に不妊治療を途中で断念、若しくは受けなかった理由の大きな要因の一つは、治療を継続するための経済的理由であります。貯蓄を大きく切り崩すことへの不安もあり、私自身が融資の相談を受けたこともあります。東京都文京区では平成22年度から特定不妊治療費の融資を金融機関にあっせんし、利子の一部を助成する制度が始まっており、継続治療を望む方々への大きな支援につながると考えます。このような支援制度もぜひ検討願いたいと思いますが、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、不育症についてですが、不育症は不妊症と異なり、妊娠はするが流産や死産を繰り返し、子供が持てない場合をいいます。この不育症の原因はさまざまで、その多くが原因不明とされているそうですが、適正な検査や治療を行えば、次回の妊娠成功率が高くなることが研究でわかっており、まずは専門医のカウンセリングを受けることが大切であると言われております。

小樽市では、不妊の相談内容から不育症と思われる女性に対してどのような対応をされているのか、

お聞かせ願います。

中医協では、昨年12月、不育症の原因の一つである抗磷脂質抗体症候群の治療に有効とされている自己注射薬「ヘパリン注射」の保険適用を了承しました。今までは保険適用外のため、1日2回投与し月額5万円の負担をし続けている女性や、経済的な理由からその治療を受けたくても受けることができなかった女性に朗報であります。ぜひ、このたびの保険適用の情報や周知を進めていただき、不育症に関する課題である不育症そのものの認知度を高めるよう取組を進めていただきたいと思います。今後の取組についてお示し願います。

また、現在、ヘパリン注射による治療を行っている方は市内にどのくらいいらっしゃるのかについて把握されていればお答えください。

次に、生活保護制度について伺います。

生活保護受給者が平成23年11月末現在で207万9,761人、受給世帯も150万7,940世帯となり、過去最高を更新したとの報道がありました。2010年の生活保護費の総額も約3兆3,000億円に達し、こちらも過去最高となっております。背景には、高齢化が進み、低年金や無年金の高齢者が増加していることや2008年のリーマンショック以降、失業者が増え、好転しない経済は雇用状況を悪化させ、現役世代や若年者層にまで受給者が広がっている傾向にあります。しかし、その経済の状況を早期に好転させる要因や対策はなかなか見いだせない現状の中、急増する保護受給者に対応する地方自治体から生活保護制度に対する課題や提案等を受け、国と地方で生活保護の見直しや適正化に向けた協議がなされ、就労支援を中心に自立に向けた取組を推進させることや不正受給の防止策について協議され、中間取りまとめとして決定したところです。

そこで、小樽市の生活保護の現状も含め、今後の取組について何点か伺います。

初めに、小樽市の生活保護受給者及び世帯数について、リーマンショック以前の2007年12月末と2011年12月末でお示しください。

また、現役世代や若年者層の受給者についてもそれぞれお示しいただき、小樽市の現状についてお聞かせ願います。

特に現役世代の就労問題は深刻化しており、「生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間とりまとめ」でもハローワークとの連携強化について、その必要性が言われております。今までの取組の内容と効果についてお聞かせ願います。

また、小樽市では、昨年10月から整備された求職者支援制度を利用し、職業訓練を受けている方は何人いらっしゃるのか、利用者の状況もあわせてお示しください。

本制度利用者が自治体の指導に従わない場合は厳しく対処するようにもなっておりますが、具体的にどのような内容なのかについてもお聞かせ願います。

市内の経済状況からも、就職活動を積極的に行ってもなかなか就職先が決まらず、生活保護受給期間が長くなっている方もおり、現役世代や若年者層の中で就労意欲が低下することに懸念を抱いております。このような方々が社会の中で孤立しないためにもボランティア活動の場を提供するなど、就労意欲の向上を図るための取組をぜひ検討願いたいと思いますが、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、生活保護の申請について伺います。

生活保護の申請に当たり、福祉部相談室で生活状況を聞き取り、その後、申請手続に進むと承知しており、ここ数年の経済状況から相談が増加していると考えます。

そこで、小樽市の生活保護に係る相談ですが、2007年1月から12月末と、2011年1月から12月末の相談件数の推移と、うち生活保護の申請をした件数、また申請したが保護受給に至らなかった場合の件

数と主な理由についてお聞かせ願います。

さて、本年1月には、札幌市白石区で知的障害者の妹とその姉が孤立死するという問題が起きました。3回にわたり区役所を訪れ生活相談をしていたにもかかわらず、本当に悲しい結果となつてしまい、残念で仕方がありません。

この問題を受け、小樽市においても介護や福祉サービスを受けていない知的障害者について調査を始めると思いますが、調査対象者の条件、人数、今後の対応についてお聞かせ願います。

また、小樽市において福祉部の相談窓口を訪れた場合、相談内容の記録はどのように管理されているのか、保管年数やその用途についてお聞かせ願います。

役所は申請主義と批判されることも多く、相談者に対して行政側から状況の聞き取りなどアクションを起こすことも場合によっては必要ではないでしょうか。今後の取組についてお聞かせ願います。

次に、保護費についてです。生活保護制度の趣旨は、憲法第25条が保障する生存権に基づき生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的としております。しかし、生活保護世帯の増加は財政を圧迫している一つの要因になっており、市民に信頼される生活保護制度になるよう、制度の適正化に向けた取組が必要になっております。このたびの制度に関する協議の中間取りまとめでも、資産や収入以外の事項も調査できるよう法的根拠を与える検討が必要なことや、不正受給に対する取組の徹底などがまとめられております。

そこでお伺いいたしますが、小樽市における不正受給の現状はどのようになっているのか、また取組についてもお聞かせ願います。

生活保護法第78条には、不正に受けた保護費を徴収することができることとされており、実際に不正受給が発覚した場合にどのような対応や管理がなされるのかについてもお示しください。

また、毎年発生している不正受給の平成22年度調定額と現時点での収入未済額についてお示しいただき、状況を説明願います。

この項の最後に、生活保護受給者の後発医薬品の利用促進について伺います。新聞報道では、保護受給者1人当たりの医療費は、50歳から59歳で国民健康保険加入者の2倍の20万円に及んでいるそうです。働きたくても病を抱えているため働くことができず保護を受給されている場合も多いことから、年間医療費が多くなることは理解しているところですが、将来世代の負担軽減に努める観点からも、膨張し続ける医療費をどう抑制していくかが大きな課題となっております。

各保険者でも後発医薬品の使用促進に向けたさまざまな取組が進んでおり、小樽市国民健康保険でも昨年3月から取組が始まっております。厚生労働省では、生活保護受給者に後発医薬品の成分について説明し、受診時に試してもらうよう促した場合、試した方の6割が後発医薬品を使うようになれば、年間100億円の国費削減を見込んでおります。

小樽市では、この取組により医療扶助の削減の試算は難しいと伺っておりますが、参考までに先行して行われている小樽市国民健康保険での削減効果についてもお示しいただき、説明願います。

国では、12年度までに後発医薬品の普及率を30パーセントまで引き上げる目標を掲げ、希望者が後発医薬品を利用しやすいよう患者が提示をすれば後発医薬品を処方してもらえる希望カードは、小樽市国民健康保険や他自治体、他保険者でも推進されております。生活保護受給者に対して後発医薬品の使用促進や希望カードについて、小樽市では今後どのようにお考えか、お聞かせ願います。

最後に、発達障害児の支援策について伺います。議会で何度も質問させていただいておりますので、短く何点か伺います。

発達障害がある子供は、集団生活の中にいる場面では全く様子が違うことも多いことから、保育所や幼稚園において子供の観察が重要と言われております。国立特別支援教育総合研究所の調査で、80パーセント前後の保育所や幼稚園で発達障害等の配慮児が在籍していた結果が示されており、保育中に障害があることに気づくケースが多いようです。

小樽市内の保育所では、定期的な観察などは行われているのでしょうか。

そして、その後の発達障害等の気づきはどのように保護者に伝わるのか、また、その情報は小樽市で把握されているのかについてもお示し願います。

山口市では、対人関係や社会性が著しく発達する5歳児を対象に、5歳児発達支援事業の取組を進めております。これは保育園や幼稚園に在籍する年中児童を対象に、保護者と園の担当者に発達に関する問診票を配布、記入していただき、その内容から発達に関して心配や気になる子供について発達相談会を開催する事業です。医師、心理相談員、言語聴覚士などの専門家に発達や育児の相談が直接できることや今後の支援の検討や助言をもらえることは大きな支えになり、同じ悩みや不安を抱えている保護者が参加するため、親の孤立感を和らげるなどの効果が期待できる事業であります。

発達障害に対する早期発見・早期支援は、その後の成長過程で重要なポイントであり、その保護者を支える支援も大切であると考えます。山口市が行っているような支援事業は子供がいる家庭に発達障害の周知や理解を広げることにもつながり、発達障害児を支える5歳児健診としての仕組みづくりを実施願いたいと再度要望するものです。市長の見解をお聞きいたします。

また、発達障害に関する気づき、問題点、相談内容、対応策、その後の経過などの情報は、将来にわたって継続的な支援が必要な観点から、本人と家族、関係機関との共有が大切です。そのツールとして、子育てサポートファイルの活用について平成22年第4回定例会で提案をさせていただきました。関係機関と連携して取組について検討すると御答弁をいただいておりますが、その後の進捗状況と早期の導入を再度要望し、市長の御見解をお聞かせ願います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災の取組について何点か御質問がありました。小樽市地域防災計画に女性の意見をどのように反映するかとのことですが、本市の防災方針の決定の場である防災会議の委員については小樽市防災会議条例に規定されており、主に防災関係機関の長や職員を委嘱し、又は任命することになっており、特に女性を登用するための規定は設けられておりません。しかしながら、避難所の運営など災害対策に女性の視点や意見を反映させることも必要と考えますので、今後、防災会議の委員に女性を任命できるよう条例改正の手続きを進めてまいりたいと考えております。

次に、女性消防団員数と割合についてであります。本年2月1日現在の消防団員数は502名で、そのうち女性消防団員数は71名となっており、割合は14.1パーセントであります。また、全18分団のうち、女性消防団員が所属している分団数は15となっております。

次に、女性消防団員の人員確保や地域リーダーの育成についてであります。消防団ではあらゆる機会をとらえ消防団員の募集をしており、事業所へのポスター掲示に加え、団員一人一人が地域での勧誘を行うなど入団促進を図っております。また、地域リーダー育成の取組についてであります。消防団

では女性消防団員を対象とした救急講習会やレスキューキッチンを使用した炊き出し訓練などを実施し、日ごろから災害に対する備えや発災時における指導的役割を担う知識と技術を身につけるため訓練を行っており、これからも継続してまいりたいと考えております。

次に、女性消防団員の意見や提案を女性の視点を取り入れた防災対策等に反映できる仕組みの推進についてであります。高齢者宅を訪問するなどの活動をしている女性消防団員ならではの経験を十分活用するため、女性消防団員の研修に合わせて意見交換会を開催し、そこで出された意見は定例分団長会議に提案され、可能な限り反映しております。今後におきましても、女性の視点に立った防災対策は非常に重要と考えておりますので、より一層反映できるよう努めてまいります。

次に、避難所運営マニュアルの策定についてですが、大規模な災害が発生したときには、多数の被災者が避難所で長期間共同生活を営むことが予想されます。東日本大震災を踏まえ、災害時の避難所については適切な運営を行うことが求められており、運営体制や手順などを確認する上でもマニュアルは必要だと考えておりますので、今後、他都市の事例などを参考にしながらマニュアルの内容を検討するなど、策定に向け作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、避難所HUGについてですが、避難所の運営は市職員だけではなく、自主防災組織や地域住民の代表者などに行っていただく必要があります。これらの方々と図上訓練のHUGを通じて、災害時の避難所運営をイメージしてもらうことは、避難所を円滑かつ的確に運営する上で有意義と考えております。市としましては、当面、新年度に予定の津波避難計画の作業過程で、同じく地図上に危険箇所や避難路などを書き込むことで適切な避難行動を学ぶ図上訓練D I G（ディグ）を積極的に取り入れ、まずは地域住民の避難体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉避難所指定についての進捗状況であります。福祉避難所は災害時のスタッフの確保が一番の課題であり、このことから他の自治体でも福祉避難所の指定が進んでいないと言われております。このため北海道では、この問題を解消するため、昨年からはスタッフを被災市町村に派遣する協定を道内の社会福祉法人などと順次締結することとしております。市としましては、北海道の締結する協定により災害時のスタッフ確保にめどが立った段階で、市内にある施設の管理者などと福祉避難所指定の前提となる協定の締結に向けて協議してまいりたいと考えております。

次に、少子化対策における不妊治療支援について何点かお尋ねがありました。

まず、出生数の減少傾向の推移についての分析であります。住民基本台帳で平成10年12月末から平成23年12月末の間に出産適齢期後半に当たる30歳代から40歳代前半の女性の人口が1万3,186人から1万1,311人となり、14.2パーセント減少しました。また、国勢調査における同年代の女性の未婚率は平成12年調査では24.1パーセントでしたが、平成22年調査では30.5パーセントに増加したこと、さらに本市の合計特殊出生率は平成12年が1.07、平成21年が1.08と、依然として低い数値であることから、出生数の減少傾向が続いているものと考えております。

次に、不妊に関する一般相談のお尋ねについてですが、まず相談件数は平成21年度1件、22年度1件、23年度はこれまでに1件となっております。相談者の年齢は20歳から40歳代であり、職業の有無については把握しておりません。相談内容につきましては、不妊治療中の精神的な不安の訴えや妊娠の成立に関して知識を求める相談となっております。これまでに来所による相談はありませんが、相談者が安心して相談できるような配慮は重要でありますので、来所での相談があった場合には、環境的な配慮とともにプライバシーへの配慮も行いながら、相談に当たってまいりたいと考えております。

次に、特定不妊治療費助成事業の申請状況についてですが、申請は年2回まで可能となっており、小樽市の申請状況につきましては、平成20年度延べ24件、21年度延べ50件、22年度延べ36件となつて

おります。

また、不妊治療における指定医療機関につきましては、本市にはありませんが、札幌市内を含め道内で27医療機関が指定されております。

次に、医療費の一部助成についてですが、治療費が高額であり、経済的な負担も大きいことから、少子化対策として有効な手段であると考えますが、治療費の支援制度につきましては、今後、当市の財政状況を勘案しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、不育症と思われる相談の対応についてですが、相談の際には不育症の原因や治療方法など必要な情報提供に努めるとともに、医療機関での相談、受診を勧めていくこととしております。

次に、不育症治療に係る保険適用の情報や不育症そのものの認知度を高める取組についてのお尋ねですが、日ごろから保険適用など不妊や不育症に関する情報収集を行いながら、相談者に対し有益な情報提供ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、へパリン注射による治療を行っている方につきましては、医療内容に関する個人情報でありますので把握しておりません。

次に、生活保護制度について何点かお尋ねがありました。

まず、生活保護の受給者数と世帯数であります。2007年12月末では5,315人、3,635世帯、2011年12月末では5,499人、3,875世帯となっております。また、保護統計上では、現役世代や若年者層という年齢階層などでの受給者数の集計はしておりません。

次に、ハローワークとの連携についてであります。ハローワークOB2人を嘱託の就業指導員として配置し、ハローワークからの情報を基に生活保護受給者に対する就労相談などを行っております。効果といたしましては、平成22年度では延べ491件の就労指導を行い、129人が就職しております。このほかに特に就労が期待できる受給者に対して、ハローワークで実施する「福祉から就労」支援事業を活用して個別に就労支援を行っております。この効果といたしましては、平成22年度ではハローワークへ12件の支援要請を行い、9人が就職に至ったところであります。

次に、求職者支援制度を利用している生活保護者数であります。平成24年1月末で16人となっております。この制度は、パソコン訓練や介護職員養成など資格を有することが就労に有利であると思われる生活保護受給者に対し、担当ケースワーカーが働きかけ、就業指導員と相談の上、ハローワークで手続し、民間の養成機関で職業訓練を受けるものであります。

また、本制度利用者が自治体の指導に従わなかった場合の対処につきましては、生活保護制度に関する国と地方の協議の中で、合理的な理由なく受講しない者については必要に応じて保護の廃止も検討するという議論もなされているところですが、決定に至ったわけではありませんので、本市においてはそのような取扱いはしておりません。

次に、就労意欲の向上を図るための取組についてであります。さまざまな事情から一般的な就労が困難である方に対し、就業体験の場を提供することにより、社会参加意識と就労意欲の向上を図ることは重要と考えるため、本市では自立支援プログラムの一つとしてNPO法人などと連携し、就業体験的ボランティア事業を実施しているところであります。

次に、生活保護の相談件数などについてであります。2007年1月から12月末までの相談件数は949件、申請件数が466件、開始に至らなかった件数は55件、また2011年度は相談件数は1,000件、申請件数が497件、開始に至らなかった件数は36件となっております。

また、保護開始に至らなかった者の主な理由は、調査の結果、当面の間、生活し得るだけの預貯金や収入があったことなどにより、生活保護の受給要因を満たさなかったものであります。

次に、知的障害者の調査についてお尋ねがございました。

調査対象者の条件と人数についてですが、平成24年1月末現在で療育手帳を所有している1,093人のうち、18歳以上で施設や福祉サービスを利用されていない方が173人おります。この中でも単身や2人世帯等、特に緊急性が高いと思われる46人を対象に訪問調査を始めたところであり、これ以外の127人については調査票の送付により調査を行う予定であります。

また、今後の対応といたしましては、安心して在宅生活を送れるよう高齢者見守りネットワークや民生委員などとの連携をより一層強化し、見守り体制の充実を図るほか、相談支援事業所なども連携し、御本人の希望される福祉サービス利用に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、相談記録の取扱いなどについてであります。決裁後5年間保存し、再度相談があった場合に過去の相談経緯の参考資料として利用しております。

また、行政側からのアクションについてであります。一度生活相談に来られた方については、民生委員に相談内容について報告するとともに、その方が困窮した際には再度市への相談について民生委員から助言をしていただくよう依頼しているところであります。

今後の取組についてですが、現在、北海道が北海道電力や北海道ガスなどライフラインに関係する事業者との協議を行い、生活困窮者等の情報を共有する仕組みを検討することになっておりますので、この結果も踏まえ、本市においても連携を図り、市内の事業者と適宜情報交換を行い、可能なことは先行して実施してまいりたいと考えております。

次に、小樽市における不正受給の現状についてであります。平成22年度における不正受給の件数は62件であります。

不正受給についての取組であります。年金受給権や収入状況の調査を行い、収入実態の把握に努めているほか、通報や投書などに基づいた調査も随時行っているところであります。

次に、不正受給が発覚した場合の対応や管理についてであります。不正受給が発覚した場合は、事実関係の調査により全容を把握した上でケース診断会議を行い、生活保護法第78条の適用、徴収額返還方法、告訴、告発などについて決定しております。また、不正受給した保護受給者に対しては、文書等により不正受給を繰り返さないように厳しく指導し、繰り返した場合には保護の廃止などの措置を行っているところであります。

次に、不正受給の調定額と収入未済額についてであります。平成22年度の調定額は平成21年度以前の繰越分も含めて約7,100万円で、うち平成24年2月13日現在の収入未済額は約4,700万円となっております。不正受給については、判明時には既に消費済みの場合が多く一括徴収が困難であること、また不正の判明と同時に保護が廃止になった場合には、その後、支払がなされない場合が多いのが現状であります。

次に、国民健康保険で行っている後発医薬品の利用促進の取組についてであります。平成23年3月に高血圧や糖尿病などの生活習慣病の医薬品が処方されている方のうち、自己負担額の軽減額が大きい方上位1,500人程度を抽出し、現在服用している薬を後発医薬品に変えた場合の軽減額をお知らせするとともに、利用勧奨を行う後発医薬品利用促進通知を実施しました。通知後、7か月の追跡調査を行った結果、1,500人のうち約600人、4割の方が後発医薬品に変更し、効果額は自己負担分と国保負担分を合わせて約428万円という結果が出ております。

次に、後発医薬品の使用促進と希望カードについての取組についてであります。厚生労働省では後発医薬品の使用を促進していますが、現在のところ生活保護受給者における取扱いについて新たな通知は出ておりませんので、今後の動向を見ながら、小樽市での後発医薬品の使用促進と希望カードの取組

について考えていきたいと思っております。

次に、発達障害児支援策について何点か御質問がありました。

まず、保育所での子供の観察についてであります。保育所では子供一人一人の発達過程に応じた指導計画を作成し、保育業務として日常的に観察しております。その中で障害等が疑われる場合には、家庭との連絡を密にし、保護者との相互理解を図り、心配が大きい場合にはこども発達支援センターや保健所など関係機関への相談を勧めております。

次に、発達障害のある子供の情報把握についてであります。発達にかかわる情報はプライバシーにかかわる問題でもありますので、すべての子供の情報が直接小樽市に伝わる仕組みにはなっておりませんが、認可保育所において障害児保育の対象となった子供の保育の実施状況については、各保育所から毎月報告をいただいております。

次に、5歳児健診の実施についてであります。発達障害を早期に発見するための健診は、他の乳幼児健診と異なり、集団生活の場において子供の行動を観察、評価できる健診が必要です。国は、5歳児健診が発達障害児の発見に一定の効果があるものとしながらも、一方で自治体における専門職の確保や、より実効性の高い健診システムの確立など、実際の導入には多くの課題があるとしております。本市といたしましては、今後も国の動向を見守りたいと考えております。

最後に、子育てサポートファイル活用の進捗状況についてであります。これにつきましては、市や障害者関係団体及び相談支援事業者などで構成される小樽市障害者自立支援協議会の子ども支援部会において、各地の取組を知るところから検討を開始したところでございます。今後については、活用の有効性や課題などをよく検討し、導入の是非の判断をしまいたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 2番、千葉美幸議員。

**○2番(千葉美幸議員)** 再質問させていただきます。

生活保護制度について何点かお伺いをしておりまして、まず私のほうから、生活保護の相談窓口を訪れた方々に対しまして、行政側からアクションを起こすことも必要ではないかというふうに質問しております。先ほどの御答弁では、一度そういう相談に訪れた方に対して民生委員の方に連絡をして状況等を把握するというふうに聞こえました。生活保護の相談件数も先ほど聞きましたが、全員の方に対して民生委員にお願いをして状況を把握されているのかどうか、また、生活保護を受けるのかもわからないのに、そういうことを民生委員に伝えることが適正かどうかについてもお答え願いたいと思います。

それともう一点、後発医薬品と希望カードの件について御質問させていただきました。国の動向がまだはっきりしていないということはありますけれども、他の保険者、私たちも含めてそうですけれども、そのように患者目線での後発医薬品の導入については進んできているのかなというふうに感じている中で、生活保護受給者の方々に対してはそこまで進んでいないということがどうしてなのか私自身も若干疑問がございますので、問題点等がありましたらお示しいただきたいと思っております。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 福祉部長。

**○福祉部長(三浦波人)** まず、生活保護の相談にいらっしゃった方全員について民生委員に情報提供をお願いしているかということでございますけれども、基本的には相談にいらっしゃった方のことについては、全員について民生委員に今後の対応について何かあった場合には相談に乗ってくださいということでお知らせをしております。

これは民生委員がその後、相談者の家庭を定期的に訪問するというのではなくて、小樽市としても、その後いつでも、相談は受けますけれども、市だけではなくて民生委員にも随時相談をすることもできるということです。そういう意味で民生委員に対しても事前にこういう方が相談に来ていましたということをお知らせしておくということでございます。自分の地域にこういう相談に来られた方がいるということを民生委員にも私どもから情報提供して、何かあった場合には対応をお願いしますということです。

それから、後発医薬品の件でございますけれども、厚生労働省としては、総じて後発医薬品の使用については推奨している立場なのですけれども、生活保護の分野については、若干その考え方が後退しているといいたいでしょうか、それほど積極的ではないようでして、これは基本的に後発医薬品の取扱いが進むというのは利用者の例えば自己負担に影響するような場合だとわりと進みやすいというふう聞いておりますが、生活保護の場合ですと、変な話ですが、すべて生活保護費で出ますので、特に利用者の負担というのは直接影響しないといったことが一つと、それから生活保護の中で後発医薬品を勧める場合の国から示されている一つの考え方として、福祉事務所が保護受給者の方に後発医薬品の使用を打診するといいたいでしょうか、使ってみてはいかがでしょうかというようなことをお勧めするようになっているのですけれども、ケースワーカーにいたしましてもその医薬品に関する知識を持っている者がおりませんので、そういった部分で何らかの質問があった場合には答えられませんし、現実的には体制としても難しいだろうと思います。国では、今後、各自治体にその部分での相談員を配置していくようなことを考えているという情報も入ってきておりますので、そうなってくれば、そのあたりのことも一定程度進んでいく可能性があるのではないかとこのように考えております。

**○議長（横田久俊）** 千葉議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

**○3番（中村岩雄議員）** それでは、一般質問を行います。

新市立病院に関する質問です。

まず、災害拠点病院としての機能はどうかお尋ねします。

昨年、東日本大震災では、想定できなかったような被害が起こり、多くの方々が亡くなり、避難された被災地の方々も家族や家をすべて失い、絶望感の中で必死に前に進むとする姿勢に私たちも感動を覚えました。

小樽市でもし、あのような災害あるいはSARSや新型インフルエンザのような未知の感染症などさまざまな問題が起きたときには、災害拠点病院である新市立病院が率先して市民の命を守るとりてなっていたいただきたい。たとえ想定外の事が起こっても、市民の皆さんに的確な情報を与え、公的機関による医療の提供や医師会を通じての協力支援など、市民の皆さんが安全と安心を確保できるシステムづくりをしていただきたいと希望します。

そういった趣旨を踏まえて、新市立病院は災害拠点病院としてどのような機能があり、どのような役割を担っていくのでしょうか、お教えてください。

次に、市と新市立病院の連携による予防医学についてです。

小樽市は北海道の中でも高齢者比率の高い地域であり、今後ますます増加することがわかっています。そうした中で、医療費抑制の面でも予防医学が重要と考えられます。市立病院としての特性を生かし、小樽市民の健康情報を市役所とともに把握し、要介護認定を受けた市民は、認知症予防や運動機能の低

下予防のため、積極的にかかわりを持っていく。医師による電話相談システムや地域の開業医との連携により、緊急の処置が必要な疾患を見逃すことを防ぎ、過剰な救急車の要請を防ぐ効果もあると考えます。

また、観光のまちと言われる小樽市は、中国や台湾などからの観光客が多く滞在しており、そうした訪問客が病気にかかったときに安心して受診できる病院として、英語や中国語を話せるスタッフを配置し、外国人観光客も安心して受診できる病院として機能することを考えることが必要ではないでしょうか。

そういった問題に対して、新市立病院における地域医療連携室は、地域の開業医との連携や市民への予防医学についてどのような役割を持つのでしょうか、お示してください。

次に、ヘリポートの設置計画について質問いたします。

救急医療のシステムは、最初は1次救急病院に受診し、ここではほぼすべての患者を受け入れ、軽症患者や1次救急で解決できる患者と2次救急に送らなければいけない患者を見極めるというふり分けが必要となります。その後、2次救急施設で解決できる患者と3次救急施設へ送らなければならない患者のふり分けが行われます。また、患者を搬送する救急隊が心筋梗塞や脳梗塞など一分一秒を争う病気の可能性がある判断した場合は、1次救急を飛び越えて直接2次救急施設への搬送が必要となります。

これが現在の日本の救急システムの大まかな形であると考えられ、新市立病院にはヘリポートを設置する計画ですが、その利用形態と市民への周知方法についてどのように考えているのか、また現在のドクターヘリの運航方法などはどのように変わるのでしょうか、お答えください。

次に、日本海側拠点港に関して何点かお伺いします。

昨年11月に、小樽港は、外航クルーズの背後観光地クルーズの機能で、日本海側拠点港に選定されました。機能別ではトップの評価を得たことからクルーズ振興における小樽港の重要性やこれまでの取組が高く評価されたものと思っており、市としても積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、今回の計画は、伏木富山港、京都舞鶴港との連名によるものでありますが、今後、3港で連携した取組も重要なものになってくると思われれます。そこで、まず応募した計画書にある3港連携による協議会について、現在、具体的に進めている取組があればお伺いいたします。

次に、応募した計画書にある第3号ふ頭での大型クルーズ客船対応施設を整備するには、港湾計画の変更をはじめとして長期を要することになると思われれますが、経済成長著しい東アジアのマーケットをターゲットとして、今後、現状よりも大型のクルーズ客船の導入も進んでくるものと考えられ、これらのクルーズ客船受入れのための早期な対応が必要と思われれます。このような状況の中、第3号ふ頭における大型クルーズ客船のための係留施設が整備されるまでの間、小樽港としてどのように対応していく考えているのかお示してください。

最後の質問です。このクルーズ振興は小樽港だけでなく、小樽観光の振興にとっても大きな期待が寄せられているところであります。そのためにも、応募した計画書にある施策を実現していくことが重要だと思います。その中で、第3号ふ頭での大型クルーズ客船対応のための係留施設の整備については、国の支援が必要になると思われれますが、近年、国の財政も非常に厳しい状況にある中、計画の実現に向け、今後、国に対してどのように働きかけていくお考えなのか、お尋ねいたします。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中村議員の御質問にお答えいたします。

日本海側拠点港に関して何点かお尋ねがありました。

まず、3港連携による協議会についてであります。去る2月10日、本市において港湾管理者の京都府や富山県をはじめ、それぞれの港湾所在地である舞鶴市や富山市など合計8団体による設立準備会を開催し、協議会の名称を環日本海クルーズ推進協議会とすることや4月に設立総会を開催することを確認いたしました。また、多言語での共同パンフレットの作成をはじめ、国内外のクルーズ船社や旅行代理店の訪問など、初年度の事業計画案についても協議を行ったところであります。

次に、当面の大型クルーズ客船の受入れについてであります。第3号ふ頭における係留施設整備につきましても、港湾計画の変更手続や事業実施に要する期間を考えますと早期に完成することは難しいところですが、この間の大型クルーズ客船の寄港打診に対しては、既存施設の活用により、できるだけその機会を逃すことのないよう対応していくことが重要と考えております。そのため、新年度予算案に勝納ふ頭の岸壁附帯施設改修事業費を計上しておりますが、この事業は既存岸壁の老朽化対策とあわせて極力大型クルーズ客船に対応可能な機能強化を図るもので、第3号ふ頭の整備が完成するまでの当面の対応策として進めるものであります。

次に、計画実現に向けた国への働きかけについてであります。日本海側拠点港につきましても今後、年1回程度、国の検討委員会が開催され、計画の進捗状況や支援内容に関するフォローアップが行われることになっております。このため、3港連携による協議会での活動をはじめ、寄港地としての魅力づくりや観光情報の発信など客船の誘致に向けた取組を鋭意進めながら、寄港実績を着実に積み重ねることが重要と考えております。その上で機会あるごとに小樽港の寄港実績の多さや観光立国の推進に果たす役割の大きさを訴えながら、国の支援を要請してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 中村議員の御質問にお答えいたします。

最初に、新市立病院の災害拠点病院としての機能と役割についてであります。

災害拠点病院は、災害時の救命医療を行う機能、傷病者等の受入れ及び搬送を行う機能、自己完結型の医療救護チームを派遣する機能、地域の医療機関への応急用資器材を貸し出す機能などが求められております。また、被災地からの傷病者の受入れとなり、地域における医療救護活動において中心的な役割を担うこととなることから、継続的な病院機能を保持することが必要であります。

このため新市立病院は、後志二次医療圏の災害拠点病院として大地震にも強い免震構造とするとともに、ヘリポートの設置やライフラインを確保するための給排水設備や非常用発電装置の整備を行うとともに、食料や医療品等を保管する備蓄倉庫の設置や、災害時に多数の患者が発生しても対応可能なスペースを確保しております。

今後は、災害時に発生する外傷等の患者に適切に対応するため、専門的な研修や訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の創設や災害時の市内医療機関への支援をするための体制整備も検討してまいりたいと考えております。

次に、新市立病院における地域医療連携室の役割についてお尋ねがありました。

これからの病院経営では、地域医療連携室が担う役割は極めて重要なものと考えております。このため、現在も両市立病院では地域の病院や診療所、医師会との連携窓口となり、勉強会や情報交換会など

を行っております。また、市民を対象に市立病院の医師が病気に対する予防方法などをわかりやすく説明する市民公開講座を開催したり、身近な健康問題を看護師、薬剤師、理学療法士などの医療技術職員が説明する市民健康教室などを開催し、高齢者比率が高い小樽市民の健康知識を高めるよう、さまざまな取組を行っているところであります。

これら地域医療連携室が行ってきた取組は、当然、新市立病院にも引き継ぎ、地域の医療機関などとの連携をますます進めていくとともに、がん検診、ドック、プチ健診などを通して、市民にさまざまな医療の情報を周知する取組を続けてまいります。また、外国人観光客の患者に対しても、現行のスタッフが安心して受診できるよう対応しているところですが、その対応能力を高める努力をしてみたいと考えております。

次に、ヘリポートの利用形態などについてであります。

新市立病院では、大地震などの災害時に被災地で発生する患者や物資の受入れのほか、より高度な医療が必要な患者の3次医療機関への搬送に対応するため、ヘリポートを設置することとしました。具体的には災害時の北海道の防災ヘリコプター、海難事故の際の海上保安庁のヘリコプター及び事故や急病の患者に対応するドクターヘリなどの利用を想定しています。

現在は、公園やグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用し、そこから車両で医療機関へ搬送しておりますが、新市立病院にヘリポートが設置されることで直接搬送することが可能となることから、搬送時間も1時間以上大きく短縮されるものと期待しております。

また、このヘリポートは、新市立病院だけの利用にとどまらず、他の公的医療機関での利用にも供していくべき施設であると考えております。

なお、平成22年度の実績では、後志管内で174件のドクターヘリ出動要請があり、そのうち小樽市消防本部の出動要請は18件でした。なお、小樽の医療機関へ搬送されたのは、このうちの9件となっております。新市立病院にヘリポートができることにより、より多くの患者の搬送や受入れが小樽で可能になるものと考えております。

これらのヘリポートの設置に関する情報につきましては、開院に向け随時、広報おたるや小樽市ホームページ等で市民に周知してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 中村議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時40分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○24番（山田雅敏議員） 一般質問を行います。

最初に、財政から経常収支比率に関連してお聞きいたします。

本市においては、長引く景気低迷で地方交付税の減や、市民法人税などの自主財源が減り続ける中、コストを減らすために借入金の借換え、給与削減、人員削減、事業の見直し、部課の統合、民間委託など知恵を絞った結果だと思えます。また、他会計からの借入れを行わないのが、今年度市長が掲げた大きな公約と考えます。

そこで、一つの目安として、財政の硬直化を示す経常収支比率について、平成22年度決算に基づく全

国平均は90.5パーセントと、前年度に比べて3.3ポイント下がったと聞きます。最初に、経常収支比率の標準的な範囲や平成22年度の本市の経常収支比率を説明してください。

昨年の都市別経常収支比率では、東京都港区が73.2パーセントと最も低く、岐阜県高山市が73.4パーセントと続き、港区が税込減で前年と比べ8.8ポイント上昇したのに対して、高山市は2.8ポイント下がりました。この高山市は、2005年に2町7村を編入し、面積が全国最大となり、同時に職員増で行政コストが膨らみ、やむなく5年間で400人の職員減の目標を立てました。結果は、昨年4月までに全職員の2割に当たる283人を減らすことができました。同時に、平成17年度以降、指定管理者制度の導入を進め、644施設中278施設を指定管理者に移行したと聞きます。

本市のコスト削減の観点から、指定管理者制度を導入した施設数と導入に伴う職員数の削減数をお聞かせください。

また、2006年に高山市は、全国で初めて上下水道事業に指定管理者制度を導入したと聞きます。本市でも、上下水道事業の中でコスト削減を図っていますが、これまでの削減策や今後の方針についてお聞かせください。

次に、ふるさと納税についてお聞きいたします。

小樽市に愛着を持つ市民や他の自治体に住んでいて本市を応援するふるさと納税の意識は、年々伸びてきているように見受けられます。

最初に、本市のふるさと納税の状況をお聞かせください。

京都市では、ふるさと納税増収に向けて、1万円以上寄附した人を対象に、ホテル宿泊券や食事券が当たるキャンペーンを3年連続で実施していると聞きます。このキャンペーンの内容は、通常の特典のほかに、市内13ホテルのペア宿泊券や料理店8店舗のペア食事券、京都特産のはしセットなどが抽選で30名に当たると聞きます。

また、ホームページに氏名と都道府県名の紹介を希望する方を載せるサービスを始めると聞きます。京都市が過去2度実施したキャンペーンでは、年間総額の3割以上の440万円の寄附が集まったと聞きます。本市にとっては、観光ホテルや飲食店の利用、特産物の拡販につながり、寄附の増額にもつながる施策と思いますが、この施策の導入についての見解をお聞かせください。

次に、寄附をする手続について、福井県では、住民が利用しやすいゆうちょ銀行の払込取扱票を使った手続や、金融機関の口座振替、インターネットを利用したクレジットカードでの支払、東京・大阪事務所での現金払、現金書留の送金も利用できると聞きます。小樽を応援したい人々が利用するきっかけづくりにつながる手続を考えてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、消防団の通信手段についてお聞きいたします。

東日本大震災で水門閉鎖や住民の避難誘導をしていた消防団員の多くが、携帯電話が繋がらず、無線などの通信手段を持っていなかったことから、総務省消防庁は消防団員が使う携帯型無線機などの購入費を自治体に補助する制度を新設したと聞きます。

最初に、この制度の概要をお聞かせください。無線機のほかに補助対象はありますか。また、費用の補助率についてもお聞かせください。

次に、消防団の活動を定める分団長会議などでは、市民のため、警戒・研修年間スケジュールの意思統一として会議が行われていると思います。この会議の内容、回数、団員への周知方法をお示してください。

次に、消防団の各分団には活動服や防火衣などが支給されており、品名ごとに使用期限が定められています。特に、新入団員の防火衣については、支給された防火衣ではサイズが合わないケースが見え

れます。防火衣は消防団活動に必要な装備であり、団員のサイズに合った防火衣を支給すべきと考えますが、見解をお示してください。

次に、消防団活動において、身につけるライトやライフジャケットの支給、スコープ、発電機などの資機材が装備されると聞いております。消防団が必要な資機材の整備について、どのような考え方で支給しているのかお示してください。

次に、水族館に関連してお聞きいたします。

今春3月には京都市に京都水族館、5月には東京スカイツリー内にすみだ水族館がオープンすると聞いております。京都水族館は環境学習と文化性を重視し、すみだ水族館はエンターテインメント性を重視すると聞いております。いずれも幾つかの課題をクリアして都市に開館する水族館と聞いています。

最初に、都市部で開館する課題や最新の技術を駆使し、本市でも同様の技術の活用が見込まれますが、水族館の最新技術についてお聞かせください。

以前の水族館の質問では、平成16年に神奈川県の新江ノ島水族館がリニューアルし、30万人の入場者を1年で180万人に伸ばした事例を申し上げました。平成22年レジャー白書によると、動物園、植物園、水族館、博物館の人気は第5位、平成20年の9位から5位へと上がってきており、ますます水族館が見直されてきています。

私は、昨年、時期をずらして2回、本市の水族館を見る機会に恵まれ、展示方法に創意工夫がなされ、随所に新鮮さが見受けられました。展示の方法や、改築やリニューアルの予定、水族館独自のキャラクターやブランドを活用したお土産品の開発など、水族館入館者増加の取組についてお聞かせください。

また、近年は、水族館の運営にも異業種企業からの参入が増えていますが、異業種企業が水族館事業に参加することについての見解をお聞かせください。

次に、独居老人の見守りについてお伺いいたします。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、2060年の日本の総人口は65歳以上の高齢者が4割を占めるとした日本の将来推計人口を1月30日に発表いたしました。超高齢人口減少社会の到来を受け、政府は、長期的な視野に立った社会保障施策の検討、対策を始めると聞きます。特徴的なのは、65歳以上の高齢者を何人の生産年齢人口で支えるかということで、50年前の1960年には11.2人で1人の高齢者を支えていましたが、100年後の2060年は1.3人となり、100年間で支え手が10人減る計算です。日本の人口が集中する東京、神奈川、埼玉、千葉の東京圏では、千葉県的人口が、1920年統計開始以来、初めて減少したと聞いております。私が住むオタモイ町会でも、人口減や過疎化から独居老人などの孤立死が見受けられます。

本年1月20日、札幌市のアパートで発見された姉妹は、姉が昨年12月下旬に病死し、妹は1月中旬に凍死したといます。札幌市の体制では、社会福祉法人運営の障害者相談支援事業所が生活支援を行っていましたが、情報の共有がなく連携不足であったと聞きます。このため、札幌市は、今月から知的障害者の生活状況の実態調査を行い、必要に応じて民生委員や外部機関に情報提供し、安否確認を行うと聞きます。今後、北海道電力や北海道ガスにも協力を求め、生活困窮者に市へ相談するよう呼びかけを依頼、LPガス事業者や町会にも協力を要請していくと聞きますが、本市の状況や、このような対策の早期実現についてお聞かせください。

既にいろいろな見守りや交流の場の提供が行われていますが、効果的・効率的な見守り体制は、ある程度集まって住むことだと思います。小樽市民の間では、24時間対応の訪問介護と組み合わせた高齢者住宅が必要だと聞きます。本市では、空き家や団地の空き部屋が増えていて、中古物件をうまく活用すれば経費も安くなります。低賃金のケア付高齢者住宅を少子高齢化の新たな公共事業の柱と位置づけて

はいかがでしょうか。見解を求めます。

次に、自殺予防についてお聞きいたします。

国の統計では、1998年から2006年の9年間連続で3万人を超える自殺者がいると聞きます。小樽市における自殺者の直近5年の推移をお示してください。

また、好景気でも下がらない自殺率、3月は1年で最も自殺率が高いと言われる理由及び東日本大震災の影響で自殺者が急増した理由について、それぞれお聞かせください。

本市でも、自殺の悩み特別相談週間などを開催していると思いますが、平成18年、議員立法で自殺対策基本法が制定されています。このような公的取組について、本市の状況をお知らせください。

次に、ごみ減量と地域コミュニティの活性化についてお伺いいたします。

群馬県太田市は、地域で排出される紙資源ごみについて市による回収を廃止し、各行政区に活用を任せると決め、平成24年度を移行期間と定め、25年には完全実施を目指すと聞きます。現状、太田市の紙資源ごみの回収は、1、市が月1回業者に委託、2、PTAや育成会、スポーツ少年団などの地域団体による実施、3、市民による各行政センターへの持込みの3通りの方法があると聞きます。

最初に、本市が1か月間に収集している資源物の品目ごとの回収数、業者数及び平成22年度の資源売払い金額、収集委託経費の状況をお聞かせください。

次に、資源になる紙類や空き缶等を地域団体が回収していますが、市の奨励金を受けている町会やPTA、スポーツ団体について、平成22年度の奨励金についてお聞かせください。

次に、太田市の経費削減の項目では、紙資源ごみを回収した地域団体に交付している報奨金をこれまでの1キログラム当たり8円から6円に減額し、全体として1,000万円の経費削減につながると聞きます。仮に、本市で紙資源ごみ収集を地域団体に任せるとした場合、効果の予測はどの程度なのかお示してください。

太田市がミックスペーパーとして収集している感熱紙やカーボン紙などは、分類がわかりにくく排出量は年々減少しているため、分別品目から削除し、今後は紙資源ごみか、燃えるごみに振り分けると聞きます。本市が委託し、収集している紙資源物の分別など将来の方針をお示してください。

太田市の目的は、ごみ減量と地域コミュニティの活性化、資源環境型のまちづくりと聞きます。本市の町会では、過疎化が進み、会員減少、同時に町会費の減で活動の縮小を余儀なくされ、老人クラブや町会の解散・吸収などがあったと聞きます。この取組の住民への周知は、市の広報誌やホームページに掲載を予定、総評として太田市の清水聖義市長は、回収費を地域活動に生かせるようになり、ここから何か生まれるのではないかと期待していると聞いております。見解をお聞かせください。

次に、空き家の適正管理についてお聞きいたします。

昨年、今年と大量の降雪が重なり、市民生活に大きな負担をかけています。岩見沢市では、積雪や累積降雪量が過去42年ぶりに更新され、市の除雪予算8億円が底をつき、6億円の追加予算を組んだと聞いております。この大雪で、空き家の倒壊や屋根の雪おろしによる事故が各地で多発し、本市でも2月7日、塩谷にて死亡事故があったのは皆様の記憶に新しいことだと思います。

秋田県横手市や大仙市では、昨年の冬、大雪で空き家の管理が問題になったことを受け、空き家の実態調査を行い、危険度が高いと判断した場合には、雪おろしや建物の解体、撤去の助言や指導、勧告を行うとしています。また、応じない場合は、所有者の住所、氏名、空き家の所在地の公表をすると聞きます。昨年、視察で横手市を訪れたときには、空き地、駐車場が目立ち、空き店舗や空き家が多いという印象を持ちました。大仙市や横手市の現在確認している空き家数や条例の違いなどお聞かせください。

また、本市でも同様の事態が考えられ、この条例の必要性があると思いますが、見解をお聞かせくだ

さい。

内閣府の調査では、全国の建物のうち空き家は1963年には52万戸で2.5パーセントでしたが、2008年には757万戸13.1パーセントに増えたと聞きます。こうした調査で内閣府の「大雪に対する防災力向上方策検討会」では、昨年末、危険が差し迫った場合は緊急避難措置として災害対策基本法を適用し、市町村長の判断で立ち入って対処するように求めています。今後、このような倒壊につながる事例が本市にも当てはまるかもしれません。現状でどのような対応をしているのかお聞かせください。

関連して、この項の最後ですが、日本免震構造協会の調査では、昨年の中日本大震災で免震建物に取り付けられた可動部材の約3割が損傷したことがわかりました。この調査内容を踏まえて、同協会は再発防止に向けた指針をつくと聞きます。この指針の情報を今後の新市立病院建設にどのように生かすのか、見解をお聞かせください。

次に、新しい学習指導要領における武道実習についてお伺いいたします。

まず、小・中学校施設の整備状況や他の武道場の使用の有無について、お聞かせください。

また、教員の指導力向上と外部指導者の活用について、外部指導者が所属する武道団体の連携が不可欠と考えます。見解をお聞かせください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターが、1990年から2009年の間に体育の授業や部活動で児童・生徒が死亡した際に支給した見舞金の件数を集計したところ、武道3種の中で柔道が最も多く74件、剣道は22件、相撲は3件と聞きます。文部科学省は、昨年8月、学校スポーツによる事故防止のための有識者会議を設置、過去の事故を分析、事故発生率などを調べ、報告書をまとめ、安全な指導方法を詳しく示すとしています。どのような通知があったのかお聞かせください。

武道の安全対策については、基本的なわざのかけ方や練習の方法のほか、けがをした場合に打撲部分を冷やすアイシングの仕方など、負傷時の処置について医師の参加、助言が必要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

質問も最後の項です。外国語活動についてお伺いいたします。

北海道では、外国語への学習意欲の向上や語学力、国際感覚を育てるため、本年、北海道グローバル人材育成事業として、全道4圏域から高校4校を指定し、外部講師の特別授業やカリキュラム内容を検証、修正し、全道に普及を予定しています。国では、英語等の使用機会の大幅な拡大など、英語力を強化する指導改善の取組が行われると聞きます。

最初に、小学校5、6年生の外国語活動の標準授業時間数及び内容、また教材は何を使い、どのようなねらいや課題があるのかお聞かせください。

次に、北海道教育委員会が主催しているイングリッシュキャンプについて、目的や特徴、本市児童の参加の有無についてお示しください。

このキャンプは、日常から離れた環境で思い切り英語の勉強ができると聞きます。国際感覚を持つ児童の育成になくてはならない施策と考えますが、見解をお聞かせください。

あわせて、本市が取り組む国際感覚を持つ児童の育成について、お考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、行政コストに関連して何点かお尋ねがありました。

まず、経常収支比率の標準的な範囲と本市の比率についてであります。経常収支比率とは地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源がどの程度充当されているかを割合で示したものであり、一般的に比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいると言われております。この比率について標準的な範囲は示されておませんが、平成22年度決算に基づく全国市町村の平均値で申し上げますと89.2パーセントとなっており、前年度との比較では2.6ポイント減少しております。一方、本市の比率は93.8パーセントで、同じく4.3ポイント減少したものの、全国平均を上回っており、臨時的経費に使える財源が少ない硬直した財政構造であると考えます。

次に、指定管理者制度を導入した施設数と導入に伴う職員の削減数についてであります。本市の指定管理者制度に移行した施設数は、平成16年度から現在まで市民会館や総合体育館など31施設であり、また指定管理者制度導入に伴う職員の削減数は16名となっております。

次に、上下水道事業のコスト削減についてであります。これまで削減策につきましては、給水収益及び下水道使用料が減少していることから組織・機構や事務事業の見直しを行い、適正な定員管理及び水運用や業務の民間委託化などにより、人件費や維持管理費の節減を図ってきたところであります。業務の民間委託の主なものとして、水道事業においては、水道メーター検針業務、浄水場施設運転管理業務さらには水道料金等徴収業務の委託を行っておりますし、下水道事業においても、下水終末処理場及びポンプ場施設維持管理業務の委託を行っております。また、水運用の見直しによる施設の統廃合や水需要、処理水量に見合った効率的な施設の運営を図るとともに、施設の更新に合わせ、省エネルギー化、省力化を進めることで維持管理費の節減を図ってまいりました。

今後の方針につきましては、上下水道事業の経営の安定化に向け、より一層の経費の削減が必要であると考え、さらなる事務事業の見直しと民間委託化を進めることにより、効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税について何点か御質問がありました。

初めに、ふるさと納税制度に基づく「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」による寄附の状況であります。現在4年目を迎えており、年度ごとの寄附をいただいた方の合計人数と総額につきましては、平成20年度は185名、約3,300万円、平成21年度は257名、約2,620万円、平成22年度は173名、約1,540万円、平成23年度は1月31日現在で135名、約820万円となり、合計で750名の全国の小樽ファンの方々から約8,280万円の寄附をいただいております。

次に、特産品などが当たる施策の導入についてですが、本市では「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」を制定する際に、特産品等で寄附を募るのではなく、あえて小樽ファンという名称を条例名に入れることにより、純粹に全国の小樽ファンからの寄附を期待したものであります。こうしたことから、そのような施策の導入は条例の趣旨になじまないものと考えております。なお、寄附をいただいた方には感謝のしるしとして、市内の博物館や文学館などの社会教育施設の利用が無料となる小樽ファン認定証を贈呈しております。

次に、寄附の手続についてであります。本市では、制度の創設当初はゆうちょ銀行からの払込み、現金持参や現金書留での郵送などによるものでしたが、より制度を利用しやすくするため、平成21年8月からはインターネットによるクレジットカード納付も可能としました。今後も他都市の事例を参考とするなど、全国の小樽ファンの皆様が利用しやすい手続について研究してまいりたいと考えております。

次に、消防団の通信手段について何点か御質問がありました。

初めに、総務省消防庁が行う制度の概要についてであります。国の平成23年度第3次補正予算により新たに設けられた補助事業であり、消防団や自主防災組織の充実強化のため、活動時の安全対策等を推進することが目的とされており、補助対象品は無線機のほか、ライフジャケット、ボート、浮き輪、発電機などとなっております。また、費用の補助率につきましては、事業費の3分の1が補助されるものであります。

次に、消防団の活動を定める会議についてであります。団長、副団長及び分団長で構成される定例分団長会議が毎月1回開催されております。また、会議の内容につきましては、各種訓練や行事などに関する連絡及び消防団活動に関する意思決定が行われております。なお、団員への周知方法については、各分団長を通じて定例分団長会議の結果を各団員へ周知徹底することとなっております。

次に、消防団員の防火衣についてであります。各分団からの要望に応じて必要なサイズを支給しております。なお、新入団員の加入等の理由によりサイズが不足する場合であっても、その都度、対応して支給しております。

次に、消防団が必要な資機材の整備についてであります。市街地や海岸地域などを管轄区域とする分団によっては活動内容が一部異なるほか、所属している団員数にも違いがあることから、各分団の実態を把握した上で資機材の種類や数量などを検討し、支給しているところであります。

次に、水族館の運営について何点かお尋ねがありました。

まず、水族館での新技術についてですが、近年、水槽に使用する海水の輸送コスト削減のため、人工海水を使うケースが見られるようになってきており、京都・すみだ両水族館でも人工海水製造システムを導入して運営され、京都水族館は、すべての水槽で100パーセント人工海水を使用する日本で初めての水族館になると聞いております。また、これらの施設では、このほかに太陽光発電や雨水利用、自然換気といった省エネ効果のある技術も導入されると伺っております。おたる水族館は海に隣接し、人工海水は必要ありませんが、そういった省エネにつながるような技術は今後の参考になるものと考えております。

次に、入館者増加のための取組についてであります。展示では毎年、道内初公開、初展示となるサメやエイなど、北海道ではあまり見かけることのできない魚類の展示を行っているほか、最近の特徴としては、環境保護をテーマにした展示に重点を置いて伺っております。改築やリニューアルにつきましては、平成17年に水族館職員による新館基本構想委員会が設置され、現在も検討が継続されていると聞いております。

また、お土産品の開発等につきましては、人気の高いフウセンウオなどのぬいぐるみをはじめ、タコのフィギュアやストラップなどが既に販売されているほか、新たなキャラクター商品の開発にも取り組んでいると伺っております。

次に、水族館の運営への異業種参入についてであります。一般的に異業種の参入は新たな視点での商品開発や販路拡大、ビジネスモデルの創造といった効果が期待されるほか、これまで当たり前とされてきた業界の常識が見直されるものと言われております。おたる水族館は現在、小樽水族館公社により運営されており、異業種企業による運営は想定できませんが、よりよい水族館を目指すために、同業種、異業種を問わず人気を博している水族館の取組を参考にすることは重要であると考えております。

次に、独居老人見守りと自殺予防について何点かお尋ねがありました。

まず、札幌で姉妹が亡くなった事案を受けての本市の対応等についてであります。知的障害者の方で福祉サービスを受けていない173人のうち、単身や2人世帯等の特に緊急性が高いと思われる46人に

については訪問調査を始めたところであり、それ以外の127人については調査票の送付により調査を行う予定であります。

また、今後の対応といたしましては、安心して在宅生活を送れるよう高齢者見守りネットワークや民生委員などとの連携をより一層強化し、見守り体制の充実を図るほか、相談支援事業所などとも連携し、御本人の希望される福祉サービス利用に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。北海道電力や北海道ガスなどライフラインに係る事業者との連携につきましては、現在、北海道がこれらの事業者と協議を行い、生活困窮者等の情報を共有する仕組みを検討することとなっておりますので、この結果を踏まえ、本市においても連携を図っていくとともに、市内の事業者とも適宜情報交換を行い、可能なことは先行して実施してまいりたいと考えております。

次に、効果的・効率的な見守り体制のために、低家賃のケア付高齢者住宅を新たな公共事業の柱として位置づけてはとのお尋ねですが、本市みずから低家賃のケア付高齢者住宅を直営で行うことは、現状では難しいものと考えております。しかし、高齢化が急速に進行する中、全国的に民間のケア付住宅の建設が増加している状況にあり、国においても、サービス付高齢者住宅に新たな24時間対応の訪問サービスを組み入れたサービスの普及を図ることとしております。本市においても、平成24年度から24時間対応の訪問サービスの導入を行うこととしており、今後も高齢者の不安を解消する対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、自殺予防についてお尋ねがありました。

まず、小樽市民の直近5年の自殺者数であります。平成18年が24人、平成19年が24人、平成20年が34人、平成21年が32人、平成22年が31人となっております。

次に、自殺率についてのお尋ねであります。平成18年の内閣府の報告書では、所得や負債などの経済的な要因が自殺者数の増減に関係しているともされていますが、年齢や離婚などの影響も見られるなど複合的な要因が絡み合うものとされ、景気など一つの要因に対する評価はありません。

また、内閣府の統計では、特定の月に自殺者が多いなど特徴的なものは見られず、毎年3月が1年を通じて最も高い自殺率とはなっていません。

東日本大震災と自殺者の増加の関係につきましては、昨年8月に内閣府が被災地である岩手県、宮城県、福島県の3県合計の6月自殺者数131人のうち13人が震災関連自殺であったとして調査結果を発表しています。その理由は、健康問題、家庭問題、経済・生活問題とされています。

次に、本市の自殺予防の取組についてのお尋ねであります。これまでに市のホームページを活用した自殺予防のための情報提供、市内中心部の商店街での街頭キャンペーン、自殺予防のためのポスター配布、市内の各種相談窓口の実務担当者に対する相談援助技術研修の開催等を行い、3月の全国自殺対策強化月間には、小樽精神保健協会と共催で自殺予防のための「こころの健康セミナー」を開催することとしております。

次に、ごみ減量と地域活動についてお尋ねがありました。

初めに、本市の資源物の収集についてであります。品目ごとの収集回数は缶・瓶類及び紙類については2週間に1回、ペットボトルやプラスチック製容器包装については1週間に1回の収集となっております。委託業者につきましては缶・瓶類は1業者、紙類は1業者、プラスチック類は2業者であります。平成22年度の資源物の売払い金額は缶・瓶類は3,144万円、紙類は2,065万円、ペットボトルは880万円であり、収集運搬委託料は缶・瓶類は3,595万円、紙類は4,306万円、プラスチック類は5,969万円となっております。

次に、平成22年度の集団資源回収奨励金の交付状況についてであります。町会及び自治会の登録団

体数が232団体、奨励金874万6,000円、PTAなどの学校関係団体が31団体、57万1,000円、スポーツ団体を含むその他の団体が74団体、109万6,000円となっております。

次に、紙類の収集をすべて地域の団体に任せした場合の効果についてであります。平成22年度の町会等による集団資源回収量が3,300トン、市の収集分が3,100トンとなっており、この市の収集分をすべて集団資源回収にゆだねたと仮定した場合、回収団体の集団資源回収奨励金、紙類の売払金、収集委託料などを単純に比較しますと、年間約1,300万円の経費節減になります。しかしながら、町会未加入者に対する対応や、燃やすごみとして排出される割合が増加することなどが予想されますので、実際にはどの程度の経費節減ができるか予測することは難しいと考えます。

次に、本市における紙資源類の分類であります。新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装の5品目となっており、はがきやチラシなどのリサイクルできる雑紙は新聞に挟んで排出することとし、カーボン紙やシュレッダーくずなどのリサイクルできない紙類については燃やすごみとして取り扱っています。平成17年度からこの分類で収集し、現在のところ支障なくリサイクル等の処理を行っており、また市民にも定着しているものと考えておりますので、今のところ現在の分類を継続していく方針であります。

次に、地域コミュニティの活性化や経費削減の観点から太田市のような施策を導入してはどうかとのことでありますが、本市の町会は、太田市の例のように市が主導して地域割りをを行う行政区とは異なり、自然発生的なコミュニティ組織でありますので、町会に加入されていない市民の方もおりますし、高齢化や地理的要因などから冬期間の集団資源回収の実施が困難な町会もある現状ですので、引き続き市による資源物の収集を継続していくことが必要と考えております。一方で、集団資源回収は、その収益金や市からの奨励金が多く団体の貴重な収入源となっており、また地域のコミュニティ活動の場でもあることから、本市では市の分別収集とともに地域の集団資源回収を車の両輪と位置づけて、ごみ減量化施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、空き家の適正管理と免震建物について何点か御質問がありました。私が答弁したもの以外は、病院局長から答弁させます。

まず、空き家の適正管理に関する条例を制定した秋田県大仙市と横手市の空き家の軒数についてですが、大仙市が約1,270軒、横手市が約900軒と伺っております。

また、条例の違いについてですが、大仙市については勧告や命令に従わない者への代執行についての条項、さらには勧告等に従って措置を講ずる者に対して助成することができる条項がありますが、横手市においては、これらの条項がないことが大きな違いとなっております。

次に、空き家の適正管理に関する条例の必要性についてですが、倒壊のおそれなど危険な状態にある空き家が全国的に問題となってきており、道内においても、冬の落雪等の危険から滝川市などで条例制定の動きが見られます。本市は、現在、後志管内の町村と小樽開発建設部、後志総合振興局のほか、建築士会後志支部などの関係団体で構成する廃屋・空き家対策検討会に参加し、その中で条例の研究も含めた空き家対策について検討を行っておりますので、その検討結果を踏まえ、また他都市の状況も参考にしながら条例の必要性について判断してまいりたいと考えております。

次に、空き家の対応についてであります。パトロールや市民からの通報などにより、危険な空き家を把握したときには、建物所有者などを調査し、建物の安全管理を行うよう関係者へ口頭や文書により指導しております。所有者が亡くなり相続人がいない場合などの対応については、大変苦慮しているところですが、緊急を要する場合については、落雪注意の看板や立入禁止の看板設置を行うとともに、必要に応じてロープを張るなどの注意喚起を行っているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 山田議員の免震建物についての御質問にお答えいたします。

日本免震構造協会から今後示される技術指針を新市立病院建設にどのように生かすかとのお尋ねがありました。同協会では、昨年の東日本大震災における免震構造物の被害状況等をアンケート調査した結果、構造体の被害はなく免震効果を発揮していたが、建物周囲にあるすき間をふさぐカバーなどの、いわゆる可動部材が損傷したなどの被害状況をまとめました。それらを踏まえて、今後、技術指針を策定すると聞いております。新市立病院では、大震災の際にすき間を防ぐカバーが他の部材を干渉して損傷しないよう設計しておりますが、今後示される予定の技術指針を踏まえ、より安全な建物を建設してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成24年度から新たに武道が必修となりますが、小樽市内では14校すべての中学校で柔道を実施することになりましたので、平成23年度中に50畳分の柔道マットを各校に整備したところがあります。

なお、現在のところ、すべての学校において、屋内運動場を使用することとなっております。

次に、柔道の授業に係る外部指導者の活用についてでございますが、柔道の授業においては、生徒がけがをすることへの懸念や教員の指導経験の不足が課題でありますことから、安全確保や授業の充実のために、専門的な指導力を有する外部指導者を活用することが大切であると認識しております。教育委員会といたしましては、柔道の必修化に向けて、小樽柔道会と中学校の体育教員、教育委員会職員で構成する武道の授業にかかわる連絡協議会を設置し、安全な指導のあり方、実技講習会の必要性などについて意見交換を行い、これを受けて昨年11月に高校の柔道部監督を講師に招き、実技講習会を開催いたしました。参加した体育教員は、事故防止に向け、準備運動の大切さや受け身を徹底する必要があることなどについて指導を受けたところであります。

また、教育委員会では、各中学校が必要とする場合には、外部指導者を派遣していただけるよう退職警察官で組織する警友会に協力を要請したところであります。

次に、柔道における事故防止にかかわる文部科学省からの通知などについてでございますが、文部科学省では平成23年8月19日に「体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議」を設置し、これまで発生した武道を含めた学校の体育活動中の事故事例を分析し、問題点や今後の対処方法などについて調査研究を行っており、これまで計4回の会議が開催され、現在も審議中であります。官庁速報によると、文部科学省では、3月ごろまでに学校の体育授業や運動部活動中の死亡事故の防止策を取りまとめるとしております。

次に、柔道の授業での負傷時の処置にかかわる医師の助言等についてでございますが、教育委員会といたしましては、議員が御指摘のとおり、負傷時の処置などについては、けがの未然防止を含め、専門的な見地からの助言が必要と考えておまして、柔道の指導に当たる教員を対象とした専門的な知識を持つ医師や柔道整復師などを講師に迎え、研修会を開催してまいります。

次に、小学校外国語活動についてでございますが、今年度から新しい学習指導要領が全面的に実施となり、標準時数は5年生、6年生ともに年間35時間となっております。内容につきましては、外国語を聞いたり話したりする体験を通してコミュニケーションを図る楽しさや大切さを知るとともに、異なる

文化を持つ人々との交流を通して、生活習慣、行事などの違いを知り、多様な物の見方や考え方があることに気づくことを目的として行っております。教材につきましては、文部科学省が作成した英単語や会話文、音楽がおさめられているCDや、その内容を絵でわかりやすく示している英語ノートなどを活用しております。ねらいについては、コミュニケーションを通して外国語に親しみ、言語や文化などについて体験的に理解を深めることなどであります。課題としては、外国語活動に携わる教員の指導力の向上であります。そのため、教育委員会といたしましても、授業内容や指導方法についての講習会を開催し、教員の資質能力の向上に努めてまいります。

次に、北海道教育委員会が主催しているイングリッシュキャンプについてであります。このキャンプの目的は、英語を使ったコミュニケーションを通して異文化交流などを体験し、相互理解の大切さを知ることであり、またその特徴としては、小・中・高校生など幅広い年代が参加し、英語力に応じたグループ別で実施すること、ALTや大学の留学生がボランティアスタッフとして参加すること、地域の特色を生かした活動を取り入れていることなどであります。また、本市の児童の参加状況についてですが、本年1月に道立洞爺少年自然の家で開催されたキャンプには参加しておりませんが、市内の高校から2名が参加したと承知しております。

次に、このキャンプは、北海道教育委員会の主催で初めて開催されたものであり、3泊4日の期間中、ALTや留学生と活動をともしながら、英語だけを使用して自分の意思を伝えるなど、英語力の向上やコミュニケーション能力の育成を図る上で貴重な体験であると認識しており、本市からも多くの児童が参加するよう周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

最後に、国際感覚を持つ児童・生徒の育成についてであります。教育委員会といたしましては、子供たちに自国と諸外国の歴史や文化、伝統などについて理解を深め尊重すること、異なる文化や生活習慣を持つ人々と協調する態度を培うこと、英語などの外国語によるコミュニケーション能力を高めること、これらが大切であると考えており、本市の推進計画2次計画に国際理解教育の推進を位置づけ、ALTや商大の留学生を活用するなどの取組を一層進めてまいりたいと考えております。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 24番、山田雅敏議員。

○24番(山田雅敏議員) 1点だけ再質問をさせていただきます。

ふるさと納税についてですが、平成20年度から23年度の間には人数、また金額も3,300万円から820万円と4分の1程度になっております。私が今回提案した部分では、京都市のように何かアクションを起こさないとマンネリになるのではないかとということで質問をさせていただきました。この点について、ふるさと納税の増収に向けた市長のお考えが何かあれば、その点だけを聞いて終わりたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 山田議員の再質問にお答えいたします。

本市のふるさと納税の状況でありますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、小樽を思ってくださいの方が全国にたくさんいらっしゃるということについては、私としても本当にうれしく思っているところでございます。確かに平成20年度から数字を見ますと、平成23年度に向けては年々減ってきている状況にありますけれども、しかし、この数字を全国的に見ると、小樽は断トツの状況にあるわけでございます。ですから、議員の御指摘のとおり、京都市では特産品等のプレゼントをしているということでもありますけれども、しばらくはやはり小樽ファンということの気持ちをちょうだいした上

で、この問題については続けていきたいというふうに思っております。

なお、御寄贈いただいた方には社会教育施設の無料券なども送付しておりますので、小樽ファンが全国から小樽においでいただけるとありがたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（横田久俊）** 山田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

**○17番（佐々木 秩議員）** 一般質問をいたします。

1点目は、子どもの権利条約の基本理念に沿った取組についてです。

昨年の第3回定例会一般質問の中で、私は、小樽市でも子どもの権利条約に基づいた子どもの権利条例の制定を求めました。私としては、今後もこの条例制定の必要性を訴えていきたいと考えていますが、その御答弁の中で、本市は条例の基本理念に沿った取組を実効的に行っているとのことでした。今回は、本市が進めているその実効性のある取組を補強し、結果として子供たちの持っている権利が守られ、さらにそれを生かす場所、機会をつくるために質問、提案をさせていただきます。

条例が規定する大きな四つの子どもの権利のうち、まず二つ目の育つ権利から児童交流、リーダー養成研修事業について伺います。

ジュニアリーダー、シニアリーダー、養成研修の開催の様子とその活動内容と成果、課題についてお聞かせください。地域、町会の子供会の活動と連動して子供たちの活動の核になる存在を育成する大切な役割を担っているとお聞きしますが、近年、子供たちの放課後、帰宅後の活動が多様化し、なかなか難しいところもあると思いますが、その活動の意義を押さえ、しっかりとサポートしていく必要があると考えます。

続いて、三つ目の守られる権利のうち、子ども110番支援事業について伺います。

今や、小樽市内全域たくさんの家や店、事業所の協力により、子ども110番のステッカーを見かけるようになり、その抑止効果も期待される場所ですし、子供たちが社会に守られているということが最もわかりやすい形でアピールされていると思います。現在の交付枚数、事業内容、万が一の際の対応など、また、具体的に役立った事例があれば教えてください。実際、不審者による声かけ事犯、つきまとい、抱きつき、液体かけなど、さまざまな事件、事例が毎日のように起きているので、子ども110番が果たす役割に期待します。

四つ目の参加する権利のうち、青少年課所管の子ども会議について伺います。

子どもの権利条約が規定する子供の範囲は、第1条で「18歳未満すべての者をいう」となっています。結構広い範囲の子供たちが対象となり、その意見表明の機会がさまざまな場所、場面で保障される必要がありますが、年齢的に早い時期からより広い、そして公の場に近いところで意見表明をするチャンスがあるということは、子供たちにとって非常に有効だと思います。その意味で、現在も開かれている子ども会議の内容についてお聞かせください。

私は、中学生、高校生の意見をもっと聞き、市政に反映させる機会を設けてほしいと要望します。中学生、高校生は、本当はたくさん言いたいこと、やりたいこと、要望、不満を持っています。現段階ではその場面がないこと、どうせ言っても大人は聞いてくれない、実現は無理とあきらめてしまっています。子供たちから夢を奪っているのは私たち大人です。その意味で、現在進められている小・中学校における市長と語る会の開催は大変意義のある企画だと思います。中松市長が学校を訪問し、子供たちの質問に答え、小樽市のビジョンについて語り合う、子供たちも一生懸命考え、参加することでしょう。

これからもどんどん進めてほしいですし、学校側も積極的に参加するようお願いしたいものです。

一方、授業としてとらえると、単発の投げ込み式授業になってしまっただけでは教育効果が上がりません。事前の話し合い等も時間がとれず、内容も深まらないということになってしまいます。やるとすれば、学校の総合学習や社会科等で年間指導計画に組み込み、計画的に取り組むことが肝要です。

また、文化祭等の全校行事として位置づける方法もあります。実際に一度開催されたようですが、そのときの内容、子供たちの反応や成果・課題、やってみての感想等がありましたらお聞かせください。これは、せっかくの好企画ですから、市長と語る会の企画を拡大発展させて、何度か過去の議会でも取り上げられている「子ども議会」の開催を提案いたします。

本会議場を使って、直接、市長はじめ理事者の皆さんと小・中学生の代表が意見、質問をぶつけ合い、そこで話し合われたことが一つでも実際に市政に、そして子供たちの学校生活に反映されるというようなことがあれば、将来の小樽を支える子供たちへの効果は非常に大きいと考えます。その具体的な効果として、意見表明権を行使することによって、社会とのかかわりを実感できる、市政の仕組みを理解する機会となる。その結果、将来、市民が主体となるまちづくりの人材育成、環境づくりにつながるという自治基本条例の理念の先取りとなります。

また、現在も進められている議会活性化、オープン化にもつながります。何より子供たちの柔軟な発想から、何かしら小樽市の厳しい現状からの打開策を見いだせるかもしれません。市制90周年の記念行事が何か提案されているようですが、以前の周年行事で取り組まれたと聞く「子ども議会」の開催を、ぜひお願いいたします。

この項目の最後に、子どもの権利条約第42条には、「締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する」とあります。そこで、前回もお願いしましたが、当事者である子供たちをはじめ市民の皆さん向けに、広報用リーフレットの作成と配布を再度お願いするものです。

実効ある取組を進めておられることはわかります。しかし、市側から一方通行の働きかけでは市民との協働の仕組みは動きません。市民の皆さん一人一人が、自分たちがどのような権利を持っていて、何を主体的に行動すべきなのかを知っておくということは、自治の上からも大事なことです。

また、肝心の子供たち自身が、自分たちの権利についてよく知らないというのでは困りますし、その行使のしようがありません。子供たち向けのわかりやすい啓蒙用の資料が意外とないのです。子どもの権利条約連絡会議で、ぜひそういうものの作成も御検討できないでしょうか。

以上、さまざまな分野で取り組まれている小樽市での子どもの権利条約の基本理念に沿った取組状況から質問をさせていただきました。しかし、これらがきちんと働いていれば、子どもの基本条約小樽版は要らないということにはなりません。本市が子供たちのこと、子供たちの未来について本気で考え、支えているのだということを内外に宣言することが、これからのまちづくりの基本になると考えます。これからも条例制定の取組の継続をお願いいたします。

質問の第2点目は、小樽市に残るアスベストについてです。

前回の学校適正配置等調査特別委員会において私は、市内の小・中学校に残るアスベストについて質問させていただきました。その後、いろいろと調べていくと、学校だけでなく、市内には公的施設、民間事業所等にまだまだたくさんアスベスト、それも危険な吹きつけアスベスト等が残っていることがわかってきました。よって今回は、もう少し広い範囲のアスベスト対応を学校も含めて、お願いしたいと思います。

そもそもアスベストは、天然の鉱物で火に強く腐らない奇跡の鉱物として、爆発的に世界じゅうで約

3,000種の工業製品、建築用資材として使われてきました。我が国のアスベスト輸入量を見ると、1995年では約20万トン、毎年これに近い量を輸入しており、旧ソ連を除くとその量は世界一でした。このことは言いかえると、2011年までの法令改正で輸入、製造、販売、使用がほぼ全面的に禁止されるまでの間に、それらのアスベストはほとんど建材の形で、私たちのごく身の回りに蓄積されていることとなります。

アスベストは非常に強い発がん物質で、肺がん、中皮腫あるいは石綿肺など非常に重大な健康障害を起こします。そのほか、喉頭がん、卵巣がんも発症させるとWHOに属する国際がん研究機関が認定しています。大腸がんとの関係も疑われています。吸い込んだアスベスト繊維がどんなに少量でも、がんになる可能性があります。アスベスト製品の製造労働者の家族が、作業着についてきたアスベスト繊維を吸い込んで悪性中皮腫になった例が数多く知られています。

また、発症までの潜伏期間が非常に長いのです。吸い込んだアスベストの量によって違いますが、肺がんや悪性中皮腫では18年から40年くらいの潜伏期間があります。体内に吸い込まれたアスベストがひそかに病巣を広げ、ある日突然、自覚症状が現れます。非常に進行が速く、診断されてから2年以内に亡くなる場合がほとんどです。今のところ治療法は知られていません。このことは、子供への影響が特に心配になります。子供の場合、余命が長いので、働き盛りのときに肺がんや悪性中皮腫で死亡する可能性が大きくなるのです。

日常に入り込んだアスベストによって、公共施設や隣近所のごく普通の生活圏で知らぬうちに被害を受けます。極端な例では、空調システムの中に吹きつけアスベストが使われ、各部屋にアスベストを含む空気が送風されていた通称殺人ビルといわれるような建物が小樽にないとは言えません。そしてまた、時期的にそれらの建物はこれから次々と耐用年数を迎え、解体、分解されることとなり、その際に出てくるアスベスト含有粉じんを吸い込むことによって引き起こされる被害が非常に危惧されます。

そして、その極端な現れ方が大震災などの災害時です。アスベストへの無警戒から現実問題として、これからの被害増が非常に懸念されています。既に1995年、阪神・淡路大震災時の解体作業の従事者に中皮腫による労災認定者が出ています。2004年、新潟県中越地震の際、魚沼市内の中学校体育館で、それ以前に発見された吹きつけアスベストに囲い込み工事をした部分が壊れ、アスベストがむき出しになってしまい、結局除去工事を行うことになったそうです。言うまでもなく、学校や体育館は、震災時の住民避難場所に指定されています。同様の施設では早急にアスベスト除去を進めるべきです。

さらに、今回の東日本大震災でも同じことが繰り返されます。環境省の発表では、茨城県水戸市内の建築物で、震災の影響により囲い込み工事をして壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹きつけられていたアスベストが露出、一部で劣化が認められ、さらに別の建物ではそれが落下していることを確認したとの報告があります。

国土交通省もこの問題を重要視し、2008年に国土交通政策のこれからの方向性を発表していました。その災害リスク増大に対応した防災・減災対策の強化の中で、耐震改修とアスベスト対策の一体的実施を挙げていました。本来はこれに沿って学校等の耐震化工事の際にはアスベスト除去工事が同時にされるべきなのですが、本市においては、残念ながら、現在、耐震工事中の学校の中に、除去はされず危険な吹きつけアスベストが囲い込みだけで残されてしまったところがあります。その学校では、地震等で破損した場合、子供たちの頭上にアスベストが降り注ぐ可能性があるのです。

実際、本市においても、厚生労働省が公表している「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」によると、2009年発表分に、市内建設業では肺がんが2件、中皮腫が1件、労災等に認定されています。そのうち肺がんの2人は既に亡くなっているそうです。

また、北海道労働局では、北海道で労災認定された方に交付された石綿健康管理手帳の交付数は2006年以来累計647件、ここ3年間は年間およそ150件から160件で、決して減ってきているわけではないそうです。この数を果たして少ないとしてよいものでしょうか。アスベスト問題はもう終わった、解決したものではありません。被害は広まり、過去にまかれたアスベストにより、今も命を奪われつつあると考えるべきです。今きちんと対処しなければ、今後40年から60年に被害が及ぶ可能性があり、震災等災害時に一気にきばをむくのは原子力災害と同様の構造です。同じ後悔をしないためにも、今こそアスベストに対する早急な対応をしていくべきです。

そこで、お聞きします。

一つ目、小樽市としてのアスベスト問題の認識とその対応の基本はどうお考えでしょうか。公共建築において除去されず、やむを得ず囲い込み工事によって現在アスベストが残っている建物においては、今後、除去工事を進めるべきではありませんか。大勢の市民が使用する場所、特に災害時の緊急避難場所になっているところと子供にかかわる部分である小・中学校等は早急に進めるべきです。

二つ目、小樽市内のアスベストの現状はどうなっているのかということです。主に、どこにどれくらい残っているのか、調査内容とその範囲、調査結果、公的施設、民間の建物、現在わかっている以外に残っている可能性が考えられる施設や使用部分、量など、また私が調べた以外で被害を受けられた方の件数、その増減について、御提示ください。

三つ目、特に民間事業所や個人のお宅に気づかずに残るアスベストはどうするのか、これがアスベストかどうか疑わしいといった場合にどうすればいいのかなど、中小規模、個人への細やかな対応が必要と考えますがどうでしょうか。

四つ目、地震等災害の際のアスベストの残る建物等への対応はどうなっていますか。小樽市地域防災計画第10節、廃棄物処理及び環境保全計画のウの項「アスベスト建築物及び貯油施設等の被害状況の把握」というところはあるようですが、具体的対応についてはこの中にありません。万が一に備え、平時にきちんと対策を立て、実行しておくことが大事なのは言うまでもありません。例えば、小樽市内の建物に存在しているアスベストの調査、把握と記録の保存、それを災害対策本部に常備しておくこと。市の指導による建物の所有者、管理者の災害時に備えたマニュアルの整備、緊急時の備品の配置、防じんマスク、飛散防止用シートなど、そういうものを明記すべきと考えます。

五つ目、特に囲い込み工事のところは、防じんマスクの備蓄・配備をお願いします。アスベスト繊維は非常に細かいため、普通のガーゼマスクでは防げません。規定の防じん性能を有している国家検定済みの表示のある防じん用のマスクが必要です。災害発生後では間に合いませんし、入手困難になります。

6番目、アスベストは決して過去のものではなく、まだまだ身の回りに存在していること。健康上大変危険なものであること。その外見、特徴等、発見方法と、除去を早く進めること、災害等の万が一の際は取扱いや対応に気をつけることなどを広報、市のホームページ、その他で広く市民の皆さんに知らせることをお願いします。

以上のような対応をしっかりと検討、実施し、結果として小樽市全体のアスベストゼロを目指すべきと提言いたします。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子どもの権利条約の基本理念に沿った取組について何点か御質問がありました。

まず、ジュニアリーダー養成研修とシニアリーダー養成研修についてであります。平成23年度ジュニアリーダー養成研修は、19名の参加で4日間開催しており、勤労青少年ホームやおたる自然の村での宿泊体験研修を通して、リーダーとしての心構えや行動の仕方を研修いたしました。さらに、小樽ライオンズクラブ少年の船事業で新潟県での4泊5日の研修にも参加し、一人一人が自分の役割を理解し、お互いに助け合い、新潟県の子供たちとの交流も成功裏に終えたと聞いております。平成23年度シニアリーダー養成研修は11名の参加で、勤労青少年ホームでの研修と、2泊3日の体験交流研修として帯広市に行き、地元のシニアリーダーとの交流と雪あかりの路のPRを行いました。

また、研修の一環として、新年子ども会の企画・運営を行い、参加した子供たちや保護者から大変好評でした。これらの研修の課題としては、学習塾などの習い事やスポーツ少年団、クラブ活動等との両立の難しさなどが挙げられるところであります。

次に、子ども会議についてであります。ここ数年は、ジュニアリーダー養成研修に参加した小学生を対象に、研修に参加しての感想や反省、研修前と後で自分が変わったと思うこと、今後地域の子ども会の中でどのように活動していくかなどについて話し合っており、平成23年度は、1月に10名の子供たちの参加により、勤労青少年ホームで開催したところであります。この会議を通じて自分の意見を自由に出し合い、他人との共通点や相違点を認識するなど、広い視野に立って物事を考えることができるようになったと考えております。

また、参加者やテーマが限定されていることが課題として挙げられるため、今後は、参加対象者の拡充も図りながら、子供たちの抱えている問題や関心事もテーマに取り入れての討論をする場にしたいと考えております。

次に、小・中学校における市長と語る会を開催しての内容や感想等についてですが、先週の月曜日に、潮見台小学校の5年生の皆さんと市長と語る会を開催いたしました。内容は社会科の授業で、「市長はどんな仕事をするんだろう」をテーマに行い、先生から「市長はどんな仕事をされていると思いますか」との質問には、生徒の皆さんは「税金を集めて市の予算を立てる」「国外へ行き小樽のPRをしている」などの的確に答えられ、大変よく勉強されていると感心したところであります。私からは生徒の皆さんに小樽市が抱える課題や市長の仕事について説明させていただきましたが、皆さん真剣に話を聞いていただけました。最後に、生徒の皆さんから、「市長さん頑張ってください」「学校改修工事でトイレをきれいにしてくれてありがとうございます」などとねぎらいの言葉をいただき、たくさんのパワーをいただいて帰ってまいりました。このような将来の小樽を担っていく子供たちと語り合う会は、今後も開催してまいりたいと考えております。

次に、子ども議会についてであります。これまでには市制70周年の記念事業として開催したことがありますが、現在のところ、市制90周年の記念事業としては、「子ども議会」の開催は予定しておりません。

しかし、子供たちに意見表明の場を提供し、子供たちの意見、考えを幅広くお聞きすることは、子供たちにとっても、また市にとっても有意義なことと考えております。「子ども議会」という名称や議場を使用するかどうかは別として、市長と語る会や子ども会議の手法も参考にしながら、子供たちとの意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

次に、広報用のリーフレットについてであります。以前作成したリーフレットは残数が少なくなってきたり、また、その中身も御指摘のように小学生にはたぶんわかりにくいものと思っております。

で、子どもの権利連絡会議も活用しながら、今後、よりわかりやすい資料の作成について検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市に残るアスベスト対策について何点かお尋ねがありました。

まず、小樽市のアスベスト問題の認識とその対応についてであります。平成17年度にアスベストによる健康被害が全国的な社会問題となったことから、市が所有する建築物における吹きつけアスベストの使用状況を調査し、平成18年度にかけてその対策工事を実施しました。アスベスト対策に関しては、国から除去、囲い込み、封じ込めのいずれかの工法により措置を講じることとされたことから、本市においては、各建築物の状況に応じて除去又は囲い込みにより措置を講じており、市有建築物のすべてにおいて対策工事は完了していると認識しております。なお、囲い込みの措置を講じた建築物においては、施設管理者が3か月に1度、囲い込みの材料に損傷がないかどうかの定期点検を行っており、適切に維持・管理をしていることから、直ちに除去工事を行う必要はないと考えております。

次に、小樽市内のアスベストの現状についてであります。市の所有する建築物については、先ほど申し上げましたとおり、平成17年、18年度に対策工事を完了しております。囲い込みを行った主な建築物は、市役所別館、保健所、総合福祉センター、緑小学校、若竹小学校、長橋中学校などです。

また、民間の建築物については、平成17年度に昭和31年から平成元年までに建てられた500平方メートル以上の木造以外の建築物を対象に、アスベストが使用されているかどうかのアンケート調査を行っております。現在、市で把握している状況につきましては、このアンケート調査の結果に基づくものであります。対象建築物が614件であり、このうちアスベストが使用されている建築物は58件、使用しているかどうか不明の建築物が22件、未回答が18件となっております。使用されている建築物の主な用途は店舗、工場などであり、使用されている主な場所は機械室、ボイラー室などです。

また、アスベストによる被害を受けられた件数についてですが、昨年11月に厚生労働省から公表された資料によりますと、2009年に同省が公表した以降、市内において新たに労災認定等を受けた方はおりません。

次に、民間事業者や個人への対応についてであります。市内には建物に使用されている建材にアスベストが含まれているかどうか不安に思っている方もおられると想定されますので、新年度より国の制度を活用して、建材にアスベストが含まれているかどうかを確認する調査に対し、必要経費の一部を助成する制度を創設することとしております。

次に、アスベストの残る建物等への対応についてですが、まず市内の建物におけるアスベストの調査、把握と記録については、先ほど答弁いたしましたように、現在、建設部で作成した資料がありますので、これを災害対策本部にも常備してまいります。災害時に備えたマニュアルの整備、備品の配備の防災計画への明記については、その必要性も含め、研究してまいりたいと考えております。

次に、囲い込み工事を実施した施設には防じんマスクの備蓄配備をとのことですが、地震などにより囲い込み工事を実施した建物が被害を受けた場合には、マスクの着用よりもアスベストが飛散する恐れがある範囲の外へ直ちに待避することが基本であります。したがって、囲い込み工事の施設への防じんマスクの備蓄配備については考えておりません。

次に、アスベスト対策の市民への周知であります。現在、市のホームページに、アスベストについて健康相談や健康被害の救済、アスベスト分析機関の紹介、除去作業の届出や作業基準などの相談窓口の一覧を掲載しております。新年度から助成制度も立ち上げますので、引き続きアスベストに関する情報について、広報やホームページなどで広く市民の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

子ども110番支援事業についてでございますが、この事業は平成14年度より小樽市PTA連合会が取り組んでおり、緊急時に児童・生徒の安全を確保するため、避難場所として協力いただける家や店舗などに子ども110番のステッカーを表示するもので、教育委員会としてもステッカー作成費の一部を助成しております。ステッカーの交付枚数については、PTA連合会から、これまでに住宅用として約8,000枚、自家用車によるパトロール用として約4,000枚を交付しているとの報告を受けております。

また、緊急避難場所として協力いただいている方々には、緊急時の対応方法として、まず子供の安全を確保すること、次に子供が落ちついたら事情を聞くこと、そしてその後に、警察や児童・生徒の所属する学校、自宅に連絡することをお願いしております。

なお、この事業が役立った事例についてであります。学校から教育委員会には、子供たちがいわゆる不審者などに遭遇した場合は報告されることになっており、その中には、ステッカーがあったかどうかまでは把握しておりませんが、近所の友達の家や店舗に駆け込んで難を逃れたとの事例が報告されております。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

○17番（佐々木 秩議員） 再質問をさせていただきます。

子どもの権利条約については、大変考えていただきましたので、アスベストについてのみ再質問いたします。

囲い込みで工事は終わっているということで、特に対応はないということでしたけれども、先ほど安斎議員の一般質問の中で、耐震工事の必要なほど古い老朽化している公共の建築物として、今、名前の挙がった市役所の別館、それから総合福祉センターの二つが挙がっていたと思います。それと、アスベストが両方重なっているということは、万が一大きな地震があった際には、老朽化して耐震性能がないうえ、さらにそこにアスベストがあって、先ほど私が質問させていただきましたとおり、地震の際には、囲い込み工事を破って石綿が飛散する例があったということを考えますと、その二つの建物については非常に危険な状況にあるのではないかと、これで囲い込み工事で終わりましたという話にはならないように思いますが、いかがでしょうか。

それから、防じんマスクの件ですが、直ちにそこから避難をするという御答弁がありました。私の記憶では、今、校名の挙がりました長橋中学校に勤務していた時代に、地震等の災害があったときの避難マニュアルの中に、アスベストが降ってくる可能性があるので、すぐ敷地外へ避難してくださいというふうにはなっていないように思いますが、いかがでしょうか。普通の場合、学校等の避難マニュアルは、地震があった場合については、すぐにグラウンドに飛び出していきなさいとなっていないのは御承知のとおりです。どういう状況なのかを判断するために、まず机の下に隠れる等、その場で頭等をきちんと保護して安全を確保する。その後に状況の把握をきちんとして、グラウンドに大きなひび割れ等ができている場合もあるわけですから、そこに慌てて出ていけば、もっと悲惨な事故にもつながるわけなので、そういうことを確認した上でグラウンド等へ避難しなさい。そして、避難経路や何かの確認をして保護者へ連絡をとるだとか、もう一度学校内へ戻るだとかというふうにするということになっております。その例でいけば、アスベストが降ってくるから学校の敷地外へみんな直ちに避難をできるという状況には、今のマニュアルではなっていませんし、そういうふうなことにもならないと思います。

こういう意味からも、状況によっては学校の敷地内にとどまる場合があるわけですから、やはりマス

クを配備するべきだと考えます。それからもう一つは、避難マニュアルについてですが、アスベストが特に囲い込みで残っている学校については、もう一度きちんと、そののところまで組み込んだマニュアルへの見直しが必要だと考えますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（飯田俊哉） 市有施設の耐震工事につきましては、現在、学校と市営住宅を先行して、耐震改修工事を進めているところでございまして、今、議員から御指摘のありました一般公共施設については、先ほど安齋議員の質問にも市長から答弁させていただきましたけれども、各施設管理者を含めて、庁内でも議論を進めているところでございます。

なお、市役所別館なり総合福祉センターについては囲い込みで工事をしてございますけれども、これについては、先ほど同じようにそういう建物が壊れるような震災が起きた場合には、まず建物外へ避難することが一番重要で基本だというふうにご考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 防じんマスクの件は、市長部局から答弁させていただきましたので、私から答弁させていただきたいと思っております。市長答弁の中で、直ちに避難することが基本であるということでご答弁いただきましたけれども、一方、学校の避難マニュアルでは直ちに避難せよとはなっていないということでのお尋ねでございます。私も学校の避難マニュアルの詳細については把握しておりませんので、今後、教育委員会とも協議をしながら対応を検討させていただきたいというふうに思います。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

○17番（佐々木 秩議員） そういうことで、よくお調べになって、市長がいつもおっしゃられているようにまずは子供の安全・安心が第一だと思いますので、そこを重点的にやっていただきたいと思っております。例えば工事に従事する人がかぶるような本当のアスベスト用の防じんマスクというのは、一つ5,000円も6,000円もするようなものなのですけれども、こういう緊急避難の場合、例えば今回の震災で、瓦れきを撤去するときや何かにつけるマスクは、DS2というレベルの防じん性能を持ったマスクでいいということで、一つ100円からある使い捨てで十分だと言われているのです。ですから、子供の人数は、いくらでも計算できるのでそういうこともぜひ考えに入れて対応をお願いします。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第15号、第17号ないし第27号、第39号、第40号、第43号、第48号、第51号及び第52号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、成田祐樹議員、川畑正美議員、高橋克幸議員、濱本進議員、斎藤博行議員、北野義紀議員、山田雅敏議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第28号、第29号、第44号ないし第47号及び第53号は総務常任委員会に、議案第30号ないし第38号は厚生常任委員会に、議案第41号、第42号、第49号及び第50号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願及び陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号及び陳情第292号はさきに設置いたしました予算特別委員会に、陳情第291号は学校適正配置等調査特別委員会に、それぞれ付託いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、いずれも総務常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月1日から3月13日まで13日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 6時21分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 松 田 優 子

議員 林 下 孤 芳

平成24年  
第1回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成24年3月14日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭
水	道	局	原	田	憲	男	総	務	部	長	迫	俊
財	政	部	白	岩	宏	産	業	港	湾	部	長	工
産	業	港	湾	部	参	事	鈴	木	勇	三	生	活
医	療	保	險	部	長	渡	邊	功	福	祉	部	長
保	健	所	秋	野	恵	美	子	建	設	部	長	飯
会	計	管	理	者	石	崎	留	子	消	防	長	柿
病	院	局	小	山	秀	昭	教	育	部	長	山	村
経	営	管	理	部	長	渡	辺	章	総	務	部	総
総	務	部	企	画	政	策	室	長	中	田	克	浩
財	政	部	財	政	課	長	黒	澤	政	之		

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 誠一
庶務係 長	伝里 純也
調査係 長	沼田 晃司
書 記	木戸 智恵子
書 記	柳谷 昌和

事務局 次長	佐藤 正樹
議事係 長	中村 弘二
書 記	相澤 幸
書 記	佐藤 誠
書 記	高野 香織

**開会 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆行議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号及び第17号ないし第53号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○24番（山田雅敏議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第26号小樽市職員倫理条例案は、市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策に基づき、再発防止策の一環として法令遵守徹底の観点から本定例会に提案されているが、市民からは、内容の見直しを求める陳情が提出されている。陳情における主張と条例案との主な相違点は、陳情が「倫理」に特化した条例の制定を求めているのに対し、条例案は倫理に加え、不当要求行為等や公益通報について複合的に規定している点にあるというが、複雑な仕組みとなっていることから、市は、市民の理解を得るためにも、より丁寧に説明する必要があると思うがどうか。

この条例案の第7条第1項には「市民等は、職員の公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする」とあるが、努力規定とはいいながら、小樽市の主人公である市民に対し、あたかも命令しているかのような内容を条例にうたうといった市の姿勢は、傲慢と言わざるを得ない。市職員の倫理条例であるにもかかわらず、管理監督者や任命権者が果たすべき役割を市民に押しつけるような条文は削除すべきと思うがどうか。

本定例会には、職員給与の独自削減率を、現行の一律4パーセントから、若年層は1パーセント回復させ、反対に管理職はさらに1パーセント削減するといった内容の条例案が提出されている。管理職は、手当も削減されている中、日々残業し、非常に頑張っていると感じるが、これまでの削減に加え、さらに負担を上乗せすることについて、市はどのように考えているのか。

また、独自削減の効果額は4億3,000万円にも上るとのことだが、商業者からは売上げ減少を懸念する声もあることから、一刻も早く財政健全化を達成し、給与の回復を行うよう努めるべきと思うがどうか。

市職員の昇進試験を導入した結果、自発的に学習する職員が増加し、人材育成につながっている自治体があるという。現在は、上司の内申書を基に昇進を決めている本市にあっても、かなり以前には試験を行っていたというが、それを廃止した理由は何か。

市は、所属部署の繁忙度により、学習時間に差が出ることや、勉強は苦手でも対人関係にはすぐれた人もいることなどから、試験の結果が個々人の適切な評価につながらないとして、導入はしないという。しかし、最近では、市の施策に対する見解を問うものなど、勉強のでき、ふできとは違った試験を行うところもあることから、職員の自己啓発を促すためにも、試験方法を工夫し、導入を検討してほしいと思うがどうか。

大阪市では、市職員の服務状況を把握するため、電子メールに関する調査を実施した結果、業務以外の私ごとにも使われていることが判明したとの報道があった。この件に関する本市の対応としては、庁

内LANを利用する上で、業務上必要のないあて先に電子メールを送信しないことや、違反する行動は懲戒処分の対象となる場合があると明記されている「情報セキュリティ確保のための行動基準」の周知徹底を図ることとし、大阪市のような調査は行わないという。しかし、このような事例は、どこの自治体においても想定されることであり、違反行為を未然に防止するためにも、日ごろから電子メールの利用状況を把握しておくべきと思うがどうか。

自然災害を完全に防ぐことは難しいため、被害の抑制を目的とした減災が課題となっているが、中でも市民の安全確保という観点から、避難所の果たすべき役割は重要である。他市では、指定されていた県の施設と連絡がとれなかったため、開設することができず、住民の受け入れができなかったという事例を聞くが、本市で指定している道立高校など、市以外の施設との連絡体制は間違いなく確保されているのか。

また、避難所での防寒対策に毛布は必須であるが、本市では配備されていないところが多く、あっても極めて少ないことから、早急に全避難所へ必要数を配備すべきと思うがどうか。

災害対策本部における市職員の業務分担は、充て職で定められているが、人事異動により、非常時におけるみずからの役割を把握していない場合も考えられることから、災害時にはタイムリーに体制を構築できるよう、日ごろから、その周知徹底に努めるべきと思うがどうか。

過去に発生した地震の記録を基に、浸水が予想される範囲や到達するまでの時間、避難場所を示した津波ハザードマップが完成し、近く沿岸地域への配布や説明会を開催すると聞く。しかし、避難場所の周知は、津波の場合に限らず、どの地域にあっても重要であるが、今回、配布されていない地域の市民へは、どのように周知するのか。

多くの観光客が訪れる本市にあっては、広報誌への掲載だけでは不十分と思われることから、避難場所への誘導路を示す標識を電柱に設置するよう検討してほしいと思うがどうか。

本市議会では、原子力発電所の事故により放射能漏れが発生した場合において、直ちに子供たちに安定沃素剤を服用させられるよう、事前に各家庭に常備することを求める陳情を全会一致で採択しているが、市は、薬事法の関係から、現行では対応が難しいとしている。また、本市はUPZの範囲に含まれていないため、国や道の動きを注視するとしているが、全国的に見ても、原発に近接している自治体として小樽市の動きは遅れていると言わざるを得ない。市民の安心・安全を守るためにも、市独自で安定沃素剤の備蓄を進めるといった対応をとるべきと思うがどうか。

本市は今年で市制施行90周年を迎えることから、マリンホールで記念式典を開くほか、文学館と美術館では特別展を開催するなど、市民が気軽に来場できるさまざまな企画を検討しているという。特に文学館・美術館では、昨年度、寄附金による再整備事業を実施し、魅力的な施設に生まれ変わり、今後も市内企業の創立記念事業として施設内の修繕が予定されているなど、市民力を活用した整備が進んでいると聞く。10年後の市政施行100周年を迎える際には、こうした市民協働によるまちづくりの取組が広く浸透し、市民がみずから企画する式典や行事が行われることを強く望むがどうか。

平成24年度一般会計の予算編成に当たっては、財政健全化を目指し、他会計からの新たな借入れを行わず、財政調整基金の取崩しや、除雪費の一部計上留保により、収支均衡が図られている。市長は、今後、選択と集中の視点に立ち、聖域を設けることなく事務事業の見直しを積極的に行う考えを示しているが、義務的経費の割合が高い本市において、さらに踏み込んだ見直しを行うことは、必要な福祉サービスなどの削減につながるおそれはないのか。

また、24年度決算見込みの段階で収支不足が発生しそうな場合には、やはり他会計から借り入れることもあるというが、それは赤字体質を不透明にするだけなので、赤字は赤字として出すといった明快な

会計処理を行っていくべきではないのか。

市長は、平成22年度決算において累積赤字は解消したものの、基金や他会計からの借入に依存した赤字体質であるため、財政構造を改めていくこととしている。しかし、予算を執行する中で、収支不足が生じる場合には、赤字決算を避けるため、他会計から借り入れるとの考えも示しているが、その際には、各会計の余剰金の範囲に限定し、資本費平準化債を借りさせることまではしないなど、明確なルールづくりをすべきと思うがどうか。

平成23年第2回定例会から行っている議会での教育行政執行方針の説明は、これまで本市にはなかった取組であり、大変画期的なことと評価している。この方針は、今後1年間の教育行政の指針となるものと理解しているが、その決定は、教育委員会の会議で議決されたものではなく、協議されたものであると聞く。この「協議」とは、法的にはどのような位置づけなのか。

また、千歳市では、委員長が第1回定例会で説明を行い、教育長は定例会ごとに、具体的な事業結果などについて教育行政報告を行っているという。教育に関する事務の基本的な方針について、地方教育行政法では、委員会専属の権限であり、教育長に委任することができないとの定めがあることから、本市においても、教育委員会を代表する委員長が説明を行うべきと思うがどうか。

小学校において、一部の教科を除き、学級担任が一人で受持ちのクラスの学習指導と生活指導を行っているため、該当教員が指導力不足であれば、児童が受ける悪影響ははかり知れない。市教委は、現在、指導力不足と位置づけられている教員はいないというが、将来に向け大切な時期である小学校時代を健康やかに過ごすためにも、指導力に関する踏み込んだ調査を行うべきではないのか。

また、年度途中での担任交代は、児童に混乱を与えるため行わないとのことだが、問題のあるケースの場合には、前例にとらわれない迅速な対応も必要と思うがどうか。

フッ化ナトリウム水溶液でうがいをするフッ化物洗口は、幼稚園児から中学生ぐらいの間に行うことで虫歯予防に効果があると言われており、佐賀県では、この実施により、児童の虫歯の数を半減させたと聞く。一部には、効果や安全性について疑問視する声があり、本市においても実施していないものの、道内における12歳児の平均虫歯本数は、道外と比べて多く、特に後志は多い現状という。道が策定した北海道歯科保健医療推進計画では、小学校等におけるフッ化物洗口の推進がうたわれていることから、本市においても児童の虫歯減少を目指し、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

市教委は、新共同調理場の建設が必要である理由を、現行の給食施設が平成21年度施行の学校給食衛生管理基準を満たさないためと説明するが、既に10年度策定の21世紀プランでは、児童・生徒数の推移を見ながら調理場のあり方を検討するとあり、その当時から統合新築を想定していたことになる。この経過に照らすと、市教委の説明には矛盾があり、管理基準への適合をしきの御旗に掲げ、事業を進めようとする姿勢は問題ではないのか。

既存の調理場は老朽化しているため、直近の基準に適合しないことは理解するが、今年度行われた道教委の立入検査においては、現状で改善できる範囲の指摘しかされておらず、現在の施設・設備の使用には、何ら問題がないものである。本市は、現在、財政健全化の途上であることを考えると、慌てて多額の借入れを要する新築をせず、当面は現有施設を修繕し、延命を図るべきと思うがどうか。

平成18年に制定された文化芸術振興条例に基づき、平成20年3月に基本計画が策定されたものの、具体的な事業施策の内容を示す実施計画は、いまだ作成されていない。これに対し市教委は、第6次総合計画を上位計画とする社会教育推進計画に「文化・芸術・スポーツレクリエーションの推進」を位置づけており、事実上、実施計画の役割を果たしているため、実務的には何ら支障がないと強弁している。しかし、社会教育推進計画は、文化芸術振興基本計画から1年遅れで21年3月に策定していることから、

時系列的に見ても、この説明は矛盾しているのではないかと。

こうした市教委の姿勢は、芸術・文化を通して活力ある地域社会の実現を求める条例の精神をないがしろにするものであり、速やかに関連する計画の整合性を図るとともに、実施計画を策定するべきと思うがどうか。

災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段である消防救急無線は、平成28年5月末までにデジタル化しなければならないことから、基本設計の予算が計上されている。実際の災害現場では、地域の防災リーダーである消防団と消防本部の通信伝達手段の確保が大きな問題となっているが、情報の分断を回避するためにも、例えばデジタル化により、あいた周波数を災害時に消防団の連絡用に充てるなど有効活用を図るよう、国や道に働きかけてほしいと思うがどうか。

高校生就職スキルアップ支援事業は、高校生の地元企業への定着を図るための新たな試みとして、主に高校1、2年生を対象に事業所実習や視察、個人面談などを実施するものであり、さらに市内の高校に次年度の事業案内を通知したという。しかし、この事業を全く知らない就職担当教員もいると聞くことから、市は、事業への積極的な参加を促すためにも、改めて高校への周知を徹底するべきではないのか。

これは事業の性格上、何より継続して行うことが重要であり、当面3年間は続けたいというが、その後も引き続き行う事業として位置づけるべきと思うがどうか。

小樽市労働実態調査によると、平成20年度から22年度に新規学卒者を採用した事業所の37パーセントで離職者が生じており、求人と求職者の思惑の違い、いわゆる「雇用のミスマッチ」が社会的な問題となっている。若年者の雇用に関連したサービスを提供する札幌市のジョブカフェが、道内5万社のアンケートを基に行ったミスマッチの実態調査によると、多くの企業は即戦力ではなく、コミュニケーション能力など人間性を重視しているとの結果が示されている。しかし、企業のこうした意向を知らない就職担当教員も多いと思われることから、高校在学中の早い段階から人間的な魅力を磨くことが大切であるということを高校側に伝えてほしいと思うがどうか。

また、市は、今後、多くの情報を持つジョブカフェと連携を図り、新規学卒者の雇用対策に力を入れていくことも必要ではないのか。

新年度予算に計上されている「東アジア等販路拡大支援事業費」は、海外に販路拡大を目指す企業を支援する目的で、通関や商談会参加などに要する費用の一部を助成する制度であり、小樽経済活性化のきっかけとなる重点施策として期待するものだが、どのような企業をターゲットに事業を展開しようと考えているのか。

市内の企業は、これまで新たな事業に消極的な傾向が強いことから、多くの企業に参加してもらうよう、どのように周知していくのか。

海外との取引には、国際商習慣など独特のルールがあることが、進出をちゅうちょさせている要因であるという。海外との販路拡大は、市内企業の成長、ひいては市内経済の活性化につながることから、市はジェットロと連携するなど、必要なノウハウを提供する体制を整え、チャレンジしやすい環境づくりに努めるべきと思うがどうか。

また、軌道に乗るまで、大手商社が市内企業の商品をまとめて取り扱い、現地で一定の評価を得たものについては、各自で販売を行っていく方法もあると聞く。企業が個別に販路開拓を行うだけでなく、このような取組も有効であると思うがどうか。

新年度予算には、雇用や経済対策の目玉事業として「高校生就職スキルアップ支援事業費」や「東アジア等販路拡大支援事業費」など、多くの事業が計上されている。しかし、実際こうした事業の効果は、

把握することが困難と思うが、過去の実績については、どのように検証しているのか。

事業の拡大など、将来への期待を込めた事業は継続していくことも必要とのことだが、それらは即時に成果の見えないものが多いため、今後は数値など具体的な形で確認する方法も検討してほしいと思うがどうか。

新年度の重点的な政策分野の一つに、地域経済の活性化に向けた「経済・雇用対策」を掲げている一方、最近では市外の大手企業1社による工事も多く見受けられ、地元の仕事が回らない傾向にあると聞く。新年度予算には新市立病院をはじめ、ポンプ場や処理場の更新など、近年にはなく大型の事業がメジロ押しだが、地元企業が公共事業を確保することは、雇用の確保につながるものであることから、産業港湾部として建設事業の発注部門に対し、市内経済の波及効果を担保するよう働きかけるべきと思うがどうか。

観光振興室の職員は、小樽雪あかりの路などの主要なイベント期間には、日常業務のほかに、事務局スタッフとして従事し、膨大な業務量に忙殺されているが、その軽減を図るとともに、市民の参画を促すためにも、これまでの市職員に依存した運営を改善する必要がある。宮崎市では、市の補助金で運営するNPO法人に、イベントの事務局を委託していると聞くと、本市においても同様に、イベントの運営を担える団体の設立を検討すべきと思うがどうか。

また、実際の運営に当たっては業務に精通したスタッフが必要不可欠となるが、そのためには、現在行っている緊急雇用創出推進事業を活用して、市民から募集し、雇用期間内に軸となる人材の育成を図るべきと思うがどうか。

現在募集中の2012年ミスおたるは、応募者数が低迷しているとのことだが、事務局である観光協会では、担うべき役割があるとの理由から廃止する予定はないという。道内他都市では、観光施策担当者が直接、プレゼンテーションをする機会が増えたため、アシスタント的なミスの必要性が低下したとの理由で、募集をやめたところも多いと聞く。本市においても、こうした状況にかんがみ、廃止も視野に入れ、ミスのあり方を検討すべき時期に来ているのではないのか。

少子高齢化や経済状況の悪化により、墓の維持・管理や建立ができない市民が増えたことから、合同墓の早期建設を望む声も多く、本定例会には設置に係る改正条例案が提出されている。現在、火葬後に遺族が引き取らない遺骨があった場合は、やむを得ず、身元不明の遺骨を収める万霊塔に納骨しているというが、今後も同様に取り扱えば遺骨の扱いに混乱が生じるため、この際、身元がわかる場合には合同墓、身元不明の場合は万霊塔と、それぞれ分けて納骨するように取扱いを整理すべきではないのか。

また、市は合同墓の使用料を5,000円に設定するとのことだが、既に開設している札幌市では1,900円と聞く。主な対象は低所得者などであることから、より市民が利用しやすいよう、減免制度を設けるべきと思うがどうか。

市は、今回の合同墓設置に当たり、小樽仏教会や小樽石材組合など、関係団体との協議を持つことなく計画を進めてきたというが、これらの団体は、老朽化した万霊塔を修復した際には寄附を行ったり、毎年、お盆の時期には善意による供養を行うなど、深いかかわりがある。身寄りがなく本当に困っている市民のセーフティーネットとしての合同墓設置に反対するものではないが、供用開始となる10月までには、これら関係団体と十分に協議し、理解を得た上で進めるよう努力してほしいと思うがどうか。

また、実施に向けて、詳細な内容は、今後、要綱などで定めていくとのことだが、合同墓の趣旨を十分に踏まえ、対象は継承者がいない場合に限定するなど、範囲を明確にする必要があると思うがどうか。

請願第1号は、国民健康保険料を引き下げ、市民負担の軽減を求めるものであり、これに賛同する署名は、7,828筆も寄せられている。全日本民医連の調査では、経済的理由から受診抑制が働き、死亡に

至るケースが報告されており、本市でも、資格証明書の交付を余儀なくされている世帯が昨年1年間に受診した件数は、3世帯で5件しかない。具合が悪くても病院に行けないという実態は明らかであるが、このような状態で命と健康を守る国保の使命を果たしていると言えるのか。

平成13年度に33億円あった国保会計の累積赤字は、市民に高い保険料を課し続けた結果、22年度には黒字に転換している経緯を見ても、保険料設定の見直しを求める請願の願意は極めて妥当であり、新年度から1世帯当たり1万円の引下げを実施するべきではないのか。

新年度予算において示された第5期介護保険料は、基準額の月額で5,460円となり、現行と比較して1,000円以上の増額となっている。市は、特養などの施設整備を抑え、保険料の抑制に努めたというが、国でも以前から、高齢者世帯の負担を考慮し、月額5,000円を超えないよう検討していた経過からも、到底容認できないことから、市が負担をしてでも保険料を軽減すべきと思うがどうか。

また、改悪が続く介護保険制度は、抜本的な見直しを要する状況にあるが、一地方自治体だけで問題の解決を図るのは難しいことから、当面は介護保険財政を安定的に運営するため、国に対して負担金の増額等を要望していくべきではないか。

障害児や障害の疑いがある児童に対して、集団生活適応訓練を行い、発達の向上を図る事業の「児童デイサービス」は、法改正により、平成24年4月から幼児を対象とする「児童発達支援事業」と学齡児以降の「放課後等デイサービス」に分けられることとなっている。現在は0歳から18歳までのすべての対象者に対し利用者負担金の半額を補助しているが、市は、今回の改正を契機に、補助の目的が「障害の早期発見・早期療育の推進」であることから、学齡児に対する補助を廃止する方針を示している。しかし、利用者に対して十分な説明もないまま進めていると聞くことから、理解を得るための周知期間を設けるとともに、激変緩和措置についても考える必要があると思うがどうか。

日赤奉仕団は、災害時において炊き出しや被災者への支援活動を行うなど、非常に大きな役割を担う組織であるが、平成19年度に2,300名ほどいた団員が、23年には約1,700名へと大幅に減少しているとのことであり、今後の活動に支障を来しかねない状態にあるという。このままでは災害時に影響が出るため、市としても、組織を維持し、活性化させていくための対策を講じてほしいと思うがどうか。

3月5日に予定されていた小樽市立病院統合新築建築主体工事の入札は、匿名の談合情報が寄せられたことで延期となり、その後の調査で、談合の事実は確認されなかったものの、参加予定の共同企業体より、価格が折り合わないとの理由から辞退届が提出され、中止に追い込まれる事態となった。今回、市は、初めて条件付一般競争入札による総合評価落札方式を採用したが、業者が価格に納得しなければ、いつまでも入札が成立しないという、この方法自体に欠陥があるのではないか。

地元企業の受注機会を確保することは大切かもしれないが、開院後の病院経営を考えると、建設費を安価にすることが必要であることから、より設計額を圧縮できる一括発注方式も視野に入れ、契約方法の見直しをすべきと思うがどうか。

この時点での辞退は極めて異例と思うが、JVの構成員である市内企業も同意しているとのことであるといい、景気浮揚の兆しもなく受注難の中で、相当の決断であったと思う。病院局は、今後、辞退に至った原因調査を行うとのことだが、分析に当たっては、市側と業者の双方の観点から行う必要があると思うがどうか。

何よりも開院時期が遅れることは、職員の士気が低下し、医師確保にも影響することから、早期の入札が必要であり、そのためには価格の圧縮が期待される一括発注にシフトすることもあり得るかに聞こえる。しかし、現在の発注形態は、これまでの議論を踏まえ決定したものであるため、見直しに当たっても、議会において十分な審議の上、進めるよう希望するがどうか。

全道的にも地域の医師確保は大きな課題であり、その解決には、研修医を確保し、地域への定着を促すことが重要と言われている。そのような中、市立小樽病院では、指導医や研修内容の充実、待遇の改善、さらに全職員が積極的にサポートする体制づくりを行った結果、常に4名の定数を確保できていると聞く。こうした研修医の受入れ態勢は非常に評価されており、今後も一定の採用が見込めるとのことから、これを常勤医の確保に直結できるよう、新病院の早期建設を含めた職場環境の充実を図り、ぜひとも働きたい、戻ってきたいと思われるような、魅力ある病院づくりに努めてほしいと思うがどうか。

住宅の改造に必要な資金を融資することを目的とする「バリアフリー等住宅改造資金融資条例」では、平成22年度に、バリアフリー以外のリフォーム全般工事を対象に加えている。しかし、末期がん患者である40歳代の方が、自宅をバリアフリー化したいと考え、福祉部の窓口で相談をしたところ、この融資の対象は身体障害者手帳の交付を受けていることや55歳以上という条例の文面から、制度が利用できない趣旨の説明があったと聞く。今回のケースは、リフォーム全般工事として対象になるものであるが、こうした誤解は条例の規定がわかりづらいことにあるため、関係部局に対し、周知の徹底を行うとともに、本文の表記を改めるよう、検討すべきと思うがどうか。

平成21年3月に計画された小樽市耐震改修促進計画では、27年までに住宅などの耐震化率を9割にするという非常に高い目標を掲げているが、災害の少ない土地柄、市民がその必要性を感じていないということもあり、一向に進んでいないのが現状である。市は、計画の促進を図るため、木造住宅耐震改修促進経費として、耐震診断費用の助成を10棟分計上しているが、これだけで目標が達成できているのか。

多額の費用を要することが、改修をちゅうちょする一番の原因と思われることから、新年度から実施される住宅リフォーム助成事業は、耐震改修も対象になることを周知し、耐震化を促進するべきと思うがどうか。

管理不良や倒壊の危険がある空き家については、市が所有者に指導を行い、解体に至るケースもあるとのことだが、全市的な実態把握がなされておらず、放置されたままの事例も多いと聞く。適正に管理されず放置された空き家は、積雪による倒壊や落雪により市民に危険を及ぼす可能性もあるが、こうした状況が市内の至るところに見られ、市民が不安視している現状を、市はどのように考えているのか。

他都市では、空き家適正管理条例を制定したことで、財政的な負担をせず、その抑止力により放置空き家が減少している例もあると聞くが、市は、道などの動向を見守るとして、条例制定には消極的である。しかし、市長の公約である安心・安全なまちづくりを実現するためにも、強い指導力を発揮して早期に条例を制定し、市民の暮らしを守り抜くという強い姿勢を示すべきと思うがどうか。

放置された空き家等の適正管理を目的とした条例を制定し、私有財産の管理に一定程度介入しようとする動きが全国の自治体において広がりを見せている。こうした中、国土交通省は「空き家再生等推進事業」として、過疎地域などを対象に、空き家の除却費や地域の活性化に資する施設へ改修する費用などを補助対象としているが、本市でこれを活用する考えはないのか。

また、旧国鉄手宮線は、平成21年度に策定された活用計画に基づき、このたび用地を取得する予定だが、以前から沿線に建ち並ぶ廃屋が著しく景観を阻害し、問題になっている。そのため、ここを本市の観光拠点と位置づける中で、補助金を活用して周辺一帯を整備することが、真の手宮線再生になると思うがどうか。

今年度、市には除排雪に関する苦情・要望が数多く寄せられているとのことだが、中には、重機オペレーターの操作技量に相当の差があるため、道路を一本挟んだだけで、作業後の仕上がりに大きな格差が生じているという内容もあると聞く。これは、不況による人員削減で、若い世代に技術が継承されな

いまま、熟練技術者が退職することも一因と考えられているが、こうした現状についてどのように考えているのか。

市は、技術力の向上を事業者に対し徹底するというが、それだけでは効果が期待できないことから、作業成績を点数化して、それを翌年度にJVを組む際の参考にするなど、技術の底上げを図るために、実効性のある方法を検討すべきと思うがどうか。

除雪弱者への支援を目的に、間口の置き雪処理を行う置き雪対策については、平成19年度から試行的に実施されており、既に5年が経過している。人力作業によるきめ細かな対応の評判もよく、昨年度からは、福祉部との連携により、福祉除雪登録世帯に対しても実施するなど、対象範囲を広げているが、今後はさらに拡大し、正規の事業に位置づけてほしいと思うがどうか。

また、市道と道道の交差部分には雪が残っているとの苦情を耳にすることから、道路管理者双方でしっかりと協議するとともに、それぞれの委託業者間においても調整を図り、効率的かつ丁寧な除排雪を実施してほしいと思うがどうか。

公共工事の実施に当たっては、限られた財源を有効活用するため、より一層のコスト削減が求められている。本市でも、臨時市道整備事業や配水管整備事業において、資材の種類や工事の施工方法を工夫しているというが、より効率的に事業を執行し、社会資本の整備を着実に進めるため、具体的に数値目標を定めた行動計画を策定してはどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第1号につきましては、最初に継続審査について採決した結果、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決した結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

次に、議案第1号につきましては、川畑、新谷両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、陳情第292号につきましては、採決の結果、賛成者なしで不採択と決定いたしました。

次に、議案第26号につきましては、川畑、新谷両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第15号、第27号及び第40号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

**○議長(横田久俊)** 次に、議案第1号及び第26号に対して、小貫議員ほか4名からそれぞれ修正案が提出されておりますので、一括して提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

**○21番(新谷とし議員)** 日本共産党を代表して、議案第1号平成24年度小樽市一般会計予算案に対する修正案の提案説明を行います。

東日本大震災から1年がたちました。被災地では復興のめどはまだ遠く、ここ小樽市でも震災の影響で、来樽する観光客数に見られるように、まだ以前の回復を見ておりません。加えて、長引く景気低迷、円高などで中小零細企業の経営は苦しく、新卒高校生の市内企業採用も厳しいものです。市民生活も介護や国保、後期高齢者医療などの保険料の引上げ、子育て世代の年少扶養控除の廃止による増税などで

一層の厳しさを増しています。

市長提案の一般会計予算案は他会計からの借入れを行わず、市税収入も落ち込む中で除雪予算を留保するなど厳しいのはわかりますが、小樽市がわずか240万円上乗せすればできるふれあい見舞金も廃止するなど、市民に厳しい予算案です。しかし、市民生活を応援し、景気の6割を占める個人消費を拡大することが市内経済の底上げを図るものです。

我が党の修正案は、石狩湾新港管理組合負担金のうち公債費と今年度の港湾建設費相当分を削減、食育の立場から新共同調理場建設事業の中止、有価証券の売却、OBCの固定資産税滞納分回収の上積みなどで財源をつくり、未就職の高校生の市役所への臨時雇用で雇用支援、住宅リフォーム助成制度の拡大、駆け込み緊急資金貸付金で市内業者を支援します。

子育て世代への支援として、就学前児童の医療費全額助成、銭函保育所建設のための実施設計を行います。

高齢者に対しては、ふれあいパスはワンコインで利用できるようにし、大幅値上げの介護保険料は第4段階の基準保険料を5,000円にし、それ以下の段階の市民税非課税者の負担軽減を図ります。

国民健康保険料は、1世帯当たり1万円を引き下げます。議会答弁にあったように平成23年度で見ると、40歳代夫婦と子供2人の4人家族で給与収入30万円で保険料は5万円、収入の16.6パーセントにも上ります。所得380万円程度で保険料は年間76万円にもなり、大変重い負担になっています。本定例会には国保料1世帯1万円引下げの請願署名が提出されていますが、我が党の修正案は、多数の市民の願いにこたえるためのものです。

市民要望の強い新・市民プールは、早期建設に向けた土地調査費を予算化しました。

この結果、修正案の予算規模は550億3,364万1,000円となり、市長提案の予算規模の約97.3パーセントです。

なお、歳入で海水浴場対策委員会貸付金4,146万2,000円を削減しています。この修正案が可決されれば海水浴場対策委員会に対して権利放棄となります。可決された時点で、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、市長においてその措置をとっていただくことになります。

市民生活応援と地域経済活性化を目指す予算修正案に賛同いただけますようお願いいたします。

次に、議案第26号小樽市職員倫理条例案に対する修正案の提案説明を行います。

倫理条例案第7条で市民の責務をうたっていますが、努力規定とはいえ職員の倫理条例で市民を職員、管理者、任命権者などと並べ平等に扱うことはふさわしくありません。国家公務員に対する倫理法、倫理規程にも、北海道職員の公務員に関する条例にも、国民の責務、道民の責務はうたわれていません。

したがって、小樽市職員倫理条例案第7条を削除し、第7条を第6条にし、以下関係条項を繰り上げます。

以上、各会派の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

**○8番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表して、議案第1号に対する修正案に賛成、原案反対、議案第26号に対する修正案に賛成、原案反対、議案第2号ないし第15号、第27号及び第40号に反対し、一括討論を行います。

民主党の野田内閣が進めようとしている社会保障と税の一体改革は、社会保障制度の大改革をやりな

がら消費税を2倍にするという、これまでになかった最悪のものです。そして、社会保障改革というが、どれをとっても、2009年の総選挙で民主党が掲げた公約を切り捨てています。まさに社会保障の改悪であります。そのことが小樽市民に大きな負担を強いています。

我が党は小樽市の新年度予算編成に当たって、収入では市税の落ち込みが予想され、交付金の大幅な伸びも期待できない、歳出では新市立病院建設、学校耐震化、新共同調理場建設などが予定されている中で、収支の均衡を図るために市民要求を抑えることがあってはならないと申し入れてきました。

市長は、一般会計予算について、小樽市財政の厳しい現状を踏まえ、実質的に財政再生団体の一歩手前であるとして、他会計からの借入れを行わず、収支均衡の予算を編成していると言います。その上で、新共同調理場の建設に当たっては、現在の二つの施設は老朽化が進み、児童・生徒数の将来的な減少傾向を踏まえ、新たな施設を建設するもので、その財源は世代間の負担公平という観点から、ほぼ95パーセントが借金です。

しかし、現在の施設が老朽化しているとはいっても、現在の安全基準は平成21年に改定されたものであり、今直ちにクリアしなければならないものではありません。

また、石狩湾新港管理組合負担金の計上についても納得できません。厳しい財政にあっても、市民の懐を暖めることに力を入れて個人消費を拡大することが必要です。この点で、一般会計予算案に対する我が党の修正案は、提案説明にあったように不要不急の事業を中止し、市民生活応援、地域経済を活性化する立場で提案しています。

小樽市の国保会計は、平成13年度の累積赤字33億8,700万円を、8年目の平成22年度で黒字に転換しましたが、それは毎年の医療費を過大に見積もって、市民に高い保険料を負担させてきたためです。年収約300万円という標準的な世帯で、年間約50万円も国保料を支払うという高負担となっています。市民からは、国保料を払いたくても払えないという声が届いています。平成22年度の差押件数が337件、1,389万9,000円になっていることでも裏づけされております。

また、保険者に対する入院の療養費給付では高いハードルを押しつけ、国民健康保険料の一部負担金の減免及び徴収猶予の制度もほとんど利用されていない状況にあり、問題です。

介護保険事業特別会計は、第5期保険料を基準額で1,073円、24.5パーセントの大幅引き上げし、5,460円にするものです。

小樽市が昨年5月に実施した高齢者一般調査によると、保険料の値上げについて、保険料を安くしてほしいという意見が市民の55.4パーセントに達しています。適切な値上げ額についても、500円以内という意見が41.3パーセント、1,000円以内という意見が48.6パーセントに達していることからわかるように、9割の人が高い保険料に苦しみ声を上げている実態です。一般会計からの繰入れなどで助成し、5,000円以内の保険料にすべきであります。

介護報酬改定による訪問介護時間の見直しにおいて、生活援助の場合、現在の30分以上1時間未満が20分以上45分未満に、1時間以上が45分以上に短縮されています。現場のヘルパーからも、これ以上のサービス制限はできないとの声が上がっています。

第5期計画で新設される介護予防・日常生活支援総合事業については、要支援者を介護サービスから切り離し、別枠の総合事業の対象にするもので、サービスの質を担保する基準がないため安上がりな事業になりかねません。市長は、移行への条件が整っておらず、推移を見るとして平成24年度は見送りするとのことですが、25年度以降が心配です。年金額が切り下げられている中で、保険料が大幅に引き上げられ介護サービスは低下する改悪は断固反対です。

後期高齢者医療事業特別会計は、被保険者負担が医療給付費の1割を超える高額となり、保険料滞納

者が増加しています。加入者の8割が年金から天引きされています。年金が年額18万円未満の低所得者は天引きされないため、滞納が生じやすく、差押えも起きています。北海道では、預貯金や年金が差し押さえられ、その差押額も1件当たり114円又は4,000円、8,000円などわずかな額の差押えが起きている。

現在、小樽市では差押えないということですが、今後、起こり得ます。このように高齢者を排除する事業は認められません。

議案第12号小樽市病院事業会計についても、治療の一環とされる給食については、本来、病院局が経営すべき事業であり、民間委託していることは認められません。

議案第26号小樽市職員倫理条例案については、いわゆる外部委員会の調査報告書の中の再発防止策についての提言を基本的に生かしてつくられたものですが、条例の第7条、市民等の責務について「市民等は、職員の公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする」との条文は、主人公である市民への対応として傲慢でふさわしくなく、削除すべきであります。

議案第27号小樽市職員給与の一部改正についての我が党の立場は、職員の給与削減には基本的に反対であり、市の財政状況が回復に当たっては独自削減分を回復させるべきであります。

ほかの議案については、手数料などに上乗せする消費税収入と物品購入や工事請負などで支払った消費税を転嫁し受益者負担としており、否決いたします。

請願第1号国民健康保険料の引上げ方についてですが、小樽市の国保世帯は2万2,168世帯で全世帯数の約33パーセントに当たります。そのうち、保険料の滞納世帯は10.1パーセントを占めています。保険料が高いため、払いたくても払えないのが実情です。

国保料を1世帯1万円の引下げを求めて請願署名された方は、短期間にもかかわらず7,828筆に達していました。予算特別委員会には間に合いませんでしたが、昨日、オタモイ老人クラブなどから47人分の署名が届けられました。合わせると7,875筆になります。この請願に託した願いは切実であります。願意妥当であり、全会派の皆さんが一致して採択することを求めます。

陳情第292号は倫理条例案を見直しという内容であり、外部委員会の調査報告書が提出されたとき、再発防止策についての提言を含めて、真摯に受け入れるとした議会の全会派にとっては採択できないことは明白です。外部委員会の提言を具体化し提案された議案第26号を、優先して施行することが議会に求められています。

したがって、陳情第292号については不採択とし、陳情者にもこの経過を理解していただき、陳情第292号で言わんとする趣旨を、外部委員会の再発防止策についての提言を具体化し、提案された議案を直接見直しと否定するのではなく、後日別な形をとって建設的に提案していただけるなら、日本共産党として審議することはやぶさかではないことを申し添えておきます。

他会派議員皆さんの賛同を訴えて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安齋哲也議員。

（6番 安齋哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安齋哲也議員） 一新小樽を代表し、議案第1号平成24年度一般会計予算、議案第12号平成24年度小樽市病院事業会計は否決、請願第1号国民健康保険料の引下げ方については継続審査、陳情第292号小樽市職員倫理条例案の見直し方については不採択を主張し、討論します。

議案第1号の新年度予算については、重点施策として東アジア等販路拡大支援事業費や東アジア圏観光客誘致広域連携事業費補助金、小樽国際インフォメーションセンター事業費など、外国人観光客に対

する事業を計上した経済対策は一定程度の評価をしております。

しかし、病院事業会計への繰入金は、過去の不良債務解消や基準外繰入れを含め3億3,000万円が盛り込まれていること、7割が国庫補助される過疎債がない場合に、一般会計の負担が増える新市立病院建設費が予算に計上されていることから、この議案には賛成できません。

議案第12号の新年度の病院事業会計予算では、他都市の新市立病院建設費と比較すると倍以上の建設費が盛り込まれています。我々としては、発注については分割ではなく一括で行い、建設費の圧縮を求めていることから、この議案についても賛成できません。

また、あわせて今回は、この建築主体工事の入札にかかわり談合情報が寄せられたことから、入札が延期されることになった上、入札参加予定だった2企業が市の予定価格が12から13億円低いとの理由で、入札を辞退する異例の事態となりました。現在、病院局では調査を続けているとのことですが、予定価格を引き上げるとは到底市民の理解を得られず、今後の推移を注視しなければならない状況となっています。新市立病院の開院が遅れることになれば、今いる医師、看護師たちへの影響も大きいため、早急に事実関係を把握し対応することを申し添えます。

請願第1号の国民健康保険料の引下げ方については、国保料引下げについては同意できますが、我々としては、まず予防医療の推進によって医療費を抑制することを主張しております。しかし、予防医療による医療費引下げは直ちにできるものではなく、今後、継続的に進めていく必要があるため、請願については継続審査を主張します。なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権します。

陳情第292号の小樽市職員倫理条例案の見直し方については、まず本定例会で同条例案を可決することが必要で、今後、条例の経過を見て必要があれば見直しを要望していきますので、今回の陳情については不採択を主張し、討論を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

（発言する者あり）

**○議長（横田久俊）** はい、お静かに。

まず、請願第1号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第12号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第292号について採決いたします。

委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立なし)

○議長(横田久俊) 起立がございません。

よって、不採択と決しました。

次に、議案第26号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第26号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第11号、第13号ないし第15号、第27号及び第40号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 27番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇) (拍手)

○27番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第293号旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について、教育委員会は、本体施設のみ建設であれば可能としており、100台分の駐車場を附置するとなれば、そこでの建設は難しいというが、市民からは、大規模な駐車場は不要との意見もある。混雑時には、近隣の学校や民間施設の駐車場を活用する方法などもあることから、提案のあった土地に見合う規模での建設について検討すべきと思うがどうか。

第6次総合計画の前期実施計画どおりに事業を進めるには、平成24年度中に建設地を決定する必要があるとのことだが、候補地のめどすら立っていない。この1年、教育委員会は、市内中心部に適地がない、なるべく早く見つけたいなどの答弁を繰り返すばかりで、新・市民プールの建設について全く進展が見られないが、果たして総合計画どおり実現する気はあるのか。

今回、完成した津波ハザードマップを見ると、蘭島地区では浸水予想が非常に広範囲に及んでいる。しかし、同地区の津波避難所である忍路中央小学校と忍路中学校は、いまだ耐震化されておらず、地震で倒壊の可能性があることに加え、仮に両校が学校統廃合により廃校となった場合には、現在のところ、代替施設も決まっていないという。津波の被害を受けるおそれ強い上、逃げる場所もないというのであれば、住民は大変な不安を抱えることから、早急にこの地区の避難所のあり方について方針を検討し、対策を講ずるべきではないか。

また、マップを公表したことにより、だれにでも危険な地域が把握できるようになったが、これは災害時に有効活用して初めて減災につながるものであり、市は、住民が日常的に避難経路の確認を行うよう、マップを基に啓発していくべきと思うがどうか。

市では、災害時要援護者の登録及び避難支援員の選定を進める中で、現在までに半数以上の要援護者に支援員が決まったとのことである。一方で、選定された支援員からは、災害は地震や台風などにより予想外の状況が発生するおそれもあり、災害発生時に避難計画に沿った的確な対応ができるのか不安視する声も聞こえる。いざというとき、支援員みずからが考えて行動し、適切に要援護者を救出するためには、日ごろから多くの情報を取り入れ、さまざまな場面を想定することが重要であることから、支援員に対して必要な情報を随時提供していく体制を整備すべきと思うがどうか。

教育委員会は、市内の子供たちの学力向上のため、外部からの人材活用の一方策として、小樽商大との連携により市内小・中学校に商大生の派遣を受け、放課後や長期休業中において学習サポートを行ってもらった「樽っ子学校サポート事業」を新年度からスタートし、学力の底上げを図る考えであるという。しかし、以前に同様の事業を行った際には、教員側と派遣学生との連携がうまく図れず、事業の効果も限定的であったと聞く。今回は、この反省を踏まえ、派遣学生に対する研修の実施や学校現場との連携を密にし、しっかりとしたカリキュラムに基づき実施してほしいと思うがどうか。

また、特に放課後児童クラブに通う子供たちに対し、クラブの利用時に学習サポートを受けることができるよう検討してはどうか。

この事業は、学力向上に向けた取組の一環として評価できるものだが、参加を希望する商大生の人数によって事業の規模が左右されるとのことであり、すべての小・中学校でこの事業を実施するための学生を確保できるのか。

教育委員会は、今後、事業内容を詳細に商大側と詰めた上で、実施要綱を作成するとしているが、この事業を全小・中学校で公平に実施することを前提に、協議を進めてほしいと思うがどうか。

また、新聞報道を見て、公設の塾といった誤った認識を持っている市民もいるという。こういった誤

解が生じないよう、教育委員会は事業の内容について、わかりやすく周知していくべきと思うがどうか。

毎年の学力・学習状況調査の結果を見ても、後志教育局管内における学力については、低い状態が続き、改善の兆しが全く見えてこない。学校現場では、小学校高学年で授業についていけないとか、中学生で九九がわからないなど基礎学力の低下が問題視されており、教育委員会は、本市の子供たちの学力が危機的な状況にあることをどの程度把握しているのか。

全国的に多くの学校で授業時間以外の読書や百ます計算などを取り入れ、学習習慣の定着、基礎学力の向上など効果を上げている。本市では、各学校で「朝の読書」などに取り組んでいるものの、この取組に対する学校間の意識の差が、学力格差を生む結果につながっているのではないかと。

地域住民の中には、子供たちの学力向上のために協力を惜しまないという方もいることから、これらの方々に学習サポートなどの協力を求める中で、学校、教育委員会の3者で、子供たちの学力向上に向けて取り組む体制を確立してほしいと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の2月8日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合の協議案件について報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第53号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第29号並びに陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし第308号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第293号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第29号は否決、議案第53号は可決、陳情はいずれも採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第29号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてです。

東日本大震災に係る雑損控除等の特例、たばこ税の税源移譲については、市民負担が生じないことから賛成できます。個人市民税の均等割税率を引き上げることと退職金の分離課税に係る所得割額の特例廃止については反対です。住民税の均等割が増税され、所得にかかわらず復興財源を負担するということは、税負担の原則から外れています。

そもそも、国が大企業に甘く、個人に負担をかぶせることを決めたことが問題です。大企業には、実質5パーセントの法人税減税を恒久的に行い、初めの3年間に限って付加税を課すだけです。資本金10億円以上の大企業の内部留保は約260兆円に達しています。歴代政権の大企業奉仕政策の結果です。しかし、労働者の賃上げに使われず、給与総額は引き下げられてきたのです。

今回の増税は、4年目以降からは法人税の減税だけが続き、結局、負担増として残るのは所得税と住民税だけです。子育て世代には、年少扶養控除の廃止や子ども手当の減額による負担増があり、追い打

ちをかける行為です。

分離課税に係る所得割額の特例廃止についてですが、年金が引き下げられ、支給年齢も上がっています。小樽市の労働実態調査によりますと、10年前と比較しても退職金は730万円から660万円と70万円減っています。このような中で退職所得への控除をなくすことは、無慈悲としか言いようがありません。よって、市税条例の一部改正条例案には賛成できません。

次に、議案第53号小樽市非核港湾条例案についてです。

私は、本会議の提案説明の中で三つの事実を示しました。一つは、歴史的に見て小樽港は商業港であるという事実、二つ目は、核廃絶を求める声が世界じゅうで広がっているという事実、そして三つ目には、核密約が存在し続ける中で核の持込みが制御できないという事実です。これらの事実を照らして、どうすれば核の持込みを阻止できるか。

核廃絶を求める声が世界で広がっていますが、残念ながらすぐにはなくすことができないのが現状です。核兵器が存在し、核密約が存在する中では、非核証明書の提出こそが核兵器を小樽に持ち込ませない唯一の手段です。

小樽市は、29年前、核兵器廃絶平和都市宣言を行い、今年で30年目を迎えます。この宣言には「わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い」とあります。この宣言をした市として、本条例案の制定に向けて皆さんの賛同をお願いするものです。

陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についてです。

第6次総合計画の前期計画で実施設計を行うとしています。そのためには、来年度中に建設地を決めなければなりません。しかし、教育委員会は、なるべく早くと繰り返すだけです。市民の健康維持と楽しさを保障するためにも、新・市民プールの早期建設が求められています。

また、陳情第293号旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等についてです。

依然としてプールの建設地が見つからない中で、早期建設を求める市民が建設地の候補を提案してきました。この建設地が妥当でないと教育委員会がするならば、市長部局とも連携をし、責任を持って早急にかわりの建設地を確保すべきです。願意は妥当です。

いずれも採択を主張し、各会派の皆さんに呼びかけるものです。

以上、討論いたします。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

**○19番（斎藤博行議員）** 民主党・市民連合を代表して、委員長報告に反対、議案第53号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論します。

毎年1月に入ると、招かざる客、米軍艦船の小樽港入港が話題となります。民間商業港でもある小樽港への米軍艦船の入港は、その突出した件数と執拗な繰り返しが全国的にも注目されてきました。

ここに、昨年1年間の米軍艦船の民間港への入港状況を日付、艦名、目的などでまとめた資料があります。それによりますと、米軍艦船の民間港への入港件数は1年間で19件と、一昨年と同じ件数でした。その中身を見ますと、入港の目的は四つに分けることができますと思います。

第1には、海上自衛隊との合同訓練のため海上自衛隊艦船と一緒に入港するケースで、昨年は3件ありました。具体的には、1月には、大分県の佐伯港と高知県の宿毛港に海上自衛隊輸送艦しもきたと一緒に、平成22年度輸送特別訓練のため入港しています。また、7月には、青森県大湊港に23年度機雷

戦及び掃海特別訓練参加のため米艦が入港しています。

第2には、湾内に海上自衛隊の基地がある港に入港するケースです。昨年は、広島県の呉港と京都府の舞鶴港に合わせて3隻入港しております。

そして、第3には、これは昨年が特別なケースだと思いますが、東日本大震災支援のために米艦7隻が宮城県気仙沼大島港などに入港しています。

そして、第4が、いわゆる友好親善を名目とする入港で、昨年は9隻入港しております。この中に、昨年2月4日に小樽港に入港したイージス艦フィッツジェラルドも含まれます。

このように、改めて振り返って見ても、民間港である小樽港への入港が、友好親善という名目で毎年のように繰り返されていることが目立ちます。また、その件数の多さも目立つところです。ここに市民の皆さんが不安に思うところがあります。

今年是小樽港ではなく、お隣の石狩湾新港に2月6日から10日まで、ミサイル駆逐艦マスティンが入港しました。このマスティンは、弾道ミサイルの監視と追尾能力がすぐれた軍艦で、あわせて核弾頭を登載できる巡航ミサイルトマホークが積載されている軍艦です。今回のマスティンの石狩湾新港入港に際し、石狩湾新港管理組合管理者の高橋はるみ知事が、地元小樽市と石狩市の要請を受け、マスティンの核兵器搭載の有無について、外務省とアメリカ領事館に照会したのは当然のことです。民間商業港の平和を守り、核兵器の持込みを許さず、そして米軍の優先使用を認めないのは港湾管理者の責務であり、また、さきの戦争の犠牲の上に獲得した自治体固有の権利でもあります。

今年、小樽市核廃絶平和都市宣言が昭和57年6月28日にこの小樽市議会で可決されて、30年目の節目の年です。先輩議員がこの宣言で、非核三原則の完全実施や核兵器の廃絶、軍縮などを求めたその思いを引き継ぎ、小樽港の平和な民間港としての発展を追求するのは、今ここに議席を与えられている私たちの責任だと思います。

そして、議案第53号小樽市非核港湾条例案は、その責任を条例化し、さらには市長に米軍艦船入港時に、非核証明書の提出という形で対応基準を議会の意思として持たせようとするものであります。

改めて、この条例案への賛成を訴えて、私の討論といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第53号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第29号及び陳情第293号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 3時09分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○3番（中村岩雄議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市の調査によれば、本市の中心市街地に位置する3商店街の空き店舗率は、5パーセント台から20パーセント台で推移している。全国的には、行政みずからが空き店舗を活用することで、中心市街地のにぎわいを取り戻そうという取組が見られ、これらの有効活用に向け、所有者はもとより、商店街組合などの関係団体との話し合いに積極的に参加し、情報の収集に努めている自治体もある。本市においても、中心市街地の活性化と商店街振興のため、空き店舗が積極的に活用されるような取組を強めてほしいと思うがどうか。

市内では、本年1月から2月末までに、長引く景気の低迷による販売不振などにより5件の企業が倒産しているが、一方で、空きテナントが目立っていたウイングベイ小樽のシーブ棟1階部分には、6月末に大型ホームセンターの出店が決まっている。これに伴い、新規に地元雇用される従業員は、どのくらいの数が見込まれているのか。

また、テナントの配置替えにより、ホッカイドウ競馬の場外馬券発売所がショッピングセンターに隣接する5番街3階部分に移転するが、これまで以上に子供たちの目に触れやすい場所となる。テナントの移設は空床率の解消にはなるものの、以前、開設の際に問題視された青少年に与える影響については、移設した場合でも、何ら問題が生じるおそれはないと判断してよいのか。

高齢化の進展が著しい本市にあっては、高齢者の就労の場を確保し、生きがいがづくりや社会参加に寄与するシルバー人材センターが担うべき役割は、ますます大きいものとなっている。市は、シルバー人材センターの運営が安定して行われるよう、十分な連携を図りながら、今後とも必要な支援を継続してほしいと思うがどうか。

市は、これまででも、石狩市と企業誘致に向けた協議会をつくり、道内企業を中心にPR活動を行ってきたが、市としてセミナー開催後に参加企業へのフォローアップをきちんと実施しているのか。

新年度に実施する企業立地トップセミナー事業では、事前に実施した設備投資動向調査の結果に基づき、投資意欲のある企業に参加を呼びかけるというが、企業立地の実現は、新たな雇用を生み出すとともに、従業員の定住も大いに期待されることから、市長は1社でも多くの企業に立地を検討してもらえ

るよう、本市の優位性を十分にアピールしてほしいと思うがどうか。

社団法人小樽観光協会は、公益法人制度改革に伴い、平成25年11月末までに一般社団法人か公益社団法人のいずれかの法人格を選択しなければならず、当然にその判断は協会がみずから行うことになる。本市の基幹産業の一つである観光を推進していく上で、観光協会は大きな役割を担う重要なパートナーであり、市としては、どちらに移行することが望ましいと考えているのか。

仮に、一般社団法人を選択する場合には、市の業務を受託する際に、税制面で優遇措置を受けられなくなるなどのデメリットが懸念されるため、今後、観光協会に対して適切なアドバイスを行っていく必要があると思うがどうか。

小樽フィルムコミッションは、本市の恵まれた自然景観や歴史的建造物などの都市景観について、映像を通じて国内外に発信することを目的に、平成15年3月に設立されており、今月4日には、第2回目となる小樽ショートフィルムセッション2011の表彰式と上映会が開催されたところである。今回のノミネート作品は、前回同様、市外や道外からの応募者が大半を占めており、今後、市民や幅広い年齢層の応募を促すためにも、新たな部門を創設するなど、次回に向けて運営に一層の工夫を凝らしてほしいがどうか。

このような文化活動というのは、継続的に実施していくことで内容が充実し、価値が高まると考えることから、市は、今後とも十分な支援を行っていくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**○22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表し、継続審査中の陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については、願意妥当、採択を求める討論を行います。

昨年の第4回定例会で私は、オタモイ海岸の観光開発は歴史的経過と事実を照らして、小樽市に責任があることの根拠を示して指摘させていただきました。この指摘の内容を知った市民の皆さんから「そういうことは知らなかった。ぜひオタモイのがけの安全対策をとって、昔のように親しめるオタモイ海岸にしてほしい。できれば竜宮閣などの復活もできないだろうか」、こういう声が寄せられております。

昭和50年当時、小樽市から「オタモイの土地を取得して観光開発を行うので、ぜひ小樽市が土地を購入できるように尽力していただきたい」と強く要請を受け、購入に尽力した札幌つばめ商事の安齋社長に、私はこの正月呼ばれまして、今回の小樽市議会での経過について説明を求められました。経過を報告したら、「事実は全くそのとおりだ。ぜひ小樽観光のさらなる発展のために、オタモイの観光開発に力を尽くしていただきたい」と激励をされました。

小樽市史からも明らかのように、昭和53年に札幌つばめ商事が北海道上島珈琲から土地を購入し、小樽市に転売することによって、オタモイ開発は一挙に進むことになったわけです。これと前後して、小樽市として北海道の制度も活用し安全対策を講じてきましたが、観光開発という点では事実上本格的取組とはなっていないことも事実であります。ところが、平成18年以降、オタモイの駐車場からオタモイ

地蔵尊までの約500メートルの遊歩道への岩盤の崩れや落石などがあったために、立入禁止措置が講じられ現在に至っています。

こういう経過に照らして、現時点での小樽市のオタモイ開発の問題点は、がけ崩れの危険があるから開発はできないとしている点です。これは、繰り返し指摘しているように、昭和50年代初頭に小樽市が北海道中央バスから7,000万円もの寄附を受け、オタモイの土地を購入した開発の原点を忘れた態度と言わなければなりません。危険ながけ地であることを承知の上で、開発するから土地が必要だと購入した経過を無視した現在の市の対応は、当時の関係者への背信行為であり、即刻改めるべきです。

その後どういう経過をたどったか、努力をしたか聞きましたが、一番肝心な点では様子見で、全く動きがありません。

こういう中では、陳情第290号を採択し、小樽中央自動車学校の奥の断崖絶壁からの光景、東尋坊にまさるとも劣らない絶景もあわせて新たに売り出すことは、小樽観光に新たな勢いをもたらし、経済活性化に貢献するものと確信し、議員各位の賛同をお願いして討論いたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**○20番（中島麗子議員）** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第30号について、これは住民基本台帳法の一部改正に合わせて、外国人登録法が廃止されることにより手数料条例の一部を改正するものである。外国人住民が住民基本台帳の対象に加わることで、教育や社会保障の行政サービスの権利を保障することは一歩前進である。しかし、法務大臣から在留資格取消しの通知により一律機械的に消除するため、所在地不明の在日外国人を増やすことになるとともに、現に居住していても各種行政サービスが受けられなくなるといった事態も起こり得るが、これについて、市は、どのような認識を持っているのか。

議案第32号について、これは障害者自立支援法の一部改正に伴い「こども発達支援センター」で実施している児童デイサービス事業を児童発達支援事業と放課後等デイサービスに分化し、新たに保育所等訪問支援事業と障害児相談支援事業を追加するため、条例の一部を改正するものである。障害者自立支援法は、障害者に原則1割の応益負担を強いる制度であるため、障害者団体からは強い反対の声があり、民主党政権は、2010年に同法の廃止と新法制定を閣議決定している。しかし、今回の改正は、障害福祉サービス利用の「原則無料化」という方針を見送るものであり、現行法の延命がねらいではないかとの

疑念を持たざるを得ないことから、到底容認できるものではないと思うがどうか。

新年度から児童発達支援センターとなる「さくら学園」において、市は、平成26年度末までに、保育所等訪問支援事業と、障害児相談支援事業を実施するとしている。現在は、公募によらず任意で指定管理者に選定している社会福祉法人後志報恩会が管理・運営しているが、新たに業務が追加されることになれば、有資格者やスペースの確保なども必要になることから、法人が手を引き、継続して指定できなくなることも考えられる。万が一、指定管理者となる法人がないという事態に陥っても、以前のように市が直営で行うのは困難であると思われることから、継続して運営してもらえよう、具体的な内容を示した上で、協議を進める必要があると思うがどうか。

70歳以上の高齢者にバス乗車券等を交付する「ふれあいバス事業」は、利用者をはじめ、市とバス事業者の負担により実施しているものである。バス事業者を取り巻く経営環境は、人口減少や移動手段の多様性に伴い利用者の減少が続いていることから、大変厳しいと聞くが、事業者から市との負担割合を検討してほしいとの要望は出ていないのか。

この事業は、高齢者の積極的な社会参加を促し、心身の健康保持に役立てる上で大変有効なものであることから、バス事業者と十分協議の上、今後も継続してほしいと思うがどうか。

平成23年の本市における新生児数は688人と、少子化傾向が加速する中、産み育てやすい環境を整えるためにも、子育て支援策の充実が急務となっている。その一つとして、保護者が病気の際や育児ストレスの解消などに対応する一時保育は、現在、市内3か所の民間保育所で行われているが、いずれも中心部に偏っている状況にある。利用者は減少傾向にあることから、公立保育所での実施は考えていないとのことだが、身近になれば、実績が伸びないのは当然であるため、潜在的なニーズを把握した上で、公の責任において地域の拡大を積極的に考えていくべきではないのか。

昨年2月から、子宮頸がん等のワクチン接種は無料で行われているが、協力している医療機関では、ワクチンを立替払で購入し、後日、市に請求するため、支払われるまでに1か月程度を要すると聞く。この事業の開始当初から、麻疹や風疹等の定期接種同様、市から製薬業者に直接支払う方法を望む声があるにもかかわらず、市は、接種に係る手技料等の内訳が国から示されないことを理由に、現段階での変更は難しいとしている。しかし、これにより医療機関に多大な負担を強いる結果となっており、平成25年度以降は、要望に沿った取扱いとするよう前向きに検討してほしいと思うがどうか。

全国的には、ここ10年以上、自殺者が3万人を超えていることから、本市においても、自殺予防啓発に関するリーフレットやポスターを作成、配布するといった対策を実施しているが、最悪の結果を招かないためには、家族や仲間など身近にいる人が変化に気づき、心の声に耳を傾け、そして必要な支援につなげ、見守るという「ゲートキーパー」としての役割が大きいと聞く。長崎県では、総合的な相談ができる専門家をゲートキーパーとして養成することを考えていたが、当事者目線を持つ遺族代表から、専門的な窓口を増やしても、そこを訪れる人はごく一部の指摘があったという。それを契機に、現実的な対策への転換を図り、支援につなげる入り口をあらゆる人や機関に担ってもらい「誰でもゲートキーパー作戦」を実施したというのが、本市においても、こうした先進地の事例を参考に、体制の構築を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第30号及び第32号並びに陳情第1号及び第148号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第30号及び第32号は否決、継続審査中の陳情第1号及び第148号については願意妥当、いずれも採択を求めて討論を行います。

議案第30号は、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う登録原票の写し等、交付に係る手数料を廃止するという条例の改正であります。外国人住民に係る住民基本台帳を制度化し整備することは、外国人住民に対し行政サービスの適切な情報提供を行って、教育や社会保障の権利を保障していく上で必要であります。しかしながら、住民基本台帳に記載される外国人の対象者は、法務大臣が交付する在留カード所持者や、特別永住者に限定されております。それ以外の在留資格者は、住民基本台帳から排除されるという問題があります。

議案第32号は、小樽市子ども発達支援センター条例の改正であります。障害者自立支援法等の改正に伴うものであります。2006年に導入された障害者自立支援法は障害者に原則1割の応益負担を強いる過酷な制度であって、障害者から生存権の侵害、憲法違反として強い反対があり、民主党政権は2009年の総選挙で自立支援法廃止を公約に掲げて政権につきました。その後、障害に伴う必要な支援は、原則無料を打ち出したにもかかわらず、今回、厚生労働省が示した法案概要は、原則無料化を見送っているわけです。

議案第32号の条例改正の中には、新たに保育所等訪問支援が盛り込まれておりますけれども、サービス利用に当たっては利用者の1割負担が組み込まれており、反対です。

陳情の第1号及び第148号については、前回も述べているとおり、全会派の皆さんの御賛同で採択することを求めます。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第30号及び第32号並びに陳情第1号及び第148号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本委員会の提案により実現した住宅リフォーム助成制度については、新年度からいよいよ制度が運用されることとなり、制定にかかわった身として、非常にうれしく思うとともに、多くの方に活用されることを願うものである。この制度の市民や業者向けのパンフレット案は、やや読みづらさがあることから、イラストを入れたり、表現方法を工夫し、より多くの人にわかりやすいものとなるよう、改善してほしいと思うがどうか。

石狩湾新港小樽市域の上水道については、当別ダムが供用を開始する平成25年度以降、石狩西部広域水道企業団から用水の供給を受けることとしている。これに伴い、これまでの地下水を水源とした給水原価と受水費を比較した場合には、企業団に支払う受水費はるかに上回ることが予想されるため、水道料金の値上がりが必要であるという。小樽市域に進出している企業からは、厳しい経済状況の中、水道料金を値上げしないよう求める要請書が提出されており、これらの企業の営業に支障を来すことのないよう、料金をできる限り抑制するよう努めてほしいと思うがどうか。

急な坂道などには、ロードヒーティングや砂箱が設置され、滑り止め対策が実施されているが、場所によっては効果が見られない箇所がある。冬期間における生活道路の安全確保は、道路管理者としての当然の責務であり、路面状況や時間帯に合わせてロードヒーティングの設定温度を切り替えたり、砂袋の砂の状態を確認するなどといった、きめ細かな対応に心がけてほしいと思うがどうか。

毎年、同じ場所で、除排雪作業により損壊したと思われるガードレールなどを目にする。道路形状からして、除排雪作業が難しい箇所もあるのは十分に理解するが、除雪ステーションごとに、例年ほぼ同じ構成員の共同企業体が除排雪を請け負っているにもかかわらず、このような事故が繰り返されることは問題である。事故が多発する箇所への目印の設置や、業者に対し注意を喚起するなど、行政の責任において指導を徹底してほしいと思うがどうか。

除雪ステーションの電話対応が悪いとの話をよく耳にするが、市としては、このような苦情があることを承知しているのか。

3月の融雪期を迎え、これからは雪割りなどの依頼が増加することも予想され、その際、感情的になり苦情を訴えることもあると思うが、丁寧な対応を心がけるよう、各ステーションを指導してほしいと思うがどうか。

昭和40年代に宅地造成が行われた地区においては、当時の測量精度の関係から誤差が著しく、道路境界が民有地に食い込んでいる箇所が見受けられる。市道に隣接する土地の所有者から、市に対し、改善が求められた場合、どのように対応しているのか。

実際に当該道路を改良することでもなければ、対応は難しいと考えられ、相当の年数を要するのは明らかである。このように解決が長期化すると思われる問題については、市としても、土地所有者との協議経過などの正確な記録を残しておくべきであり、間違いのない対応を心がけてほしいと思うがどうか。

本市の指定歴史的建造物には案内看板が設置されており、それぞれの建物の構造や歴史について紹介されているが、看板のスペースが限られていることから、必要最小限の情報にとどまっている。観光客が小樽に一層親しみを感じることができ、さらに知識を深めることができるよう、例えば、歴史的建造物にまつわる人や出来事などのサイドストーリーを掲載するなど、これまでとは異なった目線で見たユニークな情報も掲載してみてもどうか。

また、小樽商科大学では、スマートフォンなどで観光スポットの写真を撮影すると、特定の情報を付加表示する「AR」技術の研究が行われているという。将来的には、この技術を応用して案内看板への情報を付加することも可能と思うがどうか。

奥沢水源地では、今年度中にダムの水路設置工事が完了する予定であり、新年度からは跡利用の検討委員会において、有識者や町会とともに整備の方向性を協議していくとのことである。跡利用については、これまでダム湖底の腐葉土を活用した植樹や、ダム堤体の石を活用した二股沢川の整備など、現地の資源を生かし、公園として整備するよう、個人としての考えを述べてきた。整備計画の策定に当たっては、議会や検討委員会の議論経過を十分に踏まえながら、歴史的遺構である創設水道にふさわしい、将来にわたって小樽市民が誇れる施設となるよう検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定をいたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**○22番（北野義紀議員）** 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についての趣旨説明では、この地区から子供たちが減少した原因は、実態に即さない指定校変更制度にあることや、適正配置を地域へ何ら説明もなく、保護者だけと進めていることは、1973年の文部省通達に反していることなどを指摘し、市教委に対する不信感をあらわにしている。しかし、これらは誤解されている面もあることから、計画を円滑に進めるためにも、現状をつぶさに説明し、一つ一つ理解を得るよう努めてほしいと思うがどうか。

また、学校がなくなることへの不安ばかりが前面に出ている内容となっているが、再編は、子供たちにとってメリットがあるということも、しっかり伝えてほしいと思うがどうか。

1月23日に行われた西陵中学校の存続を訴える会と教育委員会との意見交換会において、市教委は、同校を優先的に残すといったプランを作成してほしいという参加者からの意見に対し、検討する旨の回答をしているが、いまだ作成には至っていないと聞く。市教委は、現在示しているプランの中で、西陵中学校が存続するパターンも検討されているというが、今後、双方で建設的な意見を交わすためにも、早急に問題点を洗い出すとともに、PTAなど地域の方々が求める条件に基づくたたき台を作成し、提示する必要があるのではないかと。

市教委は、懇談会などにおける保護者からの意見に対し、その場では前向きと思われる態度に終始しておきながら、一定程度の期間が経過しても、具体的な考えを示さないという姿勢が見受けられる。これは、回答を明確にした場合、結果として、市教委の思惑と異なる考え方を示さなければならなくなり、不都合なことは隠したいとの考えからではないのか。

こうした対応は、不誠実と言わざるを得ず、計画を進めるに当たっては、明確な将来ビジョンを持った上で、誠意ある対応に努めてほしいと思うがどうか。

さきに行われた緑小学校、最上小学校の保護者と地域の懇談会において、市教委は、新しい学校の建設期間を6年程度と説明しているが、現在の緑小学校は耐震改修の予定もないため、新学校が完成する

まで、近隣の学校に児童を振り分けるべきといった意見もある。これに対し市教委は、混乱が生じかねないため難しいとの姿勢を示しているが、この校舎ではアスベスト材の囲込み工事が行われており、一たび大地震が発生すれば、大変な危険にさらされることになるため、この提案については真剣に考えるべきではないのか。

また、このことを理由に指定校変更の申出があったとしても、要綱にない変更理由のため認められないというが、保護者の不安を払拭するためにも、柔軟に対応してほしいと思うがどうか。

小規模校の優位性については、従前から主張してきたところであるが、市教委は一貫して学校再編計画では存続を認めないとしてきた。しかし、2月に忍路地区で行われた懇談会では、教育長から、何らかの理由で小規模校が残った場合には、特認校とすることもあり得る旨の説明があったところである。このことは、今回初めて示された見解であるものの、これまでの望ましい学校規模の確保という再編の大前提とは相入れないものであるが、市教委は、大きな転機になる発言であるという認識は持っているのか。

また、周辺部では、地域の核となる学校の存在は大きく、廃校による地域の疲弊を危惧する住民の声が寄せられるなど、再編計画にまちづくりの観点欠落していることは明白である。市教委としては、こういった意見と真摯に向き合い、規模ありきの再編計画を見直すべきと思うがどうか。

学校再編を進めるに当たっては、地域住民、在校生とその保護者、また今後の入学予定者とその保護者という3者から理解を得ることが大切である。保護者については、子供たちのよりよい教育環境づくりの事業であることから、説明しやすいものの、地域住民が求めるものは、学校と地域とのかかわり方であり、同じ観点では理解が得られない。これは、市教委だけで解決できる問題ではないことから、市長部局と十分に連携して取り組むべきものと思うがどうか。

立場の違う3者の要求をすべて満たすことは不可能であるため、それぞれの思いを尊重しながら、妥協点を探ることが重要である。それには、懇談会で出された意見や要望をしっかりと検討し、バランス感覚を持って進めていく必要があると思うがどうか。

地区別実施計画づくりに向けた懇談会において、市教委は、ブロック別に作成した再編プランを示しているが、これはさまざまな角度から検討を加え、十分に吟味された内容となっており、市教委が望ましいと考える検討結果も記されている。

これだけの資料を提示しながら、市教委は、参加者からの意見を聞くことに終始しているが、それでは、みずから最適と考える腹案を持ちながら、手のうちを隠し続けているのと同じことであり、真摯な態度で話し合いを行っているとは、到底言えないのではないのか。

今後は、統合校の位置やその理由などについて、市教委の考えを明確に示すとともに、この統廃合により、教育環境を整え、子供たちの学力を必ず向上させるという強い信念の下、懇談会に臨んでほしいと思うがどうか。

学校開放事業などを通じて多くの市民が利用している学校施設は、避難所としても位置づけられていることから、閉校後の跡利用のあり方については、市民の関心が高まっている。市は、統合により廃止となる学校が決まった段階で、学校跡地の利活用について、地元関係者と懇談会を開催するとしているが、既に統合協議会が発足し、平成25年3月の閉校が決まっている若竹小学校は、どのようなスケジュールで協議を行う予定でいるのか。

学校は、地域のシンボリックな存在であることから、住民の要望や意見を十分に聞き、納得が得られるよう丁寧な進め方をしてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第291号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

**○7番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び第291号は採択を主張して討論を行います。

最初に、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

西陵中学校は、小樽駅周辺にある唯一の中学校です。市内中心部は、石山、住吉、東山と三つの中学校が近年閉校となっています。西陵中学校がなくなれば、中心部の空洞化を招く危険があります。教育委員会は、プランとして西陵中学校を閉校とするプランを持ちながら、教育委員会として決定はしていないと言い、陳情者から西陵中学校を残すプランをつくってほしいとの声にも背を向けたままです。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

旧塩谷村の地域に学校がなくなることへの地域住民の不安は当然です。子供の教育にとっても長時間バスに乗り通学することは、それだけで余計なストレスを子供に加えることとなります。防犯、安全上の心配など、多くの問題があります。統廃合の判断基準として、子供が安心して通えるかどうかを重視すべきです。

教育委員会が適正規模がなければ教員配置が不十分になると言うように、そもそも国の教育リストラが背景にあります。2006年、時の自民党・公明党政府は、大型公共事業費や軍事費を維持するために、2010年までに1万人の教員削減を閣議決定いたしました。この教育リストラを行うのに最も手っ取り早い手段が学校をつぶすことなのです。学校は、地域での子育て、地域の存続に深くかかわっています。それだけに、統廃合は行政が一方向的に進めてはならず、住民の合意は欠かせません。

二つの陳情は、小樽市がどういう学校をつくるのか住民が決めるという、教育における地方自治の本質的な問題につながります。地域住民の合意がかけられない場合は、適正配置計画の見直しも含めて再検討すべきです。これら二つの陳情の願意は妥当であり、いずれも採択を主張します。

前期の議会では、継続審査中の905件の陳情が審議未了で消滅してしまいました。ですから、各会派の皆さんにも採択を呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより一括採決いたします

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第54号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第54号人権擁護委員候補者の推薦につきましても、鈴木美代子氏の任期が平成24年6月30日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） これより、採決いたします。

同意することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第11号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第11号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号の提案説明を行います。

意見書案第1号は、衆議院の比例定数削減に反対するものです。

政府民主党は、第180回通常国会に、社会保障と税の一体改革の財源保障を理由とする消費税増税と引替えに、衆議院比例定数80議席の減を提案するとしています。比例代表制の定数を80議席削減すれば比例代表の定数は100議席となり、衆議院の400議席の定数の4分の3は小選挙区で選ぶことになります。小選挙区制は大政党に有利に働き、4割台の得票で7割台の議席を得ることができ、多数の民意が切り捨てられます。

選挙制度の根幹は、主権者である国民の多様な民意を、できるだけ正確に議席に反映することにあります。この立場から、比例代表を中心にした制度にこそ改めるべきであり、比例定数削減を行わないよう強く求めるものです。

意見書案第2号は、消費税増税に反対するものです。

野田首相は、第180回通常国会の施政方針演説で、消費税を5パーセント上積みする増税法案を提出することを明らかにし、2014年4月に8パーセント、2015年10月に10パーセントに引き上げる方針です。現行分の地方消費税を除く全額を社会保障の費用に充てるとしていますが、増税分の5パーセントのうち1パーセントを社会保障拡充の財源とし、残り4パーセントは既存の社会保障の財源と消費税が置きかわるだけで、新たな社会保障の充実には使われません。一体改革案を見ると、年金削減、子ども手当削減、医療費や介護利用料の引上げ、年金支給開始年齢の引上げなど、国民の願う社会保障の拡充とは、ほど遠いものです。

消費税は、高額所得者には軽く低所得者に重い負担となるものです。東日本大震災の被災地や中小零細企業、1,000万人を超える低所得労働者に負担をかけるのではなく、大企業減税などを改め無駄を削り、応能負担の税制改革を行って財源をつくり、消費税増税はやめるべきです。

意見書案第3号は、政党助成金制度の廃止を求めるものです。

政党助成金は、金権腐敗政治に対する国民批判を背景として、1994年に政治改革関連法で小選挙区制とセットで、企業、団体献金を自粛する流れとして実施されました。制度が発足して17年、政党助成金を受け取り続けている政党のほとんどが、企業、団体献金を受け取っており、国民との約束を欺くもの

です。今、衆議院比例定数80議席を削減する案が出されていますが、国会議員がみずから身を削るというなら、まず政党助成金制度を廃止すべきです。

以上、議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇)(拍手)

○16番(林下孤芳議員) 民主党・市民連合を代表して、意見書案第1号衆議院の比例定数削減に反対する意見書案に反対の立場で討論をいたします。

今日、我が国の財政は極めて深刻な事態に立ち至っていることは、国民すべてが承知の事実であります。そのために、政府は税と社会保障の一体改革の方針を示していますが、消費税増税の前に政府や国会議員がやるべきことはすべてやり尽くすことが国民の声であると、マスコミの報道も多く見られます。

そうしたことから、2月29日、3党合意に基づき、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が成立し、国家公務員は2年間7.8パーセントの給与の削減を実施することが決定されました。この法案の審議の過程においては、労働基本権の問題など未解決の課題も多く残したままの決着となり、まさに苦渋の選択であったと言われていたようですが、そうしたことから国会議員がまず率先して議員定数の削減や報酬の削減に取り組むべきとの声は根強く、現実の問題として受け止めなければならないと考えます。

言うまでもなく、選挙制度の根幹は主権者の国民の多様な意見を議席に公平な形で反映されるべきとの主張は理解できます。しかし、国会での各党間の協議を見る限り、合意にはほど遠い感があります。

本意見書は、比例代表制度こそ民意を反映したものと主張が強くにじんだ表現となっておりますが、選挙区でも1票の格差で違憲判決が示され、是正を求められております。選挙制度の見直しを含めた比例代表の削減もやむを得ないものと考えます。

次に、意見書案第2号消費税増税に反対する意見書案に反対の立場で討論をいたします。

社会保障改革は、小泉政権時代に高齢化社会を迎え、毎年1兆円余りの社会保障費自然増が見込まれる中で、毎年2,500億円の削減を強行し、介護、医療、年金などの国庫負担金をほとんど阻止されずに続けられ、この方針はその後の内閣にも引き継がれてきました。民主党政権が発足し、この引き継がれた財政状況は民主党政権発足後、直ちに毎年2,500億円の削減をやめ、厳しい財政状況が続く中であっても、社会保障費に対する国の負担率の改善に取り組んできました。しかし、地方税の減少傾向同様に、国においても税収がそれまでの60兆円から40兆円へと激減をする中で、最低の条件として社会保障を現行水準で維持するためには、2014年4月から8パーセントへ、2015年10月から10パーセントへの消費税の引上げは不可避と判断されたものと言われております。

指摘されているとおり、消費税は逆進性という問題がありますが、低所得者に対する還付金制度の導入などについては、国会の審議を通じて決定されるものと信じております。税の負担は限りなく少なく、社会保障費は限りなく充実を求めるのは理想ではありますが、現実には不可能と言わざるを得ません。社会保障費の水準を維持し、国の財政を再建させるためには、やむを得ない措置と考えるものであります。

議員各位の御理解と御賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇)(拍手)

**〇20番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号について、討論を行います。

意見書案第1号は、衆議院の比例定数削減に反対するものです。

選挙制度をどうするかは、議会制民主主義の根幹にかかわる大問題です。

現行の小選挙区比例代表並立制は、1994年に制定されました。小選挙区制300議席と比例代表制180議席を合わせた選挙制度です。全国11ブロックで180議席が定数の比例定数を80議席削減すれば、たとえ300議席の小選挙区から5議席を削減しても比例代表と小選挙区の比率は約2対3が1対3まで拡大します。得票が議席に正しく反映する比例代表の比重が下がり、1選挙区から1人選ぶため大政党に有利で、死に票も多い小選挙区の比重が高くなり、投票と議席のゆがみが一層拡大し、民意の反映がさらに妨げられます。

小選挙区制は、第1党が4割台の得票率で7割以上の議席を独占し、議席に結びつかない膨大な死に票を出す制度です。2009年総選挙の結果で見ると、民主党は4割程度の得票しかないのに6割強の議席を獲得しています。比例定数を80議席削減すると、さらに7割程度の議席を独占することになります。

現在の小選挙区中心の選挙制度は問題が多いというのは、民主党以外の政党のほぼ共通した認識です。自民党の加藤紘一元幹事長は、「政治の劣化が叫ばれ、国民が焦燥感を持っていることの原因には小選挙区制がある」と述べており、公明党の東順治副代表は、「違憲・違法状態を早く脱出するのは当然だが、比例定数の80議席削減は結果的に民意の削減になる。その心配がある限り民主主義に逆行する話だ」と述べています。

民主党は、比例定数の80議席削減を「国会議員が身を切るためであり、消費税増税の前提だ」と言いますが、それこそ論外です。身を切るというなら、まず政党助成金を削るべきです。比例定数を80議席削減しても減らせる経費は56億円ですが、日本共産党以外が受け取っている政党助成金は年間320億円にもなります。世論調査でも、六、七割が制度の抜本的見直しを回答しており、民意が生きる国会が求められています。

日本共産党は、小選挙区制度を廃止して比例代表を中心とした選挙制度を求めてきました。議会制民主主義を守るために比例定数の削減に反対し、民意が反映される選挙制度の実現のために、党派を超えて力を合わせることを呼びかけます。

意見書案第2号は、消費税増税に反対するものです。

野田首相は、消費税増税について「どの政権でも避けて通れない」と言うだけで、なぜ増税なのか、なぜ消費税なのかについては説明がありません。

今進められている消費税増税計画には、三つの問題があります。第1は、中止を公約した八ッ場ダムや1メートル1億円の東京外かく環状道路など、無駄遣いを続けたままの大増税であることです。第2は、年金の給付削減、支給開始年齢の先延ばし、医療費の窓口負担増や保育の公的責任を投げ捨てる子ども・子育て新システムの導入など、社会保障切捨てとの一体の大増税という点です。3点目は、貧困と格差が広がり、地域経済が深刻な疲弊の下で行われる大増税であり、日本経済のさらなる悪化と財政破綻が進むこととなります。

今回は、消費税増税に対するさまざまな意見について、我が党の見解を述べて討論にします。

増税しないと財政が破綻するという意見がありますが、話は逆です。消費税を増税すれば景気が悪化し、税収が減って、かえって財政は悪化します。1997年に消費税を5パーセントにした結果、消費税の税収は増加しましたが、所得税や法人税は大きく減少し、この結果、政府の借金はますます大きく増えてしまいました。消費税を増税しないと財政が危ないのではなく、消費税を増税したら財政が危ないの

です。

消費税は、買物すればだれもが払うから平等だと言いますが、そんなことはありません。所得の低い人は、生活のために収入のほとんどを使ってしまいますから、収入に対する消費税の負担率が高くなります。一方、高額所得者は収入の一部しか使わず、残りは貯金したりしますから、収入に対する消費税の負担率は低くなります。

消費税は、低所得者ほど負担の重い不公平な税金です。所得税は一人一人の事情に合わせて負担を軽減することが可能です。例えば、震災で被害を受けた人には所得税や住民税を減免する制度があります。ところが、消費税はそうはいきません。全国的に商品が流通している中で、被災地だけ消費税を非課税にすることはできません。

次に、消費税増税の結果、消費者だけではなく中小企業にも深刻な影響が出る問題です。

全国商工会議所などの中小企業4団体が行ったアンケート調査によると、今でも多くの中小企業が「消費税を価格に転嫁できない」と回答しています。大企業に部品などを納入している下請企業の場合には、納入先から消費税分だけ単価を下げることを強要されたという例も少なくありません。消費税を受け取らなくても、税務署には消費税を納めなくてはなりません。収支が赤字なら法人税や所得税は納めなくて済みますが、消費税は赤字でも納めなくてはなりません。社長の給料を削って納めるなど、身銭を切って納める状況が今でも広がっているのに、さらに消費税率が上がれば倒産や廃業も増えます。雇用の7割を支える中小企業が苦境に追い込まれたら、日本経済はますます深刻な事態になってしまいます。

ヨーロッパの消費税は、日本より高いという声があります。確かにヨーロッパの消費税は、税率だけ見ると20パーセント前後と高くなっていますが、非課税品目や軽減品目がたくさんあり、税収全体に消費税が占める比率はそれほど高くありません。日本の税率を10パーセントにしたら、日本のほうが消費税の比率が高くなります。また、ヨーロッパでは、社会保障財源としては、事業主の社会保険料や消費税以外の税が占める比率が高くなっています。

消費税率を上げないと社会保障を支えられないという声があります。今もお聞きしました。消費税に頼らず、社会保障を再生、充実する財源を確保しながら、財政危機を打開していくためには、二つのことが必要です。

一つは、国民の所得を増やし経済を内需主導で健全な成長の軌道に乗せる民主的な経済改革を進めることです。この20年間、経済が停滞してきたことが今日の財政危機の大きな原因になっています。大企業はもうけを増やしてきましたが、それが国民に回らず家計消費が冷え込み続けてきたことが経済を停滞させています。大企業がため込んだ260兆円を超える内部留保を国民経済に還流させることが重要です。

もう一つは、歳入、歳出の改革です。大型公共事業や軍事費など、歳出の無駄を一掃するとともに、この間に減税が進められてきた富裕層や大企業に、応分の負担を求める税制改革を実現します。さらに、次の段階では、国民全体の負担が必要になってきます。しかし、それは消費税ではなく、所得税を中心とした累進的な税制で行うべきです。

次に、意見書案第3号は、政党助成金の廃止を求める意見書です。

赤ちゃんからお年寄りまで1人250円の負担で年間320億円もの税金を、政党が山分けしているのが政党助成金です。制度開設以来、各党が受け取った総額は5,358億円です。当初、党収入の40パーセントを上限にするとの当時の細川護熙首相と河野洋平自民党総裁の合意や、法律で3分の2とされた上限もほごにされ、今や各党の助成金依存率は民主党82.7パーセント、自民党67.4パーセントにも上りま

2011年の政党助成金は総額319億4,200万円、そのうち民主党は168億2,588万円、自民党は101億1,468万円、公明党は22億7,534万円受け取っています。そればかりではなく、各党は使いきれなかった政党助成金を基金として残しています。2010年度の基金残高は合計で63億6,683万円、野田内閣のため込みトップ2の一人は、事業仕分け人の蓮舫元行政刷新・少子化対策担当相で2,534万円、2位は平野達男復興・防災担当相で2,424万円です。これこそ事業仕分けの対象とすべきだと思います。

そもそも使い残した政党助成金は国庫に返すのが原則ですが、各党は基金などの抜け道をつくって、ため込んでいます。総務省によれば、制度創設後の16年間で国庫に返還されたのは、わずか4例、779万7,716円です。政党は本来みずから集めた資金で運営すべきであり、もらえる党とそれ以外の党とのハンディの拡大にもなります。そもそも憲法違反の政党助成金は廃止すべきですが、百歩譲っても毎年の余った交付金は、もともと税金なのでから、返還し、復興財源などに充てるべきです。

使い方も問題です。さきに述べた蓮舫氏が代表を務める民主党東京都参議院選挙区第3総支部の政党交付金使途等報告書によると、2010年3月、315万円、2006年、264万円で自動車を購入。毎年、自動車運行管理費用として運転手費用を支出。さらに、部品代、タイヤ交換代、車検費用、自動車保険料として自動車関連費用だけでも5年間に約1,150万円もの政党助成金を使っています。

税金でタイヤ交換など、政党助成金の使い方は常に問題になってきました。導入されたときは、企業献金をなくす対策でしたが、なくなるどころか企業献金も政党助成金も両方とも受け取っています。

日本共産党は、支持政党にかかわらず国民の税金が各党に配分される政党助成金は、憲法に定める思想・信条の自由を侵すとして一貫して受け取っていません。大義のない政党助成金制度は廃止して、この財源は被災地支援をはじめとした国民の生活支援に充てるべきです。

以上、各党派、議員の皆さんの賛同をお願いして討論とします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 4時29分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 酒 井 隆 行

議 員 佐 々 木 秩

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成24年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- (1) 菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成23年11月～12月分の各会計例月出納検査について報告があった。
- (2) 平成23年第4回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、平成24年2月20日に次のとおり報告があった。

陳情第149号「原発から出る放射能から子供を守るための対策の確立方について」につきまして、原発事故の防災対策の必要性については理解しておりますが、国において、被ばくを低減するための防護措置をはじめ、屋内退避、避難等の判断基準となる線量や安定ヨウ素剤の服用方法などの考え方の最終決定が来年度中に示される見込みとなっております。

また、原発に関する防災対策において、原発関連情報の入手や防災資機材の整備を図る上での財源確保は、本市が北海道の防災計画に位置付けられなければ、難しいものと思われまます。

市としては、市民の安全を守るためにも、本市が北海道の防災計画に位置付けられるよう、後志町村会などと連携を図りながら、国や北海道に対してUPZ（緊急防護措置区域）の拡大を求めて行くとともに、課題や問題点等の整理を行うなど、本市の原発事故の防災対策に反映するよう検討してまいりたいと考えております。

なお、放射線の測定器については、空間の放射線量率を測定するシンチレーションサーベイメーター1台が1月30日に納品され、2月3日から測定を開始し、以降は基本的に週2回月曜と木曜に測定を行い、測定結果を小樽市ホームページ上で公開しております。

陳情者に対しましては、この旨を連絡しておりましたが、去る2月9日に陳情者から「公開質問状並びに要望」が提出され、これに対する回答を2月22日までにする予定です。

以 上

衆議院の比例定数削減に反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 貫 元  
同 川 畑 正 美  
同 新 谷 と し

政府・民主党は、第180通常国会に「社会保障と税の一体改革」の財源保障を理由とする消費税増税と「引換え」に衆議院の比例定数80議席の削減を提案するとしています。

野田佳彦首相自身、施政方針演説で「政治・行政改革と社会保障・税一体改革の包括的な推進」として「衆議院議員の定数を削減する法案を今国会に提案すべく民主党と準備している」と述べています。比例定数削減は、民主党などの年来の主張でマニフェストに掲げた公約です。これは選挙制度をより小選挙区に近づけ、大政党に有利にするためです。小選挙区制は、4割台の得票で7割台の議席を得ることができ、多数の民意が切り捨てられるという重大な問題を含んでいます。

もし、民主党のいうように比例代表の定数を80議席削減すれば比例の定数は100議席となり、衆議院の400議席中、定数の4分の3は小選挙区で選ぶこととなります。国民の多様な民意はいよいよ国会に届かなくなるばかりでなく、衆議院で3分の2の議席を占めれば、どんな法案も通すことができ、一党独裁に道を開くことにもなります。

選挙制度の根幹は、主権者国民の多様な民意をできる限り正確に議席に反映することにあります。この立場から、比例代表を中心とした制度にこそ改めるべきです。

よって、国は、衆議院の比例定数削減は行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月14日  
小樽市議会

議決年月日	平成24年3月14日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

消費税増税に反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 貫 元  
同 新 谷 と し  
同 北 野 義 紀

野田首相は第180通常国会の施政方針演説で消費税を5パーセント上積みする増税法案を提出することを明らかにしました。消費税は所得に関係なく、収入に比べた負担率では、高額所得者に軽く低所得者に負担が重くのしかかる不公平税制で、「応能負担」の原則から根本的に逸脱した税制です。

野田首相の施政方針によれば、2014年4月に8パーセント、15年10月に10パーセントに引き上げるといふものです。政府・民主党は、引上げ後の消費税収について、現行分の地方消費税を除く全額を社会保障の費用に充て、「社会保障改革」の財源とするとしています。しかし、増税分の5パーセントのうち社会保障拡充の財源となるのは1パーセント（2兆7,000億円）だけであり、残りの4パーセントは、基礎年金の2分の1の国庫負担財源に1パーセント、従来の社会保障支出の財源と入替えに1パーセント、高齢化による自然増に1パーセント、消費税引上げに伴う社会保障や公共事業費などに1パーセントで、国民が望む社会保障の充実とは程遠いものです。

特に、東日本大震災の被災地域や中小零細企業、多くの低所得労働者にとっても容認できないものです。

よって、政府は、大企業減税などの負担軽減をやめ、無駄を削り、応能負担の原則に基づく税制改革を行い、消費税増税をしないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月14日  
小樽市議会

議決年月日	平成24年3月14日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

政党助成制度の廃止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	川 畑 正 美
	同	新 谷 と し
	同	北 野 義 紀

政党助成金（約320億円）は、金権政治に対する国民の批判を背景として、1994年に「政治改革」関連法で小選挙区制とセットで、企業、団体献金を自粛する流れとして実施されました。

政党助成制度（政党交付金）が発足して、今年で17年になりましたが、現在、政党助成金を受け取り続けている政党のほとんどが、企業や団体からの献金を受け取っています。これは、当初の「改革」を踏みにじり、国民を欺くものです。

今、衆議院比例代表の議席80削減がいられていますが、これによる経費節減は僅か56億円にすぎません。国会議員が自ら身を削るといふのなら、政党助成金の廃止によって 457議席分に相当する経費節減となり、これこそを先行して実施することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月14日  
小樽市議会

議決年月日	平成24年3月14日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

確実かつ実効的な「障害者総合福祉法」（仮称）の制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	川 畑 正 美
	同	斎 藤 博 行
	同	佐々木 茂

我が国では、平成18年4月、障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行されました。しかし、法の施行直後から、様々な問題点が指摘されてきたところでもあります。その後、政府は平成22年1月に、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わしました。

一方、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に90か国以上が批准を終えています。我が国は、国内法が未整備のため、いまだ批准されていない状況であります。

これらの問題解決に向けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に、内閣における、「障がい者制度改革推進本部」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置されました。ここでの検討を踏まえて、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また8月には同推進会議の下に設けられた総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられました。

障害の種別間の谷間や制度間の空白に解消を図るための支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）では、平成24年度通常国会への法案提出、平成25年8月までの施行を目指すこととされることにより、障害者の権利の擁護及び障害者支援に関する諸施策を大きく推進することが期待されます。

以上のことから、国において下記のとおり、確実かつ実効的な「障害者総合福祉法」（仮称）制定がなされることを求めます。

記

- 1 「障害者総合福祉法」（仮称）制定に当たっては、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
- 2 「障害者総合福祉法」（仮称）の施行に当たっては、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源の確保について十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月14日  
小樽市議会

議決年月日	平成24年3月14日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

泊原発1、2号機の再稼働に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	成田祐樹
	同	小貫元
	同	鈴木喜明
	同	佐々木秩

今、北海道と北海道電力は、泊原発1、2号機のストレステストを終え、早期再稼働を目指しています。しかし、ストレステストの結果だけで、安全性が保証され、再稼働の条件ができるわけではありません。

第1に、東京電力福島第一原発の事故原因の徹底究明はこれからです。福島事故の教訓に立って、新しい安全基準が確立され、審査がなされるべきであり、福井県知事も述べているように新基準による厳格な安全宣言がまず必要です。

第2に、巨大地震による原発配管亀裂の可能性が指摘されており、また泊沖の西積丹には多くの活断層が指摘されています。M7、8の地震も予測されています。

巨大地震による損傷が過酷事故を引き起こすのではないかと住民の不安は少なくありません。

泊原発1、2号機の再稼働には、30キロメートル圏の住民はもとより、広い住民の理解が必要であり、何よりも住民の安全第一に対応することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月14日  
小樽市議会

議決年月日	平成24年3月14日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

安心できる介護保険制度に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	川 畑 正 美
	同	松 田 優 子
	同	山 口 保
	同	佐々木 茂

急速な高齢化社会の進行によって、老々介護など介護問題は一層深刻になっています。

社会保障審議会介護保険部会は昨年11月末の「議論の整理」において、(1)要支援者は、利用者負担割合の引上げ、予防効果のないものは給付から外す、(2)ケアマネジメントは、利用者負担の導入、機能強化に向けた対応、(3)一定以上の所得者の利用者負担は2割へ引上げ、(4)多床室、補足給付は、室料負担を求め、資産把握の検討、(5)介護施設の重点化として要介護1、2の追加負担などを挙げ、可能な制度改正項目から具体化を図るとしています。

社会保障と税の一体改革は、「介護給付の重点化」などを検討するとしており、政府は近く介護保険法の改正案を提出しようとしています。

つきましては、私たちが安心して暮らせる老後を保障する介護保険制度の改正を求め、以下の項目について要望します。

記

- 1 老人介護施設の待機者の解消など、介護基盤の充実を図ること。
- 2 介護従事者の処遇改善と定着を図るため、国の改善交付金制度の継続を図ること。
- 3 重い利用者負担の軽減策の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月14日  
小樽市議会

議決年月日	平成24年3月14日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	濱本進
	同	佐々木秩
	同	北野義紀

2008年の金融危機以降、とりわけ若者の雇用は厳しい状況が続いており、昨年の東日本大震災に加え、超円高に見舞われ、更なる悪化が懸念されます。

日本は、技術立国として知られていますが、少子高齢化の進展により担い手の育成は急務で、前途有望な若者たちに活躍の場がないことは、社会全体にとっても大きな損失です。

さらに、長引く景気低迷は、若者の正社員への道を閉ざし、現役学生が安定を求めて大企業志向を強める一方、就職できなかった者は、職業能力向上の機会が著しく失われ、仕事の本質的な魅力に触れる機会も少なくなります。

このような状況の中、若者雇用の非正規化が進む要因の一つとして、「情報のミスマッチ」が挙げられます。それは、多くの中小企業がハローワークを通じて求人する一方、学生側は就職支援サイトを多用しているというミスマッチです。また、中小企業の情報が乏しいために、それが学生の大企業志向を助長させ、雇用のミスマッチを生んでいるともいえます。

よって、政府は、若者の雇用をめぐるミスマッチ解消のため、以下の項目を迅速かつ適切に講ずるよう強く求めます。

記

- 1 ハローワークと就職支援サイトの連携強化で中小企業に関する情報提供体制の充実を図ること。
- 2 企業現場での実習（OJT）を行う「有期実習型訓練」を実施する中小企業に対する助成金制度を拡充すること。
- 3 ジョブカフェ強化型事業や「ドリームマッチ・プロジェクト」の継続又は同様の取組の拡充を図り、学生と中小企業の接点を強化すること。
- 4 地域の中小企業と関係団体が協力し、新入社員への基礎的な職業訓練・能力開発を一体的に実施するなど、中小企業への定着支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月14日  
小樽市議会

議決年月日	平成24年3月14日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹田友三郎
	同	川畑正美
	同	松田優子
	同	斎藤博行
	同	佐々木茂

父子家庭が年々増えており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えています。父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差があります。

児童扶養手当法改正により平成22年8月1日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなりました。しかし、このほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられません。

よって、政府におかれては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施することを強く要望します。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、現在の母子家庭と同様に死別の父子家庭の父においても支給対象となるよう改正すること。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月14日  
小樽市議会

議決年月日	平成24年3月14日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

基礎自治体への権限移譲に関する支援策の充実を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	小 貫 元
	同	高 橋 克 幸
	同	上 野 智 真
	同	林 下 孤 芳

国が地方自治体の仕事を様々な基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための「地域主権一括法」の第 1 次・第 2 次一括法が、昨年の通常国会で成立しました。291 項目にわたる第 3 次見直しも昨年末に閣議決定され、本年の通常国会に提出される見通しとなっています。

一方、自主財源の乏しい地方自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めてきていますが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないなどで、更に厳しい財政運営を強いられています。地方自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっています。

地域主権改革は、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革を目指すものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくものでなければなりません。

よって、政府においては、支援策の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

記

- 1 政府においては、権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実にを行うこと。また、移譲時に必要となる電算システム整備など臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。
- 2 都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、事務引継、研修、職員派遣、都道府県・市町村間の推進体制の構築など、基礎自治体への権限移譲が進められるよう、政府は、移譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について地方側に十分な情報提供を行うこと。
- 3 厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制等も含め、各市町村単独での権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想されることから、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。
- 4 地方の自主性・裁量性を拡大し、地方の特性に応じて事務が行えるよう、一層の「義務付け・枠付け」の見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 3 月 14 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 24 年 3 月 14 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	安 斎 哲 也
	同	川 畑 正 美
	同	酒 井 隆 行

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし、現在の我が国は、年間自殺者が 3 万人にも上り、320 万人を超える方々、つまり国民の 40 人に 1 人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にあります。ひきこもり、虐待、路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえます。

しかし、日本における精神保健、医療、福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではありません。

世界保健機関(WHO)は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標（障害調整生命年〈DALY〉）を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。

精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえます(WHO の「命と生活障害の総合指標」による)。

欧米では、この指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策が執られてきていません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置付け、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。

よって、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 3 月 14 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 24 年 3 月 14 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	高 橋 克 幸
	同	齋 藤 博 行
	同	北 野 義 紀
	同	前 田 清 貴

政府は税と社会保障の一体改革に強い意欲を示していますが、肝心の年金制度の抜本改革については、全体像が明らかになっていません。政府・民主党は平成21年の衆院選公約（マニフェスト）で「年金一元化」「月額7万円の最低保障年金の創設」を掲げました。ところが、政権交代から2年6か月が経過しても、依然として最低保障年金に必要な財源や、年金一元化に向けた具体的な制度設計は明らかになっていません。政府の税と社会保障一体改革素案では平成25年の通常国会に法案を提出するとしていますが、全く内容が不透明なままでは来年の通常国会に提出される見通しが立たず、「新たな年金制度創設のための法律を平成25年までに成立させる」との、マニフェストの実現は全く目途が立っていない状態となっています。

平成23年3月に民主党内で最低保障年金創設に向けて行った試算では、「新たに消費税率7.1パーセントの増税が必要」と結論が出て、野党の求めに応じてこの試算を公表しました。しかし、本来ならば試算を基に、党内議論を重ね制度設計をすることが与党として当然の務めですが、その責任を果たさず試算を「民主党の案でもない」と位置付けている現状では、民主党が公約した新年金制度の全体像を明らかにする姿勢は全く感じられません。

全体像が明らかにならないままでは、国民が消費税増税に納得しないことは言うまでもありません。

よって、政府において、年金制度抜本改革の全体像を明らかにするよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年3月14日  
小樽市議会

議決年月日	平成24年3月14日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

# 平成24年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成24年2月22日～平成24年3月14日(22日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成24年度小樽市一般会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
第1号 修正案	平成24年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H24.3.14	議員	—	(予算)	(H24.3.8)	(否決)	H24.3.14	否決
2	平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
3	平成24年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
4	平成24年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
5	平成24年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
6	平成24年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
7	平成24年度小樽市住宅事業特別会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
8	平成24年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
9	平成24年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
10	平成24年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
11	平成24年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
12	平成24年度小樽市病院事業会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
13	平成24年度小樽市水道事業会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
14	平成24年度小樽市下水道事業会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
15	平成24年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
16	平成23年度小樽市一般会計補正予算	H24.2.22	市長	—	—	—	—	H24.2.22	可決
17	平成23年度小樽市一般会計補正予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
18	平成23年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
19	平成23年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
20	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
21	平成23年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
22	平成23年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
23	平成23年度小樽市病院事業会計補正予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
24	平成23年度小樽市水道事業会計補正予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
25	平成23年度小樽市下水道事業会計補正予算	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
26	小樽市職員倫理条例案	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
第26号 修正案	小樽市職員倫理条例案に対する修正案	H24.3.14	議員	—	(予算)	(H24.3.8)	(否決)	H24.3.14	否決
27	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H24.2.22	市長	H24.2.29	予算	H24.3.8	可決	H24.3.14	可決
28	小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	H24.2.22	市長	H24.2.29	総務	H24.3.9	可決	H24.3.14	可決
29	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H24.2.22	市長	H24.2.29	総務	H24.3.9	可決	H24.3.14	可決
30	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H24.2.22	市長	H24.2.29	厚生	H24.3.9	可決	H24.3.14	可決
31	小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案	H24.2.22	市長	H24.2.29	厚生	H24.3.9	可決	H24.3.14	可決
32	小樽市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例案	H24.2.22	市長	H24.2.29	厚生	H24.3.9	可決	H24.3.14	可決
33	小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案	H24.2.22	市長	H24.2.29	厚生	H24.3.9	可決	H24.3.14	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
34	小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	厚生	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
35	小樽市興行場法施行条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	厚生	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
36	小樽市理容師法施行条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	厚生	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
37	小樽市美容師法施行条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	厚生	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
38	小樽市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	厚生	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
39	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	予算	H24. 3. 8	可決	H24. 3. 14	可決
40	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	予算	H24. 3. 8	可決	H24. 3. 14	可決
41	小樽市屋外広告物条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	建設	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
42	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	建設	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
43	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	予算	H24. 3. 8	可決	H24. 3. 14	可決
44	市立小樽図書館条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	総務	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
45	小樽市総合博物館条例等の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	総務	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
46	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	総務	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
47	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	総務	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
48	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	予算	H24. 3. 8	可決	H24. 3. 14	可決
49	市道路線の認定について	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	建設	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
50	市道路線の変更について	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	建設	H24. 3. 9	可決	H24. 3. 14	可決
51	工事請負変更契約について	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	予算	H24. 3. 8	可決	H24. 3. 14	可決
52	工事請負変更契約について	H24. 2. 22	市長	H24. 2. 29	予算	H24. 3. 8	可決	H24. 3. 14	可決
53	小樽市非核港湾条例案	H24. 2. 22	議員	H24. 2. 29	総務	H24. 3. 9	否決	H24. 3. 14	否決
54	人権擁護委員候補者の推薦について衆議院の比例定数削減に反対する意見書(案)	H24. 3. 14	市長	—	—	—	—	H24. 3. 14	同意
意見書案第1号	消費増税に反対する意見書(案)	H24. 3. 14	議員	—	—	—	—	H24. 3. 14	否決
意見書案第2号	政党助成制度の廃止を求める意見書(案)	H24. 3. 14	議員	—	—	—	—	H24. 3. 14	否決
意見書案第3号	確実かつ実効的な「障害者総合福祉法」(仮称)の制定を求める意見書(案)	H24. 3. 14	議員	—	—	—	—	H24. 3. 14	可決
意見書案第4号	泊原発1、2号機の再稼働に関する意見書(案)	H24. 3. 14	議員	—	—	—	—	H24. 3. 14	可決
意見書案第5号	安心できる介護保険制度に関する意見書(案)	H24. 3. 14	議員	—	—	—	—	H24. 3. 14	可決
意見書案第6号	若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書(案)	H24. 3. 14	議員	—	—	—	—	H24. 3. 14	可決
意見書案第7号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書(案)	H24. 3. 14	議員	—	—	—	—	H24. 3. 14	可決
意見書案第8号	基礎自治体への権限移譲に関する支援策の充実を求める意見書(案)	H24. 3. 14	議員	—	—	—	—	H24. 3. 14	可決
意見書案第9号	こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書(案)	H24. 3. 14	議員	—	—	—	—	H24. 3. 14	可決
意見書案第10号	年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書(案)	H24. 3. 14	議員	—	—	—	—	H24. 3. 14	可決
意見書案第11号	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査
その他会議に付した事件	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査

※第1号修正案及び第26号修正案の( )は、平成24年3月8日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

# 請願・陳情議決結果表

予算特別委員会

○請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	国民健康保険料の引下げ方について	H24. 2. 27	H24. 3. 8	不採択	H24. 3. 14	不採択

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
292	小樽市職員倫理条例案の見直し方について	H24. 2. 27	H24. 3. 8	不採択	H24. 3. 14	不採択

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2 ～ 145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 7. 4	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査
151 ～ 280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 9. 13	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査
283 ～ 289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 11. 28	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査
294 ～ 308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24. 2. 27	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23. 11. 29	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23. 7. 4	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査
148	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H23. 9. 7	H24. 3. 9	継続審査	H24. 3. 14	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23.11.21	H24.3.12	継続審査	H24.3.14	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について	H24.2.20	H24.3.12	継続審査	H24.3.14	継続審査